

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成26年3月7日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成26年 3月 7日
2. 閉 会 平成26年 3月19日
3. 会 期 13日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 小 柴 敬	6番 猪 俣 常 三	11番 清 野 佐 一
2番 三 留 正 義	7番 鈴 木 満 子	12番 五十嵐 忠比古
3番 長谷川 義 雄	8番 多 賀 剛	13番 武 藤 道 廣
4番 渡 部 憲	9番 青 木 照 夫	14番 長谷沼 清 吉
5番 伊 藤 一 男	10番 荒 海 清 隆	

2. 不応招議員

な し

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成26年3月7日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
請願の受理、委員会付託
- 日程第4 議会活性化特別委員会中間報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

平成26年3月10日（月）

- 日程第1 一般質問（渡部憲 猪俣常三 小柴敬 伊藤一男 長谷川義雄）

平成26年3月11日（火）

- 日程第1 一般質問（多賀剛 鈴木満子 青木照夫 荒海清隆 五十嵐忠比古）

平成26年3月12日（水）

- 日程第1 一般質問（清野佐一 長谷沼清吉）

平成26年3月13日（木）

- 日程第1 議案第1号 西会津町訪問看護事業所設置条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町在宅老人福祉手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第11号 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第6次）

日程第12	議案第12号	平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算 (第1次)
日程第13	議案第13号	平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算 (第1次)
日程第14	議案第14号	平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2次)
日程第15	議案第15号	平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予 算(第2次)
日程第16	議案第16号	平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2次)
日程第17	議案第17号	平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4 次)
日程第18	議案第18号	平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)
日程第19	議案第19号	平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第 2次)
日程第20	議案第20号	平成25年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)

平成26年3月14日(金)

日程第1	議案第16号	平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2次)
日程第2	議案第17号	平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4 次)
日程第3	議案第18号	平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3 次)
日程第4	議案第19号	平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第 2次)
日程第5	議案第20号	平成25年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)
日程第6	議案第21号	平成26年度西会津町一般会計予算
日程第7	議案第22号	平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第8	議案第23号	平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
日程第9	議案第24号	平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第10	議案第25号	平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第11	議案第26号	平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第12	議案第27号	平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第13	議案第28号	平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第14	議案第29号	平成26年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第15	議案第30号	平成26年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第16	議案第31号	平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第17	議案第32号	平成26年度西会津町水道事業会計予算

日程第18 議案第33号 平成26年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成26年3月18日（火）

日程第1 議案第21号 平成26年度西会津町一般会計予算
日程第2 議案第22号 平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3 議案第23号 平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
日程第4 議案第24号 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第5 議案第25号 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第6 議案第26号 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第7 議案第27号 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
追加日程第1 提案理由の説明
追加日程第2 議案第45号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

平成26年3月19日（水）

日程第1 議案第28号 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第2 議案第29号 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第3 議案第30号 平成26年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第4 議案第31号 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第5 議案第32号 平成26年度西会津町水道事業会計予算
日程第6 議案第33号 平成26年度西会津町本町財産区特別会計予算
日程第7 議案第34号 社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の変更契約について
日程第8 議案第35号 社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立3号橋）橋梁下部工工事請負契約の変更契約について
日程第9 議案第36号 町道の廃止について
日程第10 議案第37号 町道の認定について
日程第11 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第12 議案第39号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第13 議案第40号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14 議案第41号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15 議案第42号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16 議案第43号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17 議案第44号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第1 提案理由の説明
追加日程第2 議案第46号 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
追加日程第3 議案第47号 西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約について
追加日程第4 議案第48号 西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約について

- 追加日程第 5 議案第49号 西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約について
- 追加日程第 6 議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議会案第 1 号 保育施設運営に係る調査特別委員会の設置について
- 日程第19 保育施設運営に係る調査特別委員会委員の選任
- 日程第20 請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第21 意見書案第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 追加日程第 1 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月7日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第1号）

平成26年3月7日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願の受理、委員会付託

日程第4 議会活性化特別委員会中間報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。

ただ今から平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を開会します。(10 時 00 分)

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末をひかえ公私まことにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 26 年度予算をはじめとする重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3 月となり暖かくなつたとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 44 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願は 1 件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、小柴敬君、12 番、五十嵐忠比古君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 13 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 19 日までの 13 日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第4に入る前に、皆さんに申し上げます。議会活性化特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第4、議会活性化特別委員会の中間報告を行います。

議会活性化特別委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会活性化特別委員会委員長 （別紙報告書により報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって議会活性化特別委員会の中間報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 （例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終ります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 日程第8、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告説明を

求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、事故に係るものであります。

それでは、報告第1号をご覧いただきたいと思います。

発生年月日は、平成25年12月27日であります。その内容であります、西会津診療所駐車場において、町公用車が後退したところ、後方に駐車していた相手方車輛に接触したものであります。事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成26年1月14日、賠償額17万4,840円で和解したところであります。過失割合は、当方100パーセント、相手方ゼロパーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 今の報告で内容はわかりました。この内容を見ますと、事故の発生日が平成25年12月27日、それで和解、いわゆる示談が成立したのが26年の1月の14日というようなことで、比較的、年末年始の忙しいというか、慌ただしい時期にも関わらず、実質休みを除けば10日前後で、これ和解が成立しているというようなことであります。

私も以前申し上げたことがあるんですが、双方に過失があつて、なかなか過失割合の調定ができない、示談が長引くということがありますがけれども、この過失割合が100、ゼロの案件というのは、そんなにかかっても1カ月かからずできるのではないかなという思いはありましたけれども、実際は今まで何カ月もかかっていた案件がありました。今回は、実質10日前後で和解、示談が成立しているというのは、システムが変わったということがあるのか、あるいはやり方が変わったというようなことがあったのか、その点をお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 これまで示談のケース等は、いろいろあったわけですが、比較的時間がかかっておりましたのは、相手方の修理に時間がかかるということが、間々ございました。あるいはなかなか示談の話し合いがまとまらないということがあったわけですが、今回につきましては、相手の方とお話し合いをさせていただきまして、相手の方が車を買替えるということで、損害額が比較的すぐに確定いたしましたので、示談が早く済んだということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 内容はわかりました。私はこの100、ゼロの事故、過失割合の案件に関しては、本当にこんな時間をかけている必要はないと思いますので、やればできるというようなこと、実績できたわけですから、今後もこういう案件はスピーディに、いわゆるスピード感

をもって対処いただきたい、それだけ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 事故ですから、これ防げる事故、防げない事故があると思います。お互いに走行中ならばなかなか防げないことも多いのかなと思いますが、今回は 100 パーセントということは、こちらが過失 100 パーセント、というのは相手の車が止まっていたから。これは防げるはずなんです。動いている同士というのはあるでしょう、止まっていたところへは、きちっと注意をすればこういう接触事故は起こらないはずですから、そこら辺はやはり安全管理者として運転手に徹底して、その安全教育をすべきだと思いますが、いかがですかということ。こういう自動車事故で、まだ和解にいたらない件数、何件ほどおありですか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 事故の防止につきましては、職員につきましては、機会あるごとに交通法規の遵守、それから事故防止につきまして、再三にわたり注意を促しているところでございます。それで、このたびの事故につきましては、シルバー人材センターに委託をした業務の中での発生ということがございまして、これにつきましては、シルバー人材センターのほうの事務局に対しまして、事故の再発防止、それから交通法規の遵守、こういったものにつきまして申し入れをさせていただきまして、事故の再発防止に努めていただくようお願いをしたところでございます。

それから 2 点目のご質問でございますけれども、現在、示談にいたっていない案件につきましては 1 件がございます。

○議長 これで報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

町長より教育委員会委員、佐藤晃教育長の辞職について、発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、伊藤勝君。

○町長 議員の皆さんには貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。私からは、ただいま議長のお話にもありましたように、このたび、教育委員会委員、佐藤晃教育長の辞職申出に伴う同意について申し上げます。

平成 21 年 9 月 25 日から、教育委員会教育長の職にあります佐藤晃氏から、健康上の理由により、本日 3 月 7 日をもって教育委員を辞職したい旨の申出があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定に基づき、辞職に同意したので、ご報告を申し上げます。

佐藤教育長におかれましては、平成 18 年 12 月から 3 期にわたり町教育委員を務められ、この間、平成 20 年 10 月から平成 21 年 9 月までは教育委員長、平成 21 年 9 月から現在までは 2 期にわたり教育長を務めてまいられました。この間、町内の五つの小学校を統合した西会津小学校の開校、また同校の新校舎建設のため尽力された他、小中学校連携教育を推進されるなど、本町の教育行政に多大なる貢献をいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

今後は、治療、療養に専念され、一日も早い回復をされますようにご祈念を申し上げまして報告とさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長　本日３月７日付けで辞職されます教育長、佐藤晃君より、あいさつしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

教育長、佐藤晃君。

○教育長　ただいま町長のお話にもございましたように、一身上の都合によりまして、現在の任期途中の本日を持ちまして、退任させていただくことになりまして、誠に申し訳なく存じておりますが、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

思い起こしますと、平成１８年１２月１４日より、西会津町教育委員会委員を拝命し、とりわけ平成２１年９月２５日からは、大役であります教育長を仰せつかりまして、本日まで本町の教育行政に携わらせていただきました。この間、もとより微力ではございましたが、伊藤勝町長はじめ、町ご当局の皆さま、町議会の皆さま、教育委員の皆さま、町民の皆さま、さらには保護者の皆さまの温かいご指導、ご助言を賜りましたこと、衷心より感謝申し上げます次第でございます。皆さまのご期待にしっかりと応えする仕事のできたのかどうかは、はなはだ疑問でございますけれども、この間は、皆さまにお支えいただきながらの職務遂行でございました。改めて、ここに深く御礼を申し上げる次第でございます。

現在、町ご当局には、西会津小学校新校舎の建築を順調に進めていただいております。平成２７年度からの小中連携教育が本格的に、そして力強く推進されまして、本町の将来を担う児童生徒が一層健やかに成長していきますよう、そして学校教育、生涯学習、スポーツ活動、芸術文化活動、教育行政全般が一層順調に推進されますように祈ってやみません。これからは一町民といたしまして、力いっぱい応援してまいりたいと存じます。

結びに、本町のますますのご発展をお祈り申し上げますとともに、皆さまのますますのご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、措辞ではございますが、退任にあたってのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話さまになりました。

○議長　長い間、ありがとうございました。お疲れさまでした。

なお、皆さんに申し上げます。このあと、１時１５分より全員協議会を開催します。そのあと、議会広報特別委員会を開催してください。

本日はこれで散会します。（１２時１４分）

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月10日（月）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 課 長	成 田 信 幸
町民税務課長	新 田 新 也	代表監査委員	新井田 大
健康福祉課長	渡 部 英 樹	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第4号）

平成26年3月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（全員協議会）

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 渡 部 憲 | 2. 猪俣 常三 | 3. 小 柴 敬 |
| 4. 伊藤 一男 | 5. 長谷川義雄 | 6. 多 賀 剛 |
| 7. 鈴木 満子 | 8. 青木 照夫 | 9. 荒海 清隆 |
| 10. 五十嵐忠比古 | 11. 清野 佐一 | 12. 長谷沼清吉 |

○議長 おはようございます。平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長 報告いたします。

教育長の辞任に伴い、教育委員長から地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、教育長職務代理者、教育課長を出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

4 番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。4 番、渡部憲でございます。

まず質問に入る前に、東日本大震災から 3 年が過ぎようとしております。不幸にして亡くなられた方、また、まだ行方がわからない方々に対し、哀悼の誠をささげるとともに、ふるさとを追われ、家族とともに散り散りばらばらになりながら生活を送られている方々に対し、一日でも早くふるさとに帰り、もとの生活に戻れるように、福島県民の一人として早くもとの状態に戻れるように願わずにはいられません。必ず明日は来る。希望に満ちた明日は来るんだ。花は咲く。花は咲きます。それに希望を持ってがんばってほしいと思います。

それでは、通告順に従い質問を開始いたします。

まず一つ、PM2.5 の注意喚起について質問をいたします。PM2.5 に対する町の対応はどうか、町長の前の答弁にもございましたように、PM2.5 に対する町の対応は、防災無線、その他いろんな方法で対応されたと聞いております。しかし、これから 4 月、5 月になりまして、またまた PM2.5 が発生する可能性は大であります。そのために、町は今後どのような対応をするのか、それをお伺いいたします。

二つ目、明神橋の交通規制についてであります。町道明神橋線、耐震補強工事にかかる交通規制については、町、業者、地元住民との話し合いは、工事が始まる前に話し合いはあったのか。今後、交通規制はどうなるのか、それをお伺いいたします。

質問を変えまして、本町における NPO 法人についてお伺いいたします。本町における NPO 法人の数はどのくらいあるのか。

二つ目、本町が事業を発注している、委託事業でございますが、NPO 法人名と金額及び活動状況をおわかりでしたらお知らせ願います。

以上をもちまして、私の質問でございますが、簡単明瞭に、そしてみんなにわかりやすく答弁をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 4 番、渡部憲議員のご質問のうち、PM2.5 の注意喚起についてのご質

間にお答えいたします。

中国の大気汚染により発生している微小粒子状物質PM2.5は、粒子が非常に小さいため、人間の呼吸器の奥まで入り込みやすく、健康への影響が懸念されており、全国的な問題となっております。国では、健康に影響を及ぼす可能性が高くなる濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1日平均で1立方メートルあたり70マイクログラムと定めております。福島県におきましては、会津若松市など県内9カ所に測定局を設置し、常時数値を監視しているところであります。また、県では国が示す指針をもとに、県内いずれかの測定局の午前5時から午前7時までの平均値が85マイクログラムを超えた場合、若しくは午前5時から正午までの平均値が80マイクログラムを超えた場合には、県内全域に注意喚起の情報をを行うこととしております。

県内ではこれまで、高い数値を示しておりませんでした。2月25日から県内の測定局の数値が上昇し、会津若松市における2月26日の午前5時から午前7時までの平均値が85マイクログラムとなったことから、初めての注意喚起情報が出されたところであります。

本町の対応としましては、午前8時頃に県から情報提供を受けたのち、小中学校や保育所、西会津高等学校などに連絡するとともに、防災行政無線やケーブルテレビにより、不要不急の外出の自粛や外出時のマスクの着用、屋外での激しい運動の自粛、体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意するよう町民に周知を図ったところであります。今後も、国や県の情報を注視し、的確な対応をしてまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、明神橋の交通規制のご質問にお答えいたします。

町では、明神橋の耐震補強工事を平成25年8月12日より着手し、鋭意事業進捗に努めているところであります。施工に際しては、資材の搬入・積み下ろし等により交通規制を伴う施工となることから、地元自治区である井谷・八重窪の両自治区長と協議を行い、回覧文書の配布を実施するとともに、ケーブルテレビによる文字放送や現場周辺に予告板を立てる等の措置を講じて、交通規制の周知を図ってまいりました。さらに、冬期間は井谷・なぎの平間の除雪を行う等、自治区への負担軽減にも努めております。

また、平成26年度の工程は終日の交通規制が不可欠となる施工があることから、関係自治区のご理解とご協力をいただけるよう、説明会等をとおして周知してまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、NPO法人に関する質問にお答えいたします。

おただしのNPO法人は、社会貢献等を目的に、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した団体をいいまして、本町内に主たる事務所を置く法人は、本年1月31日現在6法人となっています。

次に、NPO法人に対しての、町事業の発注の状況であります。本年度事業においては2件の委託事業を発注しております。その内容ですが、1件目は、NPO法人西会津国際芸術村に対し、国際芸術村事業を委託しています。ご承知のとおり、NPO法人西会津

国際芸術村につきましては、芸術村の誕生に併せ、芸術村の活動支援を目的に設立された NPO 法人でありまして、平成 17 年度から継続して同業務を委託しております。芸術家の招致業務をはじめ、公募展の開催等、本施設を活用した各種事業を展開いただいているところでありまして、平成 25 年度の委託料は、350 万円となっております。

次に 2 件目ですが、NPO 法人超機密プロジェクトに観光・物産復興 PR 事業を委託しております。この NPO 法人超機密プロジェクトは、町の観光や商業の活性化、オリジナルキャラクターを活用した情報の発信を目的に、町商工会青年部のメンバーを中心に設立されました NPO 法人でありまして、昨年 3 月に、ご当地ヒーロー、丞神デナーを誕生させました。本業務は、この丞神デナーを活用し、さまざまなイベント等において、西会津町の PR や情報発信を行っていただくための委託事業でございます。緊急雇用創出事業を財源に委託しているところでございます。なお、本業務に係る平成 25 年度の委託料は、281 万 2 千円となっております。

町としましては、協働のまちづくりを推進し、活力ある地域づくりを進めていくためには、こうした NPO 法人や地域づくり団体の力を、最大限に活かしていくことが必要だと考えております。今後も、これら団体の皆さんとさまざまな連携を図りながら、まちづくりを進めていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 ただ今 PM2.5 注意喚起につきまして答弁いただきました。この PM2.5 のマイクログラムですか、これは地元西会津町役場では、濃度は測ることはできますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたが、県内 9 カ所に測定局がございます。今、インターネットで時間ごとに見ることはできますが、町内には測定局はございませんので、西会津町の濃度がいくらという数値はわからないということであります。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、霧がかかったような状態になりますよね。その場合に、今、濃度がいくらくらいあるから、学校、町民の皆さん、保育所の皆さんは直ちにマスクをしてくださいとか、外に出ないでくださいとか、それは県の出先機関、あるところはすぐにわかりますよね。だから、西会津町はそういうものありません。だから、県とか出先機関から連絡が来るまでは発表はできないと、そうすると、町民の皆さん、子ども、学校に対する注意喚起というのはどのようにになりますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 測定局は会津若松市、それから近くですと南会津町にございます。それぞれの数値 1 時間ごとに出ますので、例えば若松市でかなり高い数値を示した、もしくは南会津町で示したということであれば、ある程度、西会津町の数値も高いということが予測されます。それがあまりに高い場合は、今、渡部議員がおっしゃったとおり、何時現在、かなり高い数値となっておりますので、皆さん注意してくださいという情報は流せると考えております。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲　そうすると、この間、2月26日発生しました。そのときは、防災無線、西会津の防災無線というのは、はっきり言って聞き取れない、何を言っているのかわからないとか、そういう声もあるんです。だからなるべく、その防災無線も悪かったら、すぐに直すようにして、そして本当に注意が喚起できるように、それで学校、保育所、保育所も3カ所ありますよね。私も確認したわけではないんですけども、野沢保育所は中に入れていた。他の保育所は子どもさん、外に出ていたなんていう話もございますから、そういうことのないように、本当にこれは町長の、この前の答弁にもありましたけれども、本当に循環器とか、それから呼吸器がやられるという、町長も町民の健康が第一だと言っているわけですから、本当に、われわれ歳取ったのは少々どうでも、子どもさん、中学校、保育所、小学校の子どもさんに対しては、将来のある身ですから、そういうことに関しては、何よりも優先にやっていただきたいと、よろしくお願いします。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

PM2.5の情報につきましては、県のほうから各市町村並びに例えば警察であったり、消防であったり、そういった機関に、当然一斉に流れます。小中学校につきましては、教育事務所からもそういった情報が直接教育委員会のほうに来るようになります。この前の場合は、町のほうで各教育委員会に連絡をし、小中学校に連絡をしていただき、保育所担当の健康福祉課のほうに連絡をして、そこから各保育所に情報を流したということですが、あともう一つ、報道機関、テレビ、ラジオ等の報道機関にも県のほうから情報が流れます。ですから、テレビを見ていれば、今、県内全域に注意喚起情報が流れましたので、こういった点に注意してください。あとラジオについても同じく、そういった情報が流れます。ですから、さまざまなテレビであったりラジオであったり、本町の場合はケーブルテレビもございます。先ほど防災無線の件もありましたが、そういったことで、さまざまな手段で皆さんに注意喚起を図っていくということでありまして、今後もそういった状況になれば、当然、注意喚起をきちんとやっていくというような考えでございます。

○議長　4番、渡部憲君。

○渡部憲　そういうことで、何よりも優先していただきたい、子ども、学校、保育所、それで町民の皆さんに、必ず注意を喚起すると、そのようなことでお願い申し上げます。

質問を変えます。明神橋の交通規制についてであります。私は、この井谷、八重窪の住民の方に聞きますと、工事が始まる前には、そのような話はなかったのではないのかと、始まってから交通規制が始まったのではないのかと、そういう話があるんです。ですから、今でも朝9時から夕方5時までは全面通行止めだと、このことに関しまして、やはり業者は絶対にこれは譲れないんだと、9時から5時までは絶対通さないんだと。それで、町当局、それでいいんだという話になったわけですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　質問にお答えいたします。

本工事につきましては、明神橋の耐震補強工事ということで、今やっている工事につきましては、橋脚の補強工事を実施しております。そのための通行止めでございます。これの工事につきましては、鉄筋をやって型枠を組んでコンクリートを打設するという作業で

ございまして、その作業は橋の上でやらなければならない工事でございます。そのため、資材の積み下ろしや生コンの打設等によりまして、そこが通行止めになるということでございます。これにつきまして、9時から5時までの間にその仕事をして、交通を規制するというところでございまして、その間、一応止めさせていただいておるわけでございます。これにつきましては、その時間は工事をやるということで、いろいろ事故等がございますと大変危険でございますので、9時から17時までについては交通規制をさせていただくということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 確かに、そのどうしても片側通行とか何かできないのかという住民の方々も、あるわけですよ。とんでもなく回らなくてはならないと、目の前にあるのにずっと新郷のほうを回って、そしてなぎの平から下がってこなければならないんだ。これは不便だなと、生活にも影響するんだと、できれば片側通行くらいできないのかと、これは住民の皆さんの本当の本音だと思うんですよ。だから、それを業者の方々と、業者の理由もいろいろあると思いますよ、それは。でも、やっぱり井谷、八重窪の人たちにとってみれば、やっぱり片側通行くらいできないのかと、何とかそういう方法できないのかと、そういう業者に対して、町としてもそういう働きかけはなかったのか。どうしてもだめだと、朝の9時から5時まで絶対通さないんだと、それではなかなか住民の気持ちは得られないと私は思いますよ。

ですから、これはどうしても片側通行はできないと、絶対に止めなければならないと、もう一度お願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 本明神橋については、幅員が5メートルでございます。そこに大型車両が止まっていたりして、資材の積み下ろしをいたしますと、どうしてももう1車線確保することはできません。2車線があるような橋梁でございますと、片側通行等もできるかと思いますが、本橋につきましては、1車線の橋でございまして、片側通行はできないということで、業者と協議をして、その旨、交通規制をかけさせていただいたということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この問題は、わが町、八重窪、井谷の住民の方ばかりではないんですよ。これは小ケ峯の方々に対しても、まあ町は喜多方市だから関係ないんだというわけではないんですけれども、小ケ峯の人たちの住民にすれば、生活圏というのは野沢なんですよ。昔から隣組なものですから、あそこに行くには荻野からずっと回って、とんでもなく遠回りしなければならない。喜多方市の住民だからかまうことないんだと、そういうことではやっぱりね、私は話は違うと思いますよ。

そういうことも考えて、できれば、これは昨日も住民の方と話し合いました。渡部さんできれば、これから1年間くらいかかるわけですよ、これは。長期間にわたって、その長期間にわたって1年間も片側通行もできないんだと、1年間も止められるんだと、これはわが町だけではなく、喜多方市の小ケ峯の住民の皆さんも痛感しているわけなんです。これをもう一度だけ業者と話し合うということはできませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回の交通規制に関しましては、先ほども申し上げましたように、1車線の橋梁の幅員しかとれないというところで、工事車両が止まったり、資材の積み下ろしの車が止まったりした場合、もう1車線確保するというのは、ちょっと無理なものでございまして、どうしても交通止めということをしていただくしかないのかなと、このように考えております。

なお、喜多方につきましては、喜多方市と交通規制の協議を行って、その旨、喜多方の高郷の支所のほうと協議をしております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私としましては、もう一度、これから1年間、あそこ通れないんだから、9時から5時までの期間なんですけれども、それでも大変だと、もう一度、最善の方法をもう一度業者と話をしてもらいたい。これは俺の考えではなくて、地元住民の人たちみんなの考えです。

次は、質問を変えます。本町におけるNPO法人についてであります。ただいま課長から説明を受けました。課長、このNPO法人の本来の目的とはなんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 NPO法人につきましては、各団体によって設立趣旨というのは異なっているわけですが、最終的には、やはり先ほど答弁でも申し上げましたように、社会貢献、そういった部分があるのかなというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そのとおりだと思います。私も、やっぱりNPO法人というのは、利益を得ることを目的としないんだと、社会福祉に貢献するんだと、それが目的だと。もう一つあるんですね、これは事業を起こして利益を上げる、これももう一つの目的だと思います。二つあると思うんです、私は。この野沢に、西会津にあるNPO法人は法人格を全部取得しているわけですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、特定非営利活動促進法、そういった法律に基づきまして、法人設立の申請をしまして、認可を受けた団体がNPO法人というようなことになるということで、それが西会津町には6法人あるということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 つまりこれ法人格を取得しないと、役所やいろんな所轄官庁からの助成金を受ける、補助金を受けるということはなかなか難しいと思いますよね。そうすれば、つまり助成金、補助金は返さなくてもいいと、そして行政はあまり立ち入るなど、こういうことに、難しいことを言うなど、NPO法人に対して。そういうこともあります。しかし、このNPO法人に対して、NPO法人は事業活動、そして収支決算ありますよね、そういうのはやる義務を負わされると思いますか、所轄官庁に対して。

○議長 あの、質問の内容を詰めながら、整理しながらお願いします。あまりこう広げないで。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

NPO法人につきましては、きちんとした決算、そういったものを、収支決算を明らかにして、公表しなければならないというようなことになっておりますので、そういった規定に基づいた行為は、各団体ともやっているんだというふうに考えております。

ただ、このNPO法人につきましては、認定する機関が町ではございませんで、福島県の場合は県が行っているということで、設立に関しましても、町は一切関わっていないというのが実態でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 設立とかいろんなことに関しては、町は関わらないんだと、そういうことはわかります。しかしこれ、情報公開は町としてできますか。だめですか。その活動状況とかいろんなことはできるはずですよ、町としてね。この法人は何をやっているんだと、どういうことをやっているんだということは、情報公開できるはずですよ。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 法人の情報公開というようなことでございますが、各法人は、ホームページ、さらには県のデータベース、そういったところを通じて活動の報告は載せているのかなというふうに思います。町が公表する立場にはございませんので、そういったデータを公表するということとはできないかと思います。ただ、町がこのNPO法人に対して委託している部分は何かということにつきましては、町として公表できるのかなというふうに思います。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、私、何でこんなことを言うかということ、あるNPO法人は、名前は言う、なにか名前出すと言われるから言いませんけれども、昔、タッチスーパー、そして今、こゆりちゃん弁当、これ関係している法人がありますよね。そして、名前もこゆりちゃんという、西会津町のイメージキャラクターの名前を使っておるわけです。今、この法人の活動状況というのは、町としては把握されておりますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員がただいま質問された内容であります、NPOとこゆりちゃん弁当というのは、これはまったく別なんです。NPOがこゆりちゃん弁当をやっているわけではないんです。あれは株式会社、その一法人がやっている事業でございますので、何か事業を混同されているんじゃないかなというふうに思われるわけです。こゆりちゃん弁当なんかの活動は株式会社の。

それから、タッチスーパーは確かにNPO法人として事業申請をして、国から財源をいただいていた事業でありまして、その立ち上げといいますか、事業申請の際には町も推薦書を出すなり、というようなことで関わりを持っておりますが、株式会社でやっている部分とNPOの活動は別でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 それは私の勘違いというか、そういうことかもしれませんけれども、ただ、タ

タッチスーパーはNPO法人で行っておいりましたから、これは関係があるということですよね。ただ、こゆりちゃん弁当も、一応その補助金を受ける場合は、NPO法人ではなく、株式会社として、町として金のことにタッチするわけにはいきませんけれども、それはわかります。しかし、名前を使っておられる、それは、こゆりちゃんの名前というのは商標登録はなっていませんよね、だから誰が使ってもいいわけですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 まず、こゆりちゃんの活用につきましては、町に申請をしていただいて、それで許可を出すと、使用していいですよという許可を出して使っていただくというシステムでやっております。いろんな団体から申請もありまして、それで許可をしているということでございます。

ただ、今回のそのこゆりちゃん弁当に関しましては、町の補助金とか、そういったものは一切出ておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 つまり、私が思いますには、NPO法人というのは、町民による町民のための町民の法人ということで、あくまでも町民のためにあるNPO法人でございます。私はそう思います。ですから、西会津町でNPO法人さんが助成金を受ける場合、また補助金を受ける場合、所轄官庁に申請を出す場合、日本財団はどうなのかわかりません。そこに出す場合に、町が、つまり保証人という立場ではないんですけれども、町を通してくれと、この人間は、申請は受け付けますけれども、町が保証人という立場じゃないと金はいらないんだと、そういう事業、委託事業みたいなのはありますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 NPO法人につきましては、先ほども言いましたように、町に直接関わりなく認定を受けることができるわけです。法人の設立を設立することが可能なわけです。活動も、それぞれ別個でやりますので、町がすべての法人に関わっているわけではないということはご理解いただきたいと思います。

それから、ただいま申されたように、必ずしも町民だけでつくっている法人だけではなくて、広く全国にまたがっているような法人もございますし、そういったさまざまな形態があるということもご理解いただきたいと思います。

それから、それで、先ほど言いましたタッチスーパーの事業に関しましては、町も事業申請に関しまして関わる部分が、推薦を出す部分が合ったわけですが、それ以外の部分で、各NPO法人、さまざまな事業をやっております。国の補助金なんかを受けて事業をやっているケースも多々あります。それは町が推薦を必ずしもしなければならない事業ばかりではなくて、それぞれの団体がその目的に応じて事業申請をしたりして、採択を受けて事業を実施しているということでありまして、すべて町が関わってやっているわけではないということでもあります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 それはわかります。ただNPO法人を監視したり、いろんなことを活動を評価するのは町民であります。NPO法人は町民の町民による町民のための活動組織であります。それを忘れないでほしい。だから、金儲けのためにやるようなものではないんだと、

私はそう思うんです。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど来、申し上げますように、NPO法人、六つありますが、町が関わってつくった団体ではないということ。それから、NPO法人は営利活動もすることは可能なわけです。当然、その部分については税金も納めなければならないというようなことにはなるわけですが、そういったことも可能ですので、金儲けは一切だめだということではありませんので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さん、おはようございます。6番、猪俣常三です。

今次の議会は、新年度に向かって景気回復の動向や地域経済の活性化など、国や県も特色ある新予算案の策定に取り組んでおります。本町におきましても、町民の幸せのため、町政運営や町民福祉の向上につながるよう、町民の思いに寄り添った重要な課題について、3月定例議会に一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、降雪地帯の会津地方で経験した平成22年12月暮れのことでありまして、大雪による会津坂下町から西会津町にかけて、磐越道の通行止め、国道49号線で起きた300台以上の車が長蛇の列となり、1日近く動かなくなったことの教訓を活かされなかったことが生じた内容がございます。このたびの記録的な大雪に見舞われた福島県内を含め、特に関東甲信地方をはじめといたしまして、高速道、主要幹線が通行止めになるなど、4日間以上も車の中で過ごされた方や孤立した集落など、多くの方が被災を受けられました。亡くなられた方に心からご冥福を申し上げ、被害にあった方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

わが本町におきましても、雪降ろしの犠牲となられ、いたましいことがあったことに対しまして、ご冥福を心からお祈りし、亡くなられた方に心からご冥福を申し上げたいと思います。

さて、現内閣におきましても、デフレ脱却、経済再生の取り組みが最重要課題として、財政健全化の好循環実現のためにスタートとした位置付け、国は平成26年度の予算案を取りまとめ、過去最高の一般会計歳出総額、96兆円となる。この4月から消費税増税も含めまして、国債発行高が29兆円という、膨らむことの見通しであります。増税の直撃を受ける家計の皆さまがたは、大変、配慮が乏しい中、政府は生活の負担増を極力抑えるよう施策を講じるような構えであります。

この予算の中でも一番重要なことは、福島県の震災による東京電力第1原発事故の復旧復興予算であります。政府といたしましては、約25兆円の枠を確保していると言いながらも、非常に財政そのものの見通しは厳しいものと指摘されております。何と云っても景気でもあります。景気の見通しにつきましては、日本銀行が地方経済の報告の中で、全国的に雇用環境も改善しているとし、時間外給与は冬期賞与を増やすなど動きが広がっていると分析しております。

県内の景気判断においては、復興関連投資の増加が続く中、企業の業績や状況感も改善

傾向にあるとし、着実に持ち直しているということで、6カ月ぶりに上昇修正をされ、分析された報告となっております。中でも個人消費は、大型小売店の売上が、食品や住宅関連商品、その他を中心に好調を示していると分析しております。

先行きにつきましては、復旧復興関連需要が高水準を持続する見込みとなり、生産や雇用、所得の改善の動きが明確化する中、県内景気も緩やかな回復に向かうということで報告されております。デフレ脱却に向けて、この4月から消費税増税前に駆け込み需要が見受けられ、景気回復が見受けられますけれども、景気の回復の実感を得るには、個々人の賃金や賃上げが実現することであり、2月において1万500社の調査によりますと、45パーセントの企業が賃金の値上げに前向きに考えているとのよいニュースとして報道されたことであります。この景気回復が会津地方の経済に大きくプラスになることを期待しているところであります。

さて、本格的に復旧復興が進められる本県は、胎動の年と位置付け、平成26年度の当初予算案を約1兆7,200億の過去最大の予算となり、県総合計画に沿って13の重点事業を、除染支援に重点配分される環境回復をはじめ、人口減、高齢化対策などに力を入れて展開しようとしております。

反面、震災に伴う原発事故、3年になろうとしておりますが、復興に多額の財政が注がれ、目に見える復興を全面に出していくとしておりますが、未だ汚染水漏れの処理や風評被害を払拭できず、除染で出た廃棄物もそのままであり、まだまだ先行きは不透明であり、早い復興に期待しております。

そのような中で、本町は平成26年度の当初予算案、63億5,500万円の策定された内容が組まれております。飛躍になるよう心から願って、昭和29年7月に1町9カ村、この合併により還暦のごとく60周年を迎えることは大変大きな意義のあるものであると感じております。この節目の年に伊藤町政において、住んでよかったと思えるように、若者定住への取り組みや子育て支援など、積極的に地域経済の活性化の加速化が前進するように、さらに懸命な努力をしていただかなければなりません。町民の負託に迅速に responding いただけるよう平成26年度に向かって、新年度の重点施策などの取り組みや町政の課題など伺ってまいりたいと思います。

町総合計画に基づき、町民の目線に沿って、3本の柱、地域経済の活性化、教育振興と人材の育成、健康づくりと安全安心の推進を目標に位置付け、「みんなの声が響くまちにしあいづ」の理念のもと、協働のまちづくりを目指して、今後の町政運営にどのように取り組んでいけるのか何点か質問をさせていただきます。

本町に直接起きたことではありませんが、最近の新聞、テレビ等によると、地方教育行政のあり方について、社会問題となっていることがございます。それは滋賀県の大津の学校で起きたいじめ自殺の問題であります。この対応に自治体側の市側と、自治体の地方教育委員会の責任の取り方に疑問が残ったことから、いじめの解決が放置されたことであります。そのため責任の明確化が求められることで、今国会において、教育委員会制度改革が取り上げられていることについて、本町としてどのようにお考えになっておられるのか伺ってまいりたいと考えております。

まずはじめに、平成26年度の重点施策の取り組みについてであります。本町において

重点施策が着々と進められている中、少しずつ経済効果が表れてきているように感じます。未来に向かって町民が夢と希望を持てるように、平成 26 年度の重点施策の取り組み内容についてお伺いいたします。

1 点目は、昭和 29 年 7 月に 1 町 9 カ村が合併し、平成 26 年度は町政執行 60 周年を迎える節目の年でありますことから、本町がさらに飛躍できるように、町民参加型の記念式典を開催する考えはないかお伺いをいたします。

2 点目は、県代行事業による新橋屋橋の着工について、町民の悲願であり、併せて町道野沢柴崎線橋立 3 号橋の着工も早期完成を期待するものであり、さらに樟山バイパス工事や中町工区なども含め、西会津町縦貫道路工事の進捗状況と今後の見通しをお伺いいたします。

3 点目は、道の駅の即売力強化施設整備は、どのような施設となり、本町にどのような経済効果をもたらすのかと考えておられるのかお伺いをいたします。

4 点目は、I C T、情報通信技術であります。本町のまちづくりにどのように活用していくのかお伺いをいたします。

次に、教育委員会改革の課題についてであります。最近、いじめ防止策を講じることができるような教育委員会制度の見直し、新聞、テレビ等で報道されていることからお伺いしてまいります。

現在、検討中のこの制度改正案によりますと、首長は執行機関である教育委員会に対して、緊急時に要求を出すことができることや、首長が主催する総合教育施策会議、仮称でございますが、これらにおいて、教育行政の大綱的な方針に首長の意向を反映させることができるなど、さまざまな改正が案として出されているようではありますが、町としては首長と教育長、また首長と教育委員長との関わりをどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

次に、町の文化財保護についてであります。本町は、信仰の都市としての歴史も古く、重要文化財が多くあり、また自然環境などにも恵まれております。多くの文化財や観光資源がその自治区等により維持管理されてきておりますが、近年になって、人口の減少、高齢化による人材、労働力の確保ができなくなっていることから、文化財の保護や観光資源の維持管理が難しい状況になってきております。さらにアクセス道路の維持管理にも支障をきたしている状況であることから、今後、町における新たな支援策、これらなどの考えはないかお伺いをいたします。

以上をもって一般質問とさせていただきます。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それでは、6 番、猪俣議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員から国内外の情勢のご意見等、また質問では、重点施策や、あるいは教育改革について、縷々ご質問をいただきましたが、私からは、平成 26 年度の重点施策に関してのご質問にお答えいたします。

平成 26 年度の町政執行におきましては、重点目標を教育の振興と人材育成、地域経済の活性化、健康づくりと安全安心、これを引き続き行いながら「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマに定住人口と交流人口の拡大を強力に進めてまいります。議員から 4 項

目についての質問がございました。

まず、町制施行 60 周年記念式典の取り組みについてであります。本年は、平成 29 年に 1 町 9 カ村が合併して西会津町が誕生して以来、60 周年という節目の年を迎えます。町は、これまでも 5 年ごとに記念事業を行っておりまして、60 周年につきましても開催してまいりたいと思います。その内容につきましては、これから検討に入りますが、記念式典、自治功労者表彰、記念誌の配布、記録ビデオの上映、記念講演会など、これまで行ってまいりました記念式典等に加えて、昨年 12 月議会定例会において 11 番、清野佐一議員の一般質問にもお答えいたしましたように、町民の皆さんが町の理想像や目標を共有し、協働のまちづくりをまい進するために、町民憲章の制定を検討してまいりたいと思います。

なお、制定作業を進めるにあたりましては、策定委員会を立ち上げて、町民参加のもとに進めてまいりたいと考えています。

次に、町縦貫道路のご質問にお答えいたします。町では、この縦貫道路整備事業については最重点事業と位置付け、県の協力もいただきながら、事業の推進を図ってきたところであります。本事業の進捗状況と今後の見通しであります。まず県道上郷・下野尻線の樟山バイパスについては、本年度で用地買収がほぼ完了し、26 年度は、笹川を跨ぐ橋梁工事を中心に本格的な改良工事に着手することになっております。

次に、県道奥川・新郷線の中町工区については、これまでの要望活動が実り、本年度からようやく事業が動き出してまいりました。26 年度は詳細設計が取り組まれることになっております。

次に、町道野沢柴崎線であります。橋屋橋については、町・議会の粘り強い要望活動によって、県代行事業に採択になったところであります。24 年度より県により事業が進められておりますが、本年度事業にあたっては、入札が不調となるなど工事着工が若干遅れておりましたが、ようやく工事業者も決まり今月 25 日には起工式が行われ、26 年度は橋梁下部工工事が進められます。また、町の工事区間については、橋立 3 号橋の下部工工事を中心に事業を進めてまいります。

このように、町縦貫道路整備事業につきましては、大きな前進を見ているところでありますが、今後も、地域住民の皆さんや議員の皆さんとも、事業の早期完成を強く関係機関に働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、道の駅の地域連携販売力強化施設についてのご質問にお答えいたします。道の駅の交流物産館よりっせは、年間 30 万人を超える利用者がおります。町では、利用者のさらなる拡大を図るため、検討委員会を立ち上げ新施設の整備の検討と補助事業の採択について国・県との協議を進めてまいりました。その結果、農林水産省所管の交付金事業への採択が決まったところでありまして、去る 2 月 18 日付けで内示がありました。

この販売力強化施設は、町の特産品であるミネラル野菜や米、菌茸類などの農林産物や農林産物の加工品等を販売することとしておりまして、よりっせと一体感を持たせ、もう一度来たくなるような店舗づくりと野沢まちなかへの誘客を図られるよう、観光案内所機能も兼ね備えた施設として整備をすることとしております。なお、本施設は 26 年度中に実施設計を策定し、施設整備は 27 年度に計画しております。

次に、ICT を活用したまちづくりについてのご質問にお答えいたします。町では、デ

デジタル化が完了したケーブルテレビ網をより有効に活用し、ＩＣＴのまちづくりを推進するために、本年度、総務省からＩＣＴ地域マネージャーの派遣をいただき高度利用についての検討を進めてまいりました。マネージャーには、町の現状分析、関係機関へのヒアリングから参加をしていただき、町民目線での情報インフラの活用策について指導・助言をいただくとともに、新たな町地域情報化基本計画の策定に向けてのアドバイスもいただけてきたところであります。

ご質問の、本町におけるＩＣＴの利活用であります。マネージャーからは教育現場や、医療・介護・福祉現場での活用、あるいは防災事業・農林業への活用、ソーシャルメディアを活用しての情報の積極的な発信など、さまざまな提案がございました。それらの意見を踏まえて、今後新たに策定する町地域情報化基本計画に位置付けをし、事業化を図っていくこととしております。

以上であります。その他の質問等については担当課長に答弁をいたさせます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、はじめに教育委員会改革の課題についてお答えいたします。

教育委員会は行政委員会として、首長から独立し設置されております。教育は個人的な価値判断や特定の党派的影響力から公平性・中立性を確保することが必要であることや、一貫した方針の下で安定的に行う必要があることから、独立した執行機関とされております。

教育委員会制度のあり方につきましては、大津市のいじめ問題での対応を契機として、責任体制の明確化や首長、国の関与拡大などについて、現在、国段階で協議が進められており、その動向を注視しているところでございます。

首長と教育委員会は、教育の振興と人材育成のため、緊密に連携し教育行政を進めていかなければならないと認識しており、今後も、緊密な連携のもと、児童生徒の学力向上、体力の向上、郷土愛に満ちた人間性・社会性の育成に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、文化財保護のご質問にお答えいたします。

本町には、国指定3件、県指定11件、町指定35件の重要文化財があります。これらの指定文化財は、一部を除いて、個人や自治区、寺社などが所有しており、維持管理は所有者にしていだいております。指定文化財の修理等に対し町では、町文化財保護条例に基づき、文化財保存事業補助金交付要綱を定め、多額の経費を要する国・県指定の文化財を対象に上乘せの補助を行っております。この他には、案内看板の設置や軽微な応急措置の補修などの支援を行っておりますが、いずれも指定文化財そのものに対する支援として、実施をしております。

おただしのように、高齢化などによる維持管理の課題は、文化財だけでなくその周辺の環境整備のご相談も寄せられており、観光資源やアクセス道路の維持管理などについても、それぞれの趣旨に添った事業等の活用が図られるよう関係課等と連携しながら、支援をしてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　早速、町長からの答弁をいただきました。非常に町長の町政に対しては熱いものが感じておりますので、今後さらに町民そのものが町政の発展を願っておられる方が数多くおられるということで、私、平成 26 年度の重要な施策について取り上げてお聞きをしたいと、伺ってみたいということでお話を申し上げているところであります。

まずはじめに、還暦という、60 周年という偉人、そしてまた先人の方々が築いてこられたこの町が、私のようなこういう年代になって、この町をみてきたということになりましたときに、何かそういう祝い事、あるいは式典ということを踏まえて、新たな出発点を見出していく、この町を活性化させていくんだというようなこと、また、先人の方にいろいろと礼を申し上げながら、さらにこの発展も進めていかなければならないのではないかと、そういう中で、今お話をいただきましたところ、考えてはおるんだということで、大変これはありがたいことだなど、こんなふうに思います。ただ、やるばかりではなくても、町民の皆さんの参加型の姿だけは、協働のまちづくりという形を取りつつ、お願いをしていきたいということで、私なりにそのように受け止めたところでございます。町長も私も同じような考え方だなど、こんなふうに思っておりますので、この辺につきましては、ぜひともいい式典を実現していただきたいというふうに思います。

それから、2 点目につきましての県代行事業の件でございますが、これらについても、3 月の 25 日が祈願祭と、それから起工式が行われるということでございましょうが、大変ありがたいことだと、要はスピーディにことを進めていただかないと、諸先輩の議員の方々が、中学校の統合の時点で、これらはいち早くやるべきであったんだというお話をかねがね聞いておりますので、ここら辺のところをスピード化にしていきたい、そして予算を付けていただいた。この努力は、町長、本当にご苦労であったと、こんなふうに思います。

さらにその点についてのお気持ちを、再度聞かせていただけたらよろしいかなと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長　質問の趣旨を明確に。

○猪俣常三　3 月の 25 日まで持ってきたと、この点につきましてのお気持ちをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず、県代行で行われます橋屋橋の起工式が、この 3 月 25 日、ようやくこれがとり行われることになりまして、いよいよ工事が本格化をするということになりました。この県代行による橋屋橋というのは、これは長い長い町民の皆さんの念願でありまして、ようやくここまでこぎつけてきたのかなというふうに思います。それというのも、これまで各地域の皆さんが促進期成同盟会、こうした運動の一つの大きな表れではなかったかなというふうに思います。

今後は、これはいち早くこれが完成に向けて取り組んでまいりたいというふうに思いますし、これは今後、国の予算や、あるいは県の動向などにもよりますけれども、できる限り早い機会に完成に向けた取り組みをより一層進めてまいりました。そして名実ともに、これは関連する奥川からの縦貫道として、最短で 15 分というような、まさに西会津町にとっての大事業として、今後も取り組んでまいりたいと思います。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　それと合わせまして、先般、青年の主張のところでお聞かせをいただきました中学2年生の方であったかと思えます。記憶が間違っていたらお詫びを申し上げますが、非常に環境の問題が、一つお話をされておりましたことに、非常に耳を傾けたわけでありまして。しかし、環境につきましては、たまたま災害というものがあつたがゆえに、この災害をできるだけよくして、きれいな環境にしていこうということに私は解釈をしておりまして、その生徒さんに対しましては、環境を破壊するということの意味合いを覆すことではないのでありますけれども、これらを含めて、環境については十分配慮をしながら対応していくんだというようなことについて、町長としてのお考えをお尋ねしたいと思えます。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　確かに議員の質問にあるとおり、先般の青少年健全育成での少年の主張ですか、その中に、橋屋の河川の周辺、木材、木が切られて、非常に環境的に私は問題があるのではないかというようなご意見等のような発言というか、そういう趣旨での内容がありまして、私もせっかくの環境整備が、ただ伐採をされるというだけで、これが環境破壊だということになってしまうようであつてはならない。やっぱり、これはもういかんともしがたく、あの災害状況のために、工事の過程の中でどうしても、その伐採が必要であつたがために、木を切らざるを得なくなったわけでありまして。

その代わりに、今度また新しく木を植える。あるいはそうした環境整備を図るということも、これ大事なことであります。今の新しい堤防のすぐ脇に木を植えられるかどうか、ちょっと調査をしないとわかりませんが、できる限り支障のないようなところであれば、これから桜や、あるいはそうした十分地域環境にマッチしたような木を植えるということも、私は必要ではないかというふうに思いますので、橋屋橋完成と同時に、その周辺整備についても十分に、そういったことを取り入れながら進めていくことが必要だというふうに思っております。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　私もそのとおりだと考えております。中学生の方が、その環境にものすごくお考えを持っておられたことでありましたから、これを進めるにあたって、そのような決意を持って進めていただきたいと、こんなふうに思います。

3点目に、道の駅の販売力強化施設の整備のことにつきまして、詳しく説明をいただきました。これらは青木議員、また関連する多賀議員もお話をされておつたと、同僚議員はおられたと思えます。それらについて、町の誘客をどう図ることが大事なのかということで、私も考えておつたわけでありまして、改めてA区画、商業のA区画のところだと思いますので、そこら辺につきましても、ただ要望が一つございました。休むところがないと、やはりコーヒーショップみたいな、あるいは生徒さん、あるいは小中学校、そういう子どもさんがちょっと休める場所、そしてまた大人の方でも休める場所、そういったところはあるのかな、入っていただけるのかな、そういうようなお話も聞いておりますので、そういったところの部分のプロジェクトも考えていただいて、取り組んでいただけるのかどうかお伺いしたいと思えます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、地域連携販売力強化施設についてのご質問でありますけれども、今回、国のほうの補正予算で、施設についての計画が認定されまして、今年の補正予算で実施設計、これについても補助の内示があったということで、26年度、早速、実施設計に入っていきたいというふうに考えております。具体的に施設整備につきましては、これから実施設計ですので、入居者の選定などを行いながら、それから今、検討委員会もつくっておりますので、そういった方々の意見を聞きながら、実際に施設づくりを進めていきたいというふうに考えております。

今現在、基本計画ということで、25年度に策定いたしまして、概算の事業費、それから施設のレイアウト、そういったものをその基本計画に盛り込んできたわけですが、その中では、一応その施設の中においては、農林産物の直販施設、そういった施設、それから農林産物を活用した消費拡大につながるような店舗や加工品等の販売施設、そういったものを施設の中に取り込もうかと。それから、今、議員さんおっしゃったような交流スペース、そういったものも、ひとつ、これから具体的に実施設計の検討委員会などでも話していかないとわからないわけですが、そういったものも含めながら施設づくりを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのような細かいところも含めまして、検討しながら進めていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、ICTの件のほうに移りますが、これが一番これからの大きな問題でありますし、そしてまた、いろんな幅広い、これからの西会津が背負って立って行くようなシステム化がなされるものと私なりに判断しているところですが、当然、企業が誘致する際についても、このICTというのがどのように効果を、関わりがあるのかどうかをちょっと伺っておきたいと思うんですが、町長、わかりましたら答弁願いたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 企業誘致、ICTとの関わりというようなことでございます。企業が西会津町、こういったところで企業活動をしていただくためには、やはり今、インターネットを、いかに高速のインターネットを活用できるかというような問題があるのかなというふうに思います。そういった環境整備、当然進めて行く考えでございまして、今回、条例を改正しまして、さらに企業に100メガのインターネットサービスを提供できるようなことも、今年度から、26年度から実施するというようなことで考えているわけでありまして、そういったことが企業誘致に結び付いてくれればいいのかというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もそのように考えている一人であります。やはり、企業誘致するというのは、町長もお話されたこともあります。なかなか難しいという部分もありますが、努力はたゆまずにやるんだということでお話をされております。私もそのとおりだと思います。だからこそ、この若い人が定住をするためには、どうしても企業が来ていただかないと困る点もあるわけですし、かといって、ここに勤めていながら、わざわざ他の県に、市町村に住まなければならないということもあるということであれば、なおさらICTの働

き具合がいかにかこの本町に大きなものが出てくるわけですよ。そういうふう考えたときに、この町が潤うのか、潤わないのか、この町から出て他に住んで、そして戻ってくる、通ってくると、そういうことじゃなくしても、このICTの活用次第によっては、やっぱり西会津に住んでよかったんだなど、やっぱりここで住んでいて、苦しくても住んでいてよかったと言えるようなICTの活用は、ぜひともしてもらわなければいけないと、こういうことを私は要望ということでお話をしておきたいと思います。力を注いでいただきたい、こんなふうに思います。

次に移りますけれども、教育改革の問題でお話をさせていただきますが、私がこの問題を取り上げた教育委員会というのは、滋賀県、福岡県もそうです。大阪府もそうです。滋賀県についても、大津市というところで、何でああいういじめ自殺が起きたのかということですね。これらについて、るるお話を課長のほうからいただきましたが、当然、国の文部科学省もあれば、あるいは県教育委員会もあれば、地方に教育委員会もある。それから学校というものもある。それぞれ役割があるだろうと思います。しかしながら、この大津市について、学校の教育委員会に対して、自治首長の声に通っていかない、要望や指示が通っていかない、これがなぜほったらかしになってしまったのかということから、こういうことは、ご質問をさせていただいて、本町にはないんですよ。本町にはないんですけれども、本町はとてもその連携プレーができているということに対して、非常によろしいんですが、ただこの件について、あえて、まず出した内容をお話を申し上げておきますけれども、私の、今国では、現在いろいろと、るる議論はされておりますけれども、はっきり決まったわけではないといたしまして、最近の報道による教育委員会の制度の見直しについて、改正など推移を踏まえて、どのように感じられているのかということをお尋ねしたほうがいいのかというふうに考えておりますので、教育委員長のほうにお尋ねしたほうがいいのか、そこら辺のところ、私お尋ねを申し上げていきたいと思います。

○議長　質問するかしいなかははっきりしてもらえますか。

○猪俣常三　そのようにお伺いをいたします。

○議長　教育委員長、井上祐悦君。

○教育委員長　猪俣議員の再質問にお答えいたします。

今、国レベルで話し合われている、この教育委員会制度の改正について、いわゆる委員長という立場でどのように考えているのかというようなことでありますので、お答えをいたしますが、基本的には先ほど課長が答弁しましたように、国会、いわゆる国レベルでの話し合いの途中であります。したがって、私どもとしては、その議論の内容、あるいは論議の推移等については、これは注視してまいりたいと思っております。

ただ、これ個人的な考えにもなる部分もないわけではありませんが、議員から再三にわたって大津のものを契機としてというふうなお話がありましたので、その辺を踏まえて私の思っていることをちょっと申し上げたいと思いますが、いわゆるあのような教育的な問題が発生すると、いつも言われるのが、対応が遅いのではないとか、あるいは後手後手にまわってはいないとか、あるいは責任体制があいまいだとか、そういうことを言われまして、今回のあの改正の一つであります、議員からもお話ありました総合教育施策会議、仮称というふうなことでありますが、そのような部分について取り上げられたのでは

ないのかなと思っております。ただ、事件が発生すると、責任がどうだとか、誰だとかというようなことが常に問題になりますけれども、私の持論でありますけれども、やっぱり教育の本質といいますか、それは信頼関係でなければならない。子どもたちと先生、それから先生と、いわゆる保護者、そして学校と教育委員会、この信頼関係がきちんとしていないと、先ほどのような、いわゆる問題が起きて、ごたごたごたごたとしたような状態が続いて、早期解決につながらない。誠に学校と教育委員会の関係でいうならば、まさに透明な状態で、そして一体感となったこの取り組みをしていかなければならない。信頼関係であります。信なくんば立たず。これが教育の私は本質だと思います。

したがいまして、今回、そのようなことをもとにしながら、いろんな面での改革が話し合われ、そしてその教育委員会制度のもとになっている地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これらがどのように変わるか、私どもにとっては、まさにその議論の推移を見守っていききたいと、そのように思っておりますので、なにぶんご理解いただきたいと思えます。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　ご答弁いただきましたこと、よく承知いたしました。そこで、一番なのは、やっぱり子どもさんを、身体を保護することばかりではなくて、やっぱり心が弱い生徒さんもおられるでしょう。だからこれはもう学校側のほうとして、しっかりとみていただきながら、先生方も大変だと思います。そこら辺についても、ぜひともお願いをしたいと、要望をしておきたいと思いますが、なぜこのようなことを言うかということ、全国的に 19 万人くらいのいじめの件数があるということと、実際、自殺に追い込まれているというのが 300 件があるということであります。その中で、196 名が命を絶ったということから、私のほうが心を痛めているのが、私のほうなんです。それをさせてはいけないということから、こういう地方から声もあげていかなければならないということで、そこら辺で、自治体の首長が指示することができないと、なかなか入っていけないということを考えると、入っていくための何らかのことをしてもらわなければならない。ただ、重大な事態が生じない限りはというようなことでないと、自治体の首長が中には入っていかれないんだということになるんですが、その重大な事態というのは、どういうことなのかをちょっと伺ってみたいと思うんですが。課長もし答えていただけたらお願いします。

○議長　　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　　今ほど議員さんから、大変痛ましいいじめの関係ということで、大きな問題になっているということで、その中で、重大な事態というようなお話でございました。今やっています教育委員制度改革につきましては、委員長からも話ありましたように、国段階ということですので、特にコメントできる立場ではございませんが、いじめの防止に関しましては、対策の推進法というのが一足先に、平成 25 年に制定がされました。その中でいじめについて、基本的には学校なり教育委員会ということで対処できれば一番いいわけですが、重大な事態、これが法律の中でどの程度まではっきりエリアを決めているかというのは、ちょっとはっきりしない面はありますが、法の中で改めて重大ということが認識できた場合には、当然、首長なり、場合によっては国までが関与しながら、それを解決をしていくという点でなされたようでございます。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　私もそのように理解をさせていただきます。

最後になりますけれども、町の文化財の保護のほうに質問を移りますけれども、なぜこの問題を出したのかというと、最終的には、自治区でいろんな文化財を管理されている部分というのもございます。しかし、あっても手も足も出ないというところもあります。じゃあこれを観光資源になんとかもっていきたいという自治区もあるようです。しかし、歳には勝てないと、これらをやっていくには集落支援の方も、本当に心をつにして、集落の方々と話し合って、ここにこんないいものがあるのではないかと、逆に言えば、掘り起こしたいみたいなこともやっておられている。この活動も本当に頭の下がる思いだなというふうに考えています。しかし、なんととっても、自治体が管理しているところもあれば、自治体が管理しようとしてもできない、すれば観光客も来る、だからそこをどのようにしていってもらえたら、支援策みたいなものが実際あるのかなのか。私として、これから観光協会というのが新しくできるということも頭に入れてみましたときに、こういったところの働き方も考えてはいかなものなのかということをやっと伺ってみたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長　　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　文化財とか、史跡とか、そういったものを観光のほうに利活用というか、そういった方法につきまして、観光協会などではどう考えているのかというような、そういうおたしだと思えますけれども、現在、観光協会につきましては見直し作業を進めております。その中身としましては、今ある観光協会と大山まつり実行委員会、それからグリーンツーリズム協議会、この三つを統合しまして、一つの観光協会にしまして、今のいろいろな観光環境が変化している中で、柔軟に対応できるように、今、観光協会は町長が会長をしているわけですが、それを民間のほうに移行しようというような。また、事務局も民間のほうに移行しようというような、そういった組織の編成などもやっております。

その中におきまして、事業活動のほうも、いろいろとその中でできるものを、今、設立準備会のほうでも検討しております。先ほど言ったそういう史跡とか文化財関係ですと、これまでですと大山まつり実行委員会などで、大山まつり等を中心にこうやってきたわけですが、そういった史跡とか文化財なども、一つの観光ジャンルみたいな形で活用できるような、そういう試行的なことも、何か取り入れられるような活動形態というか、そういう部会なども含めて検討していったらどうだろうかというような、そういった話も今の準備会の中ではあがっておりますので、今後、もう少し詰めながら、そういった町内にある、そういう史跡とか文化財を観光資源として活用できるような方法も検討していきたいというふうに考えております。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　最後になりますけれども、教育課長が説明をしていただいた中では、それぞれの課との連携をする、そして対応をするという意味合いのもとで、一つの提案をした内容でお尋ねをしたわけでありまして、いずれにせよ、集落の名前を出してしまうと、自治区の名前を出してしまうと、いや私らのほうでもやっている、こっちのほうでもやってい

る、そっちはこうなんだというようなこともあるということになりますと、いろんな問題が出てくるということもございますので、あえて名前は伏せますが、実際、文化財を持っている自治体というのは、それぞれさまざまにちゃんと設置されてはおります。しかし、なんといっても大きなところは、林道があったり、そして町道が入っていたり、その中でいろんな草刈りとかしていかなければならない、道路の補修もしていかなければならない、だけどやってはきたけれども、これ以上はできないと、そこまで、もう限界までできてしまっている。限界という言葉は使いたくないんですけども、でもそういう状態なんですよと、あなたたち何を見ているんだと言われたとき、ぐうの音が出ないわけです。歩いていろいろ聞いてきますと。そうすると、こういう文書でお尋ねするしかないわけです。だから、教育関係のこと、そして観光関係のこと、各課のまたがった状態を考えてみたときに、これらを一緒くたに精査しながら、やっぱり行政から手を差し伸べてもらえるようなことをお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。大変長い間ご清聴ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時44分)

○議長 午前中に引き続き、一般質問を再開します。(13時00分)

1番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。1番、小柴敬でございます。明日、3月11日で東日本大震災の3年目を迎えようとしております。津波の被害等は少しずつ復旧復興しているようですが、東京電力福島第2原子力発電所での収束は、まだまだの様子です。私たち西会津では、まだまだ風評被害等が影響を及ぼしておりますが、新たに平成26年、新年度を迎えるにあたり、町民の皆さんとともに前向きに進んでまいりたいと思っております。

今回の一般質問として、次の二つの項目についてお伺いをいたします。

まず1番目としまして、高齢化に対応したまちづくりについてです。平成25年の9月定例議会において、AED自動体外式除細動器の夜間使用の対応について私は質問をいたしました。その後、町としての検討結果や対応について、まずお伺いをいたします。

続きまして、西会津中の生徒や、また奥川、中ノ沢自治区の救命救急講座などが新聞報道されました。今後のさらなる救命救急講座の出前講座などを自治区長会議などの場で積極的にPRし、各自治区や各種団体などで開催されるよう進めて行く考えはあるのかお伺いをいたします。

続きまして、インフラ整備、特に上水道についてお伺いをいたします。平成21年度に策定されました西会津町総合計画の中の基本計画における上水道の整備について、その具体的な整備事業として、①大久保浄水場の改修。②老朽管の計画的な更新と記載をされております。私の手元にある平成25年から平成27年度の実施計画にはあがっていないようですが、大久保浄水場の老朽化による改修工事の具体的実施計画についてお伺いをいたします。

次に、水道管の老朽管の具体的な更新計画についてお伺いをいたします。

以上、私の一般質問です。よろしく願いしたと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、高齢化に対応したまちづくりについ

てお答えいたします。

町で設置していますAED、自動対外式除細動器は、主に設置施設内での使用を目的として設置しております。施設の管理者が不在となる、夜間や休日における対応としましては、屋外に設置することも考えられますが、施錠をせずに設置するので、防犯上問題が生じることから設置は困難であります。こうしたことから、夜間等の緊急の際には、素早く救急車を呼び、心肺蘇生法により対応することが効果的であり、西会津消防署でも、救命講習等による心肺蘇生法の普及を推進しています。

平成25年度の講習会等の実施状況を西会津消防署に照会したところ、普通救命講習会を受講した団体は、西会津中学校や振興公社、にしあい福祉会など10団体、15回であります。主にAED設置施設団体や高齢者の利用の多い施設などでの実施でありました。その他に一般救急講習会は、奥川や新郷地区で公民館の事業として、3回開催しております。

今後は、一人でも多くの方に心肺蘇生法の知識を知ってもらうために、各自治区連絡協議会に依頼するなど、西会津消防署と連携をとりながら、自治区や団体等で講習会を開催していただけるよう働きかけをしていきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、インフラ整備、上水道についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、大久保浄水場の老朽化に対する改修工事の具体的実施計画についてであります。大久保浄水場の配水池が老朽化により、崩壊の恐れがあるため、工法や補助事業の導入等を検討しておりましたが、平成23年の災害復旧事業で採択となり、平成23・24年度の2カ年で工事を実施したことにより改修を図ることができました。

次に、水道の老朽管の具体的な更新計画についてであります。下水道の管渠布設工事より先に水道管を布設換えることは効率的ではありませんので、下水道などの管渠布設工事計画に併せて支障となる水道管の更新をしてまいりました。下水道の管渠布設工事の完了も間近になってきたことから、本格的に老朽管の更新事業を進めるため、今次の実施計画において、平成26年度に老朽管更新基本計画を、平成27年度に測量・設計費を、平成28年度から老朽管の更新工事を計画したところであります。具体的には基本計画策定の中で検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 何点か再質問をさせていただきます。

まず、この半年間にAEDを使用して救命救急を行ったというような報告等は、町のほうにはあるんでしょうか、ないんでしょうか、それを1点お伺いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今年度に入ってAEDを使用したという報告はありません、今年度については1件也没有ありません。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 次ですが、今現在、奥川みらい交流館、それから新郷支所、これよりも遠くの部分、そこに関してはAEDの除細動器はないと発表しておりますが、現在、屋外設置用の盗難防止型のAEDの箱、つまり、その人たちが、オートロックですか、オートロック

でもって施錠を解除して、中の品物を取り出せるというようなAED専用の箱等も、今、発売されておりますが、町ではその検討についてはどうお考えでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

屋外設置の保管庫を付けて設置してはどうかということでございますが、町のほうとしまして、そういったものを検討はさせていただきました。ただ、箱自体が大変高額な部分もありまして、あとは完全にその施錠をするわけにはいかないという部分もあるということでありましたので、検討はさせていただきましたが、設置については困難であるという結論に達したところでございます。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 いろいろ検討されたようでございますが、民生委員とか、各地区の消防団員、あるいはわれわれ議員も含めて、そういった各遠くに、万が一そういったAEDを使用するようときに、われわれが手助けになればいいなと思うわけでございます。そういったことで、各地区の消防団員とか、女性隊員とか、そういったところに置くということまでは検討されましたでしょうか、お伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

民生委員さんですとか、消防団の方とかのお宅への設置ということでございますが、そういった方々についても、管理ですとか不在のときもあるということもありますので、やはりその管理上、個人の方に依頼するというのはちょっと、なかなかできないのかなということでもありますし、西会津町はどうしても集落間の距離が長いということがありまして、本当に、そのこまめに置かないとというか、設置を全集落に置くくらいのことではないと、なかなかそのAEDの効果というのはないのかなというふうに考えておりまして、そういった部分でもちょっと困難なのかなということでもあります。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、それに関連しまして、救急救命講座、そちらのほうも関連しておりますので、そちらの質問に移らせていただきます。

新聞等で皆さんご存知のとおり、西会津中学校、あるいはつい最近ですとしなのきホーム、こういったところで救命救急の講座、これが随所で開設されており、今、報告を受けましたが、10 団体で 15 回ということで、役場職員、もしくは各事業所等、各地区で非常に多彩にこの救命救急講座を実施されておるということで、私がここで発表した、質問をした内容について、結構影響力があって、各地で救命救急に関する関心が高まっている。非常に私は喜ばしいことであるというふうに思っております。

今後、各中学校とか小学校で、授業の一環としてそういったものを取り入れるというような、町としての意見はありますでしょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 小中学校の関係ですので、私のほうから答えさせていただきます。

各小中学校におきましては、命の尊さ、そういった意味で救命救急の大切さというものを学校の中で教えております。したがって、すぐに講座を開くかどうかは別といたし

まして、こういう精神のもと、学校の中では、順次進めていきたいなというふうに考えております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 教育課長の答弁にありましたけれども、はたしてこの学校教育の中で、義務教育過程において、この例えば1年間に1回というようなことで、授業への導入ははたして可能なのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 議員がおっしゃられますように、なかなかその授業の中で取り組むというのは、カリキュラムの関係がございますので、なかなかすぐというのは難しい面は確かにございます。ただ、やはりこういう人命の大切さ、救急の大切さ、これについては、やはり学校の中でも教えておりますので、そういった中で、順次できるものについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 教育課長の答弁にありましたように、私も思うんですが、知識とか技術を身体に、身に付けるということに関しましては、道具を使うわけではありせんので、頭の中にしまっておけば、いつでも引き出すことができるということで、今後、自分が将来的に生活していく上で、確かに他人のために役に立つ、そして町長が申されているように、自助、公助、共助というようなことで、みんなで助け合うんだということにもつながりますので、今後こういった講座を積極的に開催されたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、こういった普通救命講習講座ですとか、そういったものにつきましては、人命とかそういったもので、人命の救助とか、そういった応急の際に大変役立つものであるというふうに考えておりますので、議員おっしゃるとおり、今後、各自治区、あるいは団体等で講習会を開催していただくように働きかけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、質問を変えさせていただきます。次に、インフラの整備、上水道についてですが、これは重要な、われわれにとっては命の水に関する質問であります。一昨年でしたか、夏のお盆中に給水制限等がありましたが、現在の町の需要と供給の関係はどのような形になっているのか、ひとつ伺いをしたい。要するに給水に関する、夕方、例えば何時から何時までは少し給水を制限するとかということは全然ありませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

小島の浄水場ができてから現在まで、給水制限は行っておりません。今後も、今のところ水の需要については、十分まかなえる水源を確保しておりますので、今後とも給水については異常なくやっていきたいと、このように考えております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬　大久保の浄水場に関しては、完璧にこの施設整備等、修理等、完了して、あと向こう 30 年間ぐらいは大丈夫だという見通しなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　大久保の浄水場につきましては、完璧に直しておりますので、今後 30 年、50 年はもつと、このように考えております。

○議長　1 番、小柴敬君。

○小柴敬　明解な答弁ありがとうございました。それでは、老朽化についてですが、下水道を先にやるんだということで、私の質問がちょっと切迫していたかなというふうに反省をしております。平成 26 年度に 1 千万円の基本計画を立てるんだと、そして 27 年度に 3,100 万をかけて測量設計をする。そしてさらに、28 年度から 7 千万をかけて管路の更新をするというふうに計画に上がりました。それで、この期間中に、割合、パーセンテージとして、どのくらいの管路、水道管路がカバーできるのか。そしてもう一つ、見通しとして、完璧にこの管路が補修できるのは、何年くらいかかるのかと、その辺お答え、もしわかれればお願いします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えいたします。

現在、石綿管につきましては、1 万 9 千、約 20 キロ。ビニール管、塩ビ管についてもだいたい 20 キロ。あと鉄の管ですが、これがだいたい 10 キロというようなことになっております。これにつきまして、今度、更新計画を立てるわけですが、今、更新の基本計画を立てないうちに、ちょっと今後、何年間にどのくらいができるのかというのは、見通しが立たないもので、基本計画ができてからお示ししたいと思います。

○議長　1 番、小柴敬君。

○小柴敬　インフラ整備、これに関しては、やはり大事なことであります。道路や上水道、下水道、それから、先ほど同僚議員の質問にありましたインターネット、光ケーブルの通信とか、そういった情報インフラも、インフラ整備の大事な要素であると思います。よりよいインフラ資産、これを構築し、スピード感をもって次世代にわたすことが重要なのではないのでしょうか、それに関してどう思われますか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　水道につきましては、町民の皆さまの水道水を守るという、大変なインフラを抱えているというふうに認識しております。今後も町民の皆さまに安全安心できる水の供給に努めてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解願います。

○議長　1 番、小柴敬君。

○小柴敬　これに関しまして、平成 26 年度から 28 年度まで、この老朽管に関しまして、町の一般財源は投入されていないというようなことで計画に載っております。私からですが、要望というにはおこがましいですが、なるべくスピード感をもって、できれば前倒しというような形でもって実施されるようなことを要望しまして、私の答弁に終わらせていただきます。

○議長　町長より発言の申出がありますので、これを許します。

町長、伊藤勝君。

○町長　　ただいま小柴議員から、大久保浄水場、これについてのご質問がありました。これがかねがね、ここの浄水場、大久保浄水場については、設置したときから、あそこの地域は抜け間ということで、非常にそういった面では設置場所については、非常に問題視されていたというような話も、私がかねがね聞いていたんです。そこで、地震とか、あるいは豪雨とかきた場合に、これまで何度かひび割れとか、水漏れ、こういったことの若干の補修をしてきたわけです。いよいよこれ、やっぱりこの前の大震災のような場合になりますと、今度は大規模な改修も必要だということで、危険性の伴う場所であったわけです。これの改修工事が、ちょうど大震災の災害復旧に該当しましたので、一気に 23、24 年度でこの工事を行ってきたということでもあります。

これは 30 年、50 年もつかというと、これはまったく保証のできないことでありまして、正常な場合でありますと、やっぱり現在の維持管理は、この補修で大丈夫であろうというふうに思っています。しかし、大震災のようにマグニチュード 7. とか、8. とかになってまいりますと、もう今度は大規模に改修をしなければならない状況にきた場合については、改めて今度は、あの場所が本当にいいのか、そういう時点になったら真剣に、これまた考えていく必要もあるだろうと、当面はこれで災害箇所については復旧工事を行ってきたということでもありますので、将来、20 年、50 年も先のことまで保証できるものではないということでもありますから、改めて私からお詫びをさせていただきたいというふうに思います。

○議長　　1 番、小柴敬君。

○小柴敬　　町長の答弁ありがとうございました。

　　以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長　　5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　5 番、伊藤一男です。今定例会において 3 項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから質問をいたします。

最初に、新年度の主な重点事業についてお尋ねをいたします。伊藤町長は昨年の町長選挙に当選就任以来、はや 7 カ月が経過いたしました。いよいよ 2 期目となり、町長としての真価が問われる中で、平成 26 年度の当初予算編成にあたり、町政執行の基本方針である町総合計画に基づき、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本とし、さらには「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマとして、町民ニーズが多様化する中、各種施策を総合的に推進していくということですが、そこで、新年度の重点事業である次の点についてお伺いをいたします。

1 点目は、現在、本町の農業を取り巻く環境は大変厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、サル被害などにより耕作放棄地の拡大など、危機的な状況にあると思います。また、国の農業政策の見直しによって、水田農業が大きく変わろうとする中、農業の一層の生産振興と所得向上を図るには、新年度、どのような取り組みをなされていくのかお伺いをいたします。

2 点目は、本町における少子化や若者の減少は大変深刻な状況にあります。地域力の低下をまねいておると思います。こうした状況に少しでも歯止めをかけるには、町内企業の一層の発展と、新たな企業誘致により、若者の定住を促進し、少子化、若者の流出に歯止めがかかるものと思います。そこで、企業誘致の促進と雇用の拡大について、今年度の取

り組みについてお伺いをいたします。

次に、西会津高校活性化についてお伺いをいたします。質問に先立ちまして、3月7日をもって教育長を退職されました佐藤前教育長は、西会津高校の存続、発展に尽力され、昨年募集定員の半数以上の生徒を確保し、分校化を回避できたのも、佐藤前教育長のご尽力の賜物であり、西会津高校の同窓生の一人として、衷心より感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

それでは質問に入ります。町では、西会津高校を後期中等教育と地域の活性化にはなくてはならない学校という位置付けのもと、生徒減少による分校化や統合廃止、ひいては高校の存続の発展のために、今までの会津坂下町へのバス運行に加え、新たな活性化支援策を講じ、積極的に取り組んできたことと思います。そこで、平成26年度の入学志願者数と活性化支援策の効果について、どのようにとらえているかをお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、伊藤一男議員のご質問のうち、私からは新年度の主な重点事業について、特に農業の生産振興、そして企業誘致の促進と雇用の拡大について、ご答弁を申し上げます。

昨年12月に農林水産省は、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、将来を見据えた新たな農業政策を打ち出しました。このため、町といたしましては、強い農業基盤を確立していく重要な年と考え各種事業を実施してまいりたいと思います。

1点目は、町農業の重点作物である、米と野菜、キノコの販売促進、販路拡大に向けた取り組みの強化であります。とりわけ米については、県やJAと連携した指導体制で良質米の生産に努めながら、風評被害の払拭のために放射性物質の吸収抑制対策や、全袋検査を継続的に実施して、消費者に安全・安心を訴えてまいります。また、昨年に引き続き、JAと共に農林産物の流通関係業者等を訪問してトップセールスを実施していくなど、販売促進を図ってまいりたいと思います。

2点目は、施設園芸の推進と、年間を通じた出荷体制の確立についてであります。米政策が変化していく中で、今後は園芸作物や、菌床シイタケ栽培との複合経営による農業所得の向上を目指すべきであると考えております。26年度からは、新たに、夏秋用パイプハウスのリース事業の実施や、冬作の取り組みを強化することで、ミネラル栽培の生産拡大による産地化、あるいはブランド化を推進してまいりたいと思います。また菌床栽培についても、新たに薪兼用のボイラーのリース事業を導入し、コスト削減と生産体制の強化を進めてまいります。

3点目は、担い手育成対策であります。人・農地プランの作成により地域の担い手の育成と、集落営農を目指す法人化や、共同施設の整備による経営改善にも計画実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

4点目は、都市部との交流による農業の新たな展開であります。生産現場や生産者との交流によって、農業を基盤とした新たな食と農と観光との連携による地域の活性化を目指し、農業振興はもとより、将来にわたって元気なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の促進と雇用の拡大についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、町民の所得向上、雇用の維持、確保など、経済の活性化や若者の定住対策を進める上において、町内既存企業への支援をはじめ、新たな産業の創出、企業誘致の促進は大変重要な政策課題であると認識しております。雇用の確保に向けた町内企業への支援につきましては、これまでの従業員の研修や資格取得に対する補助金などに加え、さらに新年度では新規取引先や販路の拡大を図るため、展示会や商談会、見本市に出展する費用等についてもその一部を補助してまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましては、現在、国や県においては震災復興の一環として、県内に新規に立地する企業や一定の設備投資を行う企業に対しての優遇措置の導入などを行い、県内への企業誘致を推進しております。

こうした中で、町といたしましても、雇用機会の創出や若者の定住促進に向けて、企業誘致を積極的に推進するため、企業誘致に係る企業のニーズや、町の現状、あるいは課題を把握して、誘致対象業種や誘致体制、さらには優遇制度など、具体的な取り組みやその手法などについても、専門家の意見や指導をいただきながら、計画を策定してまいります。なお、この新年度予算に計画策定経費を計上したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 5 番、伊藤一男議員のご質問のうち、西会津高校活性化についてお答えいたします。

西会津高校の生徒確保につきましては、進路実績などの西会津高校の魅力と、新たな支援策を大いにアピールし、町を挙げて取り組んでまいりました。この結果、平成 25 年度の新入生は、募集定員の過半数を超える 43 名を確保することができ、分校化の危機を脱することができました。しかしながら、過疎化・少子化の中で、生徒の確保は容易でなく、本年度も生徒確保に向け、地元の西会津中学校をはじめ近隣の中学校を幾度となく訪問し、理解を深めていただきました。

来年度の入学志願者は、現在までⅠ期選抜で 8 人、Ⅱ期選抜は 27 人、合わせて 35 人であり、昨年のⅡ期選抜までの志願状況と同じく、募集定員の過半数には達していない状況となっております。

新たな支援策については、大変に好評であり、とりわけ、通学費の補助については、家計の負担軽減の点から魅力ある支援策であると、大いに評価されているところであります。今後とも、町を挙げて西会津高校の魅力と支援策をアピールし、是非とも、Ⅲ期選抜で過半数を超える入学者を確保していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ今、答弁がございました。それでは農業関係について、まずお尋ねをしたいと思います。まず減反については触れていなかったんですが、ちょっと減反について触れてみたいと思います。ただいま、今国が米政策の転換を打ち出したのは、昨年の秋以降で、26 年度産米の作付けにあたり、全国的に飼料用米などの種子不足が懸念されているが、本町においても例外ではないと思いますが、どのように取り組んでいくのかをお

伺いをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 飼料用米の作付けについてのご質問にお答えいたします。

国の米政策の大きな変換の中で、飼料用米の作付けが5万5千円から10万5千円ということで、大々的な取り組みとして報道されておりますが、県内においては、まず飼料用米に取り組む場合は、使う人との販売出荷契約が基本となりますので、その部分で販売先が現在ないというところもありますし、あとは基本的に、飼料用米の種もみの確保ができていないということがあります。従来まで取り組んでおられた方についての種もみについては確保されていますが、26年度、新たに取り組みたいという方については、その部分の確保が県内ではできないということで、県としても積極的な取り組みを今年度はしないという方針で取り組んでおりますので、町内農家の皆さんにも、その内容で座談会等において説明をさせていただいております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 5年間という水田政策の見直しということなので、今年はやらないということなんですが、将来的には、来年からはやるというような、やっていくというか、そういうあれでよろしいんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 今の時点で、そのご質問にご答弁するわけにはいきませんが、県として、全農として、今年度、福島については取り組まないという、積極的な取り組みをしないということであります。例えばこれに取り組むようになるとすれば、一定の地域で同じような品種をつくらないと、一般米と混入される心配もありますので、団地化も心配でありますし、前段で必要な販売先の確保が大きな課題であると思いますので、今後、国として、農協として、その辺のところが解決できれば、実際に取り組むことも可能だと思っております。これからの各関係機関の動きを、推移を見守って、町としての方針を決めていきたいと思っております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 その件についてはわかりました。

それでは、県は、26年度の主食用米のコシヒカリなどを飼料用米として作付けした場合に、助成金を25年度の10アール当たり1千円を10倍の1万円に増額するという、それによって、県としては助成額の増額によって飼料用米の転作が進むと予想しているんですが、西会津では飼料用米のそういう、主食米を飼料用米に変えるというような、転換するというような、そういうあれはないんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 一般米の飼料用米への変換ですが、やっぱり前段で、その販売出荷契約がなければ、売れないものは、売る約束のないものはつくれないということになっておりますので、なかなかそれについても、現在のところは難しい状況であります。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 続きまして、現在、町の地域や集落においては、やはり農業従事者が高齢化したり、後継者がいない、そういうようなことで、なかなか農地を守るといってもなかなか

か守れないといえますか、田んぼを頼むにしても、田を頼むにしても、誰もやってもらえないような状況というのはこれから出てくると思うんですよね。今、町でも人・農地プランということで、一生懸命取り組んでいます、やはり集落の現実、認定農業者がいる地区とない地区というのは、かなりこう分かれているのではないのかと、そういう認定農業者がいないところについては、なかなかその農地を守るということに関しては、かなり難しい状況ではないのかと、そのように思います。

そうした中で、やはり町やJAが中心になって、そういう農業生産法人とか、農業公社、そういったものの設立に関する話し合いとか、議論はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

数年前、農協のほうでアグリ組織、法人組織が立ちあがりまして、西会津としても、そういう組織によって担い手のない地域の農業経営が支援いただけるのかなということで、期待をしていたわけですが、結果的には、やっぱり遠隔の西会津の地までは、そのアグリの農作業は、実際的には入ってこられないというような状況でありました。

議員のご質問にもありましたように、今、人・農地プランの中で、自分がもしできなくなった場合は、誰にその農地を守ってもらうかというような仕組みづくりの話を進めているのが、人・農地プランです。まず基本的に集落の中に担い手がいれば、地域の中で担い手が地域の農地を守る。それが対応できないときは、入り作によって、他の集落外の人に入ってもらって農地を守っていただくという集落もありました。あとは、そういう方もいらっしゃる場合、例えば法人化をしている組織に入ってもらったりとか、そういうことを考えながら、その集落の農地が守っていけるような話し合い現在進めておりまして、地域、地域によって条件が違いますので、ご質問にもありましたように、認定農業者のいない地区については、今後のその点の課題が大きくなっておりますので、集落の皆さんと話し合いをしながら、今、守っていく農地を5年、10年後もきちっと守っていけるような仕組みづくりを話し合いながら進めていきたいと考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今度は所得控除についてちょっとお伺いしたいと思います。農業の複合経営ということで、今、米と園芸作物の推進によって、所得向上を図っていくというわけですが、やはりミネラル栽培も事業開始から15年を迎えて、また商業団地のA区画に整備される販売力強化施設においても、そのミネラル栽培の売り場面積を拡大するなど、町でも本当に力を入れてきているわけであります。しかしながら、一方、やはりミネラル野菜においても、やはり後継者不足といえますか、やっぱり若い人の確保といえますか、そういうことがこれから一番問題になってくるのではないかと思うんですが、ミネラル野菜についての今後については、どういうふう考えていらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ミネラル栽培についてのご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、米政策が変わっていく中で、やっぱり園芸作物と稲作との複合経営による農業所得の向上が、町にとっては必要であろうということで、

今まで以上に、26 年度についてはミネラル栽培の生産拡大に従来の事業に、さらに新年度新たな事業を加えながら生産拡大に努めていきたいということで考えています。

具体的には、担い手の部分ですが、農家の皆さんとお話をしてみますと、新規に取り組まれる方、どんな条件であれば取り組みを拡大していただけるのか、あと新規に取り組む場合、どんな条件だと取り組みやすいのか、いろんな話し合いの中で生産拡大、経費削減のため、それから労働力削減のための機械の補助だったり、あと生産拡大のための経費の支援だったりとということで、新年度は予算化をしておりますので、それらを実施しながら生産拡大に向けて取り組んでいきたいと思います。

また、地元スーパーとミネラル野菜、ミネラル栽培であれば、契約栽培をして県内スーパーに販売をしていきますという力強いご支援もいただいておりますので、売り方についても、売り場と意見を交わしながら、よい商品を消費者に安全安心をアピールしながら販売していくような体制に取り組んでいきたいと思います。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 では、ミネラル栽培の野菜の栽培者といえますか、15 年経っているわけですが、事業開始当時から比べて、やっぱり増えているのでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 取り組み農家数についてのご質問にお答えいたします。

当初、取り組みはじめたのは、女性の皆さんが健康づくりのため、それから中核農家の皆さんが、ミネラル栽培野菜のトマト、キュウリ等を出荷した事業がスタートしましたので、その時点では 30 名弱の取り組みでした。現在、平成 25 年度現在では、112 名の方が取り組みをされております。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 24 年度のミネラル野菜の売上高は 8,743 万 4 千円であって、25 年度は 9,754 万 7 千円となっていますが、これ 25 年度は売上高、実績、伸びていますが、要因についてはどのようにとらえていますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 販売額の拡大の要因についてであります。農協出荷、それからリオンドール、それから首都圏のスーパーやオコー、それからよりっせの販売が拡大をしております。これについては、町でリース事業等をしまして、基本的に生産面積が増えていること。あとは昨年、一般的に野菜の、他の産地でない時期に、西会津の産地が市場に入り込めたということで、収量は落ちたものの価格的に高く買っていただいたというようなことがありましたので、その部分で増えたこと。あとは、リオンドールさんが、今まで会津地区の販売のみでしたが、中通りまで西会津のミネラル野菜の袋をつくっていただいて、販売を拡大していただいたというのが大きな要因であると考えています。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これからのミネラル野菜の栽培の、これからの課題として冬期間の作物をどうするかと、この辺についてはどのように具体的に考えていらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 冬作の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

冬作については、ここ数年の豪雪によるハウスの倒壊等によりまして、一時拡大していたものが縮小傾向にあります。26年度については、それらの部分の取り組みを強化するために、具体的に農家の皆さんと話し合いを進めながら、既存の取り組みを拡大していただくこと、それから、実際は売れる品物をつくっていても、その保管状況で商品までにいたらないというのが西会津では随分ありますので、その辺の貯蔵の仕方、それから管理の仕方等についても、今後、生産者の方と話し合いを進めながら、より商品として出せるものの体制づくりを進めていきたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 事業開始からもう15年目を迎えているわけですが、ミネラル栽培、野菜そのものに付加価値は付いて、ある程度、値段にも反映されているのかわかりませんが、これからミネラル野菜が、これからまだまだ高付加価値といえますか、もう少し、やっぱり新たに付加価値を付けていく必要があるといえますか、これからミネラル野菜については病虫害に強いというようなどがいわれていますので、やはりこれから、その無農薬栽培とか、低農薬栽培、そういったものを研究といえますか、試作をしながら、新たなその付加価値を付けていくというか、そういうことも併せて考えていかなければならないのではないかというふうに思いますが。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ミネラル野菜の新たな付加価値についてのご質問ですが、ご質問にもありましたように、ミネラル栽培に取り組むことで、野菜そのものが健康になるということで、病虫害の被害が少なくなりますので、消毒の回数が激減されます。その辺のことも安全安心のPRのためには訴えていくべきことだと思いますし、あとは26年度、野菜の成分分析を行いながら、一般野菜と比較して成分上どういう付加価値があるのかというのをきちんと調査しながら、消費者の皆さんに訴えてまいりたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 付加価値の中で、やはり今まで加工についてはあまり出てこなかったような気がするんですが、やっぱり付加価値を付ける場合においては、やはり今、西会津で6次産業化ということで、加工を一生懸命こう推進しているといえますか、そういうことです。で、やっぱり付加価値を付けるということは、やはり加工にミネラル野菜も、例えばミネラル野菜ジュースとか、あとはドレッシングとか、われわれ研修した中で、いろんなことをこう見てきましたけれども、野菜についての加工、そういうことも十分に考え合わせて、やっぱりこれから付加価値の付けるための考え方というか、そういう加工について考えていくべきだなというふうに思っておりますが。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 加工品、ミネラル野菜の加工品の話ではありますが、実際、下小島のブルーベリーはミネラル栽培を実践をしております。そこでは、ブルーベリージャムを、ジャムの加工にまで取り組んでおりまして、他の商品に比べて、糖度が高くて、ほとんど糖分の添加が僅かで、おいしいジャムができていたというような状況もありますので、今後についても、町内で各団体が加工品づくりに取り組み、商品化もれさせておりますので、その辺との連携も強めながら、ミネラル野菜、生での販売、それから手を加えて、加工品とし

ての販売も合わせて、連携して行っていきたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 菌床シイタケについても、やはりその加工部門というのは必要ではないのかと、やはりこれから菌床シイタケも相当生産は伸びていますし、出荷も相当されております。しかしながら、そういう加工面で付加価値を付けるということも大事なことだと思いますので、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 菌床のキノコ関係の加工品であります。現在のところシイタケの乾燥物、それからキクラゲの乾燥、あとは個人的にキクラゲの佃煮等の、惣菜としての加工品づくりをされております。そういう加工品の部分も重要だと考えておりますが、基本的に、まだまだ生としての出荷量が市場の需要に応じきれない状況でありますので、町としましては、生産体制の強化のために、26年度については、この灯油等の値上がりによって生産コストがかさんでいる暖房のための新たな支援を実施しながら、まず生産力を、市場に応じられる生産が、定時、定量、出荷できるような体制の支援を行っていきたいと思います。

その後については、生産者とまた話し合いを進めながら、6次化等の計画があれば、合わせて検討していきたいということで考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ありがとうございました。

次に質問を変えまして、企業誘致の促進と雇用の拡大について再質問をさせていただきます。先ほど町長からいろいろ答弁ございました。企業誘致の策定については、これは例えば1年で計画を立てるのか、立てていくのか、また、策定にあたっては、どのような形というか、専門家なり、また庁内においてどのような専門チームといいますか、そういう委員会とか、そういうのをつくってやるのかどうか、それについてお尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業誘致の計画についてのご質問でありますけれども、先ほど町長がご答弁申し上げましたように、本当に町内、所得向上、それに町民の方の雇用の創出、さらに若者の定住促進に企業誘致というのは大きなウエイトを占めているというような、そういったことでありますので、これまでも、町としましても、工業団地に企業を誘致しようというようなことで、県などの支援を受けながら、いろいろとそういった動きをしてきたわけですが、具体的な誘致にはいたっていなかったというような状況でございます。

今、ちょうど震災以降なりまして、国や県では福島県内の企業誘致というようなことで、いろいろな補助金を福島県のほうに導入しておりまして、県内に立地した場合にはそういった補助金が付くというようなことで、県外からの誘致を強力に推進していると、そういった状況であります。

こうした中でありますので、町としましても、そういった国県の動向と合わせまして、町でも積極的に企業誘致を図ろうというようなことで、今回そういった計画を立てようというようなことでございます。今までも、県などの支援を受けてきたわけですが、実際にそういった企業誘致にかかるノウハウとか、手法というのは、なかなかこう町独自ではできなかったような状況であるものですから、そういったことに優れているというか、

そういった専門的に企業誘致などに資しているコンサルタント、そういった方々にお願いしまして、そういった手法、ノウハウ、さらに例えば誘致体制、どんな組織づくり体制がいいのかとか、そういったものをひとつご意見、ご指導などをいただこうかなというふうに思っています。

当然そういった計画をつくるには、町の現状とか、課題とか、あとは現在の全国的なそういう企業のニーズとか、そういうようなものも調査していただきまして、それらをもとに西会津町に適した業種などを選定していただくとか、またそういった企業に声をかけていただくとか、そういったことをスケジュール的にはこの1年間の間に、26年度中にそういった計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長から答弁をもらいましたが、もう一回、この計画の策定が終わったら、次はどのような段取りになるのか、もう一度ちょっとお話をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業誘致に向けての具体的な取り組みですがけれども、先ほども申し上げましたように、そういったノウハウ、手法とか、そういうこと自体も、この事業計画の中でいろいろご指導、ご意見をいただこうかなというふうに考えております。ですから、この計画を立てたのちに、その指導、助言をいただきながら、すぐにでもそういった誘致に取り組んでいきたいなというふうには考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次に、今まで地域経済の発展のために、大きな貢献をされた地元の企業に対する支援事業について、ちょっとお伺いしたいと思います。

今までこう企業の、地元企業にいろんな支援をしてきたわけでありまして。また26年度においても、新たな支援策として、国内で行われる展示会、商談会、見本市に出展する費用等について、一部を助成するということではあります。費用というのは、旅費とか宿泊費なのか、また補助金の上限というのはいくらくらいになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 既存企業の皆さんへの支援ということではありますけれども、今、伊藤議員おっしゃられたように、これまで町内企業の皆さんへの支援といたしまして、従業員への研修や資格取得に対する支援、補助金、それから新規学卒者の雇用などに対する補助金というようなことをやってきたわけですが、新年度では、今、おっしゃられましたように、新たに新規取引先や販路の拡大、そういったものにかかる展示会、商談会、見本市などに出展する場合の費用について、一部を補助するというようなことではあります。

中身につきましては、展示会等への出展する場合の負担金、それから展示品の送料、それから旅費、こういったものについて総額の2分の1をお支払いするというので、上限につきましては、20万円を上限にお支払いしたいというふうな、そういった内容でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いい支援策だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、県で実施している緊急雇用創出基金事業について、県に要望しているというようなことでしたが、これは事業は決定はなされたのか、また決定したならば、事業内容と予算額についてはどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 緊急雇用についてのご質問でございますけれども、平成 26 年度につきまして、当初、県のほうでは緊急雇用の実施については未定であるというような、そういった情報だったわけですが、このたび、先週ですか、県のほうから来年度も実施いたしますというような、そういったような文書をいただいたところでございます。

それで、これによりまして、来年度につきましては、11 事業で 19 人の雇用というようなことになっております。事業費につきましては、4,300 万ほどの事業費というようなことでございます。

以上でございます。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これは、例えば町を通して、企業でなんか雇用する場合において、その緊急雇用に当てはまるとか、そういう事業はないのでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 事業につきましては、町が直接雇用する場合と、それから委託事業によりまして町内の企業とか、そういったところに委託しまして、雇用する場合ということで、二つの形態に分かれて雇用することになります。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ありがとうございます。

次に、西会津高校の活性化について再質問をさせていただきます。入学志願者については、先ほど課長から答弁もらいましたので、ただこれ、なかなか支援策の効果というのは、なかなか出てこないものだと思いますね。やはりすぐやったから、すぐ効果が出るものではないと、そのように思っております。ただ、生徒募集に関しては、これから西会津高校が存続していくには、やはり生徒の数をどのように集めてくるか、募集するかということだと思ふんですね。その場合に、やはりなかなか西会津町、会津一円から一生懸命いままでやってきましたけれども、なかなか難しい状況にあると思います。そういう中で、やはり今、町で交流協定とか、災害時協定とかそういうことで、横浜市の鶴見区、また埼玉の三郷市、そういったところの交流の中から、こう学校の交流といいますか、高校生が西会津町に来てくれるような、やはりそういう PR、またそういうことをやっていくというのも一つの方法だと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 西会津高校の生徒の確保という点でお答え申し上げたいと思います。

西会津高校の生徒の確保、先ほどご答弁申し上げまして、基本的には会津一円の中から、できるだけ来ていただこうということで、本年度も 3 回ほどですか、地元の西会津中学校他、各学校を回って PR してきました。そういった中で、この少子高齢化の中で、やはりなかなかその生徒の確保が難しいということがありますから、もちろん PR とともに学級

の人数、現在 40 人で 2 クラスの 80 人ですが、それを 35 人という形で県のほうに要望したりという形でいろいろやっております。

そういった中で、議員がおっしゃいました町と交流のある市町村、そういうところと交流という観点で P R をするというのも一つの方法かと思います。ただそういった中で、遠くから来ていただく場合には、やはり泊まっていただくというようなのが原則でございますので、そういった宿泊の面というような課題もございますので、現に川口とか只見あたり、もともとあった宿舎を利用しながらやっているという例もございます。本町にはそういう課題がございますので、そういう課題をいかにすればクリアしていけるか、そういった点を検討というよりも、そういう点がございまして、それらを加味しながら、そういった点を踏まえながら、確かに大変いい提案でございまして、検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 生徒の募集で、あとはやはりもう 1 点は、部活動の活性化といいますか、今の支援策を見ますと、本当にこれ町として最高の支援策といいますか、これ以上できないような支援策だと思うんですが、今の支援策というのは、親の目線といいますか、親の目線から通学費とか、就学資金の貸与とか、やはりこれは、どちらかという親の目線で、これがいいというか、子ども、生徒の目線からすれば、部活動というのは大きな魅力であって、これから部活動をいかに推進していくか、その辺がこれからの西会津高校の生徒の募集については、大事なことになるのではないかと思います。

これなかなか本当に簡単なことなんですが、やるということは大変難しいことなんですが、例えば、佐藤敦之選手なんかも、今、実業団の京セラに監督として決まっていると、そういうようなことなんですが、例えば佐藤敦之選手みたいな人を、例えば町教育委員会で勤務させていただいて、そういう人を高校に派遣して、そういう部活動の活性化につなげていくと、そういうことも考えていかなければならないのではないかと。なかなか西会津高校、県立ですけれども、やはり町でやっていかないと、もう存続できないような状態になってきていますので、やっぱり子どもの目線から部活動の活性化、これは中学校にも必ずいい効果を現します。高校が部活動よくなるということは、中学校も必ずよくなってきます。

今、西会津の子どもたちもそうですが、やはりスポーツといいますか、そういうどうしてもスポーツ、そういった面で最近体力も落ちてきていますし、ちょっと問題があるのではないかと、そのために、例えば教育委員会で、その人を勤務させていただいて、そういう活性化につなげていくことはできないのかなと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 実際、子どもの数が少なくて、生徒の人数が少ない中で部活をやっていくというのは、やはり現実なかなか厳しいところがあります。西会津高校を見ていただきますとわかりますように、やはり人数が少ないといったことで、例えばボートですと、かつて 4 人でやったようなボート部が、今は 2 人とか、1 人というような状況でやっていかざるを得ないというのが現実であります。

そういった中で、学校のほうでもだいたい努力をいたしまして、一例をあげますと、野球部、野球部はご存知のように、本来ですと9人以上そろわなければ、チームができないわけですが、今回、会津西連合という形で連合を組みながら、他の学校との連携を組みながら試合に出て、1勝をあげたという、大変すばらしい話がございました。そういった形で、学校さんも独自に努力をされておりますので、教育委員会としましても、西会津高校の活性化ということで、生徒の確保をしておりますから、その中で、金銭的には生徒会活動の支援ということで、部活を含めた支援の中で、100万円という金額ではございますが、西高さんに支援をしております。

それで、じゃあ一方ということで、人的な支援ということにつきましては、部活動の中でも民間の方にコーチをやっていただいたりということで、大変、高校としてもありがたいということを言っておりました。そういった中で、教育委員会としてもどのくらいお手伝いができるか、それらについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 本当に部活動については、本当に難しい問題だと思います。しかし、今、私立ではないので、本当に難しい問題であり、今、私立の高校は、例えば学法石川なり、聖光学院なんか見ていると、やはり部活でとにかく有名になろうと、そこから生徒を集めてこようと、そういうような方法でやっている。そういう中で、こうなかなか県立で、なかなかそう難しい面は本当にあると思います。だけど何らかの形でそういうことをやっていかないと、やはり本当に高校だけの問題ではなく、中学校でもそういう部活動のいろんな弊害が出てきたり、生徒数が少なくなって、部活ができない。そういうような状態になってきますし、やっぱり高校がよくなれば、必ずそういう中学校の部活、そういったものも活性化してきますので、本当に難しい問題だと思いますが、そういう面でがんばっていただきたいと、そのように思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 西会津高校の活性化のためということで、部活も高校の中では大変魅力ある一つでございますので、魅力ある高校の支援ということで、部活動関係でもがんばっていきなというふうに思っております。

以上です。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ答弁いただきましてありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町民の皆さん、こんにちは。3番、長谷川義雄です。今年の冬は大雪にもならず、皆さまには、毎日春を待ち遠しくお過ごしのことと思います。この3月定例議会にあたり、二つの項目を質問したいと思います。

まず最初に、冬の間における町道の現況についてですが、私なりに冬の間、各地区を見て、住民の方々の話を聞くと、地域の人たちが大変困っている問題を知りました。それは特に山間部の道路において、木の枝の垂れ下がりや倒れた木があり、通行に誰もが不安を感じていることでした。さらに聞きますと、片づけるにしても所有者がいなかったり、高

齢になったりしており、みんなで片づけようとしても、高齢者ばかりで体力もないのでなあ、片づけることができないというよう状況です。このような現状では事故も起きかねません。地域の人たちだけでは対応できないので、処理費用の一部でも支援の手を差し伸べるべきと思います。

もう1点、道路の現況についてですが、昨年12月議会にも質問したとおり、再度考えを伺います。野沢表通りと裏通りの間において、特に冬の間は喜多方西会津線と旧大久保停車場線との道路以外、町民は雪のため思うように通行ができず、不便を強いられています。昨年の答弁では、地元と協議しますと話されましたが、現在はどうなっていますか。特に冬期間における火災などの防災上においても心配されます。このようなことに鑑み、道路の現況の質問として。

一つ、町道において、除雪等により痛んだ箇所が多く見られる。雪解け後の補修等の対応についてお聞きしたい。

二つ目として、山間部の道路において、木の枝の垂れ下がりや倒木等があり、通行に不安を抱えています。所有者や地域の人たちだけでは処理できない状況である。処理費用の一部を支援する考えはないか伺います。

三つ目として、町道野沢中央線と町道野沢南裏線をつなぐ道路は、特に冬の通行が思うようにならず、町民は不便を強いられている。解消法についての考えがあるか。昨年12月議会でも質問した町道本町南4号線の地元との協議も含めてお聞きしたい。

二つ目の質問として、保育所の今後について伺います。町内には現在、野沢、尾野本、芝草、群岡と四つの保育所が運営されていますが、平成26年度4月より、芝草保育所を野沢保育所の分所として運営することが予定されています。野沢保育所だけでは入所児童に対応できないことにより、5歳児だけを芝草に通わせるようですが、それは保育所本来の姿ではないと思います。何年間の措置なのかはわかりませんが、町全体の保育運営を検討して、早急に対処するべきだと思います。今後どのように町当局が考えているか町民も知りたいところです。町長がいつも話すように、西会津に住んでよかったと思える町にするためにも、安心して子育てのできる環境を整えることが急務であり、今後の保育行政についての考えをお聞きしたいので質問に入ります。

一つ目として、平成26年度の各保育所の入所予定人数及び待機児童の有無についてお聞きしたい。

二つ目としては、町内には4カ所の保育所が運営されている。新年度より野沢保育所と芝草保育所は統合して、本所と分所で運営される予定であるが、このような状況を踏まえて、今後の保育施設の整備や運営については、どのように考えているかお聞きします。

以上、大きな項目2点を私の質問とします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、私からは、保育所の今後についてのご質問にお答えをいたします。

まず、平成26年度の入所予定人数であります。野沢保育所に91名、この内、芝草分所には19名、尾野本保育所に41名、群岡保育所に16名の合計148名となっております。各保育所とも定数以内であり、待機児童はおりませんのでご理解を願いたいと思います。

次に、子育てに関する施策につきましては、私は町長に就任以来、町政の最重要課題として位置付けて取り組んできたところであります。特に、保育所につきましては、子どもを産み育てやすい環境を整えるため、乳児保育の拡充や保育所同時入所児童2人目以降の保育料無料化、一時保育事業の実施など、保育環境の充実を図ってまいりました。

今後の保育施設の整備と運営についてのご質問であります。現在の4カ所の保育所につきましては、全て築30年が経過し老朽化が進んでおります。また、今後益々、乳児保育の要望が増える他、新たなニーズとして病児保育や子育て支援センターなどの要望もあり、現在の施設では対応していくことは非常に困難であると認識しているところであります。

そのため、新しい保育施設の整備は急務でありまして、平成26年度当初予算におきましては、保育施設の基本設計経費を予算計上したところであります。さらには、早期に新たな保育施設を整備するため、今般の実施計画において、今後必要となる実施設計費と施設整備費を順次計上していくこととしております。

今後は、本年度立ち上げました、子ども・子育て会議の中で、子ども・子育て支援事業計画に対する意見や、新しい保育施設の機能と内容等についてもご意見をいただくなど、広く町民の皆さんの声も伺いながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、冬期間における町道の現況についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町道の除雪等で傷んだ箇所への補修等の対応については、道路パトロールを実施し補修が必要な箇所については、パッチングなどにより対応してまいります。

次に、山間部の道路における倒木等の処理については、私有財産管理の観点から、その所有者が処理をすることを原則としております。今後とも、道路パトロール等を通して、緊急の場合は所有者や地元区長と協議をしながら、健全な道路管理に努めてまいりますのでご理解願います。

次に、町道野沢中央線と町道野沢南裏線をつなぐ連絡道路であります。本町地内には4路線の町道があります。いずれの路線も幅員が狭く、冬期間の除雪計画路線には含まれていないことから、周辺の住民の皆さまには迂回しての通行をお願いしている現状であります。なお地元3町内の自治区から、町道本町南5号線の改良の要望があり、自治区長立会いのもと、現地調査及び検討を行っておりますが、野沢中央線と野沢南裏線の連絡道路については、本町地区全体を捉えた中で、地元の皆さまのご意見を踏まえ、検討してまいりますのでご理解願います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは再質問をしたいと思います。かつては道路パトロール、管理については道路パトロール車という、誰でもわかるように明示されていたんですが、最近あまり見られないんです。それで、パトロールをする場合は、例えば地区の区長さんとか、例えば尾野本、奥川とか、地区別にパトロールにうかがいますから、何かありませんかとか、そういう打ち合わせはしないで、ただ行政単独でパトロールしているんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路パトロールにつきましては、定期的に建設水道課にありますパトロール車で道路パトロールをしております。そのパトロールにつきましては、建設水道課独自にやっているということで、自治区へは連絡しておりません。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が質問したというのは、ある地区では、秋のころですかね、区長さんが一人で道路を直していたところがあったんです。だから、そういったことが、同じパトロールをするのであれば、その地区方面にいつごろうかがいますよと言え、地区の区長さんなり、話もできて、例えば倒木があっても気が付いているのか、しないのかは別としても、ある程度対応がスムーズにいくと思うんですけども、その辺。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

道路パトロールにつきましては、少なくとも西会津町の町道の半分以上は道路パトロールをするもので、その担当の自治区について、すべて自治区長に連絡してパトロールをやるというのはなかなか困難であるということで、今までどおり建設水道課独自の方法でやらせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 連絡ができなければ、事前に例えばアンケートを取るとか、降雪前にアンケートを取るとか、そういった考えはまったくないですか。調査をしておくとか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

道路パトロールについてであります、降雪前については、除雪会議というようなことで、全自治区長さんが集まっておられ、その中で除雪の説明会等を行っております。そういう機会の中から自治区長さんからいろんな問題点をうちのほうで承り、それに対応しているというようなことでございます。なお、緊急にいろいろ道路が壊れたり、修繕しなければならないというのは、直接、建設水道課のほうに連絡が入っているのが現状でございます。なおその辺につきましても、自治区長会議等において、区長さんにご理解をいただくような説明をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その私の道路の関係の本題の中で、木の垂れ下がりとか、倒木が、現実私、目の当りにしているんですけども、そういったところで、本当に地元だけでは片づけることができないという現状、私、確認しています。そういった場合、処理費用の一部でも、確かに所有者がやるべきとは思いますが、行政から支援の手を差し伸べる考えはないかということを聞いているわけです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 倒木等の処理について、補助を出すというようなご質問でございますが、道路に支障となる倒木等につきましては、先ほども申しましたように、個人の財産というようなことで、個人で対応していただくというのが原則でございます。しかし、道路に倒木が倒れて、交通が確保できないというような緊急な事態がございましたら、建設水道課

のほうにご連絡いただければ、先ほど申しましたように、所有者、自治区長さんと相談の上、ケースバイケースによって対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 倒木している場合もあるし、傾いて危険な状態もあります。そういったときに、確かに区長さんから連絡が行ったときに、対応をするべきでしょうけれども、地元ではできないのだから、なんとか行政から、町民のために少しでもできないかと私言っているわけです。あくまでも所有者が片づける、それはわかります。その上を聞いているわけです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 倒木等につきまして、補助金を出すというのは、なかなかこういうのはなじまないような制度と、そのように考えております。その倒木等につきまして、どうしても地元でできない、また区長さん、そういうことがございましたら、地元の所有者の方と自治区長さんと、町が相談申し上げまして、緊急に道路の交通を確保しなければならぬということになれば、そのケースバイケースによって、町で対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私は決して補助とは言っていないです。支援の手が差し伸べられないかと言ったわけです。そういう方向で進めてもらうことを希望します。

それでは、野沢の表通りと裏通りなんですけれども、方向付けがある程度決まっているのであれば、スピード感を持ってやってほしいと思うんですけれども、見通しについてどうなんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 野沢中央線と南裏線を結ぶ道路につきましては、旧大久保街道から喜多方西会津線に間に、除雪ができるような道路が1本もないというようなことでございます。それにつきましては、旧大久保街道から喜多方西会津線まであの距離ですと、だいぶ距離がございまして、どの辺の位置に、その道路を設置したらいいのか、今検討しているところでございます。いずれにいたしましても、家屋がかかるということがございまして、その辺につきましては、慎重にうちのほうで検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では道路については、そのくらいにして保育所に入りたいと思います。

現在、今の説明では、待機児童はなしと答えてもらいましたが、現在、町の入所定員というのは何人になっているんですか。入所ぎりぎり可能と、範囲内ではあると答えましたが。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所の入所定員についてのご質問にお答えをいたします。

入所定員につきましては、野沢保育所が90名、芝草分所で19名、なおこの定員数につきましては、このあとの条例の中で、芝草分所の定員数については、今回、議案提案しております条例の中で設定するようになりますが、分所については19名が定員ということに

なっておりますので、芝草分所については19名、それから尾野本保育所は60名、群岡保育所が40名ということで、合計で209人の定員数になっております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 去年の私の質問で、25年6月の議会の答弁では、ニーズ調査、法令の注視、児童数の推移予測、保育所設置のコンセプト、場所の選定作業や施設配置図の作成、基本構想を策定すると説明されていますが、保護者のニーズ調査や話し合いは何回くらい行われましたか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ニーズ調査、話し合いの質問についてお答えをいたします。

ニーズ調査につきましては、昨年11月に実施しまして、小学校就学前の子どもさんを養育している保護者の方を対象にニーズ調査を行いまして、現在、取りまとめ中であるということでございます。

それから、保護者の皆さん、あるいは町民の皆さんの意見を聞く場ということですが、それにつきましては、この1月に子ども・子育て会議ということで、会議を立ち上げまして、現在まで2回、会議を開催しているところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それとあと、25年度の予算で、保育施設整備基本構想策定委託料、300万円とあがっていますが、その後どうなりましたか。あまり進んでいないように思うんですが。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしのように、今年度、基本構想策定のために、300万円という委託料予算化をいたしました。ただ、今回、26年度の新年度予算に基本設計の設計費ということで、今回1千万の計上をさせていただきましたところでありますが、その基本設計につきましては、今のところプロポーザルという形を取って実施したいというふうに考えております。そのために、今回その300万円を使いまして、基本構想を策定するというようなことを考えますと、その基本構想の中には、施設の設置の状況、あるいは平面図、鳥瞰図等を入れていただくようなことを考えておったところでありますが、そういったものが、プロポーザルの際にダブってしまうような形になりますので、その今回委託する業者ありきというような恐れが出てくるというような、今後の事務に支障を及ぼすということが考えられますので、今年度につきましては保護者からのアンケート調査の結果や、子ども・子育て会議で、その来年度のプロポーザルに向けた町としての基本方針を、皆さんの意見を聞きながら決めていきたいというようなことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 保護者の間では、新年度から芝草に移るのはやむを得ないとしても、現状を何年くらい続けるんですかという問い合わせがあるんですけれども、それはどのようにとらえていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 芝草保育所の臨時的な措置について、何年間続くのかということござ

いますが、これから基本設計、それから実施設計ということで進めていくわけでありますが、その中で、その設置位置等につきましても、いろいろ条件がありますので、そういったことによって若干その設置年度というのは変わってくるのかなというふうに考えておりますが、何をおきましても、なるべく早急に設置したいという考え方で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それに関連してお聞きしますが、野沢保育所の前の駐車場の整備工事、駐車場、いわゆる迂回路、混雑解消、それは役に立っていると思います。その土地の借り上げ料と契約年月日はいつですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 野沢保育所の駐車場の契約の関係でございますが、昨年4月、大変申し訳ございません、今、契約書等、持ってきておりませんので、大変申し訳ありませんが、4月の中ほどに契約をしております。20日前後だったと思うんですが、それで、委託料金もすみません、ちょっと手元に資料がありませんので、のちほどお答えしたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私がそこを聞くというのは、土地を借りているわけですよね、借りてお金を払って、そして1年以上も経つんですけれども、経っていますよね、契約したの。でもいきなり土地を借りたわけではないですよね。だから、なぜずっと、早急に進めますという話のわりには、前に進んでいないのを聞きたいわけです。さらに質問を付け加えますと、その後、今、駐車場として借りていますよね、それは長期間借り続けるつもりですか、買い上げるつもりですか、現状に復旧して返すんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今の質問は、今は駐車場ということでありますが、いずれあれは駐車場というよりも、これは街中の町道としても将来的な有効価値もあるものでありますから、町としては、そこを買い上げるというような手続きを進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私は、なぜ急いだほうがいいと言いますと、ご承知でしょうが、現在、国では待機児童解消のために緊急取組期間となっているわけです。25年度と26年度、その内容を見ますと、意欲のある地方自治体を強力に支援するので、市町村は手を挙げてくださいとなっています。なぜ、だから早急に進めないのかが私にしては不思議なんです。近隣の市では、すでに着手していますよ。そしてその中では、西会津町のように財政力指数の1未満については2分の1の補助を3分の2にするとなっていますが、ただそういったときをとらえてやるべきではないかと思って話をしているわけです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まずはじめに、先ほど答弁漏れでありました契約について申し上げます。契約月日は、先ほど申しましたように4月の20日でございます。それから賃借料につきましては、年間18万7千円で契約をしております。

次に、施設の整備についてでございますが、今、国で緊急対策で補助を出している事業につきましては、待機児童対策という部分でございますが、先ほど言いましたとおり、本

町では今、待機児童ございませんので、その事業的にはちょっと該当しないのかなということでありますし、その補助の対象につきましても、民間保育所が設置する場合についての補助金ということで、市町村が設置する場合は補助はございません。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　先ほどの野沢保育所の前の通路は、町として買い上げて道路とすると、はい、わかりました。そうなれば、早急に買い上げるなり、きちんとその後の保育所の道路としても、その他の施設としても有効に使ったほうがいいと思います。

それで、私が今考えているのは、建設の場所が一番問題だと私なりには認識しております。私なりにちょっと考えてみました。まず、選択肢としては、保護者の少ない、新たにつくっている建設中の小学校付近がいいのか、それも一つの選択肢だと思います。または、すぐ建てたいならば西会津中学校のグラウンドとか、いろんな選択肢、私しているわけです。あとは、尾野本小学校を解体して建てるとか、あとは、役場と駅の間の遊休地に建てるとか、または小学校移転後に役場を移転してから、役場を解体して建てるとか、いろんな話があると思います。でも、それぞれには費用であったり、期間であったり、いい点と問題点があると思います。今までの町の進め方といいますと、ある程度、町コンサルタント、専門家が考えて発表して、前に進めています。そうすると、それを見た人たち、策定委員会なり、委員をやっている人たちは、あまり意見を述べないんですが、それを発表すると、町の中では喧々諤々やっているわけです。だから私の申し上げたいのは、そういった地区を何箇所かあげて、町民の前に早急にさらけ出して、問題点を皆さんで話し合ったほうがスムーズにいくと思っているわけです。確かに行政主導もいいですけども、町民があとから問題を知るだけでなく、問題を先に広げたほうがスムーズにいくと思います。それを願っているわけです。その点の考え方。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　建物を作るには、まずなんといっても、その計画をつくる。そして、それを財政との見合いを十分練ると、それから場所をどうするということになってくるわけです。それで、これまでの事業の中身で考えてみますと、まさにいまの小学校の建設も、そうした手順を踏んで行ってまいりました。ですから、場所等については、中学校の一体化と、中学校と小学校の一体化というような観点からですから、離れて建てるというようなことにはではなく、場所としての選定はスムーズにいったのかなと思います。

しかし、この保育所については、やっぱりこれは学校教育とはまた別な課題でありますので、今、議員が申されましたように、場所とか、あるいはどういう形のものが、これから西会津の保育所にとって一番重要なのか、大切なのかということも、全体の町の考え方に基づいた、いろんな業者からのプロポーザルを受けて、そして、そういう中から選定され、そして、そのこれからの具体的な内容で、どういう形のものを今度は具体的につくっていくかということは、今度はまた新たな委員会とか、そういう立ち上げながら、平行して早急に進めていきたいというふうには思っています。それが1年も2年もかかるような計画立案をつくるというようなことではなくて、決められた期間の中で、しっかりと取り組んでいくということでありますので、その点については今後十分、意を持って対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 若い人にも定住してもらうためにも、安心して子育てができる環境を早急に整えるべきだと私は思います。先ほども申しましたが、保護者、町民も含めて、やっぱり建設場所と、いつ入所ができるのかなというのが町民の一番関心のあるところで。早急に保育所ができることをお願いして、私の質問とします。終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、議員の皆さんに申し上げます。この後、3時20分より全員協議会を開催いたします。

本日はこれで延会します。(14時58分)

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月11日（火）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 課 長	成 田 信 幸
町民税務課長	新 田 新 也	代表監査委員	新井田 大
健康福祉課長	渡 部 英 樹	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第5号）

平成26年3月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 鈴木 満子 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 長谷沼清吉 | | |

○議長　おはようございます。平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　皆さんおはようございます。8 番、多賀剛でございます。質問に入ります前に、本日、3 月 11 日は東日本大震災が発生して、ちょうど 3 年目の鎮魂の日となります。震災発生時刻の午後 2 時 46 分には、町民の皆さんと一緒に、この議場にいる皆さん全員で、震災により犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙とうを捧げ、被災地の一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

わが福島県は震災後の原発事故により、未だに復旧復興の目途も立たず、仮設住宅から帰宅するのさえもままならない、この先、帰還できるかどうかもわからない。中間貯蔵施設の設置場所も決まらない。今いるところで新しい生活をスタートさせたい。次のステップへ歩み出したいと、そうは思ってはみても、なかなか住みなれたふりを捨てる踏ん切りがつかない。こんなジレンマの中で苦しい生活をしていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。福島の復興なくして日本の再生はない、あの言葉は一体どこへいつてしまったのでしょうか。まったく歯がゆいばかりの 3 年間であります。国の言葉だけではない、抜本的な、早急な対応を強く望むところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。今次定例会に 3 件の一般質問通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず 1 点目の質問といたしまして、新年度予算の特徴についてお尋ねをいたします。私もこの 3 月議会は、毎年同じように新年度の重点施策やら、新年度当初予算の特徴やらをお尋ねしてまいりました。町長の施政方針での予算編成方針も、毎年判で押したように同じであります。これはこれでいいわけですが、新年度は 4 月からの消費税増税があったり、アベノミクスといわれる経済対策の効果が徐々にではありますが、出てきているようであります。消費税 3 パーセントアップは約 8 兆円の税収増ともいわれ、増税による影響緩和策として、政府は 5 兆 5 千億にものぼる景気対策を発表しております。この春闘においても、物価の上昇に合わせて主要企業がベアを実現し、賃金の引き上げが予想されます。

しかし、本町においては、未だにこの経済対策の効果が体感できずに、収入は増えないが物価が上がり、税金も上がり、負担ばかりが増えていると、そんな声をよく耳にします。この 3 月は、業種によっては消費税増税前の駆け込み需要があり、多少忙しいところもあるようではありますが、4 月以降の反動が怖いところでもあります。このような経済動向が、当初予算にどのように反映されたのかをお尋ねいたします。

また、提案理由では、町民の皆さんの視点に立ち「住んでみたい、行ってみたい町」の実現のため、限られた予算を重点配分する積極型予算を編成したと、これも昨年とまった

く同じであります、具体的な中身がよくわかりません。予算は政策の表現という言われ方もあります。いい町にするぞ、住みやすい町にするぞという掛け声だけではなかなか前には進みません。実施計画に載り、予算付けがされてはじめて政策が実行できるものと思いますが、いかがでありましょうか。それらを踏まえまして、当初予算の特徴をお尋ねするものであります。

次に、財政調整基金のあり方、積み立てに対する考え方についてお伺いをいたします。この財政調整基金、標準財政規模の10パーセント程度の積立をするならば、3億7千万円程度でいいわけでありましたが、本町は10億円ほどの残高となっております。この基金、当然より多くあったほうがいいのはわかりますが、町としてどれくらいが適当な金額なのか、また積立に関してどのような考えをお持ちなのかをお伺いいたします。

次に、自主財源確保に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。自主財源2割の本町にとって、この自主財源確保の取り組みは、大変重要なことだと考えます。収入未済が1億円を切ったとはいえ、大変な金額があるのも事実であります。税等徴収対策本部の活動実績も踏まえてお尋ねをいたします。

2点目の質問といたしまして、新役場庁舎、教育委員会、公民館の整備計画についてお尋ねをいたします。今、この議場を含め、役場庁舎は大変危険な状態にあります。もしかして公共施設の中で町内一脆弱な建物かもしれません。役場庁舎は一朝有事の際は、災害対策拠点となるものであります。国県との通信機器やら、膨大な機器が集積しております。耐震化がなされていない現状は早急に対処しなければなりません。現在の西会津小学校校舎を新庁舎として活用することになっておりますが、平成27年4月以降、できるだけ早急に移転する必要があると考えます。現在、移転にかかる庁内検討組織で、利用計画や改修計画を検討しているようではありますが、進捗状況はどうなっておりますでしょうか。移転時期にはいつごろになるのか、また庁舎整備基金を2億円積み立てるとしてありますが、はたしてこれで足りるのか、移転にかかる経費はどれほどと考えているのかお伺いをいたします。

また、合わせて、教育委員会、町公民館も耐震化されておられません。公民館は町民の皆さんのイベントや各種行事で300人を超える人数が集まる場合もあります。町長が言う安全安心のまちづくりのためには、これも一刻も早く対処しなければなりません。今後の方針、整備計画はどうなっておりますでしょうかお尋ねをいたします。

3点目といたしまして、児童生徒の競技力向上策と市町村対抗競技の強化策についてお尋ねをいたします。この冬は4年に1度の冬のスポーツの祭典、ソチ冬季オリンピックが開催され、私のみならず多くの町民の皆さんにも、すばらしい感動を与えてくれました。中でも10代のアスリートの躍進には目を見張るものがありました。女子ジャンプの高梨沙羅選手は、金メダル確実といわれながらメダルには届かず、残念な結果となりましたが、男子フィギュアスケート金メダルの羽生結弦選手を筆頭に、スノーボードハーフパイプの平野歩夢選手、平岡卓選手には、ともに10代で日本のメダルラッシュをけん引していただきました。彼らの受賞後のコメントを聞いていますと、共通しているのが、個人の努力だけでは到底ここまで来られなかった。家族の協力はもとより、励ましてくれた仲間や地域の方々の協力があったからこそ取れたメダルだと。これはみんなで取ったメダルですという

ことでありました。こんなところでもわれわれを感動させられるところでありました。

さて、もう一つのスポーツのうれしい話題といえば、昨年、長年の招致活動が実を結び、2020 東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定したことであります。今まで招致活動に取り組んできた各自治体は、今度は、わが町からオリンピック選手を出そうと、急遽看板を政策して取り組み始めたところもあるようであります。2020 年となれば6年後、10代の選手がこれだけ活躍する時代になった今、そのころの主役は今の小中学生です。本町からもオリンピック選手を出そうと、そんな夢を語るのもいいことではないでしょうか。そんなことを踏まえまして、次の点をお尋ねいたします。

最近、児童生徒の体力の低下が心配される中、スポーツ技術、競技力の低迷が心配されております。教育現場での体力向上策はしっかり進めながら、競技力の向上策も必要であります。また、スポーツ技術向上策については、地域の指導者の養成や地域全体での協力体制も必要となってくるものと思います。スポーツでの勝つ喜びや負けたときの悔しさの経験は、人間として成長する上で大変な糧となるものであります。また、情操教育の面では不可欠であります。児童生徒のスポーツ技術、競技力の向上策についてはどのような見解をお持ちなのかお尋ねをいたします。

次に、市町村対抗競技の強化策についてお尋ねをいたします。スポーツを通した東日本大震災の復興支援事業として、本年 10 月に相馬市において市町村対抗県ソフトボール大会が開催されます。先日も全員協議会の中で、このソフトボール大会には出場するということでありましたので、この協議に出場するにあたり、どのような体制で臨むのかお尋ねします。

また、このソフトボール競技を含めると、市町村対抗競技は3競技となります。どの競技もふるさとの誇りを懸け、町民を元気づける大変有意義な大会であります。できるならば、もう少し成績が伴ってくれば、なお町民の皆さんを勇気づけることになりましょう。参加するということに意味があるということもあるでしょうが、そろそろ強くなるための対策も必要と考えます。今後の強化策についてお尋ねをいたします。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお願い致します。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 8 番、多賀剛議員のご質問のうち、新年度予算の特徴についてをお答えいたします。

国の平成 26 年度予算の編成につきましては、昨年 8 月に閣議決定された中期財政計画の中で、国民が安心して暮していけるよう、持続可能な財政と社会保障を構築していくことを目標として編成を進めてきたところであります。この目標を達成するため、安倍政権が掲げた経済政策を、いわゆるアベノミクスと呼んでおりますが、これは大胆な金融政策による民需主導の経済成長を実現することにより、日本経済全体の雇用と消費の拡大を図り、本格的な景気回復へとつなげていこうとするものであります。

しかしながら、その効果につきましては、大手企業を中心として一定の成果は上がっているものの、地方においてはまだまだ実感できないのが現状であり、また本年 4 月から消費税が増税されることは、国民生活にとって大きな変化が生じることから、先行き不透明な経済状況が続いているところであります。

このような状況の中で、本町の予算編成にあたりましては、地域主権改革の趣旨を踏まえ、国県の公共事業や経済対策を有効かつ積極的に活用しながら、自ら考え行動することを基本に、町総合計画に基づく、こころ豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくりを3本の柱として、定住促進と交流人口の拡大を総合的かつ強力に推進するための事業について、重点的に計上したところであります。

ご質問の新年度予算における特徴であります。まず、こころ豊かな人を育むまちづくりでは、町の子育て支援の拠点となる新たな施設整備を進めるための基本設計委託料や、不妊・不育に悩む方々の検査や治療費に対して支援を行う、こうのとりのサポーター事業を計上した他、小中連携教育の推進に向けた教育環境の充実を図るため、西会津小学校の新校舎建築工事や外構工事などを計上したところであります。

次に、豊かで魅力あるまちづくりであります。町の基幹産業であります農林業の振興による豊かなまちづくりを進めるため、事業開始から15年を迎えたミネラル栽培について、商業団地A区画の整備と併せ、生産の拡大を図るため、農業用機械購入費補助や作付面積拡大への支援を行ってまいります。また、定住促進助成事業や活力ある地域づくり支援事業を引き続き実施するとともに、町内企業に対する支援の拡充と、新しい企業誘致戦略計画の策定を行い、若者の定住促進と地域経済活性化のための事業を計上したところであります。

次に、人と自然にやさしいまちづくりであります。新年度も引き続き、健康がいちばんをキャッチフレーズに、食と運動と健診を相互に連携し、健康寿命の延伸を図っていくとともに、医療体制の整備や福祉分野における各種事業の充実強化、さらには交通体系や町の縦貫道路、上下水道といった社会資本整備を進めるなど、町民の皆さんの暮らしに密着した生活環境整備を積極的に進める事業を計上したところであります。

次に、財政調整基金についてのご質問であります。財政調整基金は年度間における財源の不均衡を調整するための積立金といたしまして、地方財政法で設置が義務付けられている基金であります。本基金は一般的に、標準財政規模の概ね10パーセント程度が適正額といわれており、本町においては約3億6千万円程度が適正であると考えられております。しかし、この基金は経済事情の著しい変動等による財源補填、大規模な公共事業や災害復旧事業への対応、地方債の繰上償還の財源などに充てる基金であることから、健全な財政運営を行うためには、適正額以上に積立てておく必要があると考えております。

その一方で、現在の小学校新校舎建築にかかる附帯的な建設事業の経費や、地域経済の活性化に必要な重点施策を推進するためには、積立てるばかりではなく、積極的に取り崩して活用することも必要であります。町といたしましては、町の重要な施策の実現や住民福祉の向上、安定的な行財政運営を行っていくためにも、効果的な財政調整基金の運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、自主財源確保に向けた取り組みについてであります。自主財源は自治体自らの収入調達に基づいて収入するもので、町税や分担金・負担金、使用料・手数料などがあり、行政運営においては自主性と安定性を確保する尺度となるものであることから、町税をはじめとした自主財源の一層の確保に努めなければならないと考えております。このため、庁内に、税等徴収対策本部を設置し、収税等の担当者はもとより、管理職による徴収など、

全庁をあげて積極的に収入の確保に努めているところであり、今後もさらなる徴収率向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、大きな質問の2点目でございますが、新役場庁舎の整備計画についてお答えをいたします。

現在の役場庁舎は、昭和38年に完成し、築50年を経過して、老朽化が著しく、耐震補強も困難な状況となっております。役場庁舎は、町行政機能の中核であり、災害時にはその対策本部にもなることから、町の地域防災計画においても、耐震化された建物に設置することが定められているところであります。

このような状況を踏まえ、町といたしましては、平成27年4月に新校舎へ移転する現在の西会津小学校施設を活用して、役場本庁舎機能を移転することで、ご理解をいただけたところであります。おただしのありました、移転時期につきましては、できるだけ早く移転したいと考えておりますが、平成27年3月までは現小学校において通常の学校活動が行われることから、4月以降も一定の整理期間が必要であり、さらにその後においても内部の改修工事が必要となることから、その規模や期間によりまして、移転時期が決定されることとなります。

また、移転経費につきましては、現在、庁舎整備基金として2億5千万円、整備年度に5千万円の合計3億円で計画しておりますが、防災行政無線や総合行政情報システムの移設、また建設基準法や消防法に基づく改修、さらにはバリアフリー化やエレベーター設置などが必要であることから、現在の計画事業費に一定程度の追加が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、移転の時期及び経費につきましては、新年度予算に計上しております実施設計業務の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会事務室を含む公民館についてのおただしであります。町公民館は、本館が昭和43年、新館が昭和52年に完成したもので、40年程度を経過して、老朽化が進んでおり、耐震診断結果についてもそれぞれDランク、Cランクの評価でありましたが、耐震補強までいたっていないのが現状であります。

しかしながら、現在の小学校施設においては、教育委員会を含めて考えた場合、十分なスペースが確保できない見込みであることから、当面は現状維持で行かざるを得ないと考えております。町民の皆さんの安全・安心の視点からも、今後、十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、児童生徒の競技力向上策と市町村対抗競技の強化策についてお答えをいたします。

はじめに、児童生徒の競技力向上策についてお答えをいたします。本町には水泳・野球・ソフトボール・バレーボールなどのスポーツ少年団が結成されており、その活動の中で児童生徒のスポーツ技術・競技力の向上を目指しております。指導者につきましては、競技に精通した保護者などでありまして、団員と一緒に講習会等に参加するなどにより、指導者としての技術向上も図っていただいております。また、スポーツの基本は走ることから、の考えのもと、公民館では3年前から、キッズ・ランニングクラブを開講しております。

町駅伝チーム特別支援コーチの越尾咲男先生のもと、ランニング講習会なども実施をしており、今後も引き続き、指導者の育成と児童生徒の競技力向上に努めてまいります。

次に、市町村対抗3競技の強化策についてお答えをいたします。まず、市町村対抗ソフトボール大会は、本年10月18日から土曜、日曜日を利用し、相馬市の相馬光陽ソフトボール場で開催される予定でございます。昨年の11月に、その実行委員会から開催の案内をいただいたことから、町ソフトボール協会の意向を尊重いたしまして、関係者と協議の上、参加する方向で進めております。参加にあたりましては、市町村対抗駅伝、野球と同様に、実行委員会を組織し、その中でチーム編成をしていく考えでございます。

一方、市町村対抗競技の強化策は、ふくしま駅伝につきましては、キッズ・ランニングクラブにより小学生からの選手育成を進めてきた効果もあり、前回の大会では念願の最下位からの脱出を果たし、今回の大会におきましては45位と三つも順位を上げることができております。

軟式野球につきましては、他市町村チームとの練習試合や選手層の強化などに取り組んできた結果、ベスト8となりました西郷村チームと対等に戦うなど、着実に力をつけてきているところでございます。

今後も、町民の皆さまの期待に応えられるよう、実行委員会、関係競技団体等と連携をしながら、西会津町チームを支援してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず本年度予算の特徴の中で、重点施策等につきましては、昨日来、同僚議員の一般質問で大まかなところはわかりました。一つお尋ねしたいのは、新年度事業の中で、いわゆる町長がおっしゃっている町民の声を聞く町政、いわゆる町民提案制度の中から発生して実現できたものがあるのか、また、あるいは周辺の市町村ではやっていない、国県のサポートなんかも受けないで、町独自にはじめたんだというような特徴的な事業はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず町民提案の關係の、町民の皆さんからのご提案ということでございますけれども、まず一つは、今の定住促進住宅の中で、現在、お風呂の釜がございますけれども、それはもともと備え付けでございましたけれども、それが更新の時期には個人負担となるということがございます。それにつきましては、一回に負担するとなかなか大変な金額になりますので、リースで対応していきたいというようなことが一つございます。

それから、企業の皆さんとお話する中で、今年はまず出展するにあたって、その経費、出展にあたる経費、あるいは旅費関係、そういったものを支援していただければ大変助かるというようなお話がございまして、それも企業支援の一環として助成制度を構築したところでございます。

それから、ミネラル関係につきましても、これは新年度の予算の中でも詳しくお答えさせていただきますと思いますけれども、新しくミネラルの普及拡大に向けた機械の購入費の補助であるとか、あるいは拡大にあたっての支援策、こういったものを新規に計上をさせていただきますということでございます。

あと、町独自ということでございますけれども、そういったところが町民の皆さんからいただいた声の中で、町独自の施策として計上させていただいたということでございます。

それからもう一つは、こうのとりのサポート事業、不妊・不育の事業でございますけれども、こういったところも県の支援等もございますけれども、それだけでは、なかなか支援しきれない部分、そういったところを町独自で支援をして、子育て支援の大きな一つの事業として、今後、取り組んでいきたいということで、今回、計上させていただいたところであります。

○議長　　8番、多賀剛君。

○多賀剛　　私これ、何でこんなことを聞くかといいますと、本町は平成16年9月に、いわゆる西会津町自立宣言をして、合併しないで自立の道を歩むということにしたわけです。それでその後、いわゆるまちづくり基本条例をつくって取り組んできたわけです。地方分権改革の中で、以前よりも国や県の関与を受けずに自由なまちづくりができるようになってきた。そんな中で、本町は合併しないで自立をする。だから周辺の市町村と同じようなことをやっていたんでは埋没してしまうと、人口はそう多くない。小粒ではあるけれども、ピリリと辛い。そういう特色あるまちづくりを生き残りをかけて、いわゆるまちづくりを進めてきたわけでありまして。

でありますから、いわゆる本町の特徴的な事業はどうなんだとお尋ねしたときに、やっぱりずっと答えていただけるようなことであれば本当は、なるほど周辺とは違ったいいまちづくりに取り組んでいるんだなと、私はそう思ったものですからお尋ねしたわけでありまして。

今回、いろんな自治体の3月議会の議案等を見ますと、さっきのこうのとりのサポートも含めて、県のサポートですから、いろんな自治体で取り組んでおります。中でも、いわゆる農業政策なんかでは、減反補助金の減額分を町で独自に、その政策がいいかどうかは別なことですが、町独自に補助をしたり、高齢者のタクシーの利用補助をしたり、あるいは、観光客を首都圏から誘致するために、プレミアム宿泊券をうちは出すんだというような特色的な事業をこうやっているところもあるものですから、やっぱり本町も負けないうでそういうことを推し進めていかなければならないと思うんですが、町長、その辺はいかがでしょう。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　これまでも西会津町独自の取り組みというのは、いろいろこれあると思うんですね。今の減反政策に対応する取り組みは、この直接交付金が、これから反当たり、10アール当たり1万5千円が7千円に格下げされると、これはもう5年後にはなくなってしまうと、こういった減収分に対して、町として若干補てんをしようとするのが南会津町とか、そういうところがあるわけです。ただ西会津町において、ただその補てん分だけに補てんをすればいいかというのではなくて、生産力をどう高めるかということで、今回、町独自で、本来、国から受けることのできないような小型的な機械の導入とか、そういったところについては、町として、これは独自の取り組みとして生産力を高めるために、そういった手当をしているわけでありまして、今回その事業も、この中に載せているということもでございます。

あとは、それぞれの自治体でも同じことをやっているかもしれませんが、これまで保育所の2人目以降同時入所の場合に1名分しかいただかないよとか、こういったような町独自の取り組みというのも継続してやっている部分がたくさん私はあると思うんです。今日はすぐその質問に、すすっと答えることができないところは、各それぞれがあると思うんですけれども。そうした、いろんな芸術の分野でも、私は独自でやっている、他にない取り組みの一つだと思っています。こういった取り組みというのは、それぞれの市町村が、その実態に合わせて対応しているということでありますので、いろんな参考になるところについては参考にしていきたいなというふうには思っています。

そして、商業活性化のために、いろんなプレミアムを出しているところもございます。これは、ただ西会津町が、さあどうだと言っても、受け皿となるところがしっかりそれを対応していくことが私は必要だと思っています。これは年間の、これから1年間の中で、経済効果が高まると、あるいはこういう、例えばですよ、60周年の今年はそういう記念だと、これが商工業者の皆さんにも参加型で、何か一つ事業を立ち上げてみたいなということであれば、そういった取り組みの一つも私はあるかと思います。そういったことを踏まえながら、いろんな団体と連携をして取り組んでいくということも、私は西会津町の独自の取り組みの一環であり、地域経済の活性化につながるのではないかなと、こんなふうに思っています。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 今、特徴的な事業、一つの例として挙げたわけでありましてけれども、それを私はやれということではなくて、やっぱり周辺市町村よりも先駆けて、新しいことに取り組む、やっていくというそういう姿勢が必要ではないかということで申し上げたところがあります。今後、町長もそういうことを考えながら進めるということでありますから、これはこれでいいとします。

それで次に、その重点施策の、私、中身がよくわからない。大変失礼な言い方をしたかもしれませんが、これ、実は私の3点目の質問にも関連することなので、ちょっとお尋ねしたいんですが、いわゆる町長の施政方針の中で、スポーツの推進の部分がありまして、中で町長は、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備し、競技力の向上を進めると。また、スポーツ団体やスポーツクラブを支援する。市町村対抗競技では、成績向上に向けた取り組みを強化するとおっしゃっています。私も大変同感でありますし、大変すばらしいことであります。

それではさて、実施計画を見たわけでありまして。実施計画を見ますと、スポーツ活動の推進、これは例年通り載っているわけですが、いわゆる実施計画の中で、いわゆる大会補助金、26年度はソフトボールに参加するから30万円プラスになったと、27年度はユニホームをつくりたいから40万円プラスだと、その次の年は逆に5万円減額だと、それで、いわゆる環境整備のことに关しては、全然実施計画に載っていないということでありまして。いわゆる、先ほど言いましたけれども、いろんな競技、強くするぞ、頑張るぞというスローガンはいいです。実際に実施計画に載せて予算付けをすることによって、はじめてこの強くなるプログラムが動きはじめると、私はそう思うんですが、この状態だと、スローガンだけで、なかなか強くなる兆しが、ことはできないかなという思いがあるんですが、町

長、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 スポーツについて、今年、町民の皆さんが、1人1スポーツということを掲げて実は行っております。これは健康が一番という、体をつくるという意味からして、それぞれの持っているやれるところ、これは一つはスポーツと運動と、健康が一番という、合わせ一体のものの一つとして、これは奨励をしたいということに取り組んでいますので、その部分は本来このスポーツのここには載っていないというふうに思っています。それぞれ取り組むところで、そういったスポーツに、1人1スポーツに対応する予算というのはまた別なところで、担当課のほうで持っているということ。

そして今回の、このスポーツの振興ということについての、確かに環境的に言われれば、どういうこれから設備が必要なのかということになるかと思いますが、今のさゆり公園周辺における野球とか、あるいはサッカー場とか、一般的にいわれるスポーツの環境というのは、ある程度、西会津町には、私は揃っているのではないのかなと、これは屋内でもそうであります。ゲートボール場も確かに他にはない、私は立派な環境設備だと思いますし、そうした環境をいかにこう有効活用して、そしてその中からスポーツ団体の皆さんが、ぜひこれはということについて、いろいろ町と協議をしながら話し合いを進めてきた経緯もございます。これは夜間照明、これをぜひとも、このソフトボールとか、こういう競技をする場合に、この補助金なり、あるいは使用料の一部の免除というものはできないかという、かつてのそうした取り組みもありましたし、そうした側面でのいろいろな取り組みというのは、私は町でしっかりやっているのではないかなというふうに思っています。また、これも西会津独自の環境の中で、水泳、これは冬でも温水で泳げるという、そうした環境は、他の市町村にはない特色があるのではないかと。

そうしたところから、しっかりと選手を育てていく、こういったことが必要だというふうに思いますけれども、なかなか議員もご承知のとおり、選手層というのはそう平均的に、みんなバランスよくぐっと伸びるということについては、なかなかこれは難しいと思います。どうしても偏るところには偏ってしまうし、またないところについては、それなりの成果しか上がらないというところも確かにあると思います。しかし、県内的に、この町を代表して何かやろうというスポーツについては、西会津町はやっぱり選手層は薄いけれども、みんなで協力をしあって、そしてやっていこうじゃないかという意気込みだけはやっぱり議員も、ぜひそれを評価していただきたいというふうに思います。特にキッズ・ランニング、これの評価が3年、4年経ってきまして、ようやくここに来て、あのマラソンでも段々といい成績を残してきているということでもありますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 当然、私も理解できます。そのとおりだと思います。私が言いたいのは、今、現状よりも強くしたい、あるいは伸ばしたいと思うのであれば、しっかりとやっぱり実施計画に載せて予算付けをしながらやることも必要じゃないかと、今努力している皆さんは、私は当然評価しておりますので、そういうことを申し上げているわけであります。

今後、そういうことを踏まえまして、私その重点施策の中身が見えないといったのは、

この辺なんかもありましたものですから、お尋ねしたわけであります。ぜひ、例えばスポーツ団体には、じゃあ補助金を少し予算を手厚くするとか、そういうことも考えて、これからはいきたいと、やっていただきたいと思うところであります。

時間も少なくなりましたので、次に質問を移りますけれども、まず財政調整基金につきまして、これは総務課長、ご答弁したとおりであります。私もそのように理解をしております。ただし、私が心配するのは、いわゆる将来負担という虚像に怯えて、今やらなければいけない事業が疎かになっていないかと、それが言い過ぎであれば、今進めなければいけない事業にブレーキがかかり過ぎているんじゃないかという懸念があるわけなんです、そういうことはいかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議員どういう内容でその疎かになっているのかという、内容がちょっとわかりませんが、われわれ財政を担当するものとして、財政調整基金を活用しながら、有効にその事業を推進していく。あるいは町民の皆さんの住民福祉の向上、それから地域経済の活性化等々を図っていくために、しっかりやっているつもりでありますので、そういった意味で疎かになるようなことはないというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私は、先ほど言ったように言い過ぎであるならば、ブレーキがかかっているのではないかと、財政担当はしっかりやっているという思いで申し上げたわけでありますが、先ほど言った公民館整備なんていうのは、本当に喫緊の課題だと思うんですが、なんでこれ進まないのかなと、そういう思いの中で、今、喫緊に進めなければいけない課題、そういうのが、何だかスピード感がないなという思いでお尋ねをしているわけであります。決して疎かにしているというつもりはありませんが、私はスピード感をもって今やらなければならないことは必ずあるはずだと思います。そういう思いで申し上げたんですが、もう一度その辺はいかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 公民館を一つの例にとっておたがいでございますけれども、確かに今、耐震補強がされてございません。これは町民の皆さんが使う施設でありますので、そういったところはしっかりやっていきたいということでございますけれども、これを実際、あそこを耐震補強、これからやっていきますと何億という金がかかります。そういったところで、今後、例えば、新しい施設を別に建てたほうがいいのか、そういったところも含めて、十分に検討する必要があるというふうに考えておりますので、そこに今、重点的に財源を投入するのがいいのか、将来を展望して検討していったほうがいいのか、その辺は十分に考えていきたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 当然そう進めて、だから私、常々、町長が言うスピード感を持ってというのが、どの辺なのかなという思いでおります。その辺も総務課長、ぜひ計画的に進めていただきたいと思っております。

この財政調整基金、金額がどれほどあればいいのかという答弁いただけませんでしたけれども、私、今の金額が妥当かどうか分かりませんが、確かに今の金額があるからこそ、

いわゆる依存財源が8割、本町の収支の中で、瞬間的には5億も6億円も財政調整基金を運用して、支払いをしているというような実績があるわけですから、この3億7千万、6千万でいいということは、私は思っておりませんが、これはあまり貯めておくばかりではなくて、町民福祉のために有効に使っていただきたいと、それだけ申し上げておきます。

○議長　今の質問の中で、財政調整基金の基本的な3億6千万という、ありますので。

○多賀剛　概ね3億6千万程度ということで、私はいいと思いませんけれども、今、言ったような形で進めていただきたいと思います。

もう一つ、移りまして、自主財源確保の取り組みについてお尋ねします。私、自主財源の中身いろいろありますけれども、12月定例会で私、ふるさと納税、積極的に進めるべきではないかというお話ししましたが、あまり積極的には進めないというようなご答弁でありましたが、それならば、今ある財源を自主財源確保のために何をしなければいけないかと、先ほど言ったように、税等徴収対策本部会議、その中身が、今年度なかなかよく見えない。一昨年は交付金事業なんかに合わせて、管理職の方々が徴収に歩いたということを聞いておりますが、実際今年度、その対策会議の中身、あるいは実績があればお示しいただきたい。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　税等徴収対策本部会議の中身というご質問にお答えいたします。

基本的に、税等徴収対策本部会議につきましては、町長が本部長になりまして、管理職が構成員となってございます。主な活動としましては、まず出納閉鎖、5月末に向けた管理職の一斉徴収、それからあとは暮れ、年末にかけた一斉徴収等を実施しております。

あとその他の活動内容としましては、税だけではなくて、料、使用料等も、当然、各課またがってあるわけございまして、例えば、ケーブルテレビですとか、住宅使用料も当然入っていますけれども、そこら辺の滞納者に対する町の対策といった分も、当然その中で協議してございます。ケーブルテレビについては、ある一定の月数未納があれば、停波、インターネットもそうでありまして、そういった内容について協議をしております。

あと、徴収対策ということでございますけれども、徴税につきましては、平成24年度、23年度とも、現年度分で99パーセントの徴収率を確保してございます。100にはいたりませんが、かなり県内、会津管内でも高い徴収率をあげているということでございまして、ただ、それがすべてではございませんので、例えば、預金の差し押さえ、それから給与の差し押さえ、所得税の還付金の差し押さえ等もかなり実施しながら、徴収率の向上には努めてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　時間も迫っておりますから、簡潔にお答えいただきたいんですが、私は内容はわかっております。要は活動実績の中で、やっぱり管理職の皆さんが歩くというのは、大変重要なことだと思います。出納室の閉鎖期間、あるいはそういうことばかりではなくて、われわれ商売やっていると、いわゆる盆暮れ勘定といって、盆、あとは暮れ、いわゆる集めるには一つのいい時期であります。そればかりではなくて、やっぱり節ごとに皆さんでしっかり歩くことが必要ではないかなと、要は税の公平性を鑑みれば、本当に少ない年金の中で税金を払って、使用料を払っている人が馬鹿をみるような世の中であってはなら

ないという思いで、この税等徴収対策会議に関しては、しっかりと進めていただきたいという思いであります。

その中で関連して、3月の4日の新聞報道によりますと、来月からの消費税アップに合わせて、公共料金などの対応が載っておりました。本町は、いわゆる上水道、下水道は消費税を転嫁するということでありましたが、その他の公共施設、学校給食に関しては検討中だということであります。その後どうなりましたでしょうか、簡潔にお答えください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 過般の新聞報道にありましたように、本町におきましては、上水道、それから下水道につきましては、条例上、自動的に消費税が上がれば、その文言の中で消費税分が転嫁されるというような状況になってございます。その他の使用料、手数料につきましては、本町の考え方といたしましては、このあとさらに10パーセントに上がる時期が予定されてございます。その時期をある程度にらみながら、これから、現在進めておりますけれども、使用料、手数料の全面的な見直し作業を現在進めております。その額が妥当かどうか判断しながら、その辺の使用料、手数料の見直しを図っていきたいということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私は、公共施設の使用料等に関しましては、いわゆる受益者負担ということもありますから、当然、消費税分は転嫁してもいいのかなという思いはありますが、いわゆる学校給食、これ当然検討するにあたって、増税分どのくらいの金額になるのか試算はしているでしょうけれども、学校給食なんかは町の財源でなんとか対応できるのであればしていただきたいという思いでおりましたので、検討内容をお尋ねしたわけです。まだ結論は出ていないということでもありますから、今ほどのようなことも勘案しながら進めていただきたいと思います。

その庁舎整備、教育委員会、公民館は先ほど町長からご答弁、総務課長からいただきましたので、最後に児童生徒の競技力の向上策につきまして、私が思うには、学力向上もそうなんですけれども、いわゆるスポーツの技術力、競技力を学校現場でなんとか伸ばそうとした場合に、やっぱり学校の先生なんですよね。いわゆる部活担当になったけれども、さっぱりやったこともないと、いわゆる野球入門だとか、サッカー入門、ハウツー本を見ながら子どもたちに教えるようなことがあつては、競技力が向上するなんていうことは決まてないはずで。それで、昨日の教育委員長のご答弁でありましたけれども、いわゆる生徒と先生、先生と保護者、その信頼関係を築くには、そんなことがあつては困ると思うんです。実際、教育現場では、なかなか教育長がいないなかでお答えづらいと思いますが、そんなことはありませんか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 児童生徒のスポーツのということでお答えしたいと思います。

スポーツについては、学校教育の中では、ご存知のように体育、保健体育といった中で各々発達段階に合わせた形でやっております。議員お話ししました部活動については、中学校でやっておるわけですが、各々運動部には顧問という者がおりまして、その顧問が指導

しております。ただ議員もたぶんご存知だと思いますが、顧問が、はたしてそのスポーツを専門にやってきた方ばかりかといいますと、なかなかそうではないというのが今の現状でございます。

したがいまして、そのマンパワーが若干足りないという点はございますが、生涯学習の中で、学校の支援事業というのを実は取り組んでおりまして、そういった中で、地域の方でスポーツが得意な方、ある程度指導ができる方について、具体的には卓球とか、そういった競技でございますが、そういう方々にご協力をいただいて、指導していただいているという点がございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 時間になりましたが、もうちょっと聞きたかったことがあったんですが、いわゆる今子どもたちに何が必要かと思うと、当然指導者の、いい指導者にあたるということは当然なんでしょうけれども、私、いろんな新聞報道なり、よその町を見てみますと、やっぱり一流のプレー、一流のアスリートのお話を聞く、聞かせる、聞く機会があるということが、私、大変必要なんじゃないかなと、百聞は一見にしかず、目から鱗というようなこともありますけれども、やっぱりそういうことも、先ほどの町長のお話した予算措置の面もありましようけれども、そういうことを経験させることによって、私、実は少年野球の指導を一時期やっていたときがありまして、本当に弱いチームの子どもたちはかわいそうなんです。われわれ指導者の責任もあるわけなんです、ずっと試合やっても一向に勝てない。負けても全然何も感じないんですよ、へらへらしていられる。そんなチームもたまに勝つときがある。たまに勝つときは、何と言うと思いますか、まぐれと言うんですよ。ああまぐれで勝った。だから、スポーツの感動も何もへったくれもないんです。大変そういう状況というのはかわいそうなことだなという思いもありますから、私はその学校現場ばかりでは対処できないかもしれませんけれども、ぜひそんなことを考えてやっていただきたいなという思いがありますので、最後、それだけご答弁お願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 一流の指導者を呼んできて、やはりその方に指導を受けるというのは、大変子どもにとっても重要です。また、将来にわたっても、そのスポーツが好きになり、またスポーツによつての社会性、自立性ができるという点では、すごくいいお話だと思います。なかなか現実的に、その一流の方を呼んでこられるかという点、当然、財源の面もございまして、生涯学習のほうでは、例えばそういう方が来たときに、他市町村で講演を行ったり、講習を行ったりすることがございます。そういうときには、できるだけうちのほうとしては、足を用意するなり何なりで対処しております。

また学校も学校独自で、これはサッカーなんです、サッカーのＪリーグの元選手の方、こういう方が震災の絡みでございまして、実際に来て指導していただいたという例もございまして、できるだけそういう機会を使いながら、できるだけうちのほうでも情報をキャッチしながら、子どもたちの競技力向上に努めていきたいと思っております。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 もう一つだけいいですか。私も一つだけ話をするのを忘れたんですが、町長昨日の答弁の中で、今年は町政執行 60 周年の記念事業をやるという中で、町民憲章をつく

りたいというようなお話でしたが、私以前に提案したことがある、いわゆる町歌、町の歌なんかをつくるべきではないかと、いわゆるオリンピックなんかを見ていると、いわゆるセンターポールに日の丸が上がって、君が代が流れる、それで感動するということもありますし、野球大会なんかでは、勝てば町旗が上がって、いわゆる町の歌なんかも歌うというようなこともありますので、ぜひその辺を検討していただきたいという思いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。時間をオーバーしましたが、特段のご配慮をいただきましてありがとうございました。

○議長 7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 7 番、日本共産党の鈴木満子です。本議会に 3 点ほど通告しましたので、順次質問いたします。

まず 1 点目は、介護保険法の改正案がもうすでに国会は通過しておりますので、4 月から具体的に審議され、10 月に施行するという、そういう内容のもので、気になる点が数あるわけですので、情報が町に入っていると思いますので、情報の範囲内で答弁していただきたいと思います。

その改正で 1 番目は、低所得者に対してどんな助成があるのか説明してください。町長もこの改正案が通れば、低所得者に対して助成があるんだということは述べておられますので、もう一度このところを答えてほしいなと、こう思います。

それから 2 番目は、介護サービスの利用料が 1 割から 2 割に引き上げられます。これは全員ではありませんので、どういう人たちが該当されるのか、ここをお尋ねします。

3 番目は、特養ホーム入所対象が制限されます。具体的にどのような内容なのかお尋ねいたします。いわゆるはずされる要介護者もいるわけですから、そこのところを情報があるなら教えてください。

4 番目は、要支援の人たちの訪問介護サービスを介護保険給付からはずされます。こういう内容が載っているわけです。その人たちの対応はどのようにするのかお尋ねいたします。

この法案は決していい法案ではありません。その点が私、気になることなので、ぜひこの辺をちょっと知りたいと思って質問いたしましたので、よろしくお願いします。

二つ目は、小中連携教育の今の進み具合です。新しい学校ができると、すぐ一貫教育だの、連携教育だのとう、すぐこう言われますが、この教育に対して実施するための手立てや方法は明確にないわけです。あるいは予算も取っていないのではないかなと私思うんです。だから、どこまで進んでいますか。

それから 2 番目は、小中連携教育を進めるため、やはり先ほど同僚議員が言ったとおり、予算をきちっと取らないとできません。その予算を取っていただきたいと、こう思うわけですので、そのことをお聞きいたします。

三つ目は、そこできちんとした専門員、先ほど、スポーツも同じですが、教育だって同じなんですよ。専門員をきちっと頼んで、週 3 日間くらい学校に入ってもらって、現場の先生と一緒に作りあげると、これが基本でございます。これを進めるべきと私は思うがいかなものなのでしょうか。

最後に、私、12 月に質問しました歴史民俗資料館の取り組みについてです。昨年 12 月

定例会で質問し、旧新郷小学校の歴史民俗資料館として活用をするということは、町長が4年前に言うておられました。いわゆる公共施設を利用したらどうだということの内容でそれを取り上げたのではないかなと私は思っておりますが、現在になって、今年は43万5千円、教育長が取りましたね。これは文化財の整理をするための経費として、あるいは専門員の講師の謝礼、こういうのを今年取りましたので、取り組みがやっぱり遅れているだけで、なかなかこれが目に見えないという現象なので、この辺のお考えをお尋ねします。今年中にやっぱり実施内容、全体構想というものがないから、あってもやらないかもしれません。ないから実施計画、そういったものが取り組んでいないので、そのままにしているわけではないのかなと私は思います。この辺は、言ったらやる、検討したらやる、こういうふうなひとつの考えを持っていただきたいのと、こう思って質問いたしました。

以上、3点ですので、特に介護保険法については、非常に老人が勉強しています。それで、特に国民年金をもらっているおばあさんたちが、ぜひこれ聞いてくださいと、こういうふうな内容でしたので、私、あえてこの質問に立ったわけですので、年寄りがわかるように、できるところを回答していただきたいと思います。

以上、私の質問です。よろしくお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、鈴木満子議員の介護保険法改正の内容についてのご質問にお答えします。

本改正法案につきましては、現在国会で審議中であることから、情報提供があった範囲でお答えいたします。まず、低所得者に対しての助成であります。65歳以上の第1号被保険者にかかる保険料のうち、世帯全員が町民税非課税の低所得者の保険料が軽減されることになります。

次に、利用者負担の見直しにつきましては、介護保険制度を維持するため、負担能力のある一定以上の所得のある方の自己負担割合を1割から2割にするものであり、具体的には、年金収入が単身世帯で280万円以上、夫婦世帯で359万円以上の世帯を考慮しており、本町では、平成25年度の本算定時の資料によりますと約3パーセント、80名程度の方が該当する見込みです。

次に、特別養護老人ホームの入所制限の内容であります。原則として新規入所を要介護度3以上の方に限定することとされました。現在、特別養護老人ホームに入所されている方は66名おり、そのうち要介護度2以下の方は8名おりますが、今回の改正は、今後新規に施設に入る方が対象であり、やむをえない事情で特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、入所が可能となることから、利用者への影響は少ないと考えております。

次に、要支援の方の介護サービスの対応であります。要支援の方の介護予防サービスのうち、訪問介護サービスと通所介護サービスが、全国一律の予防給付から、地域の実情に応じた取り組みが出来る地域支援事業に移行されます。サービスが受けられなくなる訳ではなく、現在あるサービスや、ボランティアグループ、ミニデイサービスやサロンなど、地域の多様な主体を活用して支援することとなります。

本町においては、昨年からはじめた奥川元気クラブの取り組みや機能訓練事業などが該当

し、新しい事業の構築も含めて今までのサービスが低下しないような取り組みをしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 7 番、鈴木満子議員のご質問のうち、はじめに小中連携教育についてお答えいたします。

本町では、小学校の新校舎が完成する平成 27 年度には、理想的な教育環境の、施設一体型小中連携教育がスタートいたします。そのため、小中の連携を、平成 24 年度より段階的・研究的に進めてまいりました。児童生徒においては、中 1 ギャップを解消し、小学校から中学校へ円滑に移行できるよう、小学校の 5 年生と 6 年生において、国語、算数の教科担任制を実施しております。本年度はこれに加え、小学校と中学校の児童生徒が、一緒に清掃ボランティアを実施し、児童生徒、教員同士の交流を図ったところでございます。また、授業においては、算数の授業を小学校と中学校の教員が一緒に行うなど、授業研究や授業参観により小中の連携を進めております。さらに、本年度では、小中学校の教頭が、小中一貫連携教育の先進地、東京都品川区を視察研修しており、その成果をもとに来年度の教育課程は、小学校と中学校で可能な限り連携をさせ作成することにしております。

このように、小中連携教育を段階的・研究的に進めており、平成 26 年度は準備の最終段階でありますことから、これまでの取り組みに加え、教務主任や研修主任などにも先進地を研修させるよう、新年度予算に所要の経費を計上させていただきました。また、連携教育を円滑に推進するコーディネータの配置についても、積極的に検討をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、歴史民俗資料館についてのご質問にお答えをいたします。

歴史民俗資料館を整備し、町にある埋蔵文化財や民俗資料を多くの方々にご覧いただくことは、大変有意義なことでございます。旧新郷小学校は、その中で有力な候補施設であることを、昨年 12 月の町議会において、ご答弁申し上げたところでございます。整備にあたりましては、保管しております埋蔵文化財や民俗資料等の分類・整理をはじめ、魅力ある展示方法や運営の方法などについて、専門家から指導や助言をいただき、さらに、地域のみなさんのご理解のもと進めなければならないと考えてございます。旧新郷小学校施設を歴史民俗資料館へ活用することが町として決定され次第、スケジュールをたてながら計画的に進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 介護保険法について、改正の部分について質問いたします。国民年金低所得者に対する助成をしますと、こうありましたが、一定以上の資産を持ったり、そういう人は除外されますよね。いわゆる低所得者のみということですので、その辺がやっぱりあいまいになってはいけないと思いますので、この辺をきちんと取り組んでほしいということと、2 番目に、老人ホームの入所対象が介護 3 以上に限るということです。1、2 は対象にならないわけですね、1 と 2。そういう人たちは、先ほどの答弁だと、デイサービス、そういったところにずっと落とされていくわけです。そうすると、必ず要支援者はそこに入れないから外に出されるということなんです。要支援者と介護の 1、2 の人たちは、二つとも医療、いわゆる医者診断を受けているということです。だから、この辺を

頭に入れてほしいなということなのですが、やはり今、一体改革、医療と進めている法案が国会に出されておりますが、これはやっぱり高給付を削減するという大きな目的があるはずです。こういうところで、在宅に迫りやられそうだなというような心配が私持っているんです。その辺はどうなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

まず低所得者に対する助成という部分であります。先ほど言いましたように、助成というよりは介護保険料の軽減ということで、今改正法には載せられております。それにつきましては、町民税の非課税の世帯に対しての軽減措置が図られるということでございます。

それから、老人ホームへの入所の制限という部分でございますが、これにつきましては、現在言われておりますのは、特別養護老人ホームへの入所につきまして、要介護3以上に限定するというようなことでございまして、その他の介護老人保健施設、老健ですとか、有料老人ホームとか、そういったものに対しては、そういう制限はございませんので、特別養護老人ホームの入所に限りということでございますので、その影響についても、先ほど言いましたように、その特別養護老人ホームにつきましても、そこでなければ入所できないというような理由がある場合は、入所もできるよというようなことで考えておりますので、その大きな影響はないのかなというふうに考えておるところでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 平成25年、介護施設入所者を考えてみると、161万人、全国であると。その中で、131万人、いわゆる30万人を減にしたいと、こういうふうなことも含んでいます。減らして在宅に迫りやるという、これはそういう現象が出てくるのではないと思うが、その辺いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

現在、本町におきまして待機者の状況であります。特別養護老人ホームにつきましては、現在117名の待機者がおります。そのうちダブって申し込んだりとか、まだ軽度のうちに申し込んだりという方もおいでになりますので、おおよそ3割、34、5人程度の方が具体的には待っているのかなというふうに思われます。ただ、その中におきましても、要介護度がまだ低い方もおいでになりますし、あと要介護3以上ということでもあります。現在、入所判定会というのを各施設で実施しておりまして、介護度の、本当に早急に入所しなければならない方、介護の状況によりまして、その順番を付けているようなことでございます。

ですので、今回の改正によって介護度の軽い人が入れないということではなくて、その家族の状況によつての判断になるということでございます。全国的に在宅に迫りやられると、今おっしゃられましたけれども、介護保険の中では、これから住み慣れた地域で、住み慣れた地域で尊厳を持って生活してもらえようという総合的な支援をしていくというようなことでございまして、町としてもそういった考え方に基づきまして、在宅支援について

も充実してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私、一番心配しているのは、私は該当する年金のいい人、280 万以上の人が 1 割から 2 割、1 割の保険料から 2 割になってしまうという、これは本当に考えてみると、消費税で社会保障を全面的に取り組むと、こう言いながら、みんな上げていくんですよ。そういうふうな形の政府のやり方は、私は反対です。やはりそういうことではなくて、ひとつ地域に戻ってきたら、地域の生活がいいだろうというのは、本当かなと思うんです。一人きりの人がずっと家にいて、死んだのもわからないと、これがはたしていいのかどうか、それが私は一番心配ですね。私もこれから施設に入りたいと思っています。一人でいても、やっぱり何かしらのということで、今、奥川でやっていますよね、デイサービス。行って一緒に楽しく過ごしてくださいというふうなものを私は言っていますが、本当に先を見越して西会津は、ああいうふうな。こういうふうなものから全部、ボランティア、それから給付をはずしてボランティア、そういうふうに考えざるを得なくなってくるんです。そういうふうではなくて、やっぱり平等に皆さんが生活できるように支援していくというようなことも必要ではないかなと私はみえています。

そういうことで、ひとつ 10 月から実施されるということですので、いろいろと問題がある法案だけに、住民のために、ひとつやっていただきたいと思っていますので、次の質問に移ります。

小中連携教育、これについては、やっぱり現場の先生が、スポーツと同じです。しっかりとスクラムを組んでやらないと学力は上がりません。これははっきり言われます。やはり専門員が行って、それから学校に入って、その先生たちとやっていくという。これね、2 月 26 日民報の新聞には、教師の指導力強化というのが出ているんですよ。算数、数学は学力テストで半分以下になったから取り組みます。その取り組みは、コアティーチャーといって、数学の先生の実践力のある先生が教育事務所あたりに何人かいて、そこからこう学校にバンバンバンバン仕向けて行くわけです。そして授業改善をする。これで学力上がったら大変いいことですが、上がりません。やっぱり地元の先生同士が本気にならないと学力は上がっていかないわけです。そういうことで、私が出したのは、専門員を決めてくださいと、小中に週 3 日間行って、こっちに行って、両方で先生方とつくっていくと、これおそらく事務所あたりでどうですかときますからね、これから先生。その先生が入るとき、はっとう、いい感じだなというのをつくっていただきたいんですよ。だから、連携教育がいい、それから一貫教育がいいという前に、やっぱり取り組みをちゃんとしたほうがいいと思います。

そういうことで、教育委員長にひとつ、今までご経験なさってございましたので、私が 3 日間、専門員頼んでやるということに対して、どのようなお考えなのかお聞きします。

○議長 教育委員長、井上祐悦君。

○教育委員長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

鈴木議員からは、先の議会においても小中連携教育のご質問をいただきました。いわゆる本町の学校教育に対する大きな期待のおただしかと思います。大変ありがたく思っております。先生ご案内のとおり、今もお話ございましたけれども、小中連携教育は、やるこ

と自体、目的ではありません。いわゆる小中連携教育をやることによって、先生方の意識が変わり、そして俗に言われてきた中1ギャップ、これをなくして、義務教育9年間を見通した教育成果を上げていくこと、これが狙いであります。

今までの本町がやってきました取り組みについては、先ほど課長から答弁がありましたとおりでありまして、26年度については、これも先ほどの答弁にありましたけれども、まさに施設一体型の勉強をやるための基礎づくりの年としなければならないという思いでもって、私ども教育委員一同、そのような思いで、過日の教育委員会でお話申しました。

そこで、そのためには何が必要なのかということでありまして、前教育長の佐藤晃先生が常々言われておりました教育は人なり、学校教育は教師なり、というそのごとく、いわゆる鈴木議員さんからもご指摘ございましたように、先生方がやらされるというような意識ではなくて、本町の子どもたちのために、より一層積極的にこの推進を図っていく、それだけでなく、いわゆる保護者の皆さんの意見も聞きながら、保護者も一緒になって行動していく、これが私どもは大事ではないかと思っております。

そのためには、ただいまご提案がありました専門員による指導、このようなことも推進にあたっては大きな教育的効果が期待される一面もあるのかなと思っております。なおこのことについては、事務局サイドで十分調査研究をしながら進めていかなければならないと思っております。いずれにしましても、この小中連携教育、議員の皆さまはじめ、町ご当局、皆さまの絶大なご理解とご支援、そしてご協力がなければ展開できない部分でありますので、今後ともいろんな面でご支援いただければありがたいなと思っております。

以上でありますので、よろしくようお願いいたします。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 ありがとうございます。何年経っても力を付けるということは、躰きを発見することです。これが運動もみな同じだと思います。どこに躰きがあつて練習がうまくないのか、どこに躰きがあつてこれが解けないのか、そういうようなことを頭に置いておかないと、部活も悪くなる、学力も低下するようになってくるんです。学力がよくなると部活もよくなるんです。これは単純ですね。躰きを発見することですよ。

それで、指導者がよければいいということばかりは言えませんね。やっぱりその学校で取り組むということに、来年はひとつ26年から7年にわたって、ひとつそういうふうな実施計画をつくって、ひとつ取り組んで、先生方と一緒にやっていけるようにしないと、教育長が学校に行つてこう言うことは、私は現場にいていやだったものやっぱり。いやです。だから、別な先生と一緒にやってやるということが、私は大事だと思いますので、その辺をひとつ来年は、今年から来年にかけて、子どもがよい学校に行くということで、新しい学校に行くと同時に、力も使っているというふうなことを考えながら、ひとつ取り組んでほしいなこう思います。

最後の質問に移ります。民俗歴史資料館の取り組み、先ほど私言いましたが、やはり言ったことはやらなければならないと思います。26年度にやつと43万5千円、文化財の整理のためという予算が付けられました。今度はその実施計画から建物関係とか、そういったものに移られるような考えは、来年あたりからないのかな、それをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 歴史民俗資料館の関係についてお答えをしたいと思います。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、資料館、有力な候補ということで、旧新郷小学校を考えているわけですが、そこに展示をするということは割と簡単なわけですが、実際、展示をして、そこに多くの方々が来ていただいて、ああよかったなと、この町にはこんなにすばらしいものがあるんだということをよくわかっていただきながら、効果的にやはり展示をしていく必要があるというふうに考えております。

そのためには、やはり今あります埋蔵文化財、または民具、いろいろございますが、それらを整理をしながら、また展示についても系統だてて、こうこうこういうふうになってきたなというのがわかる、わかりやすい展示方。これをしていくためには、やはり専門の方といいますか、そういう方々のご意見をよく聞きながら、また他にございます、近くにもいろいろ民俗資料館ございますが、いずれもそう、あまりお客さんが来ない施設が多いわけですが、そういう施設、こういう施設はどこが悪かったのか、またある程度来ている施設もございます。そういう点を見ながら、そういうのを参考としながら、調査研究を進めながら、やはり構想なり、何なりをつくって、失敗しない形の民俗資料館という形にやっていきたいと、いうふうに考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 とにかく、私から見れば取り組みが遅い。遅いと思いますよ。遅れているので一日も早く、その分野分野ごとに仕事ができるように、ひとつこれをしてほしいなということを提案して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時42分)

○議長 再開します。(13時00分)

9番、青木照夫君。

○青木照夫 9番、青木照夫でございます。質問に先立ち、先日、教育の先頭に立ってご尽力されてきた佐藤教育長が、一身上の都合で今次の議会の前に辞任されました。来年度開校予定の西会津小学校をはじめ、西会津高校の存続において、いつも先頭に立って、丁寧な説明、ご答弁をいただきました。残念であります、本当にお疲れさまでした。ご苦労さまでした。

また、本日は、3.11の東日本大災害の日でもあり、日本中を、世界中を驚かせた災害の日でもあります。おって当時の時間に黙とうが捧げられるようですが、未だ解決されない住民の皆さまに、一刻も早い復興を願い、衷心より祈念申し上げる次第であります。

それでは、私の質問に入らせていただきます。3月議会は26年度スタート大切な予算編成の議会であります。住民の声の代弁者として、当面、抱えている問題を優先項目として質問させていただきます。一つ目、少子高齢化対策についてであります。二つ目、福祉の充実に向けたまちづくりについてを質問いたします。

はじめの少子高齢化対策についてであります。このことは言うまでもなく、今や全国共通の問題であります。人口減少は町、地域全体に活力がなくなる大きな問題であります。30数年前、西会津町の当時の人口はちなみに1万2千人くらいでした。当時の町は活気があり、町内の商店も夜遅くまで明かりが点いていたことを憶えております。しかし現在、

人口は6千人台となり、当時の人口から実に半数近い減少です。高齢化率も42パーセント近くになり、現役世代より高齢者の比率が多い現状にあります。まさに超高齢化社会の時代であります。そうした人口変動の流れの中で、町はいろいろな取り組みをされてきました。その中で、高齢者の皆さんが一堂に会し、楽しく、安心安全な暮らしができ、健康予防運動が実施できる施設、それがサロンであります。

そこで伺います。今まで、各集落などでサロンを立ち上げられておりますが、それがどのような形で、どのような成果につながっているのか、事例及び課題などをお伺いいたします。

次に、サロン活動は、集落によっては10数年前から取り組んでいるところもあり、近年では各集落でのサロン活動が多く見られます。そこで申し上げます。野沢町内には独居老人、高齢者のご夫婦が多く住まわれております。町内にも孤独死や事故なども起こっている中で、自治区長さんや民生委員さん方だけでは、見守りが行き届かないのが現状であります。野沢町内にはサロンを開所する適当な施設がないため、サロンを立ち上げる状況にいたっておりません。町はその原因などを把握されておりますか、お伺いいたします。

次に、若い世代に対しての質問であります。今次の町長提案理由の中で、26年度の主要政策について、心豊かな人を育むまちづくりの中では、子育ての充実として、未来を担う子どもの健全な育成に向け、安心して子どもを生み、子どもを育てる地域を目指すとし、子育て支援事業策定を行うとあります。つまり、結婚して、安心して子どもを産むこと施策と。さらに今後については、保護者や町民の代表で組織する子ども・子育て会議で協議し、支援すると述べられております。しかし、わが町の人口減少の問題を直視した場合、スローテンポの感が否めません。なぜなら、少子化現象は町の将来の存亡に関わる最も重要な問題であるからです。人が生まれ、成長し、住む人がいての町であり、行政ができるものではありませんか。

具体的に申し上げます。全国では少子高齢化対策として、民間の企業、または大学に勤務する職員などに対して、第3子に100万円を支援されているとの報道があります。行政を頼ることなく、自ら率先して支援しているのであります。しかし、わが町、町民には行政の支援がなければできない環境にあります。ご承知のように、県内のある自治体でも同様、第3子に100万円、第4子の誕生には150万円、小学校入学時にはさらに50万円、合計200万円の祝金を支給しております。町に誕生する子を守り、支援し、町を存続していくことの強い表れであります。

当町ではかつて、100歳に達せられた方に100万円を祝金として贈りました。昨年度は100歳になられた方の人数が13名おられます。同時に、これから若い世代で、結婚して子どもを生み、第3子、第4子を生み育てる家庭は、本当にまれであります。むしろ100歳に達せられることと同様に、子どもを生み、子育ての困難さは並大抵なものではありません。

そこで伺います。夢のある、将来のある子どものために、子育て支援として第3子に100万円の祝金を子育て家庭への支援として積極的に実施するお考えはありませんか、お伺いいたします。

次に、保育所の問題であります。この問題は、同僚議員が昨日質問されました。私の質

間と類似する部分ではありますが、私の質問要旨に述べさせていただきます。現在の野沢保育所、施設の手狭なことから、今後の使用地に対する質問であります。少子化現象にありながら、働く母親の増加に伴う乳幼児の増加で、先生方が仮設住宅にることから、町長の提案理由に述べられている中で、町の子育て支援となる拠点地を、新たな施設の整備をすすめるため、26年度中に基本設計を設定するといわれております。私が昨年3月に一般質問させていただいた中で、すべての公共施設が野沢町内からなくなる不安の中で、町内がゴーストタウン化されることを申し上げました。小学校は来年の7月から確実に尾野本地区に移転されます。子どもの顔を見られなくなり、あいさつもできなくなります。子どものいない世界を誰が想像したでありましょうか。このことは野沢町民の声であり、野沢町民の願いであります。実施計画の中には、26年度基本計画として1千万円計上されていますが、新設されるであろう保育施設の場所と将来図はどのように示されるのか、今後の対応についてお尋ねいたします。

次の第2の項目であります。福祉の充実に向けたまちづくりについてお伺いします。西会津町のデマンドバスが運行され、その後改善策を重ね、徐々に利用することに慣れ、高齢者にとって利便性を感じているところでもあります。昨年、会津医療センターが新設されたことに伴い、通院患者が増えているようです。

そこで伺います。一つ、会津医療センターなどへの通院に、磐越西線で堂島駅を利用する方がおります。西会津町の利用者ばかりではなく、磐越西線沿線の利用者を含めてのことではありますが、現在、上り線11本、下り線11本が通過しますが、堂島駅に停車する列車は早朝2本と、午後2本止まりであることから、アクセスの不便があるようです。各自治体では、停車の増便を要望しているようではありますが、当町のお考えをお伺いいたします。

最後の質問であります。町民バスとして、会津坂下町まで現在運行されておりますが、15分の延長で、会津医療センターなどに通院が可能になります。福祉バスとしての運行も考えられます。このことは福祉の向上につながるとは思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、2項目が私の質問であります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 9番、青木照夫議員の少子高齢化対策についてのご質問にお答えします。

はじめに、サロンの取り組みの成果についてであります。サロンとは高齢者を中心に、集落の集会所で定期的な集まりをもち、運動や手作業、茶飲み等の交流活動を行うもので、高齢化が進行する中においては、介護予防や地域の見守り・支えあい活動の有効な取り組みとして全国的に普及しております。現在町で把握しているサロンの数は野沢地区2カ所、尾野本地区3カ所、群岡地区4カ所、新郷地区2カ所、奥川地区4カ所ですが、サロンという名称は使わず、運動や会食等の定期的な集まりの場を加えますと18カ所で開催されています。

町では、保健師や管理栄養士、運動指導士による介護予防事業として、元気が続くお楽しみ教室を集落に出向き、数回シリーズで実施しており、その後に社会福祉協議会が継続に向け相談にのるなどバックアップすることで無理なくサロンが立ち上がるよう支援をし

てまいりました。

次に、野沢町内のサロンの立ち上げ状況であります。野沢町内には、町内会が自由に使える集会所等の施設がないこともあり、サロンの開設はありませんが、公民館を活用しての自主運営による運動教室が定期的に開催されています。今後は、どのような形であれば町内でのサロンが開催できるのか、自治区長や老人クラブの会長、担当地区の民生委員の方々と協議し、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携しながら進めてまいりたいと考えていますのでご理解願います。

次に、子育て支援についてのご質問にお答えします。

未来を担う子どもの育成を、町総合計画の重点目標に掲げ、保護者が安心して子育てできるよう、延長保育や乳児保育の拡充と保育所同時入所児童2人目以降の保育料無料化、里帰り出産や急な入院等により一時的に保育ができなくなった児童を対象に一時保育事業を実施するなど保育環境の充実を図ってまいりました。また、経済的な支援として、第3子目以降の子どもに対して、出産時に20万円、2歳の誕生時に10万円、小学校入学時に20万円を支給する出産祝金や、2歳未満児を家庭で養育されている保護者には、月1万円を乳幼児家庭子育て応援金として支給しております。先日の、子ども・子育て会議の中では、委員の中から、他町村と比べると西会津町は子育てしやすい環境にあるという声も聞かれました。今後も、保護者の働き方や生活環境等が変化することに伴う、新たな保育ニーズにも対応できる支援体制の充実を図ってまいります。

次に、野沢保育所の移築等についてのご質問にお答えします。

野沢保育所につきましては、昭和30年に開設して以来、町唯一の認可保育所として0歳児から5歳児までの保育や一時保育など、町の保育の中核として運営してまいりました。現在の建物は、昭和52年に建築され築37年経過していることから老朽化が目立っており、昭和56年以前の建築物であるために建築基準法上の制限により増築もできない状況にあります。また、保育ニーズが多様化しており、今後ますます乳児保育の需要が増えることや、病児保育などの新たなニーズへ対応するには、現在の施設で対応することは困難になってきています。

このようなことから、新たな保育施設整備に向け、平成26年度当初予算に、保育施設の基本設計の予算を計上しました。さらに、今次の実施計画において、平成27年度に実施設計費を、平成28年度には施設整備費を計上しており、早期の整備に向け取り組んでまいりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、会津医療センターへの通院についてのご質問にお答えいたします。

会津医療センターにつきましては、会津地方の高度医療を担う医療機関として、昨年5月に開設されたところであります。現在、本町から通院されている方は、延べ人数で約250人でありますが、その大半は自家用車で通院されていると考えられます。しかし、高齢者などにおいては、列車やバスなどの公共交通機関を利用して通院される方もおられることから、現在、町ではその利便性の向上について検討しているところであります。

まず、第1点目のご質問の堂島駅へ停車する列車の増便であります。医療センターに

行く際の列車は野沢駅発 6 時 20 分と 6 時 49 分の 2 本、帰る際の列車は堂島駅発 16 時 48 分と 19 時 47 分の本しかなく、列車を利用して通院される方には大変不便となっております。

このことから、昨年、会津総合開発協議会を通して国や県、JR などの関係機関に対し、堂島駅の環境整備等の調査、検討を要望したところであります。今後も引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、第 2 点目の町民バス・野沢坂下線の会津医療センターまでの延長についてであります。会津バスでは、本年 4 月 1 日より坂下営業所から会津医療センターまでの路線バスを運行いたします。このことから、現在、その路線バスと野沢坂下線の接続について、可能かどうか会津バスと協議を進めているところであります。また、列車で喜多方駅に行き、路線バスの若松喜多方線で医療センターに通院される方もおられることから、列車の到着時刻とバスの発車時刻の調整についても、会津バスと協議を進めております。今後も高度医療施設である会津医療センターへの通院手段の確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。

まずサロンについての質問であります。課長は十分ご存知だと思いますが、サロンの目的ということ詳しくご説明いただけますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

サロンの目的ということですが、高齢化が進む町内において、全国的にもそうありますが、1 人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯というものが増えておりまして、自宅に 1 人で、あるいは 2 人で閉じこもっていたのでは、やはり心身ともに悪い影響が、悪い影響というか、運動不足になったりとか、いろいろ弊害が出てまいりますので、そういった方々を少しでも地域に出てもらって、心と体のリフレッシュをしていただいたり、あと仲間や生きがいづくりをしていただいたりというようなことで、地域の中で元気に暮らせるように支援していくというのがサロンだというふうに考えております。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 そのとおりだと思います。元気で暮せることが大事であるということが一番だと思います。その中で、現在、いろいろな野沢 2 地区、尾野本は 3 カ所、群岡 4 カ所、新郷は 2 カ所、奥川は 4 カ所、18 カ所で開所されていることですが、私の質問の中で野沢町内だけは開設されないと、そういう現状を把握しておりますかということですが、もう少し納得のいく、なぜ開所できないのか、そういうところをお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

野沢地区、先ほど 2 カ所設置されていると申しましたが、それは堀越と中野地区ということで、野沢町内ではございません。野沢町内におきましても、議員ご質問の中でおっしゃいましたが、1 人暮らしですとか、高齢者世帯というものも大変増えてきておりまして、サロンの必要性という部分は大変あるのかなというふうに考えております。ただ、答弁の

中でも申し上げましたとおり、野沢町内には、その町内会なり、老人クラブが自由に使える集会所なり、そういったものがないということで、なかなか集まる場がないということが一番開催までにいたらない大きな原因なのかなというふうに考えております。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫　　そのとおりであります。私が過去4年くらい前、平成22年前、サロンを立ち上げる準備をいたしました。会議を3回、メンバーは民生委員の方、自治区長さん、社協の職員の方、また町の準じた職員さん、最初は7名、その次は13名、それを3回続けて、私はサロンをなんとか立ち上げたいという準備を進めてまいりましたが、現在にいたらなかった点、申し上げます。それは、課長が今言われましたように、開設する、集まる場所がない。今現在あるところは公民館であります。しかし各町内には、それを使用するには、現在、2階に上がる不便さ、公民館であります。それからよりっせ、これも何回か使用されておりますが、やはり2階であります。そういうことを踏まえて、いろいろ検討した他、ある空き家の、元の工場、それもあたりました。最終的には開かれない結果というのは、じゃあ誰が維持するのか、誰が管理するのかということもありますが、それはもちろんサロンを立ち上げるその人たちで維持管理する、それが当然であります。しかし、その中でやはり、前に進めなかった挫折感があったというのは、どうしてもその場所に開所できないと。

例えば、うちの町内でも、1人暮らし、今24世帯。それから65歳のご夫婦の方、23世帯いらっしゃる。そういう方にお声をかけても、公民館では、よりっせでは、身近なところはないかということで、最終的には、最初に申し上げたサロンの立ち上げ、4年前、残念ながらいたらなかったと。私の申し上げたいのは、やはり空き家が目立っております。そういう中で、われわれが老人会関係、またそういう利用したい方々の願いというのは、町でなんとかそういう場所を確保してもらいたいと、そういう願いがあります。すべて整うということは申しませんが、その辺の対策、考えなどは、お考えはありますか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　お答えいたします。

今、先ほどの答弁の中で、18カ所でサロンが行われているというお話をしましたが、その中のほとんどが地区の集会所を利用して実施しております。集会所以外で実施しておりますのは、黒沢自治区で空き家を利用してやっているというようなことの1カ所でございます。それ以外はすべて集会所という形で実施しているわけですが、ですので、青木議員おただしのように、今後その野沢町内で実施するにあたりましては、やはりその空き家の活用とか、そういったことで実施していくのがいいのかなというふうには考えます。

ただ、その町で確保というような部分であります。個人の住宅、個人所有の住宅、空き家でありまして個人所有の住宅でありますので、いい場所があれば、町でも仲介なりはできるのかなというふうには思いますが、実際、実施されます老人クラブの皆さんですとか、あとは自治区長さん、民生委員さんたちとの話し合いをしながら、町としてはその間に入ったりしながら進めていくことについては、やぶさかではないのかなというふうに考えております。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫 前に進めないのは、やはりその点だと思います。野沢町内は1町内から10町内あります。これは絶対数の人数が多いわけであります。その中でも対象者がたくさんいらっしゃる。個人の家で集まって、何人かやっていたらいいお宅もあります。しかし、そういう大事な、これから高齢者を見守るには、そういう安心安全な場所が必要なのわけです。今、最初にサロンの目的は何ですかとお尋ねしましたが、私も立ち上げるときに、いろいろ勉強不足の中でありましたが、その目的なり、目を通していただいて準備をしたわけですが、先ほど、話、変わりますが、いろんな介護改正法、いろいろあります。その中であふれた方、いろんなこれから方が増えると思います。すべてではありませんが、今、病院でも何カ月か過ぎると退院させられますね。それから、今、施設介護から在宅介護、これもそうなっていますよね。ですから、なおさらサロンというものは、大きな大きな、大事な役目があるのではないのかと思います。

私は知らない中で、最初に何が一番あれなのかということ、これは4年前の資料、自分の資料を見ているけれども、認知症が増えていると、そのための訓練の場所にもなります。というような、一部であります。私はそういう中で立ち上げたというものもあります。これからいろんな形でそういうところに集合して、そして集まって予防介護、これが目的だと思っていますので、その点はやはり、前に進めるには思い切った町の施策というものを考えていただかないと、これからずっとこのままになるのではないかと思います。その点、将来に対して、町長、お考えを、高齢者に対するお考えをお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 野沢町内のサロンに対して、青木議員が一生懸命取り組まれていたということについては敬意を表したいと思いますし、また、どうしても壁にぶつかってしまうということについても今、るるお話を聞いて、十分納得をいたしました。これからのことでありますけれども、これから議員も少子高齢化という観点からいろいろ指摘をされておりますが、例えば、これから新しい保育所を今後設置をすると、これも早い機会に、本当に町をあげて取り組んでいきたいと、私は28年度いっぱいまでは、やっぱりこれは完成を目指していかなければならないという強い意志を持って取り組みたいというふうに思っています。

そうした場合、今、これからですよ、芝草保育所もそうなりますと、当然空いてくるわけですよね。さらには本町の保育所設備ありましたけれども、今、若干部屋も空いているとかということもあります。本町のすわ保育所ですか、元の、今テレワークセンターとかいろいろ入っておりますけれども、ああいったところの利活用もできると思うんです。そして、中間的な施設の中においては、この青木議員が言いましたように、空き家の対応ということも、これは当然考えていく必要もあるのではないかなというふうに思います。

そうした場合、なかなかそこをクリアするには一定の条件がありますよね。やっぱり長期間にわたって継続的に利活用するという場合に、それを貸与するわけですから、当然その持ち主といろんな契約をしなければなりませんので、あるいはその内容等についても、内部の改装、改造、こういったことも若干していかなければならないというようなことで、そうしたことがクリアできるようであれば、今後そういうご要望に応じていくということも必要だというふうには認識しております。

ですから、あちらこちらに何箇所も一気にやれるという状態ではありませんけれども、

そうした、これから西会津町が空き家として、あるいは既存の設備をどう使うかということについても、十分こういったことでも対応できるのではないかなというふうには思っていますので、前向きに検討していきたいと思います。

○議長　　9 番、青木照夫君。

○青木照夫　　前向きに検討していただくということですが、うちの 9 町内にも、800 坪の空いている土地もありますし、将来、コミュニティホールとか、公園とか、いろいろお話がありますが、そういう場所も将来にわたっては考えられる場所でもあります。なんといっても、このサロンというのは、たくさんの方が利用される、そこで健康予防ということであれば、医療費も安くなるというメリットがあるわけです。ですので、ぜひそういうところに力を入れていただいて、いろんな面で医療費が浮くような施策を取っていただければと思います。

次に質問を変えます。若い世代の質問であります。先ほどご答弁いただきましたが、十分に西会津町は他の若い人たちにも評価されて、ありがたいというようなご答弁だと思います。確かに 2 番目、3 番目、他の町村よりも優遇されている金額であります。私の申し上げたことは、本当に金額的、3 番目、100 万円、お願いできればということは、カンフル剤的な発言かもしれません。しかし、私の願いは、町長の強い、若い者に対しての将来感、希望というものがあれば、そういうものに対して、一つの勇気ある判断がいただけるのかなと期待申し上げましたが、その点、町長にお尋ねします。第 3 子にそういう 100 万円というような、誕生祝にそういうご判断はされませんか。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　子育て環境というのは、十分議員もご承知のことと思いますが、一つは子育てをする環境の中で、産み育てる、そうした施設も含めた、一つの大きな環境。それから、生活をするための直接的な支援、こういったこと。それから、社会的に全体が参画をして子育てをしようとする、そうした社会的な子育て支援。こういったことから子育てというのは成り立っているのではないかなというふうに思います。

そこで、今一つ目の子育て環境の施設の問題については、これからしっかり取り組んでまいりますし、早い機会に 28 年度事業の中、29 年度からはちゃんとそれが実施できるというようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っています。

そして、社会的に地域の包括的な、やっぱり全体で子育てをしようということは、まさに今、青少年育成、健全育成ではありませんけれども、地域の中から、やっぱりそういったボランティアとか、そうした形を取りながら、地域の子どもをみんなで支えていこうじゃないかというような支援策というのもこれから必要になってくるのではないかと。そして今おっしゃいましたように、今度は直接的な財政的な支援も含めた対応であります。先ほど、これは今までやってきたのが、それが万全かというと、決してそうではありません。第 3 子については 50 万円を支給しておりますし、その 50 万円の支払い方法について、これも議会にご相談をしながら、それは一概に、1 回に 50 万円というよりも、段階的に、まず最初に 20 万円とか、子どもが卒業するとか、入学するとか、そういうときにちゃんとそれぞれの支援として、分割して支払ったほうが有効的ではないかというようなことで、この 50 万円の支援策を打ち出してきたわけであります。

ただ問題は、町長の英断と勇気で100万円にしろということでもありますけれども、これは、こういう状況が今後必要ということになって、そういう時代がくれば、やっぱりそういうことも含めて検討も要するのかなというふうに思いますが、今の段階ですぐ英断を下すというところまでにはいたっておりませんので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫　　私はなぜそういう第3子に100万円かと言いましたのは、先ほどカンフル剤的な、一時的なことかもしれないと言いましたが、わが町では西会津高校に1千万、今補助しています。それから今年度は、新しい事業でこうのとりの事業、県のそういう施策の中で足りないところを補うということでもあります。その中で、私はやはり個人的なことで、団体的な西高ということの支援もできるのであれば、私は質問要旨の中で、100歳になる方、まれであります。しかしこれから、第3、第4、生まれる方も本当にまれであると思います。でありますので、金額的なことを申し上げて、ぜひそういう力、応援をいただきたいということがあったから、私は申し上げたのであります。その点、十分に頭に入れていただいて、今後の子ども手当の支援策をご判断いただければと思います。

質問変わります。最後の福祉の充実に向けたまちづくりについて再質問させていただきます。現在、町民バスとして会津坂下町まで運用されております。大変、町民の方、また高校生はもちろん、それに利便性があり、助かっている町民もごぞいます。磐越西線につきましても、私は、正直申しまして利用したことはありません。しかし、野沢町民の中には、そういうこと、不便である、なんとかお願いできないかというお話の中でありましたので、今回、項目にあげたわけであります。

まず坂下線であります。いろんな中で可能性のあるご答弁をいただきました。その中で、私は質問要旨としていたのは、福祉バスということで、連携ではなく直系ができないのかということの質問でありました。時間的には15分だということでもありますので、その点のお考え、ご判断をされたのかどうか。また、いろんな現状の交通網の利便を考えてのご答弁だったのか、その点、もう一度伺います。

○議長　　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　　坂下線の延長についてのご質問にお答えいたします。

現在、野沢坂下線につきましては、平日4往復の運行となっております。西会津高校に通う生徒の足の時間帯を優先に運行ということでありまして、まず始発、野沢駅前発が6時30分に出ます。坂下営業所には40分後の7時10分着と。今度すぐ折り返し運行で、7時20分に坂下営業所を出まして、野沢駅前に8時に着くと。西会津高校の生徒さんはそれで通われると。あと帰り、西会津高校の生徒さんは帰る足としての便でありますけれども、野沢駅前15時半と18時30分ということで、その2本で帰りの足になってございます。

先ほど私お話ししたのは、会津バスの会社の路線として、新たに坂下営業所から医療センターまでのバスを4月1日から運行すると、最近お話があったわけでございますけれども、そのバスは、行きは午前中中心であります。坂下営業所発8時10分、9時30分、10時30分、11時30分、それから12時30分と、その5本の便が坂下営業所から医療センターまで、議員のご質問では15分というお話でしたが、会津バスでは20分、所要時間を見込んでございます。帰りの足も当然医療センターから営業所まで、5本のバスが運行し

ていると、それも最終は医療センター発 13 時ということで、それ以降のバスはありません。会津バスと協議した中で、通院される方は、ほとんど午前中の通院で、午後はほとんどいないというようなことから、そういった運行のシフトを組んだという説明でございます。

町といたしましては、当然、坂下線がありますので、坂下線をなんとかうまく午前中、これに合わせた形でできるかどうかというような検討を現在してございます。できれば会津バスの今の運転手の数で回せるかどうかという、今、検討作業中でございます。

あともう一つ、先ほどご答弁で申し上げましたが、一番は、車で通われる方が多いのかなと、喜多方駅まで行きまして、そこから若松喜多方線で医療センターまでと、そういった通われている方が多いのかなというふうに感じてございます。なおそれにつきましても、先ほど私ご答弁で申し上げましたが、喜多方駅に降りまして、バスに乗るのに 200 メートル先の営業所まで歩いて行かなければいけないんです。駅まで今バス入ってございせんので、そうすると、お年寄りの方は、200 メートル、駅から降りて 200 メートル歩いて営業所までと、ですから結構時間が、足の弱い方ですと 200 メートル歩くのも大変ですし時間もかかると。その接続の部分がありまして、例えば 6 時 49 分の野沢駅発で喜多方駅降りますと、7 時 20 分に喜多方駅に着きます。それで 15 分間の時間があります営業所まで、それで営業所 7 時 35 分に乗りますと 8 時 3 分に医療センターに着く。すごく便がいい感じなんですけれども、ただ、7 時 52 分で喜多方駅に行きますと、8 時 24 分に喜多方着きまして、喜多方営業所発が 8 時半ということで、6 分しか乗車までに時間がないので、そうすると、お年寄りの方は間に合わない。ここらの営業所発の時間も会津バスと、なんとももう少し遅くできないかというような話もしてございます。

あと先ほど 1 点目のご質問で、堂島駅で降りて医療センターまでと、歩くしかないんですけれども、約 600 メートルございます、駅から医療センター。そうしますと、お年寄りの方は 600 メートル歩くのは大変なので、できれば、例えば若松、喜多方線のバスで、喜多方駅から行きますと、もう医療センターの前までバスが行きますので、そういった部分ももろもろ考えながら、今後町としても会津バス等と協議をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 細かい時間の数字まで言っていてありがとうございます。私、本当は、なんでそんなところまで行かなければならないのかと、私は内心想っていたんです。よく聞くと、行かなければならない理由というのが、聞いてからわかりました。当然それは西会津町の診療所のない科目とか、整形外科、皮膚科、耳鼻科、眼科、麻酔科、心臓外科、そういうののあれで通っていらっしゃる方がいらるから、本当は地元の診療所で通ってもらえればいいなと思っていたんですが、行かざるを得ないという方の、そういうお話があったもので、その中で今回取り上げたわけであります。他の各医療関係は、直接地元、西会津に来て、週 2 回送迎をしたり、また喜多方なんかいろんな医療関係が送り迎えする時代であります。そういう中でありましたので、今回取り上げたわけであります。

それで話戻りますが、会津バスさんと町民バスが、お話しということは、例えば会津バスさんに乗り継いだときには、金銭的な、例えば西会津の町は金銭面も軽負担で乗られるわけですね、坂下までの料金は。それで、今、そのつながりというか、会津バス

さんとの契約の内容は、金額的にはやはりどうなんですか、その辺。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 今協議をしてございますのは、理想を言えば、西会津高校の生徒が8時に来ます。そのあと12時半まで坂下に行くバスがございません。ですから、例えば8時半とか、8時40分に野沢駅から坂下に行くバスがあれば、当然その先ほど言った会津バスの路線バスで医療センターまで行けるようになります。今町として協議しているのが、先ほど申し上げましたが、運転手さんの数を変えないで、同じ数で、シフトで回せないかと、そうした場合に町の負担となる経費は、ガソリン代、あと消耗品ありますけれども、人件費については町負担はございませんので、そういったことでできないかどうかという部分で今調整をしてございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 いろいろなご答弁いただきまして、行き先はなんとか改善できるご答弁だと理解いたしました。ぜひ高齢者のために、また若い人、これからのために、町側ではいいお答え、判断をしていただければと思います。

以上をもって青木の質問を終わります。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 10番、荒海清隆でございます。本日は3年前、まさに大震災と原発の事故が起こったときであります。たまたま私の時間内に46分ですか、黙とうを捧げるということでございますが、できるだけ早めに切り上げて、心を新たに黙とうを捧げたいと思いますので、町側の明快なご答弁をよろしくお願いを申し上げる次第であります。

今般の一般質問に大きな項目で2点ほど出しております。

まず除雪対策についてでございますが、今年の冬は比較的少ない降雪であり、町民の皆さまもほっとしておられることと思います。そこで、これだけ雪が少ないんだから、除雪に対して問題はないのかなというふうに考えておりましたが、やっぱり除雪に対して問題等がございますので、2、3お伺いをいたします。

まず1点目でございますが、今年の降雪量はどのくらいあったのか。また観測地点は何箇所あるのかという質問でございますが、町長の提案理由の説明によりますと、野沢の原町地内で94センチですか、ということで少なかったということで説明がありました。このことについても、まだ討論の中でちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

2点目は、集落への貸与の除雪機械の問題でございますが、それぞれ何台貸与してあるのか、そして運用はどうしておられるのか、そしてその中で問題はないのか、この点をお伺いをいたします。

3点目として、高齢者宅への貸与、除雪機械を利用した除雪体制はどのようになっているのか、問題はないのか、これをお伺いをいたします。

そして最後の質問でございますが、春先の残雪の処理でございますが、今年から残雪処理をしないんだというようなお話があって、実際やっておられません。なぜ除雪をできないのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

大きな質問の2番目でございますが、奥川みらい交流館、昨年10月開館して、大変便利

になったと思っておりますが、この冬、かなり寒い日もありましたが、凍結して、現在仮復旧して使用しておられるというようなことでございます。この件についてお伺いをいたします。

1 点は、工事及び管理に問題はなかったのか。そして、今後どのような復旧工事をするのか、防止対策をどうするのか。それと本復旧の予定はどうなっているのかということをお尋ねいたします。

以上が私の質問の要旨でございますが、明快なご答弁をお願いをするものであります。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 10 番、荒海清隆議員のご質問のうち、除雪対策についてのご質問にお答えいたします。

今冬の降雪量と観測地点につきましては、3月1日現在、降雪量は433センチメートルであります。また、観測地点につきましては、気象庁のアメダスの他に、野沢原町において町独自の観測所を1カ所設置しております。

次に、集落への貸与除雪機械についてであります。貸与する除雪機械は15台あり、町道の幅員が狭く大型の除雪機械では除雪が困難な箇所を除雪する目的で、使用方法を定め貸与しております。要望のありました自治区に、今年度は13台貸与しており、現在のところ特に問題は起きておりません。

次に春先の残雪除雪につきましては、除雪した雪の排雪場所など、雪が圧雪され解けにくくなっている箇所について、残雪処理を実施しております。人家もなく交通量が少ない道路については、特別な事情がない限り、除排雪を実施しない考えでありますのでご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10 番、荒海清隆議員の除雪対策についてのご質問のうち高齢者宅への貸与除雪機械を利用した除雪体制についてのご質問にお答えします。

高齢者宅への除雪機械の貸与は社会福祉協議会が主体となって実施している事業であり、高齢者等の要援護者に対する除雪支援を、地域ぐるみの取り組みとして行う自治区や要援護者の除排雪を行う協力員に貸与しております。社会福祉協議会に申請し、貸与の費用は無償ですが、運搬は受ける側の負担となります。また、社会福祉協議会では除排雪が困難な世帯に対し、除排雪協力員に敷地内の道付けに協力をいただき、安心して生活できる環境づくりを進めております。豪雪地帯である本町において、高齢者等要援護者の除排雪は町の課題であることから、町と社会福祉協議会が連携し、より良い体制づくりをしてまいりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 10 番、荒海清隆議員のご質問のうち、奥川みらい交流館の水道管凍結についてお答えいたします。

はじめに、工事及び管理についてであります。昨年実施しました改修工事は、これまでの学校施設を地域の交流拠点施設として改修するため、主に事務室や会議室への改装、多目的トイレの設置、玄関のバリアフリー化など、施設の利便性向上を目的に行ったものであり、おただしの水道管につきましては、既存施設のまま使用する計画であったことが

ら、このたびの改修工事には含まれておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、今後の復旧工事や凍結防止対策についてお答えいたします。この冬の凍結は、学校施設として使用していた当時と比べ、水道水を使用する頻度が少なくなったこともあり、雪や寒さの影響から凍結したもので、凍結した水道管については、ポンプ室から直接、施設内部の給水管に接続する応急的な措置をとったところでもあります。現在は、凍結した水道管も本復旧し、従来どおり使用できるようになりましたが、このままの状態では今後も凍結する恐れがあることから、専門業者と協議しながら、凍結防止に向けた対策を講じてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 まず 1 点目の降雪量でございますが、先ほど申し上げましたように、大変少ないようでございます。これは大変町民の皆さんにとってよかったことかなと思っておりませんが、この観測地点、野沢、原町に 1 カ所、それからアメダスということを今、この原稿にあるんですが、アメダスというのはどこにあって、どういう観測をしているんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 アメダスについてのご質問にお答えいたします。

アメダスにつきましては、森野地内の前の尾野本小学校の近くでございます。これにつきましては、自動で積雪量が測れるような装置が、あそこに設置してあるということでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ということは、野沢地内と尾野本地内で観測しているということでございます。私いつも思っているんですが、この広い西会津、標高差にして 300 から、ここの野沢で 200 足らずですか、標高。一番高いところだと 500 ですね。こういう高い所にあるところと、こういう低いところにある、雪の量もかなり違います。寒さも違います。そういう点で、ここの野沢、あるいは尾野本だけの観測地だけではなくて、もっと奥川の弥平四郎とか、極入とか、そういうところの観測所、あっていいんじゃないかと考えておるんです。これは町独自でできるものではないかもしれませんが、国なり、県なり、訴えていって、そういう観測所の設置も必要ではないかなというふうに思っているわけです。

去年の夏ですか、飯豊山系に大変な大雨が降ったわけです。あのときはかなり水が出て、喜多方市の川入とかあいうところで大きな災害があったわけです。そして、わが町にはそれほど影響がなかったんですが、弥平四郎のほうからは、かなりの水量が出て、お助け小屋ですか、あそこが倒壊しかかったというようなことがあります。これは防災上の点から、早急に国県にお願いして、観測所をつくってもらふようなことが必要ではないかなというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず積雪の観測所なんですが、喜多方建設事務所で西会津町に積雪の観測所があるということでございました。それで、喜多方建設事務所では、野沢と黒沢と奥川に降雪と積雪を観測する箇所があるということでございます。また、議員ご指摘がございましたように、災害等、アメダスを基準として災害の被害を観測するというようなことでございます。それで、前は稲荷方面にあったわけなんです、今なくなってしまったと

ということで、降雨量なんかもそのダブるところがないものですから、広範囲になってしまいうということで、ただいま喜多方建設事務所と協議しながら、アメダスの数を増やしてもらったり、それとも、また県独自で観測所をつくるということで、今協議をしているところでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 大変、今、課長からいいご答弁をいただきました。ぜひこれは防災上の観点からも進めていただきたいと思います。

それで、2 番目ですが、除雪の貸与機械、ただいま 13 台、貸与してあるというようなことで、特に問題ないというようなことでありますが、なかなか使い勝手が悪いというようなお話があるわけです。それは、町道以外には使わないでくださいというようなお達しがきたというような、それで、その次の高齢者宅、そういうところの除排雪はどうするんだというようなこと、問題があります。この点、健康福祉課長、一緒になりますが、この辺のことをもっと詳しくお知らせいただければなというふうに思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この除雪機械につきましては、町道の除雪ということで、要綱が決まっております、その要綱に従いまして町が貸与しているということでございます。そのため、燃料等につきましても町で負担しておりますので、町道以外には使用しないというようなことで、皆さまにお願いしているところでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 要綱を決めてやっておられることは承知しております。それで、町道以外をかいではだめだというようなこと、そこが高齢者宅、要支援ですか、そういうお宅が町道の先にあれば、どうしたらいいかという話なんです、この辺を健康福祉課と建設水道課と、お話されてそういうふうに使っておられるのか、この辺どうなのかと。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 建設水道課としては、町道の管理のための対応ということでございます。それで、その除雪機械も 15 台ということで、台数も少ないということもございます。そうすると、議員のご指摘にあったように、高齢者宅というようなことになりますと、全自治区に配置しなければならないというような、そのような問題も出てまいりますので、とりあえず今は町道だけということでお願いしているわけでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長、今、除雪機械は 15 台あって貸出しは 13 台と先ほどおっしゃいましたね。あと 2 台は余っているわけなんですか。いや、足りないといったらそれでいいんですけども、余っていても貸し出さないというようなことなんですか。その辺、やっぱり役所さんの悪いところだと思いますよ。縦割り、建設課は建設課、健康福祉課は健康福祉課のやり方でやるんだと、だから皆さん、除雪組合をつくっていた集落の皆さんは、大変困っているということなんですよ。この辺、お二人ではしょうがないんですか。町長、どうしたらいいのか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの担当課長に、町道以外を使ってどうだと言われれば、なかなかそれは要綱に

沿ってやっているものですから、町道の除雪でお願いしたいと、こういう答弁しか出ないのかなというふうに思います。それで私は、そこまで行って、ちょっと玄関口まで行ったら、ここから町道外というけれども、私有地でしょというようなことで、そこまでの制限をかけて対応するなんていうことではなくてもいいのではないかなというふうに思います。

ですから、その集落で、もし時間帯でこれが余力のある時間だということであれば、やっぱり臨機応変に使ってこそ、はじめてその除雪機械の効果、あるいは集落の生活の安心安全にも寄与できるわけでありますから、そこは集落の中で、ある程度は臨機応変に対応しても、それは町で答めるうんぬんではないというふうに思いますので、それは、ある意味では、それは常道に反して、とんでもないところまで行っちゃったなんていう話ではありまして、そこは臨機応変に対応していただければなというふうに思います。

それから、社協で、私も社協の会長ですから、社協で貸出ししております。そこは、やっぱり高齢者の中で、例えばその集落でどうしても点在している高齢者宅があるという場合に、なかなかそこに、その地域には除雪機械が配置されていないというようなところもあるわけですね。そういった場合については、それは民生委員や、あるいは自治区長さんの要望に応えながら、あるいはボランティア等も含めて、そうしたところに対応するなり、あるいはその機械を持って対応するなりして、利用しているということでありますので、その利用価値などについても、ある程度、その実情に合わせて対応すればいいんじゃないかなというふうには思っております。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長から大変いいご答弁をいただきました。本当にありがとうございます。やっぱり一番いいのは、町道以外はだめだというお達しを受ければ、なかなかそこには難しいものがあるんですよ。今、町長がそういうことは臨機応変にやってくれと言われておることは、皆さん大変喜んでいることだと思いますよ。まずやっぱり高齢者、要支援を受けている方々を絶対やってやらなければだめなんですから、それが誰であれ、町の機械であれ、社会福祉協議会ですか、その貸与の機械であれ、やっぱりやってやらなければならぬのは同じです。そういう意味で、健康福祉課の課長と、それから水道課の課長、建設水道課の課長、やっぱり連携を取って、その辺やっていただければなというふうに思います。なんかそのバラバラでやっていて、建設水道課は町道以外は絶対にやるなよということではなくて、多少はちょっと、その辺は目をつぶって、これは高齢者宅だとか、縦分けあまりしないでやっていただければいいのではないかなというふうに思います。町長がやるって言ったんですけれども、関係プレーをよくしてくださいと、これから。

除雪対策について、最後の質問でございますが、これから残雪処理をしないというようなことでございますが、これはやっぱり財政面からやらないというようなことなんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ご答弁でも申し上げましたように、残雪処理については、除排雪によって雪を押し込んだ箇所等については、全箇所、それはすべてうちのほうで雪解けが早くなるように残雪処理をいたします。ただ、交通量の少ない、また人家のない、冬期間開けないような道路につきましては、ほとんど車も通らないというような道路につきましては、

春先の除雪はしないという考えでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 だから、なぜしないのかということなんですよ。今まで、例えば集落間の町道は、春先になっていけば開けていたわけなんですよ。それが何で開けないのか、去年までやっていたんですよ、今年は開けない。開けることないだとか、そういう、それは誰がいつ決めたのか、その辺なんです。開けないということ、なぜかということなんです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まずその開けないという理由につきましては、そうすると、すべての道路について開けなければならないということもございまして、またそれを開けたことによって、道路が凍結して危険だということも考えられます。また、その道路をどうしても使わなければならないという理由が見当たらないような場所につきましては、除雪しないという考えでございまして。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 どうしても開けなければならない事情とか何とかではないんですよ。道路というものは開けばみんな通るんですよ、開かなかつたら通ることができないでしょう。今まで開けていたんですよ、去年まで。なぜ開けないかと、危ないからとか、そういう問題ではないんです。開ければ通る、開けないものは通れないんですよ。だからなぜ、危険だからというだけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回、開けないということの路線なんですけど、今まで常時除雪をしていた路線を通るより、その開けた路線については、かえって不便なような道路については、皆さんご利用にならないというような判断のもとで除雪しないということで、ご理解願いたいと思います。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長、ちょっと意味不明なんですけど、もう一度お願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 常時除雪している路線が、除雪している路線のほうが、仮にその路線を開けたとしても、常時除雪をしている路線のほうが早く目的地に着くというふうな道路でしたら、その路線の利用効果というのはないのかなと、そのように考えましたので除雪しないということでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 わかりました。常時開けている道路を通ればいいんだろうということですね。ここはわざわざ開ける必要はないということなんですかね。道路の意味というのは、開いてこそ今言ったように、開いていけば道路なんです。通れるんですよ。開かなかつたら通れないでしょう。だから、そこに何かあるのかと、開けて何かデメリットがあるんですか。先ほど言われたように、危険だとか何とかと言われましたけれども、なぜ後ろ向きというんですか、マイナスの思考なんですか、もっとプラス思考ってないんですか。開けることによって、みんなそこに行くことを待っているんですよ。百姓だけじゃないんですよ、田んぼだけではないんですよ、山に行って木を切ることも、山の手入れをすることも、こ

れみんな町民の仕事なんですよ、一日も早い、みんな開くのを待っているんですよ。

もしこれが、財政的に負担になるんだというようなことだったら、ロータリーですか、ブルでもいいんですけども、どのくらいかかると思います。メーター当たり、1 キロメーター開けるのに金がかかるからやらないんだというようなことであれば、そのくらい西会津の財政がひっ迫している。どうなんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 そういう路線につきまして、キロメートルどのくらいの費用がかかるのかというご質問でございますが、その降雪量、溜まった積雪量にも違いがあるとは思いますが、1 キロメートル当たりですと、ロータリーで行けば、1 時間とか2 時間の話だと思います。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長が、「みんなの声が響くまち」これが基本理念だというようなことでお話がありました。この辺からいけば、やっぱり声を聞いて、開けて何も悪いものではないのではないかというふうに思うんです。課長の判断ではちょっと難しいかなと思うので、町長どうなんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も、その道路がどれだけ除雪の路線が、縦横無尽に走っているわけでありまして、特定、今言っているところがどこなのか特定できませんから、一般的に申し上げたいと思うんですが、いわゆる除雪をすることによって、まず最優先しなければならないというのは、ご承知のとおり生活道路であります。これは何と言っても生活に支障のあるようなことであってはなりませんので、生活道路が優先と、それから集落間、やっぱりこれも連結する道路であるということであれば、これは完全に除雪をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

そうした場合に、やっぱり有効的な道路の除雪のあり方というのも、最近の点在する状況を見ながら判断していく必要もあるだろうというふうに思います。極論をすれば、雪も、末は、いろいろ議論はあっても解けてしまうわけでありまして、その間にどうしても、ここは一般的な生活の場にどうしても必要だということであれば、やっぱりこれは誰が見ても除雪をしなければならないわけでありまして、ただ、一般的な作業道としての役割しかないということであれば、それは大きく支障のないような場合であれば、自然の融雪に任せるとすることも一つの方法ではないのかなというふうには思っています。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私の言っているのは、道路があって、山の奥まで行けということではないんですよ。集落間の農道、せめてそのくらいはやっていただきたいのと、やるべきであると、そうじゃないと、だんだんだんだん過疎とか、限界集落とか、そういうふうになってしまふんじゃないかというのは、私一番心配しているんですよ。不便なほうから、みんなだんだん引いていく、そういうやり方は、これからますます限界集落だの、過疎だのというのを生んでくるんじゃないかと、そういう集落ができてくるのではないかと思います。もっとプラス面で、集落間の農道なんですから、これからそういうことをしていかないと、ますますそういう過疎だ、限界集落だ、その対策はどうするんだ、ああするんだと言って

いても、ますます後手後手にまわるんじゃないかなということで質問しているわけなんです。町長、その辺はどうなのでしょう。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　どの路線がだめだよという場合について、私は常々言っているのは、やっぱりそれを地域の人たちの了解の中でやっていただくということが一番大事だよという話はしております。ですから、ある日突然、この話が、私は町の計画の中で出てきて、すぐに今年はだめだよというようなことではないはずだと思っています。ですから、ここまでいたる経緯の中には、それぞれの除雪会議とかの中においても議論はされたのではないかとは思っていますので、あと、先ほど言ったように、最優先すべき路線の見直しというようなことも、これからたまたまあるわけでありまして。例えば、かつては大出戸などについても、これは人は住んでおりました。だけれども、人家はあるんですね。でも、冬期間は住んでいないという場合について、しかし管理が必要だというだけで、本当にそこまで生活道路としての効果があるのかどうかということになると、またこれも人家がその期間だけ住んでいないということであれば、見直しせざるを得ないのではないかなというふうに思っています。そういったことも踏まえながら、ある意味では見直しということも必要になってくるのかなと、こんなふうに思っております。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　町長、誠に申し訳ないんですが、ある日突然、やっぱり一本の電話がきて、ここ残雪処理しないから了解してくれというようなことで、区長一人の判断で、いいですよというようなわけにはいかないんですよ。これはやっぱり事前に地域の皆さんとお話して、当然やるべきではないかなというふうに思っております。それで、この問題なんです。除雪をしていただけるのかどうなのか、この辺ははっきりしていただきたい。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　もう一度現地を区長さんと確認して、もう一回調査したいと、そのように考えております。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　ぜひ、これは万が一災害が起こったようなときも、迂回路としての道路でもあります。ですから、ぜひ開けていただければ、地域の人たちが喜ぶのではないかと考えております。現地を調査してみて、現に開けていただきたいというような町民の方もおられます。

それと、こういう路線というのは、他にあるんですか。集落間の道路を春先、残雪処理をしないというところ。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今年度は2本ございます。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　2本ということは、奥川2本ということかと思いますが、先ほど申し上げましたように、削る削るというようなことだと、ますます過疎がひどくなる。限界集落が大きくなる、出てくる。そういうことだと思うんですよ。町長、ぜひ、限界集落というのはいろいろ定義あるんですが、限界集落はなぜできたのかということ考えたことはありま

すか。

○議長　　ちょっと整理して、別なときですね。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　ちょっと話が逸れて申し訳なかったですが、いつかそういうことを聞いてみたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、奥川のみらい交流館、昨年 10 月ですか、オープンしたわけなんですけど、この水の凍結ですか、水道の凍結、この点なんですけど、設計に入っていなかったと言われましたが、2 階に調理室ができてあるわけですから、水道管の設計工事はあったわけなんです。

○議長　　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　　お答えいたします。

調理室、整備をしまして、調理室への配管工事と、その内部の配管につきましては入っておりますが、根本的な水道管そのものの整備につきましては、今回の設計の中には、のみらい交流館の整備工事の中には盛り込んでおりませんでした。

○議長　　10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　あれだけの調理室できるんですから、つくっているんですから、元の工がないというようなことはちょっとおかしいような感じもするんですが、前は小学校の水道であって、そのままみらい交流館の施設として利用しているんですが、その水道管、元は全然触っていなかったという、そこが設計に入っていなかったということですか。

○議長　　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　　奥川小学校、旧奥川小学校なわけですが、何年か前に水道管が老朽化しまして、すべて赤水が出るということで、配管をし直しをしたわけです。壁の中に入っているものを、今度露出で廊下の上に配管し直すという工事をやって、それから、年数的にもそんなに経過したものではございませんでしたので、水道管の更新というようなものは、今回の改修工事の中には盛り込んでおりませんでした。小学校として使っていた場合には、各教室に暖房をかけたりしていたことによって、凍結というのがまぬがれていたのかなというふうに思うんですが、今回、やはり今度、使っている範囲が縮小したというようなことで、凍結をまねいたということでもあります。水道管につきましては、今回の改修工事の中には含んでいなかったということでございます。

○議長　　質問の途中ですが、暫時休議します。(14 時 42 分)

○議長　　再開します。(14 時 47 分)

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　奥川みらい交流館の水道管の凍結のことですが、今、復旧して本来、元通りになっておるということでございますが、今後、今まで小学校の校舎として使っていたときから、凍っていたという話も聞くわけなんですけど、そういうところで地元業者がそういうことを言うんですが、今回の工事、地元業者がやったんでしょうか、どうですか。

○議長　　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　　みらい交流館の工事につきましては、地元業者が施工しております。

○議長　　10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 地元業者、落札したのはわかっておりますが、その水道関係の工事なんですが、もし地元業者がやっておったら、その小学校のころからの問題点、わかっていて、当然それは凍結するんじゃないかというような話もあったと思うんですが、その辺の設計の時点で、何の約束事もなかったわけですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 小学校、旧小学校時代の水道管につきましては、工事施工前に、いろいろ現地調査なりをして設計業務をしたわけでありましたが、その時点で水道そのものに異常があったということはございませんので、その中で本管、本管といわれる幹線水道につきましては、全然手を触れずに、各末端の配管とか、そういった部分につきましては、今回の工事の中で取り組んでおりますが、本管そのものについては触ることはなかったということでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点、ちょっと答弁漏れがございますが、確かに地元業者が落札したわけなんですが、その中の設備工事というものは、地元業者が関わったのかどうかということなんですが。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 申し上げましたように、元請け業者につきましては地元業者でございます。機械設備といいますか、中のトイレであったり、それから炊事場といいますか、調理場をつくったわけでありましたが、そういった設備工事につきましては、会津若松市の業者が一部下請けで入っているということでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今回の凍結事故なんですが、地元業者がやっていれば防げたのではないかなというような考えもありますが、常々、地元業者育成というような立場から考えますと、それが一番よかったのかなというように考えております。今後またそういう機会がありましたら、地元業者育成のためにも、地元業者がやってもらえるような方法を考えていただければありがたいかなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時53分)

○議長 再開します。(15時15分)

12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 12 番、五十嵐忠比古でございます。今定例会におきまして2点ほど通告しております。質問いたします。

まず質問に入る前に、前教育長でありました佐藤晃さまにおかれましては、一身上の都合により3月7日付けで辞任をいたされ、誠に残念であります。平成27年度に新しい西会津小学校が開校になりますことから、誠に残念であります。また、東日本大震災原発事故につきましては、今日まで丸3年経過しておりますが、一日も早い復興を望んでおります。

それでは質問に入ります。まず質問でございますが、地域おこし協力隊についてを質問いたします。地域おこし協力隊について、本町では昨年より1名を配置し、活動をしているところですが、過疎化や限界集落、少子高齢化が進む中で、このような国の事業を積極

的に活用していることは、今後の地域活性化を図る上で魅力的な取り組みであると考え、次の点についてお伺いします。

1 点目でございますが、昨年、1 名の協力隊員を採用設置しましたが、どのように集落等に関わって、どのような活動をしたのか。また、どの程度の成果があったのかについてお尋ねいたします。

2 点目でございますが、平成 26 年度は協力隊員を 3 名募集する計画とありますが、なぜ 3 名なのかについての本町及び 3 名の配置計画についてお尋ねします。

3 点目でございますが、平成 26 年度の協力隊員の具体的活動計画についてお尋ねいたします。

次、不登校といじめ防止の対策についてであります。今日、全国的に児童生徒の不登校やいじめ問題があとを絶ちません。また、この問題は教育現場のみならず、社会問題となりつつあります。大なり小なり各学校で発生していると思われます。本町教育委員会としては、日々の現状たいひと発生時の防止への対応が求められると思うが、そのことを踏まえ、次の点をお伺いいたします。

1 点目でございますが、現在、本町において不登校児童、生徒はいるのかをお尋ねします。

2 点目でございますが、教育委員会としては、不登校やいじめ問題について西会津小学校、中学校にどのような対応、または指導をしているのかお伺いします。新たに発生防止に向けた取り組みとしては、具体的ななどのような指導を行っているのか、行ってきたかについて併せてお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 12 番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、地域おこし協力隊員についてのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の充実と強化を図るため、総務省の事業として平成 21 年度より実施され、本町におきましても、昨年 6 月 1 日から 1 名を採用いたしました。本町の隊員のこれまでの活動につきましては、地域おこし団体への支援や、集落の活性化に向けた活動、イベント等への支援。友好交流都市である鶴見区、世田谷区など都市との交流事業などに従事してきたところであり、特に本人の特技である美術分野をいかしつつ支援活動を行ってきたところあります。

成果とはのご質問であります。協力隊員につきましては、その制度の趣旨、目的にありますように、地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援などに従事してもらい、併せてその定住、定着を図りながら、地域の活性化に貢献していくという活動内容になっております。本町の隊員につきましては、これまでの活動を通して、地域づくりはもとより、地域おこし団体や集落の皆さんとの交流や結びつきを深め、地域に活力を与えるとともに、町外からの新たな発想と活動を通しての情報発信により、地域の活性化に寄与してきたものと考えております。なお、次年度についても継続して活動していきたいとのことであります。

平成 26 年度の配置計画につきましては、新たに農林業や観光分野への支援に配置するとともに、これまで従事してきた地域おこしへの支援など、三つの分野にそれぞれ 1 名ずつ配置することとしております。現在予定している活動内容であります、農林業への支援活動では、農林産物の販路拡大や、加工品開発、販売活動などへの支援。観光への支援活動では、新たな観光協会に係る業務支援やグリーンツーリズム、着地型観光の企画立案などへの支援。地域おこしへの支援活動では、集落や地域団体が実施する活動への支援など、いずれも本町の地域活性化につながる活動に従事してまいりたいと考えておりますが、採用された隊員の能力や適性等も考慮しながら、具体的な活動内容を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 12 番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、不登校といじめ防止の対応についてお答えをいたします。

はじめに、欠席日数が 30 日を超える不登校の児童生徒は、小学校にはいませんが、中学校には 3 名おります。また、悪質ないじめに関する報告は、小中学校ともありませんが、いじめの兆候と思われることに対しては、学校、家庭、教育委員会が連携し指導しております。不登校やいじめ問題については、小さな段階から見逃さずに、そして迅速に対処する事が重要であります。

学校においては、いじめを早期に発見するため、いじめに関するアンケート調査を、毎月、実施するなどによって、児童生徒の実態を把握しており、不登校については、担任の先生や指導教諭が毎週、定期的に家庭訪問を実施して対応しております。今後とも、早期発見、早期対応に向け、学校、家庭、教育委員会の連携を一層密にして、取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 まず本町におきましては、昨年 6 月 1 日より 1 名を配置しておりますけれども、その中で、今まで町の活性化につながったのか、その成果については、今答弁いただきましたけれども、その中で、1 名の中で、西会津は 5 地区あって、全体的に面積が広いですけれども、そこに配置したのか、どのような活動をしたのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

協力隊員につきましては、昨年 6 月 1 日より町役場の商工観光課のほうに配置させていただきまして、町全体を地域づくりなどの活動、そういったことに支援していただいたというところでございます。特に本人が、先ほど申しましたように、美術関係、絵を描いたりとか、そういったのを得意としておりましたので、各地で行われましたイベント等で、ポスターやチラシ等をつくったりしながら、そういったイベント等の支援活動などをしてきたところでございます。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その中で、また今年度は 3 名の募集ですけれども、また 4 人で活動するということですね。それで、今、計画の説明があったんですけども、農林業、観光分

野とか、販売、販路拡大、あと加工品開発とか、その他いろいろありますけれども、それは4人で活動、一人ひとり担当を持たせて活動をやるのか、その辺をお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

昨年採用いたしました協力隊員については、次年度も継続して町のほうに協力隊員として活動していきたいと、そういう申出がありますので、来年もその方が協力隊員として、地域おこし活動のほうで活動していくというような、今、予定にしております。あと残り、観光と農業分野ということで、新たに募集しますのは2名の方を新たに募集しまして、今年の1名と3名の方で活動をしていくというようなことでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 集落支援と2名配置しておりますよね、その中で、地域おこし協力隊員とどのように、今、新郷と奥川ですか、配置してやっているんですけれども、その中で、この地域おこし協力隊員とその集落支援の違いは、ちょっと理解できないので、その辺、説明をお願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援は企画情報課でやっておりますので、こちらから答えさせていただきます。

集落支援は、過疎化が著しい、なかなか集落維持が困難な集落を支援していこうということで、そういった任務を担っていただいているということでもあります。地域おこし協力隊は地域おこしという部分で力を発揮していただこうと、それも首都圏から採用をして、新しい感覚で地域おこしをやってもらおうというようなことでもあります。ただ、活動の中では、集落支援員と重複する部分もありますので、昨年一緒に行動していただいたり、地域おこしの部分で協力していただいたりというようなことを進めておりますので、これからも協力しながら進めていく考えでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の説明で違いはだいたいわかりましたけれども、協力して活動しているということですので、今後は、しっかり西会津活性化のためにやってもらうようお願い申し上げて、次に質問を変えます。

不登校といじめの防止の内容についてお伺いします。まず新聞やテレビ報道などによりますと、いじめが原因となった事件で、全国の警察が昨年一年間に摘発、指導した小中高生は721人と、前年度より213人、約42パーセント、約4割の増加と発表がありました。その中で、福島県も不登校が増えているということで、町の対応としては、まずこの中で、今答弁の中で、3名の中学生の不登校があったという今、答弁があったんですけれども、それは何カ月も来ない、これを見ると30日を超える不登校児童とありますけれども、この生徒にはどのように指導をしているのかお伺いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 不登校についての再質問にお答えをいたします。

不登校につきましては、議員おっしゃったように、一応定義がございまして、30日以上休んでいる児童生徒ということでございます。町の対応といたしましては、何と言いまし

てもこれについては、家庭、あと学校、あと教育委員会、あと地域で連携を密にして対処することが最も大切であるというふうにまずは考えております。そういった中で、不登校になる生徒につきましては、さまざまな理由があるわけでございますが、やはり一番は、心を開いていただくということがかなり大切でございますので、教育委員会では、独自に教育相談員を配置して、そういう子どもから話を聞いたり、また、スクールカウンセラーということで、これは県の方でございますが、臨床心理士を持ったしっかりした方に来ていただき、そういう子どもから実際に話を聞いて、少しでも学校に来られるようになるように対処していただいております。

また、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、学校としましては、何と申しまして家庭訪問、これを頻繁に行うことによりまして、なんとか学校のほうに復帰をしていただきたいということで対処しているところでございます。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、説明ありましたけれども、その中で、3 名の中で、今、受験を控えている生徒もいると聞いていますけれども、その辺はやっぱりちゃんと指導していただきたいと思うんですけれども。これ不登校やいじめが、生徒が知っているのに、今の不登校の問題ですけれども、知らなかったでは済まされないと思うんですけれども、だからその点について、やっぱり教育委員会としてもしっかり指導してもらって、不登校を、渡部憲議員の昨年 3 月のあれでは、1 人、いじめの答弁があったんですけども、その中で、今回はいじめはなかったのか、その辺をお聞きします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 いじめということでご質問がございました。前にもご質問いただきながら、お答えしたわけですが、いじめ、悪質ないじめというのは、実はうちの町では発生はしてございません。ただ、日常的に、子どもたち大変元気でございますので、ちょっとしたトラブル、そういったものは当然あるわけでございます。そういった中で、やはりいじめに関しては、一番はやっぱり先生と子ども、あと子ども同士のコミュニケーション、これがやはり一番大事かなというふうに思っております。

そういった中で、学校に対しましては、とにかく小さな変化、子どもたちの小さな変化を見逃さないように、それをしていただきたいということで指導しておりますし、また教育委員会としまして、学校とは常に連絡を密にしております。また学校に対しましては、家庭、地域の方ととにかく情報交換してくださいと。そういうことによりまして、いじめについては防止ができるのかなというふうに考えております。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 わかりました。それで、教育長いんですから、教育委員長にお伺いします。まず最後にというか、このいじめ問題について、早期発見、早期対応が大事だと思いますけれども、その中で、いつどこでも起こりうる問題と思うんですけれども、やっぱりこれは今、西会津も 27 年度には新しい小学校に生徒が移るわけなんですけれども、やっぱり新しい学校に移った、移った移らないは別問題として、これから児童生徒も少なくなる一方ですけれども、教育委員会と学校、あと家庭、PTA、一体となって、いじめのない、あと体罰のない、よりよい学校にしてもらいたいと思うんですけれども、その点につ

いて教育委員長の見解を伺います。

○議長 教育委員長、井上祐悦君。

○教育委員長 五十嵐議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来から課長が、いじめの本町における実態、あるいは不登校の様子、教育委員会、学校としての対応のあり方等については答弁申し上げました。このいじめの問題につきましては、先の議会においてもご質問をいただいております。やはりいじめの早期発見、これがまずは一番私も大事なことであり、思っております。このようにいじめというのは、どちらかというと人目につかないところで行われている。したがって、学校だけではなくて、家庭、地域との連携、この辺をとおして、このようなことが行われていないかどうかということをお早めに見つけていくということが大事だろうと思っております。

二つ目は、いじめのない学校づくり、学級づくりと申しますか、学校が楽しいと、おもしろいと、みんな仲良くできる。そういうような指導を日ごろからしていくことが大事であろうと思っております。このような問題が全国的な大きな問題として取り上げられておりますけれども、前にも申したかと思っておりますけれども、いわゆる他のことのできごと、いわゆる対岸の火事というような思いではなくて、私ども教育委員会としても、このことについては、本町においても、このようなことがこれから起こるかもしれないというような危機感に立って、学校と常に連絡を取り合いながら進めていきたいと思っております。

また、不登校につきましては、残念ながら本町において、中学校で苦しんでいる子どもが3名ほどいるということは、先ほど答弁申し上げました。この不登校そのものについては、学校を中心にして真剣に、学校復帰に向けて先生方が努力されておりますが、私も現職時代そういう経験ございますけれども、不登校に陥っている子どもというのは、一体何が原因で不登校になったのか、不登校になった要因、原因というのが極めて複雑に絡み合っていて、そのことがわからない。理由としましては、学校でのことなのか、家庭のことなのか、自分自身のことなのか、その辺が非常に複雑に絡み合っている。

ここで課長から答弁ありましたように、臨床心理士、いわゆるスクールカウンセラー、その専門的なお力をお借りしながら、心の問題について早期に解決する。そういう指導を行っているところであります。ただ、先生方も毎日毎日、やっぱり心配しながら電話をしたりして連絡は取り合っております。しかし、場合によっては迎えに行ったりされているようですが、これは不登校児にしかわからない問題なのかと思っておりますけれども、ちょうど登校の時刻あたりになると腹が痛くなる、頭が痛くなる。いわゆる病的症状を表す。腹が痛くていけません、頭が痛くて行けません。また嘘をついているのかというふうに思われるかもしれないんですけれども、先日もそのようなことについて詳しい方がおっしゃっていましたが、まさに自律神経の問題、起立性調節障害だというような病名が出されることがあるようでありますけれども、そのようなことも含めて、専門家であります臨床心理の先生方、それから福祉関係、あるいは場合によっては病院など、そういうところと連携を十分に深めながら、不登校ゼロを目指した取り組みを今後も教育委員会としてはしていかなければならないと、そのように思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいま教育委員長より力強いご意見をもらいまして、ありがとうございます。

います。また、本当に不登校３名、私も知らなかったんですけども、残念ですけども、
今後は学校、ＰＴＡ、家庭、あと教育委員会、連携を取って、いじめ、不登校のないよう
にご指導よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(１５時４３分)

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月12日（水）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 課 長	成 田 信 幸
町民税務課長	新 田 新 也	代表監査委員	新井田 大
健康福祉課長	渡 部 英 樹	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第6号）

平成26年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（議会活性化特別委員会）

（一般質問順序）

1. 清野 佐一
2. 長谷沼清吉

（各常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。昨日に引き続き順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。11 番、清野佐一でございます。私は今定例会に福祉政策についてと町政への取り組みについて、そして有害鳥獣対策について、この 3 点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

質問に入る前に、このたび、去る 3 月 7 日に退任されました前教育長、佐藤晃さまには、長年にわたる本町の教育行政において、小中連携という新たな方向性を示されるなど、多大なるご尽力とご貢献をしていただきました。長年のご労苦に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、昨日の 3 月 11 日で、あの東日本大震災と原発事故が発生してから丸 3 年になりました。県内においては、数多くの方々が犠牲となりました。心よりお悔みを申し上げますとともに、被災された皆さまにも、心よりお見舞いを申し上げます。そして、未だに避難生活を余儀なくされている方々が、1 日も早く落ち着いた生活に戻れますよう願うものであります。

それでは質問に移ります。はじめに福祉政策について質問いたします。昨年 12 月 4 日に、参議院本会議で、障害者権利条約の批准が承認され、わが国が世界で 139 番目の批准国となりました。すでに 138 カ国が批准しており、日本は国内での環境が整っていなかったため遅れたといわれております。この条約は障がい者の人権及び基本的自由を共有し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等についての人権条約であるといわれております。

国内においては、平成 25 年 4 月 1 日より、今までの障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、目的、規定において自立という表現から基本的人権を共有する個人としての尊厳と明記され、障がい者福祉サービスにかかる給付に加え、地域活性化事業による支援を総合的に行うとされております。これら制度が変わる中であって、障がい者福祉に取り組む町長の基本的な姿勢を伺います。

次に、本町では障がいのある方の働く授産施設があります。この作業所は地区約 40 年近くにもなり、老朽化が進んでおります。必ずしもよい環境とはいえない現状であります。ここでの作業は野沢民芸、キングライト、ジューキ会津からの仕事を受注しており、これら町の優良企業の一員としての実績をあげております。ここで働く皆さんの快適な環境改善のため、今まで以上の支援の拡充が必要と思いますが、考えを伺います。

次に、町政への取り組みについての一つ目として、ICT についてであります。本町では、平成 5 年に健康の町宣言をし、百歳への挑戦への取り組みがはじまりました。健康づくりのための課題山積の中、これらを支えてきたのが在宅健康管理システムと平成 9 年に開局したケーブルテレビであります。一早く情報通信へ目を向け、先駆的な取り組みをし、一貫して町民の健康づくりへのこだわりを持って、各種の事業を進めてきた結果、か

つて短命といわれたわが町が、長寿の町へと生まれ変わりました。それは情報通信が大きな役割を果たしたのに加えて、町民が同じ方向を向いて取り組んできた結果であったと思います。また平成 15 年 12 月、町がプロバイダーになり、インターネットサービスを開始するなど、情報インフラの整備が進められてきました。そして現在は、情報化社会全盛期となり、今やいつでもどこでも、誰もが多くの情報を簡単に手に入れることができるようになり、目覚ましい発展を遂げてきました。まさに日進月歩であります。その他テレワークセンターの設立により、起業家の育成を図るなど、他市町村に先駆けて取り組んできました。現在はケーブルテレビの光ケーブルへの張り替え工事も終わり、新たな局面を迎えたと考えます。

現在、町では総務省からの専門家の派遣を受け、情報インフラの活用方法の検討や地域情報化基本計画の策定を進めているとのことですが、どのような I C T のまちづくりを考えているのかお伺いをいたします。

次に、風評被害について質問いたします。先ほども申し上げましたように、昨日 3 月 11 日で東日本大震災原発事故から 3 年になりました。津波により多くの方々が犠牲となり、さらに追い打ちをかけるように福島第 1 原子力発電所の事故が発生し、未だにふるさとへ帰ることができず、約 13 万 6 千人余の人たちが避難生活を余儀なくされております。事故の現場では、放射線量の高い中での廃炉に向けた作業が進められていますが、汚染漏れなどのトラブルが相次ぎ、思うように進んでいない現状です。そのため福島県の農産物への風評被害が依然として続いております。町では、町長はじめ担当の職員の皆さん、J A や生産者の方々と本町農産物の安全安心を強くアピールし、また広く P R していることは承知しておりますが、原発の工事現場のトラブル続きでは、安全安心の信用はなかなか得られないと思われます。

そこで、町村会などを通じて、国や東京電力へ安全対策の強化などを求めるアクションを起こすべきと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、有害鳥獣対策について伺います。本年は、サル、クマ、イノシシなど、有害鳥獣による被害が昨年より少なかったとのことでした。このことは農家にとって大変喜ばしいことであります。今までは、長い月日をかけ、丹精込めてつくった農作物が、野生動物により一夜のうち、あるいは一瞬のうちに荒らされてしまい、農家にとって大変つらいことであり、非常に悔しいことであります。そのため町では、銃による駆除をはじめ、爆音器やネット、電柵やロケット花火、そして箱わな等の設置をするなど、対策を講じてきました。今年は被害が少ないからといっても来年はわかりません。今後ますます高齢化が進み、耕作放棄地の増加や駆除隊の減少などにより、特に繁殖力の旺盛なイノシシによる被害の増加が懸念されます。これらを捕獲駆除する上で、箱わなによるものが最適かと考えます。以前にも提案いたしました、そのときには県が平成 25 年度に鳥獣保護事業計画を策定してからとのことでした。箱わな特区制度の現状と今後の見通しを伺うものであります。

以上で私の一般質問といたします。明快な答弁をお願いいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　おはようございます。11 番、清野佐一議員のいくつかの質問のうち、私からは東京電力福島第 1 原子力発電所に対する安全対策の強化を求めることについてのご質問にお

答えいたします。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 3 年が経ちました。現在もおただしの
ように、約 14 万人の方が避難生活を余儀なくされているところでもあります。しかし、東京
電力の汚染水漏れをはじめとした事故対応など、未だにさまざまな問題を抱えている状況
にあります。また、原発事故による風評被害によって、県内産の農林産物を取り巻く状況
は依然として厳しいものとなっております。一日も早い復興を願わずにはられません。

このような中、本町では風評被害を払拭するため、農林産物の放射性物質検査を実施す
るとともに、横浜市鶴見区に開設したアンテナショップ、クラ・カフェや東京都東葛西の
県のアンテナショップ、ふくしま市場、さらには各種物産展における農林産物の販売や情
報発信をとおして本町の安全・安心を P R してきたところでもあります。今後も引き続き、
県や J A などの関係機関と連携を図りながら、あらゆる機会をとおして、風評被害の払拭
に努めてまいる考えであります。

おただしの東京電力福島第 1 原子力発電所の安全対策の強化につきましては、これまで
県町村会や会津総合開発協議会をとおして、一つは、事故の早期収束。二つ目は、汚染水
漏れ事故に対する万全な対策。三つ目は、廃炉に向けた取り組みの安全かつ着実な推進な
ど、国や県、東京電力に対して強く要望してきたところでもあります。

今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、安全対策の強化などについて要望して
まいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 11 番、清野佐一議員の福祉政策についてのご質問にお答えします。

まず、障がい者福祉に取り組む基本的な姿勢にお答えします。平成 25 年 4 月に、障害者
自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障
害者総合支援法に移行され制度の谷間のない支援を提供するための相談体制の変更などが
なされたところでもあります。

町では、平成 12 年度より、障がい者計画を 3 カ年を 1 期として策定しており、現在は、
第 4 期障がい者計画の中で、障がい者施策の具体的な取り組みを示し、高齢になっても障
がいがあっても住みなれた地域で、その人らしい生活ができるよう支援するために、保健・
医療・福祉・行政各機関の連携により制度を活用しながら支援をしております。なお、今
年度においては、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく
支援するための相談支援事業所の立ち上げに向けて準備を進めているところでもあります。

次に、授産施設の環境改善に関するご質問にお答えいたします。社会福祉法人西会津町
授産場は、以前からありました財団法人西会津町授産場が昭和 54 年に生活保護や障がい者
の方が自立した生活を営むことができるよう、生産活動やその他の活動をとおして能力向
上のための訓練ができる第 1 種社会福祉施設として設立されました。

現在の施設は昭和 50 年に建築され、その後、車庫兼事務所や作業棟などの増改築を各種
補助事業を活用しながら進めてまいりました。町といたしましては、障がい者育成事業補
助金として作業棟の借地料や研修費等の援助やグループホーム運営費補助をしております。
西会津町授産場は、障がい者の福祉的就労の場として大変重要な役割を果たしていると認

識しており、今後も、情報の提供や財政的支援なども含め、さらなる連携強化に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 11 番、清野佐一議員の町政への取り組みのご質問のうち、I C Tのまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

本町は、平成 20 年度からケーブルテレビの高度化事業に取り組み、平成 24 年度をもって完成し、町内全域に最先端の情報通信環境が整備されたところであります。町では、情報インフラのケーブルテレビ網をより有効に活用し、I C Tのまちづくりを推進するため、本年度、総務省から I C T地域マネージャーの派遣をいただき高度利用についての検討を進めてまいりました。マネージャーには、町の現状分析や関係機関へのヒアリングから参加をいただき、町民目線での情報インフラの活用策について指導・助言をいただくとともに、新たな町地域情報化基本計画の策定に向けてのアドバイスもいただいていたところがあります。本年度は素案の作成まで終えました。町地域情報化基本計画につきましても、本年度作成した素案をもとに、本年 12 月末までに策定する計画であります。

ご質問の、どのような I C Tのまちづくりを考えているかについてであります。マネージャーからは教育現場や、医療・介護・福祉現場への活用、防災事業・農林業への活用、さらにはソーシャルメディアを活用した情報の積極的な発信など、さまざまな提案がありました。それらの意見を踏まえ、新たに策定する町地域情報化基本計画に施策として位置付け、町民の皆さんが I C Tの利便性を実感できる情報化政策を進めていくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 11 番、清野佐一議員のご質問のうち、有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

本年度は町内での有害鳥獣の目撃や被害発生状況は例年に比べ非常に少なく、クマやイノシシの有害駆除での捕獲実績はありません。全国的に出没が減少した原因として、昨年は山の木の実が豊作だったためといわれていますが、近隣市町村でのクマの捕獲は例年と変わらない状況であることから、今まで町が取り組んできた各種対策も出沒抑制の要因の一つと考えております。

ご質問の、わな特区的取り組みについてであります。従来の制度では国に対し特区の申請を行い、認可を受けなければならなかったものが、平成 24 年からは都道府県が策定する鳥獣保護事業計画の中に本制度を位置付けすることにより、実施できるように拡充されました。福島県でも昨年 4 月に、第 11 次鳥獣保護事業計画が策定され、有害鳥獣捕獲制度の許可基準の中に明記されたことから、県内でも実施することが可能となっています。

本町でも今後被害の拡大が懸念されるイノシシの捕獲は、ニホンザルと異なり、わなによる捕獲が重要となることから、この制度を活用してまいりたいと考えております。なお実施にあたっては、専門知識の習得のための講習会の開催や、わなの設置を行う捕獲隊と補助員となる自治体の皆さんとの協議が必要でありますので、今後実施に向け、検討してまいります。なお、今年度については、イノシシ被害の大きい二本松市より講師を招き、わな設置の中心となって活動していただく捕獲隊員を対象とした研修会を開催し、捕獲技

術向上のための取り組みを実施しておりますので、ご理解願います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、ご答弁をいただきましたけれども、まず、町長にお伺いをしたいと思います。先ほどのご答弁で、いろいろ風評被害払拭、そして国や東京電力にもいろいろ早期解決といいますか、その収束に向けての要請をしているということでもあります。やはり、何事もそうですけれども、あそこで放射能が発生をしているというか、止めることができないということになると、福島県全体のイメージダウンになっていることは間違いありません。ですから、それらを今後とも機を見て、続けていただきたいと思います。

あと、風評被害の払拭で、あちこちに出向いて P R 活動をされておるということですが、今までどのくらいの回数なり、またその消費者といいますか、そういう方々の反応といいますか、そういうのはどのような状況だったんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 原発事故でちょうど 3 年経ちまして、なかなか現状といい、風評被害といい、払拭には相当時間がかかるのかなというふうな思いです。しかし、西会津町で、あるいはわれわれでできることというのは、最大限努力をしていかなければならないということでもありますし、またこういう問題は、被災されたところだけではなくて、双葉郡だけではなくて、福島県全体が共有しなければならない課題だと、こういうふうな認識を持って、これから取り組んで行きたいというふうに思います。

これまで、どこどこに何回行ったかということについては、ちょっと手持ちがありませんけれども、西会津町の農林産物、こういったものを取り扱う場合について、できる限り私も行ける時間があれば、割いて行って来たということであり、あるいはこれまで、友好都市としていろいろ交流物産とか行って来た、毎年そうありますが、鶴見区とか、あるいはそういう、今回もクラ・カフェそうありますし、また世田谷区民まつりもそうあります。そういったところに行って積極的に西会津町の P R、あるいは西会津町だけではなくて、いろんなブースも出てきておりますから、そういった福島県全体の P R などをしてながら、安全安心を訴えて来たという経過がございます。

今後でもできる限りそうしたところに行って対応していきたい。また、J A といろいろな取り組みを行いながら、これまで、食べてみらんしょでしたっけ、西会津町ね。こういったところに、西会津町として復興予算を使いながら、その取り組みをいろいろ、関係する店とか、そういった方々についても西会津に来ていただく。そして、またその来てくださった皆さんが、それぞれのつくっている農家の皆さんの実情などについて、見て、視察をして、これだったら安心だなというふうな理解をしていただく、そんな取り組みもしてまいりました。今後も有効と思われるそうした取り組みについては、積極的に取り組んでまいりたいというふうには思っています。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 風評被害対策に積極的に取り組むということですが、私、個人的に例えばの話で申し上げたいと思いますが、毎年 60 歳になられると還暦というようなことで、地元の方々、都会に行っている方、集まっているわけです。それでいろいろ話を聞きますと、やはり 100 人前後の皆さんが集まって来ると。そういう中で、西会津のまき出身者

でありまして、力強い応援隊にもなるのかなという考えもあります。そういうときに、だいたい幹事さんというのは地元中心で、幹事さんやられる方が多いようですから、そういう方にもお願いしながら、地元の農作物の安全安心のPRなり、あるいは併せて観光PR、そしてまた前から申し上げておりましたふるさと納税の、そういう参考資料なども入れながら、いろんな形で支援をしていただけるような体制づくりもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 毎年還暦祝いというのはやっておりまして、今まさに議員のおっしゃることについては、これは有効的だなというふうに直感をいたしました。ですから、今後その幹事になれる方については、西会津町の、よく私のときも使いましたけれども、この記念品というと必ず西会津の干支とか、そういったものが定番になっているみたいであります。それと併せて西会津のPRをする、観光PRなり、あるいはふるさと納税とか、そういった行い方なども詳しくPRするとか、そういったことも有効なのかなというふうに思いますので、ぜひ取り組んでみたいなというふうに思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、早い話がものは試しということもありますので、やっていただいて、その効果もあればいいのかなというふうに思います。

それでは、次に質問を変えまして、障がい者福祉のことについてお伺いをいたします。私も障がい者福祉ということではちょっと興味を持って調べましたら、条約の障害者権利条約といいますか、そういうことも知ることができまして、日本が139番目ということになっていましたが、この条約の基本的な考え方というのは、障がいのある人にとって分け隔てのない社会を目指すことをうたった条約だということで、この条約が発効されてから、日本で今、批准をするということになったのが7年も経っているというようなことです。そういう中には、いろいろな、基本的なうたっている内容とはやはりかけ離れた、いろんな差別といいますか、このあれにはそぐわない部分があって、その調整をするために時間がかかってきたんだというようなことも聞いています。そういうことで、こういう政策なり、また町政の取り組みについてもそうですが、一番やはり原点は思いやりが必要ではないかというふうに思うんですが、その辺の町長の考え方はいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに議員おっしゃるとおりでありまして、やっぱり健常者だけではないんですね。それぞれ生まれてきたときの状態や、あるいは途中でいろんな事故等によって障がいを持つ、こういった方々というのは、やっぱり日常生活の中で平等に取り扱う、取り扱うといってもものではありませんから、一緒に生活のできるような、そんな場所を提供するとか、あるいは普段と変わらずにお付き合いをできるような、そういう仕組みづくりというのは、私は大切だというふうに思っています。

ですから、あまりにもそういうものを隔離をするとか、そういうようなことではなくて、常に日常生活の中で、一緒に生活のできるような空間づくりというものも私は積極的に取り組む必要があるというふうには思っています。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一　それで、この条約なり、また障がい者の総合支援法ですか、これができてきて、今までの障がいを持っている方の、その参政権というか、選挙のときにいろいろな不利益というか不利があったということがいわれているんですが、これはこれから改善をされるというようなことであります。その一つに、投票所にいったときに、自分で書けないとか、何かという場合に代理でやってもらうようになるんですね。そのときに、口頭でしかものを伝えられないという方の場合は、やっぱりそこで自分の秘密とか、守られないというようなことで、それらもこれからは改善をされるというようなことでありますが、今までの本町においては、そのようなことは特別なく、今までそのままの状態、そういう場面もあったのかどうか、これはそういう法律が定まっていなかったわけですから、それがいい悪いではなくて、実態としてそういうことがあったかどうか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　選挙の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員がおただしのように、不自由な方がおいでになったときに、なかなか投票できない状況がございます。代理投票という制度がございますので、そのときに口頭でできないということでもありますので、氏名等掲示がございます。そこで候補者の方の氏名を指さしていただくとか、そういったようなことで、その意思表示をしていただいて、それで代理投票をするというようなやり方をさせていただいております。

○議長　11 番、清野佐一君。

○清野佐一　ということは、例えば口頭で言った場合に、それが外部に聞こえるとかというようなこと、そういうことはなかったということですか。それだけで全部間に合ったというところとちょっとなんですが、そういうことがなく全部やってきたということですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　代理投票でございますので、その投票される方の秘密といいますか、そういったことが外部に漏れないように、慎重に対応させていただいております。

○議長　11 番、清野佐一君。

○清野佐一　町ではちゃんとやっておられたというようなことであります。こういういろいろ改正になっても、実際にそれが運用されるというか、施行されるまではいろいろ時間のかかるようなこともあるようでございます。そういう中で、やはりできるだけ思いやりをもった対応でやっていただければというふうに思います。

次に、先ほど授産場の話が出ましたが、実は、授産場につきましては、先ほど申し上げました施設が老朽化しているんだというようなことであります。これは日にち、いつだったか忘れましたが、旧尾野本小学校の利活用、今後の利活用といいますか、そういうときの会議の中で、授産場の関係の方が学校を借りたいというような話をされたとのこと聞いておりますが、それらも耐震診断がDでしたか、それで貸すことはできない状況ではありましたが、そのぐらい施設の新しいところ、またしっかりしたところというようなことを考えておられたという一つの証であります。それらについての町長の、今後の支援に対しての考えをお願いします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　以前、議員からも同等な質問をされておまして、確かに現在、尾野本、旧尾野

本小学校の校舎を、この授産場の作業場として貸与できないかというような話もございました。そのときに、町として、この建物自体の利用度、さらには耐震補強がされていないということで、そういった場合に、その利用する際の基準として、はたして可能かどうかということで、いろいろ協議をさせていただいたわけであります。

その際に、やっぱり、これは長期間にわたって、そしてそこに人的に人が入り、作業を行う、こういう建物になってくると、当然、耐震化という一つの大きな課題がどうしてもクリアしなければならないということから、現在、Dランクといわれるその内容については、非常に無理があるだろうということで、町としては、あの尾野本、旧尾野本小学校については、これは取り壊す、一つの建物ということの位置付けを持って現在取り組んでいるところであります。今後、そうした校舎については、順次整理をしていかなければならない一つでありますので、現在のところ非常に難しいなというふうに思っております。

ただし、現在行っている授産場については、昭和50年に建ちましたので、相当老朽化もしているところもあるというふうに思います。この間、いろいろ建物も若干変えたり、新しくしたりしておりますので、本当に手狭になって、場所等をどこどこと、そして今後長期的に、これが授産場として、やっぱり西会津町に設置が必要だということになれば、また新しい方法について、現在の理事長や、あるいは役員の皆さんといろいろご相談をしながら、町としても対応をしていきたいというふうには思っています。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、私申し上げたのは、小学校が使えなかったからどうのというふうなことではなくて、そのぐらい現在、緊急を要すると、少しでも早くというようなことの意味で申し上げたところでございます。それで、今の町長の言葉を今後ともひとつ、ご支援というような形で反映していただければ、ありがたいと思います。

次に質問を変えます。ICTについてであります。まず最初に、かなり以前だったのかなとも思いますが、そのユビキタス構想だか何かのときに、睡眠モニターとかという事業をやられましたよね。それは今、現在どのようなことになっておりますか、現状をちょっとお伺いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

確かに会津大学との共同の研究事業ということで、睡眠モニターを導入したと、国の交付金をいただきまして事業を実施したという経緯がございます。睡眠モニターの導入台数は30台というようなことございまして、現在もそういった実験を行っておりまして、データは会津大学のほうに送信するような形で行っております。間もなくその調査期限というのが終了するということでございますので、26年度で終了したいというふうに考えているところでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 ということは、その結果を見て、よければまた推進をされるとか、それは結果待ちでしょうけれども、そのような状況でしょうか。結果をみて、今後もそういうのを広めて行くというような考えなのか、伺います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

睡眠モニターにつきましては、実際導入時に医療機器というような形で認定できるものではないというようなことでございまして、大学の研究用にいろいろなデータを送ったりというような形では、町としても協力してまいりましたが、今後、普及拡大を図れるといえますか、それだけ効果のあるような機器ではないというようなことでございますので、今後普及拡大というようなことはまったく考えていないということで、26年度12月まで期間があるわけでありましたが、それで廃止をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、先ほどマネージャーの方のご指導を得て、今後の計画を立てるというようなことでありますが、私個人としては、やはり今、西会津の現状を見た場合に、まさに高齢化が進んでいると、そして高齢化世帯、あるいは一人暮らしの方も増えているというようなことで、それら方の、まず見守り、あるいは、以前の、これはかなり前の話ですが、いろいろな買い物もできるようなことまで、以前のICTの流れからいきますと、そういうことまで考えていたようだというふうにみているわけですが、やっぱり高齢者の方が、そこで、うちでいろいろなものを注文したりなんかできると、ここ最近いろいろタブレット端末でうんぬんありましたけれども、これがちゃんとした形でできるのであれば、それぞれの安否確認にもなり、安全安心というか、それが担保できるのかなというふうにも思います。それについてはどのようにお考えですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビ導入時、インターネットが活用できるようになりまして、その利活用ということで、さまざまな検討をした経緯がございます。その中で、御用聞きシステムとかというような形で、高齢者の買い物支援ができるようにしたらどうだろうというような計画も確かにあったわけです。そのあと、NPOのほうで、そういった事業を立ち上げて、やりたいというような話がございまして、町としましても、それがうまくいけばという形で推薦書を出したりしたところではありますが、結果として、300台を導入して、町民の皆さんにお配りをして事業をはじめようとしたわけではありますが、なかなかやはり、高齢者の方がタブレット端末を使いこなすというのは、なかなか困難だったということでありまして、結局は普及にいたらず、事業については中止というような形になってしまったところでもあります。

マネージャーからは、いろいろ医療現場、福祉、そういったところに今後活用の、いろいろな活用の方法があるのではないかとというようなことで、さまざまな提案はいただきました。高齢者の見守り、そういったことも考えていかなければならないということは、そういったことも前提に考えて、今後の計画の中に織り込んでいく考えでございまして。なかなか高齢者の活用という部分では、高度な機械はちょっと無理なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それであと、一つ一つどうするんだと聞いてもしょうがありませんが、ただ私の希望としては、やはりそれぞれの家に、今全部光ケーブルつながっているわけですか

ら、そういうので緊急時の警報システムというか、そういう防災無線が聞こえる、聞こえないなんていう問題もありますので、そういうのが各家にいて、防災無線と両方使えるような状況であれば、まさに安全安心の、皆さんその気持ちになれるのかなというふうに思います。

それとあともう一つは、これはちょっと詳しくどのような形でやるのかまでわかりませんが、聞くところによりますと、今、西会津で看護事業所、一つになりました。そういう中で、在宅、在宅で看護を受ける方、そういう方との連携をICTを使ってやるなんていうのも効果的であって、そのいろいろな費用面も少なくなるんだと、いろんな保険料ですか、そういうのも少なくなるというようなこともありますので、じゃあゆっくりと、ゆっくりじっくりですか考えていただいて、より効果的な運用をしていただければと思います。

最後に一つ質問、もう一つお願いします。鳥獣被害の防止についてであります、先日新聞で会津振興局管内の13市町村で、県警、あと猟友会などで作る協議会を発足させるというような話でありましたが、これは今後、町としての、13市町村ですからみんな入っているんでしょうけれども、そういうことの内容については把握していますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

会津地域、昨年美里町で大変クマの人的被害が発生しまして、その対策を会津一円となって連携して、協議会を立ち上げて、情報の共有、それから対策の検討を進めていこうということで、26年度から新たに組織が立ち上がることになっております。前段で、各市町村に説明に県のほうからおいでになりまして、設立準備会ということで、話し合いもされておりまして、町としても協議会に参加を表明をしております。これについては、当面クマ被害の対策を検討しあうということと。あと共通した会津管内の出没を、生息域調査をした結果によるクマ被害のハザードマップをつくったり、あと市町村ごとに危険看板を設置していますが、他町村に行ったときは別の形での表示ということもありますので、統一した被害防止の看板を作成したりということで、ソフト事業とハード事業、合わせた形で会津一円となって被害対策を進めようということで、26年度新たにスタートする組織であります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 あともう一つだけです。わなについてですが、特区というか、それができれば進めていくということなんですが、それらのわなの免許等については、特区になれば、誰か代表が取ればいいのか、あるいは個々のそれぞれが取らないといけないのか、というのは、もしそれぞれが取らなければならないというようなことであれば、その免許の取得ぐらいは早めにやってもいいのかなということを思ったものですから、その辺の内容がわかればお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 具体的なそのわな特区の取り組みなんですけれども、狩猟免許の中に、わなの免許ということで、基本的にはその免許を持っている方、今回、補助員として認定をするのは、その人がわなを掛けるにあたっての設置の補助だったり、そこにエサを付け

た場合のエサの見回りだったり、あと狩猟期間がありますので、期間のその管理。それから、例えばそこに入ったとき、最終的にその止め刺しをするときに、地域住民が近寄らないように安全を確保するための補助員としての活動ということで、具体的な内容は、許可を持っている方の補助的な作業になります。その作業員については、やっぱり専門知識が必要だということで、有害鳥獣の生態だったり、被害対策だったり、具体的な狩猟免許のことだったりということで、3時間程度の講習が義務付けられていますので、それについては、今後、町で開催したいということで考えています。

ただ、イノシシ等は、町でもここ最近になって出沒したものですから、実際に自治体の皆さんが初めて取り組むことですので、まず実際に活動される方の技術の向上ということで、25年度は取り組みましたので、26年度については、その補助員の講習会を開催しながら、その取得をしていただいて、この目的は地域と一体となった捕獲活動ができる体制をつくることですので、その地域の皆さんとの協議をしながら講習会を受けていただいて、個人個人に補助員の資格を取っていただいて、捕獲活動に協力いただくという体制を取っていきたいと思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろご丁寧に答弁いただきました。

時間にもなりましたので、以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14 番、長谷沼であります。私も通告に従って一般質問をしまいたいと思っております。

その前に、昨日ここで東日本大震災に関わることで黙とうを捧げました。3年、何が解決したんだろうかなと思うところがあるわけであります。津波は天災だと思っております。被害を防ぐのはまたあるでしょうが、津波そのものは天災だと。原発、放射能は人災だ。原子力というのは神の火だといわれている、それほどの力といいますか、危険も伴っているわけですから、それを防げなかったというのは、私は人災だと思っております。その人災の責任は、まず第一に東京電力であろうと、その次は国であろうと、この取り組みが住民の、被害者の要望に迅速に答えていないのではないのかなと、3月10日現在であります、福島県で地震の津波による死者、亡くなった方が1,603名であります、その後、震災関連の死亡者が1,691人と、直接亡くなった人よりも、その後の関連死者が多くなっている。これは一体何を物語っているのかなと、やはり早急な国と東京電力で進めていくべきだろうと。それを望んでおるところであります。

また今議会中に教育長が任期途中で辞任のやむなきにいたったわけではありますが、皆さん申し上げておられるように、小学校の統合、新校舎の建築ということは、佐藤教育長あってこそだと私も思っております。ただ、これは推察するわけではありますが、心残りが一つあったのではないかなと、それは、小中一緒の学校にプールをつくれないと、これは佐藤教育長、何もおっしゃっておられませんが、これは残念なことではないのかなというふうに私は思っております。

今議会、初日に、町長からは提案理由の説明、90分前後、非常に熱心にお話しをされた

わけであります。多くを語っていただきました。しかし、それを、やはりどうやって実行していくんだと、伊藤町政が住民の期待にどう応えていくんだと、これ伊藤町政だけではなくて、町政そのものがどう住民の期待に応えていくんだと。注意しなければならないこと、留意しなければならないこと、私はあると思っていますが、三つあるのではないかなと、三つの課題があるのではないかなと思うわけであります。

その一つは信頼であります。町長と町民の信頼関係、町長と職員の信頼関係、あるいは議会議員との信頼関係、これがなくては町勢の伸展はないだろうと。

二つ目は、どう町長としての政治力を発揮していくんだと、町政の最高責任者として、どう西会津町の町政発展のために政治力を使っていくのか、出していくのか。

三つ目は先見性だと思います。今日やることを今日やる。明日やることは明日やる。今日、明日だけではなくて、1年後を見据えた2年後、あるいは5年後、10年後の町の姿はどうあるべきだと、そういう先見性を持って取り組んで行くべきであろうと思っているわけです。

そういうわけで、まず、信頼という関係で消防団長の任命についてであります。これは西会津町の消防団の組織等に関する規則によれば、第4条であります。消防団長は消防団の推薦に基づき町長が任命しとあるわけであります。消防団が推薦した人を町長が任命するということですが、今回の消防団の任期満了に関してのことですが、町長は、町長室にお呼びになって、消防団の団長人事に関与したというわけであります。これは消防団幹部と団員の信頼を損ねる、決してプラスにはならない。こういうことが続けば、消防団、非常に困ったことになってしまうなど、消防団は団長の命令によって指示、行動するわけであります。危険を伴う仕事にも従事しなければならないわけでありますから、やはり消防団は消防団に任せるべきだと思っておりますが、なぜこのようなことをなされたのか、その真意はなんなのか、お尋ねをしたいと思います。

二つ目は、政治力であります。これについてお尋ねしたいわけですが、民友新聞によりますと、1月25日に福島市で開催された福島県社民党の旗開きに、町長は来賓としてお招きを受けて、そこであいさつ、祝辞を述べられたと報道されております。思想信条はむやみに変えるべきではありませんし、やはりそれをもって臨まなければなりません。しかし、これが個人であればいいでしょうが、町長として祝辞を述べられたと、私はこのことは、決して西会津の町長の政治力、特に国に関して、私はプラスにならないなと思っておりますが、どのような影響があるのか、それをお尋ねをいたします。

次に、保育所の問題であります。4月からは野沢保育所と、そして野沢保育所の芝草分所として保育所が運営されるということですが、これが入所する児童の最良の環境か、これは10人が10人、100人が100人断言できないと思いますよ。最良な環境ではありません。児童憲章がありますが、昭和26年5月5日制定であります。その一つに、児童はよい環境の中で育てられると書かれております。分所としての保育所がよい環境か、また西会津町の保育所では、保育目標を立てておられまして、年齢ごとにそれを定めております。ひまわり組、5歳児であります。5歳児には四つ目標を定めてあります。そのうちの一つが、友達や異年齢児、年の違いですね、との関わりの中で、思いやりのある心を育て、協力する態度を身に付けるとあるわけであります。異なった年齢児との関わりが大

切なんだと、その関わりの中で人間性が育まれる。そういう目標を掲げておるわけでありますが、5歳児だけの保育となれば、このことは期待できなくなるわけであります。

議会では、たびあるごとに、この件について質問・議論をしてきました。私の調べたところによれば、22年の3月議会から25年の12月議会まで、7人の方が11回質問をしてまいりました。ただ、残念なといえますか、ことは、その質問が、次世代育成支援対策推進行動計画という計画があるわけでありますが、これは22年から26年までの計画であります。これは将来に向けた活力あるまちづくりを進めるために、子どもを安心して産み育てられる環境の整備と、次代を担う世代の教育環境を整備することを中心として、子育てを支援するために計画を立てる。当然、その中に保育所も入っておりまして、この計画が23年の3月ですか、できた段階でわれわれに知らされたならば、7人の11回の議論はもっともっと別な方向に、前向きで、私は行っただろうと思っております。

議会に知らせるべき文書ではないから、計画を示さなかったのでありましょうが、情報公開ということもありますので、私はそういうような計画は、きちっとわれわれに示すべきだろうと思っております。この計画では、26年度で認可保育所で200名、乳幼児保育40名とうたっておるわけであります。12月議会でこのことをただしたならば、課長からは、予想される事業をすべて網羅したためにしたんだと、実現というよりも予想される事業をすべて網羅したんだから、ご理解をしてくださいよというわけでありますが、それはそれでそうでしょう。ただ、計画があるのに、このような閉塞的な保育所を運営しなければならなくなってしまったわけですから、そこは網羅という問題ではなくて、私は真剣に取り組むべきであったらと思うわけであります。

そこで町の実施計画を見てみました。3年のローリングであります。22年から24年には保育所の書かれておりません。改修、改築、23年から25年も、24年から26年も、もう23年、24年では、プレハブで職員室になっている事態になっているにも関わらず、ローリング計画には出てきませんでした。はじめて25年で、今年度で基本構想を策定しますということで300万取っているわけであります。この事態を真剣にとらえるならば、私は26年で、また無理ではなかったなと思っているんですよ、やる気があるならば。やはり先見性を持って、保育所、健全な児童の保育、発育のためには、よい環境で育てる、学んでもらう。こういう点でいくと、この保育所の問題に関しては先見性がなかったなと、誰が一番犠牲という言葉はおかしいですが、やっぱり保育所に通う子どもですよ。親御さんですよ、これは。こういう結果にならないために、町長としてはどう取り組まれてきましたか、この変則的な保育所の運営について、どのようなお考えがあられますか、それをお尋ねして、私の一般質問といたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それでは、14番、長谷沼清吉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

はじめに消防団の団長の任命についてであります。消防団は、予防消防の啓発や火災の鎮圧、さらには、地震や水害等の災害発生時における情報収集や被害拡大防止などの活動をとおして、一朝有事の際における本町の防災体制上、重要な役割を担っていただいております。この、防災体制の中核を担う組織である消防団に対し、日頃の活動の感謝を申し上げますとともに、町との、まさに信頼関係や意思疎通、団長をはじめとした団員の危機

管理意識の重要性をお伝えをして、改めて共通認識を図ったところであります。

したがって、ご質問された中において、消防団長の任命に関与しているというようなご指摘がありましたけれども、まったくそういう意識は持ってございません。今後とも消防団との連携を図りながら、本町の防災体制の強化を一層推進してまいります。

次に、社会民主党の旗開きに係る新聞報道についてご質問がありました。私は、特定の政党・団体に関わらず、町内外の各種団体などから、多種多様な会合等の案内があった場合については、日程調整が可能な限り出席するようにしております。これは、町を代表して、各界・各方面のさまざまな分野の方々と交流をして、つながりを持つことが、町政発展に寄与することとなり、それが首長としての大切な役割であるというふうな考え方でございます。今ほどの話にもありましたが、思想信条、そういったことに対して、西会津町のプラスにならないというようなことについて、そうした考えを持って、あるいはプラスになるかならないかというだけで、問題を持って参加したつもりは毛頭ございません。改めて、これまでの自分の意志と、そして西会津町のプラス、こういうことを十分に検討しながら対応しているものであります。

また、町政への影響はということでもありますけれども、私はそのことが、特に影響をするということではないと、こう考えております。

次に、保育所運営に関するご質問についてお答えをいたします。子育て支援につきましては、私は町長に就任して以来、町政の政策の重要な課題と位置付けをして取り組んでまいりました。特に、保育所については、乳児保育の拡充と保育所同時入所児童2人目以降の保育料無料化、一時保育事業の実施など、保育環境の充実を図ってきたところであります。さらに、今年度からは家庭で育児を行う方の支援として、乳幼児家庭子育て応援金事業を実施しているところであります。

平成26年度から、芝草保育所を野沢保育所の分所として運営することにつきましては、芝草保育所の入所児童が10名を割り、適切な保育をすることが困難になったということと、また野沢保育所で屋外に設置した職員室が、建築基準法上好ましくないと指摘されたことに伴うものであります。しかしながら、5歳児だけを芝草保育所の分所で保育するということは、これはあくまでも最適な環境ではありませんし、臨時的な対応でございまして、保護者の皆さんに不便をおかけすることや、適切な保育環境という観点からは、その改善の必要性については、強く認識しているところであります。

このような保育環境を一日も早く改善をして、しっかりとした保育環境を整備するために、現在、保護者の代表者等で組織する子ども・子育て会議などで協議しながら、子ども・子育て支援事業計画を策定をして、新しい保育施設の整備を早急に実現できるよう進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 消防団であります、今までなされていないことをやった。しかも町長室へ呼んだと、町長の考え、町の考えを消防団に反映するならば、幹部の皆さん方が一堂に会して、町長としても何回もその場に臨んでおられるわけですから、何も団長の改選のときに口出しする必要はない、そういう方々が多いんですよ。何でこんなことをしたんだと、私が怒られたというのはちょっとあれですが、何でこんなことになっているんだと、消防

団は町長のためにあるんじゃないぞ、町民のためにあるんだぞと、こういうお叱りを私も受けているんですよ。そういう不快を与えるようなことはやらないでほしい。こう思うわけであります。

24年でしたか、12月の議会で伊藤一男議員から振興公社について、賛成、反対の討論をしたときに、町長のためにあるんじゃないよと、議会のためにあるんじゃないよと、振興公社は、町民のためにあるんだよと。消防団も町長のためにあるんじゃない。町民のためにある。よくよくそこら辺をわきまえてやっていただかないと、消防団の組織にひびが入る。現に、団員の相当の人たちは団幹部に対して不信の念を持っていますよ。これ以上言いませんが、そこら辺を十二分に気を付けて、改めるべきは改めると、そういうお考えがあるかないか、この件についてお尋ねをしておきます。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私の意図するところについてはご理解をいただきたいというふうに思います。いろんなわだかまりや、あるいはそうしたことがあるということであれば、このことについても十分注視しながら、反省も含めて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　それでは、次に移ります。いわゆる政治信条であります。これも町長就任されたときに、私お尋ねをしたわけですが、あなたは長年社民党でやってこられた。職員の給与改定、下げるときには、下げるなということで何回か反対をしてこられましたよと、それが今、町長になって、職員給与、削減するご提案をなされたときに、そのことについてお尋ねしたら、やっぱり町長という職に就けば、就いたように判断をしてやっていかなければならないから、職員の給与の下げを提案します。もっともであります。やっぱりそれはそうであります。

今回、私は影響するなと思っているんです。これも民友新聞に出ていました3月3日の新聞であります。例えば市町村の公務員給与であります。これは政府の求めに応じて、われわれも削減しました。制裁はしないといいながら、国では給与を削減した行革に熱心な市町村への配分を手厚くし、それをしない町村には補助金を減らすという考えだと、国の言うことを聞かないのには、銭、下げますよと、政治という現実はこちら辺に一つあると思っていますよ。そういう国に対して、西会津町が、やはり誰が窓口になっていただいて、やっていくかと、やはり4区の選出の国会議員でありますよ、先生方でありますよ。その関係を考えるならば、私は行って祝辞を述べなくても、祝電だけで済ませておけばよかったのではないかなと、一個人ではないわけですから、西会津全体の責任を負って町政の進展に臨まなければならないわけですから、そこら辺はやはり、思想信条、一旦棚に上げて、町民のために、町のためにという考えがあるならば、こちら辺も慎重に私はやっていくことが町民のためになるなと思っていますが、いかがですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私はこういうところに出たからといって、西会津町の交付税が減額されるとか、あるいはまったくそのことによって福島県選出の国会議員が会わないとか、あるいは要望も聞かないとか、そういうことの実例というものは、まだ町長に就任してから、年数にしていけば4年ちょっとでありますから、そういうことはございませんでした。また、特定

の政党のこうした旗開きについて、影響があるかないかということではいわれると思うんですが、ここには、かつては知事も来ておりましたし、さらには私の思うところ、これは毎年出ているわけでもございません。福島市の市長さんも出ておられました。あるいはいろんな文化人も来ており、あるいは弁護士や、さらには芸人や芸術生、こういった多種多様な方々の年に1度の集まりであります。そういったところに行って、あいさつをしたからといって、それが非常に大きく西会津町のいろんな事業に影響するなんていうことは、私はあり得ないというふうに思っております。節度を持ちながら、私はそういうことを十分に認識をして、政治活動をしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いわゆる、今、自民党の政府であります、反対、いわゆる共産党の首長さんかなりおられますし、それによって国が、なんら地方交付税に何なりの差を付けるなんていうことは、絶対これ、ないですよ。そんなことをしたら民主主義がおかしくなってしまうから、だから伊藤町長になったからといって、社民党の旗開きに行ったからといって、直接的には影響はありません、ない。これも私わかっています。ただ、いろんな情報、他の自治体よりも先取りして、西会津を、先見性を持って、5年後、10年後を見据えた町政をしていくためには、やはり国の動向はどうなっているんだと、それをいち早く入手する、手に入れることなんですよ。その場合、地元の選出の国会議員と良好な関係を保っていれば、来るんじゃないのか、普通の日常的なことは影響ありません。かつて西会津では、そういうふうな国からの情報を直接入手しながら、いろんな事業に取り組んできた例もあるわけですから、この点もしっかりと腹におさめて、これから 100 パーセント公人として見られるわけですから、ここら辺も気を付けてやっていただきたいなと思います。

保育所ではありますが、これは、町だけの責任、町長だけの責任とは言いません。われわれ議会も、議員もこの件に関しては責任があります。私もこのような結果になったこと、申し訳ないと思っていますよ。しかし、町の計画があるのさえ知らなかったと、だからかみ合った議論をしてこられなかった。保育所にプレハブの職員室にしなければならなかった。その段階で西会津保育所をどうするんだと、考えなければならなかったんですよ。小学校の建築が一段落したら、小学校は小学校、保育所は保育所、こんな変則的なこと、芝草保育所が 10 名になるから、そこに、それよりも 5 歳だけの保育所のほうが私は正常ではないと思いますよ。これも言ったってしょうがない。しかしね、私はこういうような変則的な保育所になってしまったことに対して、町長から一言、町民の皆さんにあってもいいなと思っているんです。そういうことが聞かれないから、ここで取り上げているわけですから、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の措置については、先ほども申し上げましたように、非常に保護者の皆さんについては、ご不便をおかけをするということであります。それが町政の先見性まで問われるということであれば、これはもう、私の責任の一端でもございます。こういう普遍的な、不足的な、あるいは環境を改善しなければならない状況については、一早くこ

れについて取り組んでまいりますし、また、計画年度についても、はっきりとお示しをして、そして正常な、あるいは今後、子育て支援環境に対して、万全な対策を取ってまいりたいというふうに思いますので、保護者の皆さんには、しばらくこういったことに対する対応について、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この保育所に関しては、今、私が先ほど言ったように、町だけの責任ではありません。議会も、議員も責任があります。町と一緒に新しい保育所の建設に向かって、議会としてもこの問題については取り組んでまいります。町と一緒にこれは取り組んでまいりますので、情報は速やかにわれわれに提供するようにしていただければ、議論が活発になるわけでありますから、そのことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。この後、午後 1 時より各常任委員会を開催し、請願の審査等を行ってください。委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室、第一会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。各常任委員会終了後、議会活性化特別委員会を開催してください。会場は議場であります。

以上であります。

また、明日 13 日木曜日は、西会津中学校の卒業式であります。会期日程表のとおり 13 日は午後 1 時より議会を再開いたします。

本日はこれで散会いたします。（11 時 36 分）

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月13日（木）

開 議 13時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 課 長	成 田 信 幸
町民税務課長	新 田 新 也	代表監査委員	新井田 大
健康福祉課長	渡 部 英 樹	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第7号）

平成26年3月13日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町訪問看護事業所設置条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町在宅老人福祉手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町保育所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 西会津町ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 西会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第6次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次） |

- 日程第15 議案第15号 平成 2 5 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）
- 日程第16 議案第16号 平成 2 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）
- 日程第17 議案第17号 平成 2 5 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）
- 日程第18 議案第18号 平成 2 5 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）
- 日程第19 議案第19号 平成 2 5 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）
- 日程第20 議案第20号 平成 2 5 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）

散 会

○議長 平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(1 3 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町訪問看護事業所設置条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 1 号、西会津町訪問看護事業所設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおりであります、在宅医療の充実のため、西会津診療所に訪問看護事業所を設置するものであります。

訪問看護事業所につきましては、12 月 6 日開催の全員協議会で説明申し上げましたとおり、病気や障害を持った人が病院ではなく住みなれた家庭で療養生活が送れるように、看護師等が医師の指示によりご家庭に訪問し看護ケアを提供し療養生活を支援するサービスを実施する事業所であります。本町におきましては平成 14 年から、にしあい福祉会が事業主体となって実施してまいりましたが、医師との連携と機能性強化のために西会津診療所内に設置し町が直営で実施することとしました。

本年 4 月からサービス提供を行なうため、新たに条例を制定するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第 1 号、西会津町訪問看護事業所設置条例。

第 1 条は設置であります。地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に基づき公の施設として設置し、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者への医療、健康保険法による一般の方に関する医療、介護保険法による、介護サービス、介護予防サービスを行なうために設置することを規定しています。

第 2 条は名称及び位置を定めております。西会津町訪問看護事業所の名称で西会津診療所内に設置します。

第 3 条は、事業です。第 1 条に規定した法律による訪問看護事業を行なうことを規定しています。

第 4 条は、事業実施のため訪問看護事業所内に管理者と職員を置くことを規定しています。

第 5 条は一部負担金等の額を定めたもので、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法、介護保険法による、指定居宅サービスと介護予防サービスの一部負担金についてはそれぞれの法律に定められた金額としています。その他収入が必要なものは別に定めることとしています。

第 6 条は、訪問看護事業所を利用した人は、第 5 条に定めた一部負担金を納付することを定めたものです。

第 7 条は一部負担金の免除規定です。特別な理由があるときは免除できる旨を定めています。

第 8 条は、規則への委任についての規定であります、この条例の施行に関し必要な事

項は、町長が規則で定めるものであります。

附則は、施行期日であります。この条例は平成 26 年 4 月 1 日より施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、本案につきましては、去る 2 月 21 日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一　1 点だけお聞きしたいと思います。訪問看護事業所の管理運営に関して夜間の体制はどのような体制になるかお伺いしたいと思います。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　訪問看護事業所の夜間の体制ということのご質問にお答えします。訪問看護事業所につきましては 24 時間体制で行うということにされておりました。勤務時間外につきましては看護師等が輪番で待機というような形で待機しておりました。何かあったときには連絡がいくようになっておりました。それで対応するというところで考えおりますのでよろしくお願いします。

○議長　8 番、多賀剛君。

○多賀剛　私も 1 点お尋ねしたいんですが、今までこれ福祉会が事業主体でやっていたものを今度は住み慣れたところで在宅医療を受けたい、在宅医療の充実のために町が直営でやるんだということは十分分かりました。実際に利用する町民の皆さんにとってどんなメリットがあるのか、メリットとってはおかしいですが、今までとどういうところが変わるのかその辺を分かりやすくもう少し説明していただきたい。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　この訪問看護事業所を診療所内に設置することのメリットということでございますが、一つ目は先ほども申しましたように、訪問看護事業所内でのことですが、医師と看護師の連携が大変スムーズに連携がとれるようになり、機動力がアップされるということが一つあります。

それから利用者にとってであります。現在、訪問看護事業所でも今訪問看護のほうやっておりますが、西会津診療所でも訪問看護ができるようになっておりました。訪問看護としての窓口が今二つあるような形になっております。そのために同じ人に訪問看護事業所でいく場合とかも、診療所でいく場合もちょっとケースによってあるものですから、そういったものが、窓口が一つに統一されて、利用者にとっては分かりやすいですし、一本化の看護ができるということで大変よくなるということであります。

それから先ほど 24 時間体制ということでやりましたが、今までは 3 人の看護師が待機ということでおりましたが今度は西会津診療所看護師すべてが兼務という形になりますので、複数の看護師で対応できるということで 24 時間体制についてもうまく回っていけるのか

などということがメリットとして考えられるところであります。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 一つ私お尋ねするの忘れていました。この運営経費は今までと比べてどのような形になるのか、増えるのか、少なくなるのか、その点もお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 運営経費についてのおただしにお答えします。今回、診療所内に設置することによりまして体制としましては看護師 2 名を増員する計画でございます。そのために看護師等の賃金等については経費として支出が増えるようになりますが、収入につきまして今まで訪問看護としては診療所的にはあまり大きな収入はなかったわけですが、今までやっておりました訪問看護ステーションでの収入等を見ますと、2 人分の経費が増えてもある程度運営はできていくのかなというように感じております。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 この第 7 条にあります町長は特別の理由があると認めるときは、一部負担金を減免することができるとなっておりますが、特別な理由というのはどういうものなのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 第 7 条の特別な理由ということでございますが、一つは災害等によって被害を被ったりとか、あとは家族内の世帯に住む方が急に病気になって生活が急に困難になったとか、そういったケースについては減免ができるというように考えております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 第 5 条で負担金、使用料、手数料等うたっているわけでありまして、実際この訪問看護を利用した場合には、利用した人の負担というのは、なかなかいろんなケースがあって難しいでしょうが、一般的にはどの程度の負担になるのかなということと、これの会計をどこの会計で処理をしていくのか。健康保険法だとか介護保険法だとか、特別もあったかな、そういう言葉が出てきますのでこの会計はどこで処理をするのか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まずはじめに利用者負担についてでございますが、議員もおっしゃいましたようにケースによってやはりばらつきがございますが、何とも言えない部分がありますが、最低でも行った場合は 300 円の利用者負担がかかりまして、そこにあと注射だったりとか褥瘡の手当とかそういったもろもろによってだんだん加算されていくということでありまして、ちょっとケースによっていろいろでございますのでご理解いただきたいと思います。

この訪問看護事業所の会計でございますが、これは国保特別会計の中の診療施設勘定の中で予算計上しております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 その場合、健康保険法ですか、国保会計というの分かりますが、介護保険法に関してもこの訪問看護事業するということですから、介護保険法との会計と関連といいますか、はどうなりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。介護保険法との関連ということでございますが、まず、国保の診療施設勘定の中では個人の一部負担金の部分についての収入を計上しております。介護保険で該当して受けられた場合につきましては1割が自己負担ということになりますのでその自己負担分は国保の診療所の会計の中に入ります。残りの9割につきましては介護保険会計の中で給付費として支払うようになりますので、それは国保連合会等を通して診療所のほうに入ってくると。町の部分としては一部負担金は介護保険特会の給付費という形で支払われるということでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この事業ですね、町で行うことによって、26年度の診療収入というのはどのくらい見込んでいるのかお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 この事業による収入の見込みでございますが、今までの訪問看護ステーションでやっていた部分、それから西会津診療所で行っていた部分を含めまして計上させていただいておりますが、総額で1,372万ほど収入という形では26年の当初予算では計上しております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町訪問看護事業所設置条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町訪問看護事業所設置条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第2号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

今次の改正は、主に町民サービスを向上させるためダビングサービスの充実とケーブルテレビのデジタル化に伴い設備機器名称の変更が必要になったこと、放送法の用語との整合性を図ったことなどにより条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。また、併せて条例改正案新旧対照表をお配りしておりますのでご覧いただきたいと思います。1ページでございます。

まず、第2条は用語の定義を定めている条文でございますが、第1号の加入者については、施設の業務の提供の申し込み、町長の承認を受けたものに改めます。これは、今次の

改正に合わせ、適正な文言に改めました。

第3号につきましては、放送設備であります。放送センターから加入者の建物に設置する放送用光受信機、以下、映像用端末という、までの設備をいうに改めます。第4号の端末設備については、新しく、第4号引込設備、送信設備のうち、加入者の建物に光ケーブルを分岐するための装置から映像用端末までの設備をいう、第5号宅内設備、映像用端末の出力側から加入者の建物内の配線及びテレビ受信機までの設備をいうの2つの号に分離したところです。これらについては、ケーブルテレビのデジタル化に伴った文言の整理でございます。

次に第4条、業務に関する条文でございますが、第6号中、FM放送の再送信をFM放送の再放送に改めます。これは、放送法の文言に合わせたところによるものでございます。

次に第5条は、業務区域に関する条文でございます。この施設からこの部分を削除いたします。

次に第7条の見出しを施設の設置としておりましたが、設備の設置と改めるとともに、条文中の施設を業務の提供に必要な設備に、1号中、放送センター及び送信施設は送信設備に、2号の端末設備は、宅内設備と改めます。これらはいずれも、用語の使い方に統一性をもたせるための改正でございます。

次に第8条は、加入の申込み及び負担金について定めた条文です。加入手続き及び加入負担金の取り扱いについて、より詳しく表現するため文言の整理をしたところであり、第1項は、業務の提供を受けようとする者は町長に加入申し込みし、承認を受けなければならないことを、第2項は、加入申し込みは1世帯・1事業所単位とし、複数の引込設備が必要な場合は、引込設備の数を単位とすることを、第3項では、加入負担金4万2千円は指定期日まで納付が必要なことを、第4項では、業務の提供は、加入負担金の納入があった日以降となることを規定させていただきました。

次に第9条は、新設等の費用の負担について定めた条項でございますが、加入の際、新たに建柱及び共架等の設備が必要となった場合の設置に要する費用は加入者の負担とするに改めました。これも文言の整理でございます。

第10条は、見出しを設置等の手続き及び費用の負担としていましたが、移設等の手続き及び費用の負担と改めた他、第1項については、送信設備の移設又は撤去を必要とするものは、町長に移設等の申し込みをし、その承認を受けなければならないと、第2項については、移設等を、移設等の、に文言の整理をさせていただきました。

第11条は、使用料に関する規定でございます。第2項では2以上の引込設備がある場合は、設備の数を単位とすることを条文に追加し、使用料徴収方法を明確にさせていただきました。また、第3項では放送法第32条で規定する受信料から、日本放送協会の受信料に、第4項では特別契約チャンネルを付加サービスに文言を整理いたしました。

第14条は、見出しを休止及び再開に改め、条文で再開の手続きを明確化いたしました。

第15条は、役務の提供についての条文でございますが、サービスから役務の提供、役務に文言の整理をいたしました。

第16条は、見出しを施設の保全から設備の保全に改めた他、条文では、送信施設を送信設備と文言の整理をいたしました。

第 19 条は、損害の賠償についての規定でございますが、施設から送信設備に文言の整理をさせていただきました。

次に別表の改正でございますが、1 の宣伝情報放送では、手数料の改正はありませんが、区分・規格の表示を利用者の皆さんに分かりやすく訂正いたしました。また、2 のダビングサービスにつきましては、これまで、自主放送番組の複製のみを行ってまいりましたが、町民の皆さんから自主放送以外の映像及び音源の複製もお願いできないかとの声がございましたことから、新たなサービスとして開始するため、条例に加えさせていただきました。

本サービスは、依頼者に著作権のあるものに限定する考えであり、VHSテープ等から、DVDやブルーレイディスク、CD等にダビングサービスを提供することを想定しております。手数料は、ダビング時間に応じて設定させていただきました。

最後に附則でございますが、施行期日を定めておりまして、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 9 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議くださいます、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　文言の変更、整理等は分かりました。私 1 点お尋ねしたいのは、このダビングサービスの充実に関しましてありますが、これは自主放送以外の部分も今度はダビングサービスできるということでもありますけれども、今は何といいますか、テレビの前で映像を見るということばかりではなくて、いわゆるスマートフォンだったり、タブレット端末等での映像を持ち歩くような時代になった。また、今いろんな外付けのメモリー媒体ありますので、そういうのを持ち込んだときの販売なんかは想定しなかったのか、そういうのを含めてお尋ねをいたします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　質問にお答えします。今回のダビングサービスを追加したというのはあくまでも今までは放送したものからのダビングサービスだったわけですが、それに加えて皆さんが自分で大事なビデオであったり、そういったものをブルーレイに焼き付けたいとか、そういった要望、そういった話がございます、ケーブルテレビの機器をうまく活用してそういったサービスも新たに提供しようということでございまして、それに限定したサービスだということでございます。それ以外のことは想定しておりませんでした。

○議長　8 番、多賀剛君。

○多賀剛　想定していなかったらしょうがないんですが、今年から ICT のまちづくりというような形で総務省からいわゆる ICT のマネジメントをしていただけるような方がいらっしゃるそうでもありますので、今はいわゆるそういう動画を配信するというのはなかなか難しい面あるかと思いますが、私は町を宣伝するときに自分のスマートフォンだったりタブレット端末でうちはこういうことやってんだよ、パソコンなくても映像を提示できるようなことができればいいかなと私常々思っていたもんですから、今年そういう

事業始まるそうですから、そういうことも考えていただきながら取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 文言のことで質問します。15 条に列記以外の部分中、サービスを役務の提供、そういう言葉の文言なんです、サービスといえばサービスしますよという普通の言葉なんです、役務というのはどういうところまでのそういうサービスの、今まで使っている内容なのか。役務だから責務とはまた全然違うから、その辺のちょっと言葉のあれをしてください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回の条例改正、先ほども申し上げましたが、放送法と、言葉の整合性を図ったというのが改正要因の一つでございます。サービスという言葉も放送法上は役務という言葉を使って、役務の提供というような言葉を使っているということで、この際整合性を図ったほうがいいだろうということで、提供する内容につきましては変わるものではございません。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の改正はサービスの向上と併せて適正な文言に整理するということがあります。適正な文言の背景というのは放送法とかデジタル化とかおっしゃいましたが、いまいち腑に落ちないといいますか、なぜ適正な文言というか整理をしなくちゃならないのか、改正の理由とか狙いというものがいまいち伝わってきませんので、なぜ、今の時点でこのような文言の整理をしなくちゃならなかったのか、そこら辺を、背景といいますか、そういうのをもっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。今までデジタル化も終わって実際に 2 年近くたったということでございます。今回ご覧のとおり放送施設というのを放送設備、そこに端末設備は引き込み設備、それから宅内設備というような形に改正の対照表で示させていただいているわけでありまして。それは今デジタル化に伴って端末の施設名が変わったりしてるものから、それに合せたということでございます。

その背景というようなご質問でございますが、文言の整理だけでちょっと条例の改正というのはちょっとできなかった、できなかったといいますか、それだけで条例改正するのはどうだろうということで、今回新たにダビングサービスを提供するという改正事項がございましたので、それに併せてすべて放送法とも整合性がとれるように改正してしまおうということで提案させていただいたところでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 分かりましたが、やはり改正が必要になった時点で速やかに改正すべきだと思いますよ。それだけ申し上げておきます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第２号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第３号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　議案第３号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

はじめに改正の概要でございますが、町のインターネットサービス事業につきましては、平成１５年１２月よりサービスを開始したところであり順調に加入者数を増やしているところでありまして、本年２月現在の加入件数は９１１件、加入率３３．４パーセントとなっております。

加入者の増加に併せて、接続する上位回線につきましても町としましては増強工事をこれまでも行っておりまして、平成２３年６月からは１００メガビーピーエスとしてまいったところでございます。しかしながらトラフィックがピークの状態になってまいりました。平成２６年度からは２００メガビーピーエスまで更に増強することとしたところであります。

今次の上位回線増強に伴い、町のインターネットサービスにつきましても、新たに下り最大１００メガビーピーエスのサービスを町内事業所に限定し提供することとしたところでありまして、これらにより、新たな企業の町内進出等に結びついてくれればといいと期待しているところであります。今次の条例改正は、新たなインターネットサービスを提供するため行なうものでございます。

それでは、議案書並びに条例改正案新旧対照表９ページをご覧くださいと思います。

今次の改正でございますが、１項目だけの改正でありまして、第９条第１項に５号、プレミアム、回線速度、下り最大１００メガビーピーエス、月額６千円、ただし町内に所在する事業所に限る、を新たに加えるものであります。

附則は施行期日でありまして、本条例は平成２６年６月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第９条第１項の規定によりまして、議会のご議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

８番、多賀剛君。

○多賀剛　この１００メガの速度になるというのは大変いいことだと思いますが、実際町内

の事業所でどれだけの希望というか、どれだけの需要があるかと想定しているのかということと、下り最大 100 メガというのはいったいどれぐらいの速度なのかなというようなことを思ったものですから、そんなことはお尋ねしたいと思います。

今、法人向けなんかだともう 1 ギガのレベルまで上がっているところもありますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 プレミアムというようなコースを今度設けるわけではありますが、どのくらいいるのかということでもあります。想定的には 10 社程度対応できるという形で今回見込んだところでございますが、今 30 メガに入っている企業が 8 社ほどあります。それらの会社がすべてそこに移行するかどうかはちょっと分からないんですが、半数近くの企業につきましては 100 メガのサービスを受けたいという話は承っているということでございます。

上りにつきましては先ほど言いましたように 200 メガビーピーエスに増強するというところでございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 事業所のみに限定するサービスだということでありましたけれども、これ余力があれば、想定では 10 社程度というようなことでありますけども、余力があれば個人宅でもぜひ利用したいというような方も中にはいらっしゃるかもしれない。そういうことは想定しておりませんかお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。今回条例につきましては企業限定という形で設定をさせていただきました。今回 200 メガビーピーエスに出口のほうも大きくしますので、一般の利用者の方もかなりレベルが上がるといいますか、速度が早くなるというような感覚になってくのかなというふうには思います。

30 メガのサービスも行っているところでありまして、そういった形で一般家庭の皆さんにつきましてはご利用いただきたいというふうに思います。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 課長が説明された中で、企業の誘致にはこれが、インフラ整備が第一であるということであります。企業誘致という非常に各同僚議員も質問なりしていますが、やはりインフラ整備ができなければ企業は来ることはできません。なぜなら、やっぱり本社との通信がもうすべてそういう時代に入ってるわけです。それでプレミアムという言葉ですが、今会津全体が N T T で 200 メガが普通になる時代になっております。町は事業者限定で 200 メガと言われておりますが、それでもそういう形になったということで歓迎するところではありますが、ただし、今同僚議員が個人ではどうかというような中身だろうと思いますが、やはりこれも普通 100 メガという形でないとなかなか若い人ももうそういう、しょっちゅう、そういう時代に入ってます。ですので、今後どういうことになるのか。

あともう一つ、下りと上りという言葉がありますが、私の理解しているところは下りというのは検索して立ち上がる、こっちに情報、むこうのコンテンツがこちらに来る、その言葉と解釈してます。上りというのは送信、という解釈してますが、上りが 200 メガだといっておりますが、私は上りはそんなにかからなくてもいいと理解してますが、やはりそ

の言葉の解釈をもう一度説明と、あともう1点、100メガというのはケーブルテレビから各家庭に容量が100メガだと理解してます。その中で今度は一番大事なコンテンツ、自分の情報知りたいところ、都会、大阪、東京当然そうですが、そのコンテンツをケーブルに入るその容量がおそらく200メガでやられると思いますが、それがその同じ200メガでこちらに来るということであれば各一般の方も200メガで受けられると思いますが、事業所だけというその説明というか、プレミアムという限定はどういうふうに解釈したらよろしいですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。まず今回の改正であります、最大、企業向けに100メガのサービス。これにつきましては下りということです。町から外に出ていく分が上りという形で表現してるわけですが、それが200メガに、今まで100メガだったわけですが、200メガに倍増させますということでございます。

200メガあって、100メガ、二人使えば満杯になってしまうんじゃないかと私も単純にそんなふうになんか思ったりしたわけですが、そういうことではなくて、200メガのサービスをこっちからの情報を送ってやれるということではありますが、送ってやれるというような状況になるということでもあります。

それで、今までですね、先ほどトラフィックとかというような言葉を使ったわけですが、今ちょっと調べてみますと、今まで100メガの出口サービスをやってきたわけです。先ほど申し上げました町の加入者につきましては911件活用していただいているわけですが、それで実際最大去年の10月に一番ピークになったということではありますが、100メガビーピーエスの中で97メガまで活用したということで余裕が3メガしかなくなってしまったというような状況でありまして、今回の200メガを増やすというようなことをするということでもあります。

このメガビーピーエスという単位でございますが、1秒間にどれだけの送信能力があるかということでありまして、20メガにつきましては20メガを1秒間に通信が可能だということございまして、そのダブリが皆さんそれぞれに活用するわけですが、全員一緒に立ち上げるということはありませんので、200メガというようなことになれば100メガの下りを10人使ってもそのほかの皆さん700人の皆さんがインターネット活用しても、町が行ってます30メガ、10メガというサービスは異常なく提供できるということになるということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君

○青木照夫 私の言ってることにはちょっと答えはいただけなかったんですが、おそらく今いろんなことで試行錯誤でやっておられるのかなという、逆に心配があるんですが、要するに私が今一番大事な点、最後に言った点は、200メガケーブルテレビで受信、それがじゃ、われわれにはこのとおり100メガでやりますよと。それが事業所、限られるということなんだけど、本来であればそのままくれば、各家庭もなにもプレミアムを付けなくてもパススルーというね、横文字になると、に受信できるんじゃないかなという感じがします。その説明がちょっとお答えできますか、その点はどうですか。もう一度。

○議長 両方とも全然分からない。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 お互いが分からないんじゃないかと、今皆さん笑っているようだけどね、これは町民にとっては一番大事なことですよ。皆さん本当にね、大事なことなんです。パススルーというのはストレートで受信して流れるんです。西会津のケーブルテレビでそのまま変換しないで流すんです。それがパススルーというんです。

ところが、トランスモジュレーションと早いころ言いました。トランスで変換して各ケーブルテレビ用に変換して皆さんの各家庭に流しているという要素があるわけで、その要素は別としても今はそのまま各家庭には行かないのかと、それを確認してるんです。笑い事じゃないですよ、これは大事な大事なね、お金の億単位でやってる仕事だったわけです。その点もう一度。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。あくまでも個人の皆さんはライト、レギュラー、スタンダード、アドバンスというような形でご加入いただいているわけでありまして。その中で一番早いのがアドバンスということで、最大 30 メガビット・ピーエス、1 秒間に 30 メガの情報量を送れるというようなことございまして、これは加入している方のこの範囲の中で最大限のサービスをするということでございますから、上りが 200 メガになれば、皆さん 200 メガに相当するサービスを受けられるかということではないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 これ以上内容的には質問してもお答えが同じだと思いますので、また後で機会あったら改めてまた質問します。

○議長 2 番、三留正義君。

○三留正義 今回回線速度が 100 メガビット・パーセコンドになるということは業者向けで限定した数だということで、微笑ましい部分はあるのかなと思って聞いてはいたんですけども、ちょっとそれに関連して、たぶん青木さんが言いたかったこととかぶると思うんですけども、皆さんご承知のように西会津町というのは N T T からはもう独自でケーブルやられる新しいサービスを西会津町には入れないと。たぶん皆さんご存じだと思うんですけども、私の知ってる方は N T T でやってると。40 メガですかね。インターネット上でも新規工事があるのか毎年チェックしても西会津には手は出さないと。

ということは、やはり青木さんが危惧してる部分というのは、今西会津ではインターネット関連で仕事をしたりそちらを重視してやっている若い人たち、この回線速度の速さというのはかなり致命傷になっている人もいらっしゃると思います。

ということは、やはりもう少しこれ、せめて 100 メガ程度であれば一般普及、これを早期に目指していくのがやはり町としての姿勢なのかなと、私も思っておりますので、その点だけ町側にうったえて私の意見とさせていただきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 インターネットのサービスにつきましては、町も段階的に増強工事をしてまして、100 メガから今回の 200 メガに倍増させるということでございます。その中で今回は 100 メガのサービスを 10 社程度であればやれるのかなというようなことで考えた

ころでございまして、町民の皆さんから実際にもっと速度の早いものを使いたいというような話というのは、実際にはケーブルテレビのほうには寄せられていないというのが、そういう状況なわけですが、そういった皆さんの声があって、もっと高速のサービスを提供いただきたいんだというような声がさらに出てくるようであれば、上位回線につきましては今後また見直しをしていくことになるのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町電気通信事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、大規模な災害が発生した際に、災害対策基本法に基づく応急対策や復旧作業、また武力攻撃などによる町民の保護が必要となった時に、国又は他の地方公共団体の職員が本町に派遣された場合に支給する災害派遣手当について、新たに新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、支給要件の追加を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の10ページをご覧くださいと思います。

第23条第1項に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態派遣手当と大規模災害からの復興に関する法律に基づく災害派遣手当を新たに追加するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1点だけお伺いをいたします。いつも法律用語というのはなかなか難しいものでちょっと分からないんですが、この法律は災害、インフルエンザ等が起きたときに職

員の手当を出すというようなことだと思うんですが、その中の文言なんです、第 44 条の規定による読み替え後の新型インフルエンザ等とありますが、読み替え後というこの文言ちょっと教えていただきたい。どういうふうに解釈したらいいのか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この読み替えということでございますけれども、新型インフルエンザの法律の中に新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律の第 44 条に、災害対策基本法に基づき災害派遣手当という、災害対策基本法では災害派遣手当という文言を使うわけでありまして、新型インフルエンザ等のこの法律の中では新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当という表現を使っております。これを同じ災害派遣手当ですよということで読み替えするということで表現したのがこの文言の表現ということでございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も確認だけなんです、過去に災害等の理由でほかから派遣されたそういう実績はあったのか。あともう一つ確認なんです、これは、本件に関しては派遣元が持って、本町ではいわゆる手当だけを支払うというようなことでよろしいのか、その確認のためお願いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 これまでの災害派遣の実績というものはございません。

それから手当の支給の関係につきましては、これは西会津町が他の国なり他の自治体から派遣をいただいたときには西会津町がこの手当を支払うと。派遣をいただくときの経費といえますか、そういったものはその派遣をされる相手方のほうで支給するという形になります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号、西会津町在宅老人福祉手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 5 号、西会津町在宅老人福祉手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年 8 月より奥川みらい交流館を活用して試行的に実施してきました奥川元気クラブにつきまして、平成 26 年度より本格的に実施するに当たり手数料の規

定を整備するために条項を改めるものであります。

現在、生きがい活動支援デイサービスは西平の憩の家で実施しております通称ミニデイサービスにかかる手数料を規定しておりますが、そこに奥川元気クラブに通所される方の手数料を加えるものです。金額につきましては入浴施設がないことから 200 円に設定するものであります。

それでは議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の 11 ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町在宅老人福祉手数料条例の一部を次のように改正する。

手数料の額を定めた別表を改めるもので、3 号の生きがい活動支援デイサービス事業の通所者の項の中の 1 日あたり 370 円を 1 日当り 370 円（入浴施設がない場合 200 円）とするものであります。

附則は施行期日でありまして、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　1 点お尋ねしたいんですが、これは奥川元気クラブが本格稼働に向けて手数料関係を整備したということですが、今後この入浴施設を整備する計画はあるのかなのか、その 1 点お尋ねします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをします。現在奥川みらい交流館を使ってやってるわけですが、施設的に見まして、あそこの中に入浴施設を設置するというのはちょっと無理がございますので、設置する予定はございませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長　9 番、青木照夫君。

○青木照夫　1 日当たり 370 円、現在、スタートされておられるということなんですが、どのくらいの方が今利用されているのか。また、そのお世話している介護士といわれるんですか、そういう方は何名くらい現在というか、将来的には何名くらいの方が当たられるのかその役割の中について質問します。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えしますが、奥川元気クラブのことでよろしいでしょうか。

奥川元気クラブでございますが、昨年の 8 月から実施しておりまして、現在登録者数は 13 名でございます。毎週水曜日、週 1 回、基本的には午前中ということで開催しておりまして、指導員につきましては地元奥川地区の方をお願いしておりまして、指導員につきましては 9 名の方が登録されておりまして、そのうち毎日 2 人体制というような形で、その 9 人が交替交替でいろいろな指導に当たっていただいているということでございます。

中身につきましては、前段体操をして身体をほぐしていただきまして、その後お楽しみ活動ということで講話ですとか、ゲーム、レクリエーション、そういったものをしておりまして、最後にお茶を飲みながらゆっくり過ごしていただいておりますというよう

なプログラムになっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町在宅老人福祉手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町在宅老人福祉手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第6号、西会津町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては本年4月から入所児童が減少した芝草保育所を野沢保育所と統合し、野沢保育所の分所として運営するために条項を改めるものであります。

それでは議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の12ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町保育所条例の一部を次のように改正する。

2条は、名称、位置及び入所定員を定めたものであります。西会津町野沢保育所芝草分所の項を加えるもので、位置は西会津町野沢字北松原甲1031番地3、入所定員は19人とするものであります。

附則は施行期日であります。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　野沢保育所と芝草保育所の新年度の入所予定人数と職員配置人数をお聞きます。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　野沢保育所及び芝草分所の入所人数と職員の配置ということでございますが、野沢保育所につきましてはゼロ歳児から4歳児までで71名になります。それから芝草分所につきましては5歳児が19名ということでございます。

職員でございますが、保育士は野沢保育所で26名、芝草分所で3名、野沢保育所につき

ましては給食調理人2名が加わっておりますので職員としては24名でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 これは先日来一般質問の中でも出てきておりましたけども、変則的な運営形態でいたし方ない対応の中でこういうふうになったと思いますが、入所児童数、職員数の配置は今分かりました。実際の実務の中で、今まで別々にやっていた、4月からだと例えば入所式、運動会だとか各種レクリエーション、これは分所となるならば一緒にやるようになりますか、その辺はいかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。芝草分所ということでございますので、入所式、運動会、お遊戯会等各種行事につきましては野沢保育所で一緒にやるような形になります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 昨日もやりましたからですが、この提案理由の説明で、理由を、減少したから、理由の一つだと私思いますよ。最大の要因はゼロ歳児、1歳児を保育所のために、入所させるために、場所が狭くて、それが最たる理由でしょう。そういうこと言われとつい声高くなってしまう。

そこで、野沢保育所は認可保育所だと、厚生労働省ですか。へき地保育所は県知事といえますか、県の認可だと聞いておるわけですが、それで間違いあるかないか、まず尋ねておきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認可の関係でございますが、認可保育所につきましては国ではなくて県の認可になっております。へき地保育所につきましては町の設置届けによって設置されるというように現在となっております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 分かりました。そこで芝草保育所が県の認可保育所でないのが野沢の分所ということですから、認可保育所になるというわけですね。これはどこの認可であろうと、保育所設置条例ですか、保育所の縛る法があってそれに基づいてやっているんでしょうから、そう問題といたしますかな、問題ですか、しなくてもいいかもしれませんが、いと簡単に県の認可保育所になれるのかどうか。これをする場合に県といろいろ交渉したと思いますが、県は喜んで分所にしたのか、それともやはりこういう経過にならないように、等々の、いうようないわゆる折衝の中でどういう県との話し合いがなされたか。

それともう1点は、芝草分所の定数が19人と今定めるわけでありましたが、今までのへき地保育所であった場合の定員はいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。認可保育所でございますので、県と協議ということではそれは必要でございますが、昨年11月に県と協議をいたしまして、町の状況、芝草保育所の状況、野沢保育所の状況、職員室の問題等につきましても県等に全部お話を申し上げて、対策という部分でいろいろお話をさせていただきました。その結果、県としてもやはり1学年だけを保育するというのは好ましくはないということは県のほうからとも言われておりますが、町の状況等を勘案して協議の結果よろしいでしょうというようなことに

は、最終的には許可をいただいたということでございます。

それから定数の 19 名でございますが、この定数につきましても県のほうと協議をいたしまして、芝草保育所、二つの部屋を使って今回保育するわけですが、面積上は 30 人保育することが可能であります。ただ、分所であるということもありまして、分所であれば 20 人以内が定数としては好ましいでしょうというような指導がありましたので今回 19 名とさせていただきます。なお、従前の芝草保育所の定数でございますが、前は四つの保育室がございましたので、60 人の定数になっております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これは次の 7 号とも関係するわけですが、課長は今芝草保育所今まで定数 60 人、実際は 2 部屋だからとおっしゃいましたが、第 6 条では定員、それから第 7 条では入所定員が書いてないわけですが、知事の認可保育所は条例上、必ずこういう定員というものを明示しなくちゃならないのか、併せて関連しますので、へき地保育所の場合は条例上に定員を明示しなくてもいいのか、そこをお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 定数でございますが、第 6 条につきましては認可保育所でありますので認可保育所の認可を受ける際に定数が定められます。県に許可をいただく際に定員何人で設置したい旨の届出をするものですから、その人数を条例でも定めております。

へき地保育所につきましては、認可とかという部分がございませんので、面積に応じた定員を設置するということでございまして、特に条例上には定めろというような決まりがないものですから、今回定まっていないということでございます。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 この芝草のほうは今度分所になるわけですけど、給食とか料金のほうはどうなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。当然野沢保育所の分所でございますので、認可保育所でございますので給食は提供をいたします。なお野沢保育所内の給食室で作ったものを運んで提供するという形になります。

また、当然給食も提供いたしますし、基本的に野沢保育所でございますので料金については野沢保育所と同じ料金ということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、西会津町保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、案第 6 号、西会津町保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可

決されました。

日程第 7、議案第 7 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 7 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては来年 4 月から芝草保育所、野沢保育所と統合し、野沢保育所の分所として運営すること、及び平成 22 年度から閉所しております新郷保育所につきまして今後の有効活用を検討するために保育所としては廃止をするために条項を改めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて、条例改正案新旧対照表の 13 ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。

2 条は、名称及び位置を定めたもので、西会津町芝草保育所、及び西会津町新郷保育所の項を削除し、尾野本保育所と群岡保育所の 2 保育所の名称と位置とするものであります。

附則は施行期日であります。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 8 号、西会津町ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 8 号、西会津町ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正案の概要につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、本年 4 月に、西会津町社会福祉協議会より、屋内ゲートボール場、すぱ一く西会津を

譲り受けるにあたり、その活用を、周辺施設と一体的に管理、利活用ができるように、さゆり公園ふれあい交流施設の一施設として位置づけるために、条例の一部改正を行なうものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせまして、条例改正案新旧対照表の 14 ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町ふれあい交流施設条例の一部を次のように改正する。

第 3 条は、ふれあい交流施設内の施設を定めております。第 1 号はミニチュアゴルフ施設、第 2 号はフィールドアスレチック施設、第 3 号はふれあい広場施設であり、第 3 号の次に第 4 号として屋内ゲートボール場を加えるものであります。

次に、別表であります。それぞれの施設の使用料金を定めておまして、第 4 項に屋内ゲートボール場の料金を加えるものであります。ゲートボールで使用する場合とゲートボール以外で使用する場合の料金を定めているところでございます。

附則につきましては施行期日であります。この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、小柴敬君。

○小柴敬　これに関しましては夏期料金だと思っておりますが、冬季の燃料費等に関する規定は特には設けていないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　料金についてのご質問にお答えいたします。基本的に夏期料金で、これまでも料金設定しておまして、冬季についての料金設定はしてなかったということで、今回夏期料金の分だけを掲載させていただいたということでございます。

○議長　1 番、小柴敬君。

○小柴敬　それでは改めてお伺いしますが、冬季料金に関しては後ほどというか、使用の現場で請求をするというようなことで規定には載せなくてもよろしいんでしょうか。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　冬季料金についてのご質問ですけども、基本的に町の施設全体ですけどもそういった冬季料金については別途いただくというようなそういうことはしてないということでここに規定してないということでございます。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　改めて提示をみますと、ゲートボールで使用する場合とゲートボール以外で使用する場合ということで、以外となればどのような使用の、今まで使われてきたのかなど。あるいはどのようなことを想像して以内と以外とお分けになったのかということと、料金であります。ゲートボールで使用する場合は個人で 200 円、ほとんどゲームとしてやる場合には 1 チーム 5 人でしたっけあれ、ですからこういう個人というのはそう、私とすれば考えにくいのかなと思いましたが、これは規定上そういうこと考えられるからこのように掲示をしたというふうに理解をしていいのかどうかであります。お答えをいただ

きたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今までの利用の部分でございますので私のほうから答弁させていただきたいと思います。ゲートボール以外でございますが、今まで利用されたものにつきましてはテニスですとか、サッカー、あるいはソフトボール、バレーボールの練習等に使っておられたという経緯がございます。そういったことを想定しているということでございます。

それからゲートボール場で個人の使用という部分では、議員もおっしゃられましたように基本的には1チーム5人でやりますので、2チーム集まれば10人ということで団体扱いになりますが、1チームで練習する場合もございますので、その場合は個人でということでの料金であります。基本的には老人クラブの方が利用される場合は無料でございますので、個人の料金もあまりいただいたことはなかったというようなことでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 簡単に言います。この料金、早く言えば3千円とか、団体の場合6千円なんて取っておるんですけど、これで維持管理をするというお考えなんでしょうか。それと別に維持管理費というのは予算で組んであるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。この料金で、料金をいただいておりますが、年間だいたい20万から30万の収入がございます。それで当然運営は賄っていくことは無理でございますのでその分については町のほうから委託料等で支払っているということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以前、アスレチックのところに料金の設定をいかななものかということで質問させていただいた経緯があるんですが、今現在このやつと合せてみますと、特に新しく料金を3千円、そして以外の方6千円。今ここでみますと200円、ここに小さい子どもさん、アスレチックのほうにちょっと移りますけども、関連して、その際に少しでも取れないかということであったんだけど、保護者の方がついていってそこはいいでしょうというようなお話は聞かされましたが、そういったところも少し取っていただいてもいいんじゃないかという声もあったために、以前質問をさせていただいたわけです。

今ここに改めて出てきますと、これが結局は料金の設定なんだと。前はとったためにはこの料金では管理はできないということであったために、非常に利用する方にとっては非常に西会津の遊ぶ、遊技場というのは大変優れたところだなとほめてはおられた言葉を聞きました。だからこそ取っていただいてもいいんじゃないのかと。ここら辺を抜本的に改めていただいたほうがよろしかったのかなということで、私もこのやつを見て意見を述べさせていただいた。

○議長 まとめて言うてください。質問の趣旨をはっきりと。

○猪俣常三 200円というところに対して、アスレチックも入っているということであろうと思うから、そこら辺も入れていただけるかどうかをちょっと再度お尋ねだけ申し上げておきたいと思います。

○議長 質問の趣旨をはっきりしてください。今、ゲートボール場のことやっているんだ

から。

○猪俣常三　アスレチックのところも出てるということであつたから今関連してということでお話申し上げたので。

○議長　却下します。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第9号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町が管理しております法定外公共物、いわゆる赤道及び水路等の使用料の額について、消費税法及び地方消費税法の改正に伴い、率の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表の16ページをご覧いただきたいと思います。

第14条第2項は、使用料の額のうち使用期間が1カ月に満たないものについて規定するものでありますが、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、100分の105を100分の108に改正するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　この条例の改正は消費税分が変わるということかと思いますが、それで法定外公共物、いわゆる赤道とまた水路ですか、こういう実際に赤道を使用して使用料

納めたというような実績はあるのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 実際に、例えば水路、店舗等がありまして、大きな道路に出る際に水路がその間に走っているということで、そこを横断する際にそこを使用するための使用料ということで納めていただいているそういった実績はございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第10号、徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、東日本旅客鉄道株式会社と町が契約を締結しております、徳沢駅乗車券類簡易委託発売契約の解除に伴い、乗車券類を購入する際に運用しておりました同基金を廃止するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第10号、徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例は、廃止する。

次に、附則であります、施行期日でありまして、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これを廃止することによって、今まで利用していた方々にどういう影響があるのかなど。そこら辺もやはり説明をしておいていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。今回この基金条例の廃止といいますのは、J R 東日

本の新潟支社管内で唯一徳沢駅だけがＪＲで印刷した乗車券を使用してございました。４月１日より消費税アップに伴いましてＪＲでは印刷した切符の発行はもうやめだとかいうことでまず廃止になったということでございます。

徳沢駅につきましては、今まで手売りの切符で売っていたわけですが、平成１９年２月に駅舎内に自動販売機も設置されてございます。ということで乗車される方については影響はないということでございます。以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第１０号、徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号、徳沢・上野尻駅簡易委託業務運用基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。（１４時４６分）

○議長　再開します。（１５時１０分）

日程第１１、議案第１１号、平成２５年度西会津町一般会計補正予算（第６次）を議題とします。本案についての説明を求めます。併せて議会基本条例第７条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、地域連携力販売強化施設整備事業についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第１１号、平成２５年度西会津町一般会計補正予算（第６次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります、年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、各種事務事業費の精査を行うほか、国の平成２５年度補正予算事業として採択されました防災対策推進学校施設環境改善交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金などを新規に計上したところであります。この他、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度へ繰越して実施できるよう繰越明許費の設定をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成２５年度西会津町の一般会計補正予算（第６次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５９１万５千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４億１,９３２万１千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。10ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。1款町税、1項1目個人町民税1,750万円、2目法人町民税150万円、2項1目固定資産税159万円、3項1目軽自動車税90万円は、それぞれ見込みによる増であります。

9款地方交付税、1項1目地方交付税213万円は、本年2月6日に成立いたしました平成25年度国の補正予算により追加交付となったものであります。

11款分担金負担金、1項分担金、2項負担金につきましては、電気通信格差是正事業分担金等について、確定等により減額するものであります。

次に、12款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、それぞれ見込みによる調整をするものであります。

次に、12ページをご覧ください。

13款国庫支出金、1項4目災害復旧費国庫負担金667万円の減は、本年度道路河川にかかる災害復旧事業がなかったことによる減であります。2項3目土木費国庫補助金1,766万2千円は社会資本整備総合交付金、4目教育費国庫補助金2,983万5千円は防災対策推進学校施設環境改善交付金、7目農林水産業費国庫補助金610万1千円は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金につきまして、それぞれ国の平成25年度補正予算事業として採択が決定したことによる増であります。

次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金136万円の減は、国民健康保険、保険基盤安定負担金の減などであります。2項1目総務費県補助金1,238万円の減は、携帯電話等エリア整備事業や再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業の確定による減であります。

次に14ページをご覧くださいと思います。

3目衛生費県補助金280万円の減は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一般財源化によるものなどであります。4目労働費県補助金296万円の減は、緊急雇用創出基金事業の確定によるものであります。5目農林水産業費県補助金448万6千円の減は、新規就農者確保事業など各種事業の確定による調整であります。9目災害復旧費県補助金230万円の減は、本年度農地農業用施設及び林業施設にかかる災害復旧事業がなかったことによる減であります。3項5目教育費委託金358万2千円の減は、教育費に係る各種委託金の確定等によるものであります。

次に、16ページをご覧くださいと思います。

15款財産収入、2項1目不動産売却収入140万円の減は、土地の売却がなかったことによるものであります。

16款寄附金、1項2目ふるさと応援寄附金は実績による増であります。

次に、17款繰入金、1項1目住宅団地造成事業特別会計繰入金1千万円の減は、住宅団

地の分譲がなったことによる減であります。2項7目駅簡易委託業務運用基金繰入金 300万円の計上であります。先ほど議案第10号でご議決をいただきました同基金の廃止に伴う原資の繰入れであります。

19款諸収入、5項4目雑入638万6千円の増は、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算によるものなどであります。

次に、18ページをご覧くださいと思います。

20款町債、1項1目辺地対策事業債、2目過疎対策事業債、3目災害復旧事業債は、それぞれ事業費の確定等に伴い調整を行なうものであります。5目一般補助施設整備等事業債、6目公共事業等債、7目全国防災事業債は、国の補正予算事業として採択を受けたそれぞれの事業に充当するため、新規に計上するものであります。

次に、19ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

まず、1款議会費につきましては、一般事務経費の調整であります。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費423万4千円の減は、臨時職員に係る経費の減であります。5目財産管理費5,519万8千円の追加は、今次補正に係る財源調整の結果、財政調整基金へ5,565万1千円を積立することなどであります。6目企画費706万2千円の減は、携帯電話等鉄塔施設整備事業や再生可能エネルギー設備等設置事業などの確定によるものであります。10目ふるさと振興費965万6千円の減は、太陽光発電施設等設置事業など各種事業の確定等によるものであります。

次に、22ページをご覧ください。

2項徴税費、3項戸籍住民登録費、4項選挙費につきましては、それぞれ事業費の確定等による減であります。

次に、25ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費539万8千円の減は、国民健康保険特別会計への繰出金の減などあります。3目老人福祉費390万9千円の減は、後期高齢者医療特別会計繰出金など各種事業の確定等によるものであります。

次に、26ページの5目障がい福祉費211万6千円の追加は、障がい者事業全般にわたる事業費の調整であります。2項1目児童福祉総務費306万3千円の減は、子育て医療費サポート事業の実績見込みによる調整などあります。

次に、27ページの4款衛生費、1項2目予防費422万9千円、4目健康推進費223万9千円の減は、それぞれワクチン接種に係る委託料や各種健診に係る委託料の確定等によるものであります。

次に、28ページをご覧ください。

5款労働費は緊急雇用創出基金事業の確定による減であります。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費183万4千円の追加は、各種事務事業の確定等による調整と国の補正予算事業として採択を受けました商業団地A区画に整備する地域連携販売力強化施設整備事業に係る実施設計委託料を新規に計上するものであります。なお、本事業につきましては、議会基本条例第7条の規定に基づき、別に説明資料を提出しておりますので、後ほど担当課長より詳しく説明を申し上げます。

次に、31ページをご覧くださいと思います。

7 款商工費につきましても、各種事務事業の確定等による調整であります。

次に、32 ページであります。8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 1,187 万 9 千円の追加は、今冬に係る除雪委託料の追加などであります。4 目橋りょう維持費 3 千万の追加は、国の補正予算事業を受けて実施いたします町道野沢西林上小島線の川浦橋修繕に係る工事費等であります。

次に、33 ページをご覧くださいと思います。

9 款消防費につきましても、消防ポンプ購入費の確定等に伴い減額するものであります。

次に、10 款教育費、1 項 2 目事務局費 1,427 万 9 千円の追加であります。その内容につきましては、34 ページをご覧くださいと思います。25 節で小中学校交流基金に 2 千万円を積立するほか、各種事業について確定等により調整をするものであります。

次に、36 ページをご覧くださいと思います。

3 項 1 目中学校の学校管理費 8,625 万 3 千円の追加であります。国の補正予算事業採択によりまして、中学校施設における天井等落下防止対策事業を新規に計上するものであります。この他、4 項社会教育費、5 項保健体育費につきましては、各種事業の精査により調整するものであります。

次に、38 ページ、39 ページの 11 款災害復旧費につきましては、いずれも現年災害がなかったことによる減であります。

次に、12 款公債費につきましては、借入利率の精査による地方債償還利子の減であります。

次に、6 ページにお戻りをいただきたいと思います。

6 ページでございますが、第 2 表繰越明許費であります。今次の補正は、国の補正予算事業の交付決定の遅れや年度末に国の補正予算事業が決定したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費の次世代自動車充電設備設置事業 784 万 2 千円につきましては、当初予定した機種の製造中止に伴い、新機種の選定と高圧受電設備の仕様が本年 1 月から変更となったことにより、設計に時間を要したものであります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費の社会福祉施設整備事業 1 億 380 万円は、民間事業所によります小規模介護施設開所が次年度に延長となったことから、施設整備と開設準備に係る補助金を繰越しするものであります。2 項児童福祉費の子ども・子育て支援新システム構築事業 893 万 2 千円は、平成 27 年度からの制度改正に伴うシステム改修ですが、システムの仕様がまだ決定されないことから、次年度に繰り越して改修作業を行うものであります。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費の地域連携販売力強化施設整備事業 1,230 万円につきましては、平成 25 年度国の補正予算事業採択に伴うものであります。2 項林業費の林道開設舗装改良事業 2,992 万 9 千円は、林道岩井沢檜木平線の橋りょう上部工工事請負契約について、施工業者の技術者確保が難しく、入札が不調となったことによるものであります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費の町道改良舗装事業 1,545 万円は、町道野沢柴

崎線 3 号橋の下部工におきまして、本年度の社会資本整備総合交付金事業の事業費枠の決定によりまして、下部工の事業費が確保できなかったことから、先の 12 月議会定例会で債務負担行為の設定をお願いしたところであり、その発注が年度末になったことによるものであります。次に、橋りょう改修事業 9,219 万 2 千円は、町道明神橋線の明神橋耐震補強工事において、河川管理者との協議に時間を要したこと、また町道野沢西林上小島線の川浦橋修繕工事について、国の補正予算事業で採択を受けたことによるものであります。

次に、10 款教育費、3 項中学校費の天井等落下防止対策事業 8,874 万円につきましても、国の補正予算事業等の採択に伴うものであります。

次に、第 3 表地方債補正であります。まず（１）は追加で、いずれも国の平成 25 年度補正予算事業採択に伴う新規計上であります。まず、一般補助施設整備等事業費は限度額を 610 万円、公共事業等費につきましては限度額を 1,050 万円、全国防災事業費につきましては限度額を 5,880 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に（２）は変更であります。それぞれ辺地対策事業費及び過疎対策事業費について、事業費の確定等により、限度額を調整するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

次に（３）は廃止であります。災害復旧事業費につきまして、予定した事業がなくなったことから廃止をするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 11 号関係資料、地域連携販売力強化施設整備事業についてご説明申し上げます。お手元の資料に沿いましてご説明させていただきたいと思っております。

まず 1 の背景でありますけれども、地域連携販売力強化施設の整備予定地である商業団地は、平成 15 年 4 月に分譲を開始しました。これまで、道の駅指定に伴う国土交通省などへの売却などにより、現在のところ分譲可能な区画は A 区画のみとなっております。

平成 16 年には、商業団地の中核施設である、よりっせがオープンし、さらに道の駅の指定も受けたことから、年間 30 万人を超えているなど、現在、町の活性化の拠点となっております。

しかし、よりっせは国道 49 号を往来している通行車両の一部を一時的に滞留させる効果はあるものの、西会津町内や野沢まちなかへの誘導までには至っておらず、既存の商店街への経済的な波及効果は、限定的であり、よりっせへの集客力をいかした施設整備や活用方法が課題となっております。

2 の整備に向けた検討経緯であります。まず（１）の商業団地 A 区画活用方針検討委員会を平成 22 年度に立ち上げまして、よりっせの集客力と商業団地 A 区画の活用を組み合わせ、地域経済の活性化が図られるよう、これまで明確でなかった整備方針と活用方針を決定したところでございます。

整備方針としましては、個別分譲ではなくテナント方式とする。

二つ目の活用方針は、道の駅よりっせを核とした統一感のある商業団地を目指し、もう

一度来たくなるような店舗づくりと野沢のまちなかへ誘客が図れるような施設とするということでございます。

(2)の商業団地A区画整備検討委員会ですけれどもこの整備方針と活用方針を踏まえまして、平成23年に商業団地A区画整備検討委員会を設置いたしまして、施設整備に係る基本計画を策定したところでございます。

基本計画の内容といたしましては、施設のコンセプト、施設、建物の外観、レイアウト、概算事業費の算定等でございます。

資料としまして外観のイメージ図を添付させていただいたところでございます。

基本計画委託先については記載のとおりでございます。

続きまして(3)の補助事業導入の検討でありますけれども、基本計画の策定を踏まえ、平成25年度においては施設整備に向けた補助事業の導入について、特に、特産品等の販売促進、食材の提供などの施設が整備可能な補助事業の有無について、県など関係機関と協議を行った結果、農林水産省所管の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、地域連携販売力強化施設をA区画に整備することといたしました。

この活性化プロジェクト交付金の導入に向けまして平成25年度におきましては、県や東北農政局と協議を進めてきたわけでありまして、去る2月14日に同交付金の対象計画に認定されまして、2月18日付けで、平成25年度国の補正予算の割当内示があったところでございます。

続きまして(4)の事業の目的でありますけれども、本施設の整備によりまして、町の情報発信機能の強化や、広域的な連携による交流人口の増加を見込むほか、農林業従事者の生産意欲を高め、6次産業化・ブランド化を推進する拠点施設として整備し、地域経済の活性化と雇用機会の増加を図ってまいります。

(5)の事業費等でございますけれども、施設整備にかかる事業費ということで、まだ概算ではございます。概算事業費としまして、全体でありますけれども、2億1,546万9千円ほどを見込んでおります。この度補正予算に計上させていただいたわけいですけれども、平成25年度、国の補正予算に採択されましたので、実施設計費としまして事業費1,230万円を計上させていただいているところでございます。

この事業につきましては繰り越しいたしまして平成26年度に実施する予定でございます。そして平成27年度には建物の事業費ということで2億316万9千円を計上しているというようなことでございます。なお、この事業の補助率は2分の1でございます。

(6)の施設の設備内容であります、一つとして町の特産品であるミネラル野菜や米、菌茸類などの農林産物の直売所の整備、二つ目として農林産物の消費拡大につながる加工品等の販売や食材を提供する店舗等の整備を図ってまいる考えでございます。

3の類似施設ありますが、会津地域において、同じ活性化プロジェクト交付金を活用して、整備または整備予定の施設ありますが、一つとしまして現在仮称であります、道の駅あいづゆがわ・あいづばんげでございます。平成26年10月頃オープン予定であると聞いております。

二つ目として、これも仮称であります、道の駅いなわしろということで、これも猪苗代町内に予定しているというようなことでございます。

4の総合計画への位置づけであります。西会津町総合計画において、大区分、豊かで魅力あるまちづくり、中区分、商工業の振興、小区分、商店街整備に道の駅を商業活性化の拠点として、その魅力を高めていくとともに既存商店街への誘客を進めますとの内容で位置づけられております。

5の関係法令等ではありますが、国の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律でございます。

6の今後の予定等ではありますが、平成26年度におきましては、商業活性化施設整備検討委員会、現在立ち上げておりますけれども、その中におきまして入居者の選定、管理運営形態などの検討、さらに実施設計の策定を進めていくこととしております。

そして平成27年度には建物の施設整備を予定しております。そして平成28年度の夏ごろにオープン予定というようなことでございます。なお、これまで商業団地A区画の施設整備につきましては、商業団地造成事業特別会計に予算を計上していたところでありますけれども、このたび農林水産省の補助事業で実施することになりましたので、今次の一般会計の補正予算の農林水産業費に計上させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　それでは何点かお尋ねします。まず歳入のほうの町税から、今回増額補正になっておりますけれども、これは見込みによるということではあります。このプラスになる要因はどんなものがあるのかお尋ねをいたします。

それと歳出にいきまして2款総務費の財産管理費、財政調整基金積立金5,565万1千円積み立てるということありますけれども、通常ですと積み立て後の金額等をお示しいただいておりますが説明なかったで金額はどれほどになっているのかお尋ねをいたします。

それと4款の衛生費、予防費と健康推進費の中ですべてこれ減額の補正ですが、このワクチンの接種事業、これだけワクチンを接種する方がいなかったということでありましょうし、検診の委託料がすべて減額になっているというのは検診を受ける方が予定より少なかったということではありますけれども、この要因は果たしてどういうことであるのかお尋ねをします。

それと、8款土木費の中で道路維持費、今回除雪委託料1,500万円の増額補正になっておりますけれども、今年はどなたに聞いても例年よりもずいぶん雪が少ないというお話をされます。町長も以前お話したときに今年は除雪費足りるかなというような思いでいたということではありましたけれども、この除雪委託料、かかるのはいたし方ありませんが、なんでこのぐらいの雪で1,500万もの増額補正をしなきゃいけなかったのか。

次の橋りょう維持費、橋りょう修繕工事で川浦橋、国の補正が認められたからということではありましたが、私思うに川浦橋よりももっと危険そうな橋りょうが町内にはあると思うんですが、この川浦橋を改修工事するようになった経緯をお知らせしていただきたい。

あと、10款の教育費、学校管理費の中の天井等の落下防止対策工事、これも国の補正予算が認められたということで今回補正しておりますけれども、この吊り天井の落下防止とい

うのは震災後ずいぶん以前に話題になって、私は中学校の学校の天井というのは安全なもんだと思っていたんですが、改修工事が必要だということでありましょうから安全でなかったという思いでおりますが、これは以前から分かっていたけども、できなかったということで理解していいのか、その点をまずお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まず1点目の町税の補正についてのおただしにお答えいたします。今回、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税それぞれ増額補正でございますが、まず要因の第1点目としましては、当初予算編成時に見込み徴収率ということで個人町民税ですと普通徴収が95パーセント、特徴が98パーセントで見込んでございました。それがだいたい99パーセントくらいになる見込みということで今回増額補正となったところであります。

法人町民税につきましては、毎年税額がかなり増減してございまして、25年度の当初予算編成時にある程度堅く見積もっていた分がありまして、そこまで落ち込まなかったということで今回増額補正をさせていただきました。法人町民税につきましては、24年度の決算額よりも若干落ち込む予定でございます。

固定資産税につきましては先ほど申し上げた見込み徴収率、当初96パーセントで見込んでございましたが、98パーセント確保できるということで増額補正です。

軽自動車税につきましても徴収率の分、それから最近軽の四輪自動車の登録が増えてございまして、26年度の当初予算も軽自動車税伸びてございますが、そういった要因で増額補正になったということでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財政調整基金の残高見込みについてお答えをいたします。今次補正後の見込みでございますが、11億4,503万3千円となる見込みでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 4款衛生費のワクチン接種及び検診の減額の要因でございますが、まず予防接種のワクチン接種緊急促進事業委託料につきましては、これは子宮頸がん小児肺炎球菌、それからヒブワクチンという三つの予防接種の事業でありましたが、今年度より定期接種化になったということで、この事業の部分につきましては全額落とさせていただきました。ただ、予防接種やっている方おいでになりますので、その分を上る予防接種委託料135万2千円の増加ということで計上しております。ただ、実際減額になっておりますが、これにつきましては子宮頸がんにつきまして、後遺症等が発生したことがあって、国のほうで積極的接種をしないというようなことでありまして、その子宮頸がんの接種者がほとんどいなかったということによる減額でございます。

それから検診の委託料の減額であります。今回多くの検診で減額になっておりますが、当初予算の際は昨年度より検診者が増えるということでの計上をしてございましたが、今年につきましては残念ながら昨年とほとんど同人数の検診率になっておりまして、その分で増加するということが要望した分が今回減額になったというのが主な要因でございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず除雪の委託料の増加についての要因についてお答えいたします。ま

ず要因につきましては、まず燃料費の高騰による燃料費の単価アップと除雪運転手の単価のアップ、これが一つです。そのほか本年につきましては、雪がまとまって降る回数が多かったということで、除雪作業したときに拡幅作業等が今年度はちょっと多かったというようなことで除雪費の委託料が増えたというようなことでございます。

あと橋りょう修繕のことで川浦橋の選定についてのご質問にお答えいたします。橋りょうにつきましては今町では橋りょう長寿命化計画を立てております。その中でまず幹線道路を中心としての橋りょう整備について計画を立てております。今この野沢西林上小島線については一級町道になっておりまして、その中でも損傷が一番進んでいるというようなことでこの川浦橋を選定いたしました。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 中学校費の天井等落下防止の対策工事についてであります。これにつきましては、議員もご存じのように東日本大震災によりまして吊り天井であったものがかなり落下をして危険があったということを受けて事業をするものでございまして、実はこの事業については平成 25 年の 8 月に国土交通省の技術基準の交付を受けまして文部科学省が平成 27 年度までにこの吊り天井については改修、もしくは撤去をするようなことで事業をつくったものでございます。

今次、平成 25 年度の国の補正予算に有利な形で出たものですから、これまで手をを上げていた中で何とか今回内定をいただいたというものでございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、検診料の減額に関しては今年は増える予定であったけども昨年並の件数であったので減額補正をしたということでありますが、これは再三検診受診率 100 パーセントを目指そうというようなスローガンの中でやっている中で、実際それなりの取り組みしたと思うんですが、なんで昨年並の受診率になったか、その辺大変疑問なのでその点お尋ねします。

それとあと、除雪費、要因として燃料、あとはオペレータ等の経費がアップしたと、あとは雪がまとまって降ったからこれだけ増額補正しなきゃいけないということでありますが、昨年と比べると燃料費等はそんなに上がっていないという感じを私はしてるんですが、本来であれば今年みたいな雪の少ないときに補正をしなきゃいけないというのはそもそも当初予算のあり方がどうなのかなというところまで私は考えてるわけなんですけど、これをいま一度説明していただきたいと思います。

あと中学校の吊り天井に関してですが、これは私今回初めて危ない天井だったなというふうなことで気がつかされたわけですが、これは実際 25 年の 8 月の時点ではじめて分かったのか、あるいは保護者等にはそういう周知はしていたのか、その点をもう一度お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 検診の受診率が伸びなかった要因はということでございますが、検診の受診につきましては例年今の時期、2 月、3 月にかけて保健指導員さんを通して意向調査ということで皆さん受診の意向を調査するわけですが、その際は結構申し込みはあるんですね。その後実際の受診になった段階でやはりいろいろ仕事の用事ですとかそ

ういったものでなかなか受診率が予定した人よりも下がってしまうというような傾向がございます。

この辺につきましては、今年度につきましては、次年度以降この辺をもう少し向上させるために専門的に受診をしてもらうような受診勧奨のことを強く指導していきたいというふうに考えておまして、今年度につきましてはこういった結果になってしまった。当日の都合とかによって結局受診率は伸びなかったというようなことでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪費のご質問にお答えいたします。まず、除雪の1時間当たりの単価につきましては若干ではありますが、燃料費も上がっておりますし、オペレータの単価については今年度相当上がっているということで、1時間当たりだいたい10パーセント程度上がっているということでございます。

あと、除雪費の当初予算のとり方ということでございますが、なにぶん除雪につきましては天候次第で雪が降るか降らないかというようなことでなかなか予想が難しいということで、とりあえず当初予算についてはこれだけ取るというようなことで取らせていただいたということでございます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 中学校の吊り天井の件でございますが、西会津中学校は平成12年、13年ということで比較的新しい施設でございますが、その当時の基準には十分建築基準法で合致しているというものでございました。東日本大震災はそれを超えるはるかに大きな地震であったということから、これまで基準を見直しをいたしまして、その見直しをした結果、やはりこれについてもその基準を満たしていないということが分かったために今回やるというようなことでございますから、それでなお保護者へのというお話ですが、これについて分かったのが先ほど基準指定が25年の8月ですので、特に保護者の方にはお話をしておりませんが、これについては当然基準に合致したものにやはり改修すべきということでございますので今回やらせていただくというような事業でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほど質問したいと思います。まず住宅団地1千万減、これは売れなかったということですが、これは毎年問題のように上がります。その中で昨年は申し込みはあったけど実際に来て見て売れなかったと、断念した方がいらったのか、それともそういう状況ではなかったのか、その点伺いたいと思います。

それから道路の問題と檜の木岩井沢線、林道ですね、そのときは総務課長の説明では難所な点があるかと。それで断念されたのか工事が中止だと思いますが、2,992万9千円が繰り越しになったということですが、その内容についてもう少し説明をお願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 住宅団地についてのご質問でございますけども、住宅団地につきましては当初2区画を販売しようというようなことでいろいろ新聞や広告等も出しましてPR活動をしたり、またお盆やあと鶴見区や世田谷区にイベントなどに行ったときに積極的にPR活動やったり、また今回は体験ツアーというようなことで首都圏から田舎暮らしなどを

してみたいという方々に実際にそういう住宅団地などを見ていただいたりとか、そういったことを、PR活動などをしてきたわけですが、結果的には販売に至らなかったというようなことでございます。

実際に現場を見たいという方につきましては、今年度はございませんでした。ただ、2、3人から電話等、また資料の請求等あったわけですが、実際には販売までには至らなかったというような状況でございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 岩井沢檜木平線のご質問にお答えいたします。今回の岩井沢檜木平線につきましては橋りょう工事でございます。これにつきまして入札を一度かけましたが、技術者の配置ができないというようなことで各業者入札しないということで不調となりました。

それで各業者に聞き取りを行いましたところ、国の発注する大型予算が一段落すれば技術者の確保もできるというようなことで、今年になりまして入札をかけまして日本サミコンというところが落札いたしました。今の時期に入札がずれ込んでしまったもので、今年度内の完成が見込めないということで繰越明許をお願いするものでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 住宅団地のことで、去年は今のお話の方はなかったそうではありますが、本当に売ったり買ったりするのはPR、当然町側でも一生懸命やってらっしゃるという説明がありますが、隣近所の人が私ここに住んでいる。ここいいとこだよというところのね、そういうものがあれば案外つながる、売れたりなんかするところがあります。

それはなぜそんなこと言うかということ、住んでいる方のサービスの関係、この冬なんかも、これは町が一生懸命面倒みてもらっていますよ、この住宅団地は。いろんな目で見守ってもらっていますよという、そういうものがあればPRのほかに、ある方がやっぱりそういうところでは欠けているというものを伺ったことありますので、やはりそういう行政の努力とPRの努力はもちろんですが、やはりせっかくの住宅団地でありますから、行政側の夏、冬、四季にわたっての見守り、そして住んでる方のいろんな面での気づかいがあればもっと販売力につながるんじゃないかなと。

あと販売力のもう一つの点は、やっぱり今残っているのはだいたい北向きです。北向きは皆さん嫌われます。それは日照の関係であります。その今までずっと売れない土地を同じスタイルでやっていいのかという考えがあります。少し斜めに設計ができればどういう方向になるのかとか、そういう今までの従来の設計どおりの建て替えのあれではどうなのか、そういう建て方への問題と地元に対するサービスの問題、もう一度伺います。

あともう一つは、檜木平の線ですが、私は今説明受けた中では技術者の確保が難しいということであったと思います。昔あそこは生活道路で、堀越から岩井沢に登って檜木平に生活道路があったというところでその林道がつながっているんだろと思いますが、技術者の確保ができなかったというのは設計が難所があって、そういう人じゃないとやれなかったのか、難しい設計だからやれなかったのかというところを、そうでないのか、私の解釈が間違っていたらそういうところもう一回修正してください。

○議長 時間を延長します。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　住宅団地についてのご質問でございますけども、本当に今住んでいる方々、そういった方々がですね、住んでよかった、そしてそういうことが周りの方々に広く口伝てで広げていただければそういった形でPRになるんじゃないかというようなことでございます。当然せっかくこういう西会津に遠くから来ていただいた方もいらっしゃいますので、そういった形で住んでよかった住宅団地になるように、われわれもコミュニケーションをよくしてですね、そういったできるものからサービスなどをしていきたいなと思っております。

あと北向きの今の団地の構成につきましては、どういうやり方がいいのか、そういうことについてはほかの団地なども参考にしながらいろいろと企画立案してみたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　岩井沢線のご質問にお答えいたします。技術者の配置ということでございますが、これは請負業者が建設業法に則りましてその各現場に有資格を持った技術者を配置しなくちゃならないというそういう法律がございまして、その定めによりまして技術者を配置するにはその会社の資格のある技術者が足りないということで辞退したというようなことでございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　私も何点かお尋ねをいたします。まず、歳入であります、16ページですか、不動産売却収入、土地の売却収入が予算すべて売れなかったというわけですが、これはどこでどういう要因で売れなかったのかと、140万円。

それから町債であります。公債費がいわゆる5、6、7と補正前の額が0円で今回国の補正予算で起債が認められたということでありますが、今の補正予算に伴って三つの起債というものができたのかどうか。じゃなければ、今まで5、6、7の起債を町で使ったことがあるのかどうか。それをお尋ねをします。

それから歳出であります、20ページであります。一番下、委託料で温泉施設管理で211万円、さゆり公園管理133万円ということでこれ増であります、なぜ今次で増しなくちゃならないのか。これは指定管理者があつて、年度当初にその1年間の管理料を委託しているはずでありますから、なぜこのようになったのかということを聞いておきます。

それで、繰越明許費にいくわけですが、民生費の社会福祉施設整備事業、これが遅れているからというわけですが、私も説明聞くまでこの予算見ても出てこなかったのではなと思っていまして、そこへ建てなさる、遅れているからだということでの、これは当初予算でこの補助といいますか、その金額は算定して載せたと思っております、それが年度の最後にすべてといいますか、繰り越しをしなくちゃならないというのはやはりこれは予算の性質上、私はおかしいと思う。これが本当に単純なる繰越明許かと、事故繰越明許になるような当初計上したのがすべて繰越しなくちゃならないというのは、私は、今までこういうことはなかったと思っておりますし、こういうのはやっぱ異常であるというふうに言わざるを得ませんがそこら辺をもう少し説明をしていただきたいということと、あとのそれ以外は今の補正予算の関係で今の予算にも計上されてありますし、それが繰越明

許ということでありますから分かります。

それで、繰越明許に関して直接予算的には現れておりませんが、例えば工事請負実施状況ですか、それをみますと、例えば甲石地区の水道工事が10月16日に発注してあって3月31日で完成しなくちゃならないのが3月1日現在では40パーセントだと。町道漆窪線の舗装工事は10月29日に発注してあって、竣工が3月25日、進捗率は10パーセントだと。

約款を見ますと検査、引き渡しということあるんですね。工事が完成したときには通知をして、そしてそれに基づいて検査をして、そして検査に合格しないときには補修工事をして、それでもって完了だということでありますから、確実にこの3月31日に、3月25日に町へお渡しできるのかな。確実にそのように計算をして、何をして、契約どおりに工事ができるというならばそれでいいですが、こういうことはままありますので、年度末の、言葉は悪いですが、年度末のあれで最終、一回ね、ケーブルテレビの仕事で機器ついてから聞こえない不具合が何件かあって、7、8月までその対応したことがあるんですよ。

ですから、これは監査委員にお願いをしたいわけではありますが、やはりこういう年度ぎりぎりの工事については監査をしていただいて、適正にこれが執行されておるかというのを監査していただきたいなとお願いをしておきます。

せっかく地域連携販売力、議会の基本条例に基づいてはじめ説明していただいたのに一つも質問しないなんて失礼なことではできませんので、お尋ねしますが、いわゆるこの施設の面積といいますか、平米がでていませんが、これはどうしてかなという疑問を持ちました。それで、各この事業費等で概算事業費が2億1,546万、で、交付金対象事業費で2億1,500、その下の交付金でまた1億、町債で、と、概算事業費とこれらを足すと合わなくなってしまうわけですが、ここら辺どういう事業費の、何といいますか、からくりという言葉正確ではありませんが、どうなっておるのかと。

それともう一つ、やはりこれをつくることによって町の経済の活性化に役立たせていくんだというような強い意思がないと、なかなか今湯川村に大きな道の駅ができるというようなこともあって、なかなかきちとした計画を立てていかないとテナント方式でもという心配があるわけですが、余計な心配するなというならばそれだけでありますが、そこら辺も併せて、もっとこれをするによってどのような経済効果が現れるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず、販売力強化施設の建設であります。これは今の道の駅の実際販売面積を見てみますと、本当に地元産と言われる販売のスペースというのはもうあのままでは限られてしまうと。そういうことであれば、やっぱり、見附市でしたね、まったくこれと同じスペースで実は見附市のところについても私見てまいりました。

まさに地元産を野菜を取り扱い、そしてスペースも本当にゆったりして、そこには道の駅の店長の窓口もあって、そして情報発信のところもあって、ああ、これからはこういうことで地元産と、そして町をもっとPRする場所のスペースができるということは、これからの西会津町をもっともっと広くする意味においては、道の駅の容量を拡大をしていく必要があるんだなというふうにつくづく感じてきたわけであります。

これまでA区画というと私たちのイメージ、今までそうだったんですが、テナントで入ってくれる人ばかりをお願いをして、そしてそこに何かしらの店舗があつて、という考え方でずっときておりました、そこからなかなか脱却できなかった。あるいはなかなかテナントに入る人もいなかった。結果的にA区画あのままの状態であつたわけです。

今後、今、長谷沼議員が言われたとおりですね、坂下、そして湯川であれだけ大きな道の駅ができる。そしてもう猪苗代の道の駅もだんだんと土地も求めてくる状態になっているという話を聞いております。

ここでやっぱり西会津町ならではの特色ある道の駅というものをここでやっぱり打ち出していかなければ、これから道の駅だけでやっていけるというのは非常に難しいだろうと。ほかにはない西会津町の新しい道の駅構想と、そしてこれからミネラル栽培もそうでありますが、どんどんと作った方々が直接持ってきて、そしてそこに販売ができる、こういうスペースをですね、ぜひつくっていくことがこれから生産者の拡大にもつながっていくんじゃないかというふうにお互いの相乗効果を狙う一つの方法としてこういうところに切り替えていこうじゃないかということで考え方を持って今回整備に当たっていきいたいということとであります。

ですからもっとやっぱり情報発信というものも、先ほど言われたように、もっとしっかりこの西会津のイメージというものを打ち出していく必要があるというふうに思っておりますので、ここをできると同時にもっと西会津のPRというものを、どういう形でやるか、これから一生懸命皆さんと相談をしながら打ち出していきいたいというふうに思ってます。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　私のほうからは2点ほどお答えをさせていただきます。まず第1点目が土地の売却収入でございますけれども、これにつきましては徳沢の駅前の分譲地でございます、当初1区画ほど見込んだわけでございますが、残念ながら売却のあれがなかったということでございます。

それから、町債についてのご質問でございますけれども、議員がおただしのように、この5目の一般補助施設整備等事業債、それから6目の公共事業等債、7目の全国防災事業債、この三つにつきましては平成25年度の国の補正予算事業で採択を受けた事業に充当するというところでございますので、今回新規に計上をお願いしたということでございます。

それから、かつてこういった起債を活用したことがあるかということでございますが、5目の一般補助施設整備等事業債につきましては、国の平成24年度の補正予算事業に採択をいただきました防火水槽について過去に充当したということでございます。

6目の公共事業等債、それから7目の全国防災事業債につきましては今回初めてということでございます。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　それではさゆり公園の振興公社に委託しております温泉施設管理委託料とさゆり公園管理業務委託料の増額についてでありますけれども、議員おただしのように、今振興公社は指定管理者ということで24年度から26年度まで3カ年間指定管理者として管理運営をお願いしているところでございます。

業務委託料につきましてもその指定のときに3カ年間同一金額というようなことで委託

料を支払っているわけですが、今回増額させていただきましたのは、今年重油関係がかなり値上げしているということで、委託料を積算した当時と比べますと 20 円近く単価が上がっておるということでありまして、その差額分を町で今回負担するという事で委託料も増額になったわけでございます。

それと合せまして電気料も、今年 9 月からかなり値上げしたものですので、電気料にかかるその差額分を今回町のほうから負担するというようなことで増額分を今回計上させていただいたというようなことでございます。

それから地域連携強化販売施設ですが、面積につきましてですけども、これあくまでもまだ基本計画の概算ということでありますけども、基本計画で今施設、どの程度の施設がいいのかということで設計していただいたわけですが、だいたい 730 平米ほどの平屋建てということで今設計を組んでもらっているところでございます。

当然これから入居者の選定とか、それから委員会とか開きまして具体的にどんな施設づくりがいいのかとなってくるので、具体的な実施設計は来年度以降になりまして、具体的な数字が出てくるのかなということでございます。

それからあと交付金と町持ち分が、2 分の 1 なんですけども、合わないわけですが、これは補助対象基準単価ですか、これが農林水産省のほうで決まっております、平米当たり 29 万というのが上限にされているものですから、その基準で積算したところ、町持ち分のほうが若干多くなっているというような、そういった数字になっているところでございます。以上であります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 社会福祉施設整備事業の繰越明許の件についてお答えをいたします。今回のこの繰越明許の理由につきましては、先ほど総務課長が説明申し上げましたように、用地買収、用地整備等に日数を要したために工事の着工が遅れたことにより、当初予定の今年度中に完成ができなくなり、来年、この 2 月に工事着工したわけですが、完成につきましては来年の 8 月ということになったことによりまして今回繰越明許ということとさせていただきます。

なおこの事業、補助金でございますので、補助金につきまして県の補助もいただいております。県の補助を町がそっくり窓口になって交付するというような形でございますので、県のほうとも協議をいたしました。県から交付決定したのは 4 月で、町のほうでも 5 月上旬にこの事業の補助金の交付決定出しております。

その後、この 8 月にこういう状況で最終的には今年度中の完成はできないということでありましたので、その時点で県と協議いたしまして、こういう理由であれば繰越明許の理由にもなるので、変更の申請を出していただいて工期の変更等をした上で繰越明許をするようにということで県のほうとも協議済みでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なお、道の駅で町長から答弁いただきましたが、これから一生懸命取り組んでいってほしいなと思います。

6、7 年前、伊藤町長も議員のとき、私は同じ委員会で寒河江のチェリーランドという道の駅に行ってきました。あそこはトップクラスの賑わいを見せているなという感じを持

ってきましたが、あそこの経営者は民間の会社の社長だということでした。それはそれとして、その帰りに高畑町の道の駅にお寄りしたときに言われたのは、道の駅もこれから競争社会だよ。つくったから、今までいたからと安閑としてはおられませんよというようなアドバイスを受けてきましたので、そこら辺もきちっと捉えて立派な施設、そして町の発展につながるようにご期待を申し上げておきます。

概算事業費は2億1,546万で済むのかどうかということなんです。交付金で1億、町債で1億、交付金対象事業で2億1,500万ですか、ここら辺が分からないわけでありまして。

あといわゆる啓和会の関係であります、これはここで何で遅れたかなどというのは議論するところでありませぬから言いませんが、やはり当初計画したのは順調に進めていくというのが担当の仕事でありますので、そこら辺は心にとめていってほしいなと思います。

もう一つ気になっておるのは、これ、消費税が5パーセントのときの決定であります。で、いざ仕事となると4月以降にかなりの仕事のベースがくるわけでありまして、その3パーセント上がる分はどんなふうな処理といいますか、どういうふうになるのかなと疑問でありますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 施設整備にかかる概算事業費ですか、この金額がこれでいいのかというふうなお話であるわけですが、今回提示させていただきました2億1,500万につきましては、あくまでも本体部分、補助事業にかかる本体部分だけを今回概算事業費としてここに記載させていただきました。当然これから具体的な実施設計から始まってくると、例えば今現在あるよりっせと新しい施設とのジョイント部分とか、それから裏の駐車場の舗装部分とか、その他そういう外構部分が出てくるわけですが、今回それらはまだ積算しておりませんので、今回あくまでも本体部も建築部分だけ、補助事業にかかる事業費だけを上げさせていただいております。

外構部分についてはもう少し実施設計のほうと、入ったときに積算させて、またご報告させていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 繰越明許費の関係についてお答えいたします。まず、基本的に先ほども言いましたが、この補助金につきましては県の補助金でありまして、町につきましては県との協議をしながら進めていくことが肝要かなというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

あと交付金の消費税の関係でございますが、これにつきましては、基準事業費でありまして、工事費に対する補助ではございませんで、建設することに対しての補助金でありますので工事費がいくら変わろうが補助金額は変更はございません。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、3パーセント分はこれをやるという事業主の負担になるということで理解をしいいいわけですね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 そのとおりでございます。事業主が負担するということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 12 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)の調製についてご説明いたします。

ただいまも一般会計補正予算のご審議の中でご説明申し上げましたように、商業団地につきましては現在のよりっせと商業団地 A 区画の活用を組み合わせ、地域経済の活性化を図るべく A 区画に施設を整備すべく作業を進めているところでございます。

平成 25 年度につきましては、商業活性化施設整備検討委員会を組織し、有利な補助事業の導入や先進地研修を行うとともに、農林水産省の補助事業の採択に向けて、県、国と協議を進めてきたところでございます。

この結果、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の対象計画に決定され、施設整備に係る実施計画策定料について平成 25 年度国の補正予算の割当内示が示されたところであり、今次一般会計補正予算に計上したところでございます。

今後のスケジュールとしましては、先ほども申し上げましたように、平成 26 年度に実施設計に着手し、平成 27 年度施設を整備してまいりたいと考えております。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 25 年度西会津町の商業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、49 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,349 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

4 ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入であります。2 款繰越金、1 項 1 目繰越金 49 万 4 千円の増額であります。前年度繰越金であります。

次に歳出であります。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 49 万 4 千円の増額であります。繰越金の増額分を予備費に

充当いたしました。

以上、歳出合計で 49 万 4 千円を増額し、128 万 2 千円とするものであります。

なお、先ほど一般会計でも申し上げましたように、施設整備に係る事業費については、農林水産省の補助事業で実施することにより、今次一般会計補正予算に計上させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上のとおりであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 25 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　議案第 13 号、平成 25 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

はじめに、補正の概要について申し上げます。

住宅団地の分譲につきましては、本年度当初 69 区画中、17 の未分譲区画がありましたことから、新聞等への広告やふるさとまつり、お盆等でのピーアール、将来、福島県への定住や二地域居住を考えている方が訪れる、東京都にある福島ふるさと暮らし情報センターにおける情報提供や、さらには世田谷区や横浜市鶴見区等で開催されるイベントでのチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいりましたが、分譲販売に至らなかったことから、歳入では土地売払収入を減額するとともに、歳出では一般会計への繰出金をはじめ、関係する経費を減額するものでございます。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 25 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,232 万 2 千円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ 174 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な内容であります、事項別明細書でご説明を申し上げます。

4 ページをご覧ください。まず、歳入であります、2 款財産収入、2 項 1 目不動産売却収入 1,383 万 7 千円の減額であります。これは、当初 2 区画の分譲収入を見込んでおりましたが、分譲販売に至らなかったことから、減額するものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 152 万 4 千円の増額であります。これは、前年度繰越金を追加計上するものであります。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入 9 千円の減額であります。これは、団地内街路灯電気料の受益者負担分の減額であります。

以上、歳入合計で 1,232 万 2 千円を減額し、174 万 3 千円とするものであります。

次に 5 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 1,232 万 2 千円の減額であります。

これは、事業費の確定見込みによる報償費、旅費、需用費等の減額及び一般会計繰出金の減額であります。

以上のとおりであります、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　結果として 2 区画分譲予定だったのが販売できなかったということで残念なことでありますけれども、結果ですからしょうがない。歳出の中で、だから分譲にかかる経費、当然削減されてくるのは当たり前なんです、この役務費の中の広告料、これが減額になっている。この広告料というのは販売するのためにかける経費であって、これは売れなかったから減額になるというの私ちょっと理解できなかった。当初予定していた広告がうてなかった何か理由があるのか、その点をお尋ねします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　広告費についての質問でありますけれども、それぞれ予定しておりましたお盆期間中、ふるさとまつりとかそういったときの広告については支出させていただいたわけですが、例えば新潟県のほうへの広告とかそういったので一部出さなかったようなところがございます。それからあと首都圏のほうの雑誌等ですね、そういったところにも本来掲載すべきところを掲載できなかったというようなそういったことで減額させていただいたということであります。

○議長　8 番、多賀剛君。

○多賀剛　そういうことでありましようけれども、やっぱり広告費というのは販売する上での一つの策でありますから、これはやっぱり計画した以上積極的にやっていく。それがやっぱりこの団地の分譲の促進につながると私思いますので、どういう理由でやらなかったかというのわかりませんが、これからは計画した広告費なんかは、結果どうあれかけるべ

き経費だと思いますので、その線を推進していただきたいと思いますし、もう一回、何でこれ、新潟に行かなかったのか、首都圏でできなかったのか、その辺をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 確かに議員おっしゃるとおりそういった分譲販売を促進するためにそういった広告関係は大変重要な役目を果たしているというようなことでございます。そういった面で今回そういったところへ広告を出さなかったというのは大変ちょっとうちらとしても落ち度があるのかなというふうには責任を感じているところがあります。今後は、そういった、もう少し広告等、PRしながら積極的な販売につなげていきたいなというふうを考えております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第14号、平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)の調製について説明申し上げます。

今次の補正につきましては、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成25年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,336万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。まず歳入です。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 2 千円の増額です。排水設備工事費貸付金基金利子の確定による増額です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 85 万 1 千円の減額です。歳入と歳出を調整いたしまして、不用となった額を減額させていただきました。

7 款諸収入、2 項 1 目弁償金 36 万 2 千円の減額です。町道下條線道路改良工事に伴う、マンホールポンプ制御盤移設工事費確定による減額です。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 90 万円の減額です。事業費が減額になったことによる減額です。

7 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 111 万 3 千円の減額です。浄化センター管理委託料及び排水設備工事費貸付基金利子確定による減額です。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 100 万円の減額です。町道下條線道路改良工事に伴う、マンホールポンプ制御盤移設工事費確定による減額です。

4 ページにお戻りください。

第 2 表地方債の補正について説明させていただきます。

変更でございます。下水道事業費補正前限度額 3,460 万円から 90 万円減額し、3,370 万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　一般会計では温泉施設、さゆり公園委託料がプラスでありました。下水道会計ではマイナスということですが、そこら辺、燃料費、電気代で一般会計では値上がりしたというわけですが、なぜ 110 何万も減額したか、そこを説明してください。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　浄化センターの管理委託料についてのご質問にお答えいたします。浄化センターの管理委託料につきましては、管理する会社と 3 年契約で入札を行いまして管理委託料を決めておりまして、その入札の差金ということで 111 万 3 千円の減額になったということでございます。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　3 年の契約ということだということで、それじゃ、3 年目でこの減額となったのか、そうすると 3 年間の契約でこれが初年度であるならば 2 年後、3 年後以降もこういうふうになるのか、この 3 年間の契約と今回の減額との関連とといいますか、関係とといいますか、それを飲み込み悪いのでちょっと分かるように説明してください。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　予算につきましては、当初 3 年の設計を組みましてそれを 3 分の 1 ずつ割って 1 年ごとのそれを出すわけですが、契約自体は 3 年の契約ということで入札をかけ

まして年度ごとにそれはお支払いするということでやっておりますので、当初は設計で予算を計上したわけですが、それより入札で安くなったもので、年度ごと 3 分の 1 ずつ割りましてそれが今年度は 111 万 3 千円、請差が出たということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 3 年の契約となれば、それこそ繰越明許とか、なんだっけ、次の年の、そういう予算になるのじゃないかなと、俺も、ど忘れしちゃうんだけど、そこら辺。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この 3 年契約につきましては、条例で西会津町長期契約を締結することはできる契約を定める条例ということで、ここであつておりまして、これにつきましては長期継続契約を締結ができる範囲を定めるものということで、建物付属設備の保守に関する契約等についてはこれで長期の契約ができるという定めになっております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 思い出したわけですが、いわゆる債務負担行為、当初で予算を計上して 2 年目、3 年目は債務負担行為でやっていくというのが会計の原則ではないかなという気がするわけですが、そこら辺はどうですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 会計処理の関係でございますので私のほうからお答えをさせていただきます。これにつきましては本来であれば会計年度独立の原則ということで、その年の契約につきましてはその年度の予算に計上されたものを契約ということになりますけれども、その例外規定として長期継続契約の規定が自治法の中にごございます。それに基づきまして条例でその条項を定めることによりまして、長期継続契約が可能ということでございますので、22 年の 3 月の議会におきましてこれをご議決いただいたということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 25 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 15 号、平成 25 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算

(第2次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましても、年度末を迎え所要額の調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

平成25年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,739万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

5ページをご覧ください。まず歳入です。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金3万9千円の減額です。事業費が減額になったことによる減額であります。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金9千円の減額です。これも事業費が減額になったことによる減額であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金155万8千円の減額です。歳入と歳出を調整いたしまして、不用となった額を減額させていただきました。

7款町債、1項1目下水道事業債100万円の増額です。事業費確定により、起債対象額が確定したことによる増額です。

6ページをご覧ください。歳出です。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設60万6千円の減額です。工事費について、精算見込み額に合わせて調整をさせていただきました。

3ページにお戻りください。

第2表地方債の補正について説明させていただきます。

変更でございます。下水道事業費補正前限度額870万円から100万円増額し、970万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　事業費そのものがマイナスになったのにもかかわらず、確定で事業費が減ったと。また確定によって起債が100万増額したと。ここら辺の関連といいますかな、理解しにくいわけであります。この地方債を100万増額になった分、特定財源のその他でこれ減っておると見ているわけですが、それで間違いがないか。その他の財源というのは何の財源か。と、この起債で借りるよりも、その他の財源でやるよりも起債を起したほうが町の財政にはプラスになるからこういうことしたのか。めったにないようなことと見まし

たので、この際でありますから詳しく説明してください。時間は気にしないでやってください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。この起債が増額になったというのは工事を実施しておりまして、当初見ておりませんでした仮設費等につきまして、矢板とかなんか打って仮設をやらなくちゃならないわけなんです、それについては当初起債の対象でないというように事でしたが、よく調査した結果それも起債の対象になるというようなことで、それは当初は一般財源で見えておりましたが、それが起債の該当になるということで、一般会計繰入金のほうから入れていただいたわけなんです、それにつきましては起債の対象になるということで起債を100万円増額させていただいたということでございます。

その他の財源につきましては、一般会計から繰り入れていただいた繰入金を充当しております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会いたします。(17時04分)

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月14日（金）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 課 長	成 田 信 幸
町民税務課長	新 田 新 也	農業委員会長	斎 藤 太喜男
健康福祉課長	渡 部 英 樹	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子
商工観光課長	大 竹 享		
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第8号）

平成26年3月14日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第16号 | 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第2 | 議案第17号 | 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次） |
| 日程第3 | 議案第18号 | 平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第4 | 議案第19号 | 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第5 | 議案第20号 | 平成25年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次） |
| 日程第6 | 議案第21号 | 平成26年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第7 | 議案第22号 | 平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第23号 | 平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第24号 | 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第25号 | 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第26号 | 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第27号 | 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第28号 | 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第29号 | 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第30号 | 平成26年度西会津町介護保険特別会計予算 |

日程第16 議案第31号 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算

日程第17 議案第32号 平成26年度西会津町水道事業会計予算

日程第18 議案第33号 平成26年度西会津町本町財産区特別会計予算

延 会

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会……〔議員控室〕(第1会議室)

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 おはようございます。平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

監査委員、新井田大君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 16 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 16 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算でありますことから確定額や支出見込額でそれぞれ精査し、所要額を調整したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 25 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 350 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 22 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 170 万 7 千円の減額、及び 2 目普通徴収保険料 73 万 5 千円の減額は、保険料徴収見込みによる減額であります。

2 款繰入金、1 項 2 目保険基盤安定繰入金 105 万 8 千円の減額は、7 割、5 割、2 割等の保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金で確定によるものであります。

次に、歳出であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 350 万円の減額は、保険料と保険基盤安定負担金が減少したことにより広域連合への納付額も減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点だけお尋ねをいたします。特別徴収保険料、それから普通徴収保険料で
すか、これがともに減額となっておりますが、この減額になった要因というのはなん
ですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保険料の減額になった要因でございますが、まず一つは当初予算では所得等が確定しておりませんでしたので、概算で当初予算で計上しております。その後所得等の確定により本算定をして課税するわけでありましたが、昨年よりも若干所得が落ちて軽減世帯とかが増えてきたというような部分があることから今回減額になったということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いわゆる後期高齢者の加入の人数でございますが、ここ 4、5 年どのような状況にあるのかなと、横這い、あるいは微増、微減、それがどういうふうにして変化しているかということと、年内で当初と最後とで異動といいますか、お亡くなりになってやめなされる人、それから新しくお入りになる人、年齢到達して、そこら辺もつかんでおられればお答えしていただきたい。

350 万円、これが確定で減ということです。そこで、人数もこの減に影響しているのかなと。あるいはそれぞれの医療費が安くなったのかなと、思ったよりかからなかったのかと二つ考えられるわけでありましたが、そこら辺も併せてお答えをしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 後期高齢者医療の西会津町の加入者の増減ということでございますが、まず、この後期高齢者医療につきましては 75 歳以上の方が第 1 号被保険者ということで加入されておりますので、ここ数年若干減少傾向にございます。高齢化率は増えてはいるんですけども、75 歳以上の人口につきましては亡くなる方もおられるということで若干ずつではありますが、減少傾向にあるということでもあります。

年内の増減ということであります。大変申し訳ございません。ちょっとデータ今持っておりませんので申し訳ありませんが、それについてはご了承願いたいと思いますが、今回 350 万円納付金が減額になったということにつきましては、この納付金につきましては今言った、集めた保険料と先ほど申しましたように保健基盤安定基金ということで軽減になった世帯の軽減分を県と町で、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 負担することになっておりまして、その分で先ほど申しましたように 105 万 8 千円の減額になったということでありまして、今回のものは医療費との関係ではないということでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今年の加入者の増減につきましては後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 17 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 17 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定・診療施設勘定ともに、最終補正であることから、確定額や決算見込み額でそれぞれ調整し、所要額を調整したものであります。

事業勘定につきましては、歳出の一般被保険者の療養給付費負担金及び高額療養費負担金が大幅に減額になったことから国庫補助金の普通調整交付金と県支出金の県財政調整交付金も減額となっています。そのほかは交付金額等が確定したことによる調整であります。

また、第三者行為にかかる損害賠償が確定しましたので雑入に計上しております。

剰余分につきましては、予備費に計上したものであります。

施設勘定につきましては、診療収入は、今後の状況も見込み調整しております。

また、地域医療連携ネットワークシステム事業の変更に伴い、歳入で県補助金、歳出でシステム改修委託料備品購入費を減額しております。

そのほか、骨密度測定装置の額の確定、消耗機材費等の減額調整をし、財源不足分を予備費で調整したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 25 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,540 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,826 万円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,973 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,353 万 3 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

9 ページの事業勘定の歳入をご覧いただきたいと思います。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 139 万円の減額、2 目退職被保険者等国民健康保険税 23 万 6 千円の減額であります。いずれも、徴収見込によるも

のであります。

10 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 104 万 8 千円の増額は、確定によるものです。2 項 1 目財政調整交付金 1,464 万 4 千円の減額は、歳入の一般被保険者療養給付費と高額療養費の減に伴う普通調整交付金の減額と駐車場整備にかかる特別調整交付金の増額などであります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 1,308 万円の増額は、退職被保険者療養給付費等の増額に伴う交付金の追加であります。

11 ページ、6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金 1,032 万 7 千円の減額は、歳出の一般被保険者療養給付費と高額療養費の減に伴う普通調整交付金の減額によるものであります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 676 万 4 千円の減額は、80 万円以上の高額療養にかかる国保連合会からの交付金で確定によるものであります。2 目保険財政安定化事業交付金 667 万 4 千円の減額は、30 万円以上 80 万円未満の高額療養費による国保連合会からの交付金でこれも確定によるものであります。

12 ページをご覧ください。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、771 万 2 千円の減額であります。一般会計からの子育て医療費や保険基盤安定繰入金などの減額であります。

11 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 861 万 1 千円の増額は、交通事故にかかる医療費に対する損害保険会社等からの第三者行為による損害賠償金であります。

13 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 36 万 1 千円の減額は、それぞれ見込による事務費等の調整であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 2,992 万 1 千円の減額及び 2 項 1 目一般被保険者高額療養費 1,300 万円の減額は、昨年の 6 月から 11 月までの一般被保険者にかかる医療費及び高額療養費が、見込みにより大幅に減少したことによるものです。

次に 14 ページをご覧ください。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 155 万 1 千円の減額、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 30 万 7 千円の追加は、80 万円以上の高額医療費及び 30 万円以上 80 万円未満の高額医療費の暦年の給付実績による拠出金であります。確定によるものであります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 120 万円の減額は、国保被保険者にかかる特定健診委託料の減額であります。

15 ページをご覧ください。10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 704 万 9 千円の増額は、前年度の返還金等の確定による追加であります。2 項 1 目診療施設勘定繰出金 366 万 9 千円の追加は、特別調整交付金の施設勘定への繰出金の増額で、駐車場整備にかかる分であります。

11 款予備費、1 項 1 目予備費 947 万 7 千円の増額は、歳入歳出の調整を行なった結果余剰額を予備費としたものです。

次に、17 ページの診療施設勘定をご覧いただきたいと思います。

歳入であります。1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 757 万円の減額、2 目社会保険診療報酬収入 255 万円の減額、4 目後期高齢者医療診療収入 272 万円の減額、5 目一部負担金収入 351 万円の減額は、医師 4 人体制による患者数の増額を見込んでいたものでありますが、昨年度よりは増加をしておりますが、今年度につきましてはインフルエンザ等の患者も少なく、見込んだほどの増加が無かったことによる減額であります。

3 款県支出金、1 項 1 目 2,485 万 2 千円の減額は、竹田病院や会津医療センターと連携を行なう、地域医療連携ネットワークシステム事業のうち、画像連携部分を削除したことによる減額であります。

18 ページ、6 款繰入金、2 項 1 目事業勘定繰入金 366 万 9 千円の増額は、駐車場整備にかかる特別調整交付金の増額であります。

19 ページ、9 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 270 万円の減額は、骨密度測定装置の購入価格の決定によるものであります。

20 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 21 万 6 千円の減額は、事務費の調整によるものであります。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 2,703 万 8 千円の減額は、地域医療連携ネットワークシステム事業にかかるシステム改修委託料の減額等によるものです。2 目医療用消耗器材費 258 万円及び 3 目医薬品衛生材料費 200 万円の減額は、注射器や検査試薬などの消耗品や、点滴、ワクチンなどの医薬品の所要額を調整したものであります。

5 款予備費、1 項 1 目予備費、歳入及び歳出を調整した結果、歳出の財源として不足する 790 万 1 千円を減額するものであります。

次に 6 ページに戻っていただきたいと思います。

第 2 表地方債補正、変更であります。

起債の目的は過疎対策事業費で、限度額 2,730 万円を 270 万円減額して 2,460 万円にするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 21 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　まず、事業勘定の歳入の部分で、国保税のそれぞれの徴収率はいかほどになったのか、当初の計画と比べてどうなのかをお示しいただきたい。

それと診療施設勘定の中のいわゆる診療収入が減額になっているんですが、医師 4 人体制になって診療収入はこれ増えるんじゃないかなという思いあったんですが、インフルエンザ等の流行がそれほど流行しなかったという説明ありましたが、なんでこれほど診療収

入が減額になったのか、もう一度その辺を分かりやすくご説明していただきたい。

あともう一つ、地域医療連携ネットワークシステム、これ県の 10 分の 10 の補助事業でいわゆる診療所の画像を竹田病院、あるいは会津医療センターに送ったり、あるいは診療所から予約を取るというようなことで大変われわれはいいシステムだなと期待していたわけなんですけど、先ほどお尋ねしたら町民の利便性は変わらないんだということでありまして、なんでこれが減額になってこの事業ができなくなったのか、その辺をもう一度お尋ねをいたします。以上であります。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まず国保税の徴収率についてのご質問にお答えいたします。徴収率、今年度まだ確定はしてございませんが、24 年度の実績でいきますと一般被保険者分で 97.11 パーセントの実績でございました。それから退職被保険者分で 97.54 パーセントの実績でございました。今回 25 年度 6 月の本算定の際に見込みの徴収率ということで一般被保険者は 95 パーセント、退職被保険者は 97 パーセントということで税率の算定をしてございます。若干昨年度、今現在でありますけど、昨年度並みの徴収率はだいたい確保できる見込みでございまして、若干ちょっと下がっていますけども、本算定時の徴収率は確保できる見通しでございます。

なお、今次補正で一般分で 139 万、それから退職分で 23 万 6 千円の減額の補正ということで提案をさせていただいておりますけども、これにつきましては、被保険者の異動、例えば国保から社保に異動したと、そういった部分の減額補正でございましてご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 私のほうからは 2 点のご質問にお答えをいたします。まず、診療収入の減についてのおただしでございまして、先ほど説明でも申し上げましたように、昨年の収入よりは若干増えてはございます。ただ、先ほども言いましたように今年は本町にとっては大変いいことなんですけど、インフルエンザにつきましては本町で現在ほとんど患者さんが、数名はおりますが、そんな流行はしていないという部分がありまして、患者数が減って、そういう流行り病への患者数が減っているという部分と、あとはやはり全体的に町内の人口が減っておりまして、人口が減っておるとことはやはりそういう患者数につきましても減ってきているというようなことが原因なのかなと。西会津の場合他町村から来るというのはあまりないものですから、町内の人口の減が影響しているのかなということでもございます。

それから地域医療ネットワーク事業の変更についてでございますが、本ネットワーク事業につきましては平成 23 年から実施をしております、へき地診療所の医師の負担軽減を図るため竹田総合病院ですとか会津医療センターとつなぐことによって病院と診療所が患者情報を共有することができるというネットワークを構築するというようなものでありましたが、今回今年度事業としましては病院紹介、診療所から竹田ですとか、会津医療センターへ紹介した場合、その紹介した患者の画像、レントゲンですとか、CT の画像を見に来る、竹田ですとか会津医療センターから画像を見に来るといった画像連携という部分、それから反対に竹田総合病院ですとか会津医療センターを退院された方が西会津診療所に通

院された場合、その病院での医療経過をこちらから見に行くというもの、それから紹介状の送付、それから受診予約というような四つの項目について連携をする予定にしておりました。

その中で今回、病院紹介時の画像連携について今回はこの事業から落とさせていただきました。それにつきましては、先ほど言いましたようにレントゲンとかＣＴの画像を向こうから見に来るということだけでありまして、その見に来る件数につきましては月 10 件程度でございますし、ということで件数も少なく、その画像連携については今後の維持管理経費も年間 120 万程度かかるということもありまして、診療所の先生方とも相談したのですが、調査画像をＣＤ化して持参していただく。そのことで今連携するシステムと同様のサービス提供ができるということがありましたので、今回その部分を削除させていただいた。それが 2,485 万 2 千円という大きな減額になったということでございます。

○議長　　８番、多賀剛君。

○多賀剛　　いわゆる画像連携システム、私は画期的なことだなと思っていたわけです。今健康福祉課長の話を聞きますと、何ら今までと変わらない状況に戻るのかな。今までだって診療所で撮ったレントゲンなりをフィルムを持って行ったりなんかして紹介状と一緒に上位の病院に行っていたということではありますが、それが単なるＣＤとかなんかに代わるだけなのか。私は診療所であるデータを、ＣＴの画像とか何かを、今おっしゃった竹田病院とか会津医療センターに行って、そのドクターが診療所のデータを見ながらできるのは大変町民にとっていいことなのかなという思いでいたので、何だか今の説明私だけかもしれませんが、よく理解できませんですのでその辺をもう一度お願いします。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　それでは地域医療ネットワーク事業についての再質問にお答えをいたします。先ほど申し上げましたように、今回画像連携につきましてはＣＴ画像、それからレントゲン画像、内視鏡とかエコーとかデジタル化したデータを向こうの病院から見に来ますということであったわけなんです、その構築に 2,400 万という費用がかかるということでございます。

その後の維持管理につきましても年間 120 万程度かかるということでもありますし、５年後にはまたコンピュータ、パソコン関係でございますので更新が必要になってきます。更新の際にも今回かかる予定の 2,400 万の更新費用がかかることになるわけですが、それにつきましては補助事業がないということで診療所の全額持ち出しという部分が出てまいります。

そういったことも勘案しまして、今回ＣＤを持っていくことで同等のサービスは提供できるということでございまして、今回につきましてはこの事業から削除させていただいたということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長　　暫時休議します。（１０時３５分）

○議長　　再開します。（１０時３６分）

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　地域医療連携ネットワークシステムの変更についての部分について再度申し上げたいと思いますが、本事業につきましては今回画像連携システムという部分を削

除させていただきましたが、この画像連携システムにつきましては診療所にあるデータを竹田病院ですとか会津医療センターのほうに画像データを送るということではなくて、病院のほうから見に来るといような、西会津診療所にあるデータを回線を使って見に来るといようなシステムでありました。ですので、結局今回見に来るデータを持っていくということで基本的にはサービスに何ら変更もないということであります。

それから、今回のシステムの変更につきましては会津、南会津地域医療連携ネットワーク協議会というところで協議をしております、その中でこの画像連携につきましては他の診療所、金山ですとか昭和ですとか、その他ほかの診療所についても今回の画像連携については取り入れないということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　　8番、多賀剛君。

○多賀剛　　私の認識不足もあったんでしょうから、簡単に言うと今回のこのシステムは県の補助事業で10分の10、全部システムを構築してもランニングコストを考えたときにそこまでやる必要はないという、簡単に言えばそういうことなんでしょうね。件数、あるいは何年後かの改修にかかるお金を考えればやらなくしたということでもありますか。そう理解します。終わります。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第18号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　議案第18号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要につきましては、消費税引き上げに伴う支給限度額見直しに対応するためにシステムの改修が必要となることから、改修にかかる費用と補助金等の計上、及び介護給付費を現在の給付状況から精査し調整したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成25年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,198万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

5ページをご覧ください。歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料10万6千円を増額は、第1号被保険者の滞納繰越分の保険料が納入されたことによるものであります。

2款国庫支出金、2項4目介護保険事業費補助金48万8千円を増額は、消費税引き上げに伴う支給限度額見直しに対応するためのシステムの改修にかかる補助金であります。

6款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金21万1千円の減額は、事務費繰入金の減額であります。

次に、6ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費97万7千円を増額は、消費税引き上げに伴う支給限度額見直しに対応するためのシステム改修にかかる委託料であります。3項2目認定調査等費70万円の減額は、認定調査委託料の減額であります。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費170万円の追加、3目施設介護サービス給付費200万円の減額及び6目居宅介護サービス計画給付費200万円の追加等につきましては、要介護認定者にかかるサービス給付費で、これまでの実績から今後の見込みによる増減でございます。2項1目介護予防サービス給付費100万円の減額、2目地域密着型介護予防サービス給付費68万円の減額等は、要支援1・2の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費の見込みによる減額であります。3項1目審査支払手数料3万円の増は、審査件数の増加による追加であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから18号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、18号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第１９号、平成２５年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第２次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第１９号、平成２５年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第２次）の調製についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましては、飲料水供給施設拡張事業について、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成２５年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第２次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額は増減はしない。

繰越明許費。

第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第１表繰越明許費による。

２ページをご覧ください。

第１表繰越明許費であります。１款水道費、１項簡易水道費の飲料水供給施設拡張事業、９６３万円であります。青坂飲料水供給施設を拡張し、甲石地区に飲料水を供給する事業がありますが、拡張にあたり関係機関との協議と標高差があるため減圧方法の検討に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めないことから、繰越明許をお願いするものであります。

これをもちまして、説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第１９号、平成２５年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第２次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号、平成２５年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第２次）は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第２０号、平成２５年度西会津町水道事業会計補正予算（第２次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 20 号、平成 25 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

本会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

第 1 条、平成 25 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 25 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。

第 1 款水道事業収益、既決予定額 1 億 4,772 万 6 千円を 61 万 3 千円増額し、1 億 4,833 万 9 千円といたします。

その内訳ですが、第 2 項営業収益について同額 61 万 3 千円を増額し、1 億 164 万 8 千円とします。

次に支出です。

第 1 款水道事業費、既決予定額 1 億 4,772 万 6 千円を 61 万 3 千円増額し、1 億 4,833 万 9 千円といたします。

その内訳ですが、第 1 項営業費用について同額 61 万 3 千円を増額し、1 億 705 万円とします。

2 ページをご覧ください。

平成 25 年度西会津町水道事業会計補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の収入です。

1 款水道事業収益、1 項 3 目その他営業収益 61 万 3 千円の追加です。県道大久保野沢停車場線側溝工事による支障管移設補償費の増額です。

次に支出です。

1 款水道事業費、1 項 1 目原水及び浄水費 21 万 3 千円の追加です。電気料金の追加でございます。

1 項 2 目配水及び給水費 40 万円の増額です。配水管修繕のための追加でございます。

3 ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで、説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 本町の水道管についてはもう 40 年近くなるというようなことで耐用年数とありますが、そういうことが言われ、更新を急ぐということ言われてきたわけですが、新年度からそれに向けた新しい計画を立てるというようなことになりました。それで、今まで、やはり毎年のように水道管の漏水による事故が起きてきたわけですが、25 年にはどのくらいの件数がありましたか。

それと、あとは下水道工事をやるに伴って水道管があれば随時交換しているというよう

なことを今までやってきたわけですが、25 年度においてはどの程度その更新がなされたかお伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 上水道におきます25年度の漏水事故につきましては17件でございます。
なお、下水道等によりまして配水管の更新は333メートルでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、平成25年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成25年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第21号、平成26年度西会津町一般会計予算から、日程第18、議案第33号、平成26年度西会津町本町財産区特別会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、高橋謙一君。

(事務局朗読)

○議長 議案第21号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第7条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、こうのとりのサポート事業補助金及び広葉樹林再生事業についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第21号、平成26年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

平成26年度当初予算の編成にあたりましては、発生から4年目を迎えた東日本大震災及びそれに伴う東京電力・福島第一原子力発電所事故が、未だ収束をみていない状況の中で、政府においては、引き続き、震災からの復興・再生と原子力発電所事故による風評被害払拭などを最優先としつつ、強い経済の再生なくして財政再建はないとの認識に立ち、早期のデフレ脱却による強い経済の実現を目指しているところであります。

また、経済の再生により社会保障の財源確保が可能であるとの判断に立ち、本年4月1日から地方消費税を含む消費税の税率を5パーセントから8パーセントに引き上げることを決定したところであります。

こうした中、国における平成26年度の予算編成にあたりましては、8月に閣議決定され

た中期財政計画や概算要求の基本的な方針では、平成 25 年度予算に引き続き、民需主導の経済成長と平成 27 年度の財政健全化目標の双方を達成すべく、税収等の動向を踏まえ、優先度の高い施策について効率化・重点化を図る姿勢を示したものの、公共事業費や社会保障費など、さらなる増額により、平成 26 年度一般会計の当初予算案は過去最大の 95 兆 9 千億円で閣議決定されたところであり、その財政構造は依然として国債に頼る予算編成となり、国における財政再建は極めて厳しい状況となっているところであります。

一方、県におきましては、復興・再生の進展に伴う財政需要の見通しが流動的である中、復興に向けて必要な財源確保が課題であるとともに、消費税率や労務単価の引き上げ、また、社会保障制度改革に伴う歳出の増加が見込まれるため、あらゆる方策を講じて財源確保に努めることとしております。

このような状況の中で、本町の平成 26 年度当初予算の編成にあたりましては、施行 7 年目を迎える町の憲法、まちづくり基本条例に基づき、町民・議会・行政の三者が、それぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを進めていく協働のまちづくりを、より一層推進するため、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念とする総合計画に基づき、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安全・安心の推進の三つを重点目標として、町民の皆さんの暮らしに直結した各種事業を各方面にわたり計上するとともに、特に「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマに、定住促進と交流人口の拡大を、総合的かつ強力に推進していくことといたしました。また、平成 27 年 4 月開設の西会津小学校新校舎建設及び移転経費といたしまして、総額 10 億円を超える事業費を計上し、万全を期すことといたしました。

これらの財源といたしましては、町税や地方交付税、国・県支出金、町債などを見込みましたが、地方交付税については地方財政計画に基づき大幅な減額も見込まれることから、最終的には財政調整基金より 4 億円を投入し、予算編成を行ったところであります。

この結果、平成 26 年度一般会計の総額は 63 億 5,500 万円で、前年度比 3 億 3,200 万円、率にして 5.5 パーセントの増となり、昨年引続き 60 億円を超え、過去最大の大型かつ積極型予算となったところであります。

なお、町の財政状況についてであります。昨年 9 月議会定例会でも申し上げましたように、国が示す地方公共団体財政健全化法等に基づく健全化判断比率は、全て適正値の範囲内で推移しているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、安定で持続可能な行財政運営の構築を図るため、町独自に中長期的な財政計画と公債費負担適正化計画を策定し、健全財政の維持に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、平成 26 年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 26 年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63 億 5,500 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。事前に予算書と一緒にお配りいたしました当初予算資料、平成26年度西会津町歳入歳出予算総括表、この資料でございますけれども、この平成26年度西会津町歳入歳出予算総括表で説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページは歳入であります。

その主な内容であります、1款町税5億6,330万4千円、前年度と比較いたしまして1,318万9千円の減であります。これは個人町民税、たばこ税、固定資産税などの減額によるものであります。

2款地方譲与税8,600万円、3款利子割交付金90万円、4款配当割交付金40万円、5款株式等譲渡所得割交付金30万円、6款地方消費税交付金7,800万円、7款自動車取得税交付金1,800万円、8款地方特例交付金70万円、これらにつきましてはいずれも県の予算編成指針等を考慮し計上をしたものでございます。

次に9款地方交付税25億6,806万5千円であります。前年度と比較いたしまして3,498万8千円の減で見込んだところであります。このうち普通地方交付税につきましては23億7,806万5千円であります。

地方財政計画におきましては1.0パーセントの減額であることを踏まえ、本町における単位費用の多くの費目においてそれぞれ減額で調整をしたところでございます。

二つ目の特別地方交付税でございますけれども、1億9千万円を計上してございます。前年度と同額でございます。この特別交付税につきましては、その年の特殊財政事情により交付額が増減いたしますことから当初予算においては前年同額で計上をさせていただきました。

次に10款交通安全対策特別交付金70万円、こちらにつきましては地方財政計画等を考慮し前年同額で計上してございます。

次に11款分担金負担金2,260万6千円であります。保育所運営費負担金1,656万9千円などが主なものであります。

12款使用料及び手数料1億4,519万4千円であります。ケーブルテレビ使用料5,594万2千円、インターネット使用料2,737万9千円、町営住宅等使用料3,821万6千円などで

あります。

13 款国庫支出金 8 億 5,873 万 4 千円であります。障害者福祉費負担金 5,402 万 8 千円、児童手当給付費負担金 5,384 万 9 千円、公立学校施設整備事業負担金、小学校の新築事業でございますけれども、4 億 1,509 万 3 千円であります。臨時福祉給付金、こちらにつきましては消費税増税に伴う低所得者への支援でございますけれども 3,537 万 5 千円であります。同じく子育て世帯に対する臨時特例交付金であります、767 万 6 千円であります。

次に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 610 万 2 千円、社会資本整備総合交付金、町道整備にかかる交付金でございますが、2 億 3,100 万円、都市再生整備計画事業費交付金 1,340 万円、学校施設環境改善交付金、こちらは小学校のグラウンド・ビオトープの整備にあたる交付金でございますが、1,080 万円などが主なものでございます。

14 款県支出金 4 億 9,045 万 3 千円であります。前年度と比較いたしまして 1 億 3,700 万ほど減額でございますが、こちらは平成 25 年度民間事業所による小規模介護施設整備にかかる補助金が 1 億 500 万ほどあったことによる大きな減額でございます。

県支出金の主な内容でございますが、市町村生活交通対策事業補助金、生活バス対策の補助金でございます、1,173 万 7 千円、電源立地地域対策交付金 3,641 万 1 千円、携帯電話等エリア整備事業補助金 928 万 2 千円、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金、新しい小学校への太陽光発電の補助金でございます、3,827 万 9 千円であります。緊急雇用創出基金事業補助金 4,378 万 5 千円、中山間地域等直接支払交付金 6,100 万 9 千円、林道整備事業補助金 2,100 万円、森林整備加速化林業再生基金事業補助金 3,017 万円、広葉樹林再生事業補助金 700 万円、公立学校等校舎内緊急環境改善事業補助金、これにつきましては中学校への空調設備の補助金でございますが、900 万 5 千円でございます。これらが県支出金の主なものでございます。

次に 15 款財産収入 1,313 万 9 千円、土地貸付収入で 825 万 4 千円、物品売払収入で 297 万 1 千円などであります。

次に 16 款寄附金 30 万 1 千円、ふるさと応援寄附金 30 万円などであります。

次に 17 款繰入金 5 億 3,758 万 1 千円であります。財政調整基金繰入金 4 億円、東日本大震災復興基金繰入金 4,221 万 6 千円、地域の元気臨時交付金事業基金繰入金 8,311 万 1 千円などであります。

次に 18 款繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして 6 千万円を計上したところであります。

次に 19 款諸収入 4,222 万 3 千円、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、福島電源地域振興支援事業補助金 312 万 2 千円などであります。

次に 20 款町債であります、8 億 6,840 万円であります。辺地対策事業債で 3,110 万円、過疎対策事業債で 5 億 7,320 万円、災害復旧事業債で 460 万円、臨時財政対策債で 2 億 5,150 万円であります。

次に 10 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。その主な内容であります、1 款議会費、8,714 万 1 千円であります。これは議員報酬及び議会運営にかかる経費でございます。

2 款総務費 11 億 4,287 万 8 千円であります。主なものを申し上げますと財政調整基金へ

の積立金 3,026 万 5 千円、庁舎整備基金積立金 1 億 13 万 3 千円、庁舎移転整備等実施設計業務委託料 3,331 万 7 千円、携帯電話等鉄塔施設整備事業 1,407 万 7 千円、コミュニティー育成事業補助金、こちらは街路灯及び防犯灯の LED 化と集会所への改修補助でございますが、128 万円、温泉施設管理業務委託料 3,152 万 4 千円、さゆり公園管理業務委託料 4,703 万 3 千円、芸術村事業 650 万 3 千円、活力ある地域づくり支援事業補助金 300 万円、定住交流促進事業で 1,272 万 3 千円、地域おこし協力隊配置事業、3 人分でございますが、1,023 万 7 千円、ケーブルテレビ運営事業 7,790 万円、デマンドバス、町民バス運行事業で 9,209 万 1 千円、インターネット運営事業 1,684 万 3 千円、徴税費にまいりまして路線価評価業務委託料 473 万 1 千円、それから選挙費でございますが、県知事選挙費 914 万 9 千円、農業委員会委員の選挙費 449 万 3 千円などが主なものでございます。

次に 3 款民生費、10 億 687 万 1 千円の計上でございます。主なものでございますが、出産祝い金 290 万円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金 5,931 万 1 千円、国民健康保険特別会計の診療施設勘定繰出金で 2,001 万 5 千円、結婚祝金 188 万 4 千円、後継者対策事業で 145 万円、敬老祝金、特別敬老祝金を含んでおりますけれども、710 万円、介護保険特別会計への繰出金 1 億 7,292 万 5 千円、後期高齢者医療費、療養給付費負担金として 1 億 43 万円、後期高齢者医療特別会計への繰出金 4,129 万 1 千円、12 ページをご覧いただきたいと思いますが、障害福祉サービス費 1 億 855 万 7 千円、臨時福祉給付金等給付事業、4,305 万 5 千円、児童福祉費にまいりまして子育て医療費サポート事業助成費、国民健康保険への繰出金を含みまして合せて 1,888 万 2 千円、乳幼児家庭子育て応援金 720 万円、児童手当 7,731 万 2 千円、保育所業務委託料、野沢保育所、へき地保育所合せまして 1 億 6,050 万 6 千円であります。保育施設整備基本設計委託料といたしまして 1 千万円を計上したところであります。

次に 4 款衛生費 4 億 6,659 万 5 千円の計上であります。主なものでございますが、簡易水道施設整備事業補助金、上安座と屋敷地区への補助金でございますが、1,963 万 1 千円、水道事業会計への繰出金 9,340 万円、簡易水道等事業特別会計への繰出金 5,323 万 5 千円、高齢者インフルエンザワクチン予防接種委託料として 960 万円、各種検診の事業費といたしまして 2,083 万 5 千円、こうのとりのサポート事業補助金、不妊・不育にかかる治療費の支援でございます、132 万円。なお、この事業につきましては、議会基本条例第 7 条に基づきまして後ほど担当課長より詳しくご説明を申し上げます。

次に 13 ページをご覧いただきたいと思いますが、清掃費でございますが、喜多方地方広域市町村圏組合負担金でございますが、5,385 万 5 千円、ごみ収集委託料で 3,532 万 5 千円、個別排水処理事業特別会計への繰出金といたしまして 2,207 万 4 千円などであります。

次に 5 款労働費 5,750 万円の計上であります。緊急雇用創出基金事業 4,778 万 5 千円、地域雇用再生創出モデル事業といたしまして 1,354 万 4 千円などであります。

次に 6 款農林水産業費 4 億 1,621 万 4 千円の計上であります。主なものを申し上げますと、中山間地域等直接支払事業 8,117 万 3 千円、園芸ハウス整備工事で 1,334 万 4 千円、健康な土づくり普及促進事業といたしまして 947 万 7 千円、地域連携販売力強化施設整備事業 1,237 万 5 千円、農業集落排水処理事業特別会計繰出金 7,888 万 1 千円、林業費にまいりまして菌床栽培ハウス整備工事で 1,166 万円。

次に14ページをご覧いただきたいと思います。広葉樹林再生事業1,400万円。この広葉樹林再生事業につきましても議会基本条例第7条に基づきまして後ほど担当課長より詳しく説明を申し上げます。林道開設舗装事業で3,275万円の計上などであります。

7款商工費9,213万8千円でございます。企業誘致計画策定委託料330万円、町内企業支援補助金150万円、中小企業振興資金融資制度貸付金2,500万円、銚子の口外構木質化工事613万2千円、観光協会補助金でございますが、650万円。消費者行政推進費といたしまして1,094万2千円などであります。

次に8款土木費7億3,278万2千円の計上であります。主なものでございますが、町道の除雪賃金と次の除雪機械修繕料、除雪委託料、これらを合せて除雪関係で1億2,920万5千円の計上であります。

町道改良舗装事業、2億5,400万円であります。明神橋耐震補強工事で1億50万円、次に15ページでございますが、都市計画費で下水道施設事業特別会計繰出金1億1,033万円、次の原町ポケットパーク整備事業、それから町内観光サイン設置事業、これにつきましては都市再生整備事業といたしまして実施するものであります。原町ポケットパークについては3,125万円、町内観光サイン設置事業については155万円の計上であります。

次に9款消防費1億7,817万1千円の計上であります。喜多方地方広域市町村圏組合の消防費の負担金といたしまして1億1,444万2千円の計上であります。消防団員の報酬であります、1,437万8千円であります。

次に10款教育費14億869万3千円の計上であります。まず西会津高校への各種支援策といたしまして通学費補助金で250万円、進路支援補助金といたしまして100万円、生徒活動後援会補助金として100万円、就学資金貸付金として432万円、これらを合せて882万円の支援を行ってまいります。

次に給食費関係でございますが、給食センター運営の経費といたしまして2,238万6千円、給食調理員業務委託料1,785万3千円、学校給食用備品購入費といたしまして1,404万円であります。

次に小学校費でございますが、小学校特別支援教育事業1,242万9千円、西会津小学校校舎新築事業といたしまして10億2,262万8千円の計上であります。

次に16ページをご覧いただきたいと思います。中学校費でございますが、中学校施設空調設備設置事業で1,801万1千円、中学校特別支援教育事業といたしまして1,583万8千円などであります。

次に11款災害復旧費2,505万7千円の計上であります。農林水産施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費でございますけれども、いずれも現年災害分でございます。

次に12款公債費でございますが、7億3,596万円であります。前年度と比較いたしまして1億3,726万8千円の減でございます。これにつきましては、平成25年度繰上償還費として1億3,100万ほど計上させていただきましたので、減額の主な要因でございます。公債費の内訳でございますが、地方債の償還元金で6億5,141万6千円、地方債償還利子といたしまして8,404万4千円であります。

以上、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,500万円とするものであります。それでは予算書の7ページにお戻りをいただきたいと思います。

7 ページでございますが、第 2 表地方債であります。平成 26 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため起こすものであります。

まず辺地対策事業費であります。限度額 3,910 万円です。林道開設事業、携帯電話等エリア整備事業、町道改良舗装事業に充当するものであります。

次に過疎対策事業費であります。限度額を 5 億 7,320 万円とするものであります。町道改良舗装事業、都市再生整備計画事業、バス交通体系整備事業、地域連携販売強化施設整備事業、園芸ハウス整備事業と菌床栽培ハウス整備事業、小学校新築事業、子育て支援事業にそれぞれ充当するものであります。

次に災害復旧事業費であります。限度額を 460 万円とするものであります。農林水産施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。

次に臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして限度額を 2 億 5,150 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 重要施策の審議にかかるこのとりサポート事業についてのご説明を申し上げます。本日別に配付しました別紙のこのとりサポート（不妊・不育治療助成事業）の用紙をご覧くださいと思います。

はじめに事業の概要でございます。

助成の対象者であります。法律上の夫婦で双方又は片方が西会津町内に住所を有している方。不妊、不育の治療を受けている方、国保や社会保険等の医療保険に加入している方、更に、町税等の滞納のない方が対象になります。

同等の補正予算、県も補助事業ございますが、県の補助事業では所得制限を設けておりますが、町では所得制限を設けないこととしました。

次に補助対象となる費用ですが、検査費用と治療費用を対象といたします。

不妊治療では、検査費用として女性で約 1 万 2 千円、男性で約 5 千円ほどかかります。

その後の治療につきましては、保険が適用となるタイミング法や人工授精では、1 回数千円から 3 万円程度、保険が適用しない体外受精や顕微授精では 1 回 20 万円から 50 万円ほどかかるといわれております。

不育治療においては、その原因や治療法によって費用は大変大きく異なりますが、治療では、原因を調べる検査で数万円、治療の際一回の注射が 1 万円を 10 数回行なうような治療もあるそうです。

次に、助成内容であります。不妊治療につきましては、検査費用についてはすべて全額助成、それから保険適用の治療につきましては、1 年度当たり 3 万円を限度とし、通算 5 年間助成します。

保険適用外の特定不妊治療につきましては、県からの助成金額を除いた治療費に対しまして、10 万円を上限として助成します。回数は、初年度は年 3 回、2 年度以降は年 2 回を限度に、通算 10 回まで助成します。ただし通算 5 年を限度とするということでございます。

裏面でございますが、不育治療についてであります、1回の妊娠期間につき保険適用の治療は1年度当たり3万円を、保険適用外の治療については1回の妊娠期間について10万円を限度に助成します。

治療期間が2年度にまたがる場合は、治療が終了した年度で助成します。なお、不育治療のうち、福島県ではへパリン注射の治療に対して助成しておりまして、この助成につきましては市町村が助成をした場合は県の助成が受けられなくなるということから、このへパリン注射での治療は町の対象からは除くことといたします。

次に、本事業を、実施する背景と経緯についてであります、近年の社会情勢や生活スタイルの変化等により、結婚年齢や妊娠・出産年齢が上昇し、それに伴い妊娠・出産に対するリスクが高まっております。

こうした状況の中において、本町においてはここ数年出産児の数は35人前後で若干減少傾向という形で推移をしています。

また、昨年、国保加入者の中で不妊治療を受けている方もおり、不妊や不育に悩む夫婦が潜在的に存在していることが考えられます。

町では、子育て支援策として、結婚祝い金、定住促進助成事業、出産祝い金、乳幼児家庭子育て応援金事業、保育所同時入所2人目以降無料化、放課後児童クラブ、就学資金の貸付など、各子育てステージにおいて各種の支援を実施してきました。

本事業は、出産支援として、結婚して子どもを望んでいるがなかなか妊娠しない夫婦や、受胎しても流産等により出産にいたらない女性に対して支援をするものであります。

不妊と不育の治療を受けている方に対して、治療費の一部を助成することで家庭の経済的負担の軽減を図り、減少傾向にある出産数の増加に資するため取り組むものであります。

他町村での実施状況ですが、両助成とも福島県でも取り組んでおります。

なお、不妊治療については、会津管内で、3町村が実施しております。

不育治療ですが、大変申し訳ない。ここ、記載漏れをしておりまして不育治療につきましては会津管内で1町が取り組んでおります。

次に本事業の総合計画における位置づけであります、大区分1のこころ豊かな人を育む町づくりの、子育ての充実、各種子育て支援の中の母子保健事業に位置づけられます。

関係ある条例等といたしましては、県の特定不妊治療費助成事業実施要綱と不育症治療費助成事業実施要綱があげられます。

次に、予算措置であります、町単独事業費として不妊治療で72万円、不育治療で60万円を計上しております。

以上でこのとりサポート事業の説明を終わります。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 重要施策の審議にかかる広葉樹林再生事業についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

はじめに事業の概要を説明します。

この事業は放射性物質に汚染された原木林を皆伐し、そこから発生する新芽を育て、安全なキノコ原木林を早期に育成することを目的とし、市町村や森林組合等が事業主体となって実施するものです。補助率は10分の10で、事業主体や森林所有者の負担はなく、通

常の林業関係の補助事業を実施するために必要となる森林経営計画への位置づけや実施面積、材の搬出などの条件もなく事業を実施することができます。

次に、政策を必要とする背景については、原発事故により全国有数のキノコ原木の生産地であった福島県から原木の供給ができない地域が発生し、現在全国的にキノコ原木が不足している状況となっています。

このようなことから、原木不足の解消と将来の原木の安定供給と併せ、被災地の復興を図るため、平成 26 年度の復興庁の新規事業として計画されたものです。

3 の事業提案に至るまでの経過ですが、この事業の対象となる地区は、放射性物質の影響が小さい地域にある森林を想定していますが、厳密な線引きが困難なため、具体的には会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、下郷町、南会津町の 8 市町村が対象となっています。

本町は放射性物質による汚染濃度が比較的低く、原木の生産が可能な地域ですが、一部地域では基準値を超えて利用できない原木林もあり、また伐期齢を超えて放置された森林も多数存在しているのが現状です。

このようなことから本事業を活用し、町内の原木林を再生することによりキノコ原木の安定供給が図られるよう森林整備と併せて取り組んでいくこととしたものです。26 年度は 35 ヘクタールを予定しており、事業費は 1,400 万円となります。

次に総合計画における位置づけについては、国の事業実施期間が平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 カ年となっていることから、西会津町総合計画の豊かで魅力あるまちづくりの農林業の振興に森林の適正管理により木材の有効活用を図る事業として位置づけをしております。

次に事業に関係する法令及び条例については、東日本大震災復興基本法の第 3 条及び福島復興再生基本方針に基づき事業を実施するものです。

裏のページをご覧ください。

6 の実施にかかる財源については、事業概要で説明したとおり、補助率は 10 分の 10 で実施することができます。

7 の将来にわたる維持管理の財源計画については、伐採により新芽を育て、原木林の再生に取り組んでいくことが目的であり、今後町としての維持管理等の費用は発生しないと考えております。

8 のその他であります、当初平成 26 年度の復興庁の概算要望時点ではホダ木と原木林再生事業の中の事業でしたが、3 月はじめに国より県へ詳細が示されまして、現在では放射性物質対処型森林林業復興対策実証事業の中のホダ木等原木林再生のための実証に変更となり、この変更により、当初は補助率も補助単価の 2 分の 1 で、事業主体が市町村の場合は裏負担は震災復興特別交付税措置の対象となるとのことでしたが、現在は定額 10 分の 10 に変更となっております。

このため、平成 26 年度当初予算においては事業費に対し補助金 2 分の 1、一般財源 2 分の 1 で計上していますことから、今後の補正予算の中で補助率 10 分の 10 に補正させていただく予定でありますのでご理解願います。

以上で広葉樹林再生事業についての説明を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

健康福祉課長より、先ほどの質問に対する答弁したい旨の発言がありましたのでこれを許します。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 先ほど後期高齢者医療特別会計の補正予算の審議の中で、14番、長谷沼議員より被保険者数の推移についてのご質問があり答弁できませんでしたので、改めて答弁させていただきます。

24年度末の被保険者数が2,014人でありまして、現在2月末の被保険者数は1,990人ということで、24名減っております。

なお、減った理由であります。資格取得、75歳になったり、転入された方で103名ありまして、103名がプラス要因でありまして、マイナス要因としましては死亡して119人、転出で5人、生活保護等に移動したものが3名ということで合計で24人の減ということでございます。

○議長 議案第22号から議案第24号までの説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第22号、平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲であります。町では経済の活性化と雇用の促進を図る上で、当該分譲は重要な課題であると認識しているところであります。

企業誘致を取り巻く環境は、たいへん厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の場の創出に向け、新年度において企業誘致に係る基本的な方向性について計画を策定していくこととしており、こうした内容も踏まえ、県などの関係機関と連携をとりながら、様々な情報収集や情報発信を行なっていくとともに、町内既存企業との連携強化を図りながら、早期分譲に向け努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の8ページをご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の132ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入であります。1款財産収入、1項1目不動産売払収入、8,867万4千円の計上であります。これは、未分譲地の売払い収入であります。

2款繰越金、1項1目繰越金、1千円の計上であります。

3款諸収入、1項1目町預金利子、1千円の計上であります。

133ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。

1 款予備費、1 項 1 目予備費、8,867 万 6 千円の計上であります。

なお、これまで計上しておりました企業誘致活動に係る旅費などの事務費については、企業誘致計画と併せ、一般会計の商工振興費に計上しております。

以上で、議案第 22 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 23 号、平成 26 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

商業団地につきましては、年間 30 万人を超える利用者のある、よりっせと商業団地 A 区画の活用を組み合わせ、地域経済の活性化を図るため、現在 A 区画に施設を整備すべく作業を進めているところであります。

平成 25 年度におきましては、補正予算の審議でもご説明申し上げましたように、施設整備に係る実施計画策定委託料について、国の補正予算に割当内示が示されたところであることから、事業費を繰越しいたしまして、平成 26 年度において、実施設計に着手することとし、併せて入居者の選定、運営形態の検討などを行ない、平成 27 年度に施設整備を実施する予定であります。

それでは、予算書の 11 ページをご覧ください。

平成 26 年度西会津町の商業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,300 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 136 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目商業団地使用料、4 千円の計上であります。商業団地内の電柱及び支線の使用料であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1,300 万円の計上であります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、1 千円の計上であります。

137 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款予備費、1 項 1 目予備費、1,300 万 5 千円の計上であります。

なお、これまで計上しておりました事務費、事業費につきましては、商業団地施設整備の実施にあたり、農林水産省所管の補助事業を予定していることから、施設整備に係る実施設計委託料や旅費等については、一般会計農業水産費に計上しております。

以上で、議案第 23 号、平成 26 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 24 号、平成 26 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅団地の分譲販売につきましては、平成 25 年度販売に至らなかったことから、全 69 区画のうち、17 区画が未分譲となっております。

平成 26 年度におきましては、定住住宅整備補助金や住宅団地購入費補助金などのピーア

ール、また、定住交流に向けたHPや、新聞・雑誌等への広告、首都圏で開催されるイベントでのチラシ配布などをとおして、広く情報発信を行い、分譲促進を図ってまいる考えであります。

それでは、予算書の14ページをご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,227万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の140ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入であります。1款使用料及び手数料、1項1目住宅団地使用料、1万8千円の計上であります。分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2款財産収入、1項1目財産貸付収入、1万円の計上であります。これは、分譲地の電柱及び支線の土地貸付収入であります。

2項1目不動産売払収入、1,199万5千円の計上であります。2区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金、1千円の計上であります。

141ページをご覧いただきたいと思います。

4款諸収入、1項1目雑入、24万5千円の計上であります。これは、団地内の街路灯電気代の受益者負担分であります。

2項1目町預金利子、1千円の計上であります。

142ページをご覧願います。歳出であります。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費、1,227万円の計上であります。これは、分譲促進謝礼2区画分100万円、旅費、需用費、広告料、及び一般会計への繰出金800万円などであります。

以上で、議案第24号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第25号から、議案第27号までの説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第25号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業概要の説明をさせていただきます。

まず、現在実施中の野沢処理区事業の状況につきましてご説明させていただきます。

本事業につきましては、平成5年度より事業を開始し22年目の事業年度となっております。野沢処理区事業の26年度事業につきましては、補助対象事業費を6,500万円で事業を推進してまいる考えであります。本年度予定しております主な事業は、芝草地区の管渠布設工事、牧地区内の舗装本復旧工事などあります。26年度事業の実施によりまして、事業費累計額は40億3,240万円となり、認可区域の全体事業費47億9,600万円に対しての

進捗率は事業費ベースで 84.1 パーセントとなる見通しです。

次に、公共下水道事業の接続状況についてであります。25 年度新たに 12 件の接続がありました。12 月現在の下水道使用件数は 553 件となりました。なお、現在の下水道接続率ですが、一般住家に公共施設・事務所などの無人施設を含めた整備総戸数に対して接続いただいたのが 553 戸であることから、接続率は 57.19 パーセントとなっています。しかしながらこれを人口比率に換算いたしますと、整備済人口 2,189 人に対して、加入済人口は 1,297 人となり、加入率は 59.3 パーセントとなっております。いずれにしても、まだまだ満足の数値には至っていません。26 年度も引き続き加入の促進を図ってまいります。

なお、公共下水道・農業集落排水事業・個別排水処理事業に個人設置の合併処理施設浄化槽を含めた汚水処理普及率、24 年度末時点では 58.17 パーセントであります。これは、23 年度と比較いたしまして、普及率で 1.53 ポイント上昇いたしました。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。17 ページをご覧ください。

平成 26 年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 760 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 145 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 2,938 万 6 千円の計上です。前年度実績に比較し 2.7 パーセントの増で計上いたしました。

1 項 2 目下水道施設使用料 2 千円の計上です。これは電柱用地貸付金です。

2 項 1 目下水道登録手数料 10 万 5 千円の計上です。設計審査及び指定業者標示板交付手数料の総額です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目未普及解消下水道補助金 3,250 万円の計上です。事業費 6,500 万円の 50 パーセントが国から補助されます。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金 137 万 5 千円の計上です。県補助対象事業費 5,500 万円の 2.5 パーセントが県から補助されます。

146 ページをご覧ください。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 5 千円の計上です。これは、排水設備工事貸付基金の利子です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 1,033 万円の計上です。歳出から歳入を差し

引いた不足財源につきましては、一般会計から繰入れしていただいております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

7 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上です。

147 ページをご覧ください。

2 項 1 目弁償金 1 千円の計上です。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 3,340 万円の計上です。これは 26 年度工事にかかる下水道事業債です。

148 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,618 万 5 千円の計上です。これは、野沢処理区・大久保処理区の各処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でありまして、前年に比較し 15 万 6 千円の増額計上となりました。職員 1 名の人件費のほか、11 節では光熱水費、主に電気料金等 780 万 8 千円、ポンプ等の修繕料 328 万 9 千円、12 節では汚泥処理手数料 342 万 7 千円、13 節では浄化センター管理委託料 984 万 6 千円が主なものであります。

150 ページをご覧ください。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 7,992 万 4 千円の計上です。これは、野沢処理区の施設整備にかかる経費ですが、工事費等の減により前年に比較し 892 万 9 千円の減額計上となりました。

本款にも職員 1 名にかかる人件費を計上したほか、野沢処理区の実施設委託料 900 万円、管渠等の工事及び舗装本復旧のための工事請負費 6 千万円が主なものでございます。

151 ページをご覧ください。

3 款公債費、1 項 1 目元金 6,550 万 3 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年に比較し、206 万 8 千円増額計上のとなりました。

1 項 2 目、利子 2,589 万 3 千円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子でありまして、前年比 88 万 7 千円の減額計上です。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものです。

予算書 20 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は排水設備資金等の融資に対する損失補償であります。期間は平成 26 年度から 31 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。

起債の目的は下水道事業費です。限度額は 3,340 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で西会津町下水道施設事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 26 号、平成 26 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算に

ついて説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業の概要を説明させていただきます。

まず、農業集落排水施設の管理運営状況につきまして、主な点を説明させていただきます。

農業集落排水事業の処理施設につきましては、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の6処理施設を管理運営しております。現在の利用者件数は、12月時点で698件となり、昨年度の同時期に比較し2件の増加となりました。加入率向上をはかるため、本年度も野尻地区を中心に積極的な加入促進活動を展開していきたいと思っております。

それでは予算書を説明させていただきます。21ページをご覧ください。

平成26年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,097万2千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の162ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料3,178万1千円の計上です。前年度実績により1.6パーセントの増で計上いたしました。

1項2目、下水道施設使用料1千円の計上です。財産貸付収入1千円の計上です。

2項1目、下水道登録手数料7千円の計上です。これは、設計審査手数料です。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金7,888万1千円の計上です。歳入、歳出を調整いたしまして不足財源は、一般会計から繰入していただいております。

3款繰越金、1項1目繰越金30万円の計上です。前年度繰越金を30万円と見込みました。

163ページをご覧ください。

4款諸収入、1項1目町預金利子、1千円の計上です。

2項1目弁償金、1千円の計上です。

164ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費3,302万2千円の計上です。これは、本会計の管理運営にかかる経費であります。職員1名の人件費のほか、11節需用費では光熱水費823万2千円、ポンプ等の修繕料258万8千円、12節役務費では汚泥処理手数料499万円、165ページの13節委託料では処理施設管理委託料865万2千円が主なものであります。

166ページをご覧ください。

2款公債費、1項1目元金5,278万8千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年度に比較し429万5千円の増額計上です。

1 項 2 目利子 2,506 万 2 千円の計上です。同じく過年度事業の地方債償還にかかる利子でありまして、こちらは前年度より 138 万 4 千円の減額計上となっております。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものです。

予算書 24 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 26 年度から 31 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

以上で西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 27 号、平成 26 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に事業概要を説明させていただきます。

個別排水事業につきましては、事業開始から 11 年度目となります。これまで 10 年間で 271 基の施設整備を行い、ご利用いただいているところであります。本事業につきましては、公共下水道区域及び農業排水処理区域以外の地区で、浄化槽の設置の希望があれば、住宅の新築を含めて要望に応じて浄化槽を設置するものであります。

なお、26 年度の整備計画であります 20 基の整備を行う予定であります。これにより、設置基数の累計は 291 基となります。事業進捗率は 36.38 パーセントとなる見込みです。

それでは予算書の説明に入ります。25 ページをご覧ください。

平成 26 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,453 万 4 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 177 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 1,119 万 7 千円の計上です。使用戸数の増加等により前年度に比較し 34 万 9 千円増で計上いたしました。

2 項 1 目下水道登録手数料 3 万円の計上です。これは設計審査手数料です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目循環型社会形成推進交付金 761 万 7 千円の計上です。浄化槽 20 基整備にかかる交付金で、補助対象整備事業費 2,285 万 2 千円の 3 分の 1 が国から交付されます。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金 165 万 6 千円の計上です。整備事業費 2,208 万円の 7.5 パーセントが県から補助されます。

178 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 2,207 万 4 千円の計上です。歳入歳出を調整いたしまして不足財源を一般会計から繰入していただいております。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

6 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、1 千円の計上です。2 項 1 目弁償金、1 千円の計上です。2 項 2 目消費税還付金 25 万 8 千円の計上です。25 年度にかかる消費税還付金であります。

179 ページをご覧ください。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債 1,120 万円の計上です。これは 26 年度工事にかかる下水道事業債です。

180 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,389 万 3 千円の計上です。これは、処理施設の管理運営にかかる経費であります。管理する処理施設数が増加したことにより、前年度に比較し 207 万 3 千円増の予算編成となりました。職員人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 174 万 4 千円、12 節役務費では、し尿浄化槽法定検査手数料 191 万 1 千円、浄化槽保守点検・清掃手数料 486 万 9 千円、汚泥処理手数料 656 万円、19 節負担金補助金及び交付金では宅内配管工事費利子補給補助金 41 万 1 千円が大きな金額の計上となっております。

181 ページをご覧ください。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 2,565 万 2 千円です。これは、処理施設設置事業にかかる経費です。26 年度は 20 基の施設整備を計画いたしました。

補助事業実施にかかる必要事務費と工事請負費 2,483 万円が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金 246 万 6 千円、前年度比 33 万円の増額です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金です。

1 項 2 目利子 242 万 3 千円前年度比 1 万 5 千円増の計上です。

182 ページをご覧ください。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書 28 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 26 年度から 31 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これも排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は 1,120 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で個別排水処理事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長 議案第 28 号から、議案第 30 号までの説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく、重要政策の審議等に関し、認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成費についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 28 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、予算編成にあたっての概要を申し上げます。後期高齢者医療制度については、昨年 8 月に、社会保障制度改革国民会議から、創設からすでに 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行なっていくことが適当であるという報告書が提出されたことにより、基本的にはこれまでの制度が継続される見込であります。

平成 26 年度は、2 年に一回の保険料率の改定の年であり、2 月 25 日に開催されました福島県広域連合議会に提案され、所得割率が 8.19 パーセント、均等割額は 4 万 1,700 円に決定されました。

これは、所得割率で 0.43 パーセント、均等割額で 1,700 円の上昇となっています。

なお、本会計の予算編成の際は、新保険料率がまだ確定していなかったことから、広域連合より示された概算の率で計上しており、今後所得等の確定などにより本算定されることになります。

それでは、予算書の 29 ページをご覧ください。

平成 26 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 202 万 3 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書の 193 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 4,632 万 2 千円は、広域連合から概算の率により示された本町の 75 歳以上の被保険者にかかる保険料のうち、年金からの特別徴収分であります。2 目普通徴収保険料 873 万 3 千円は、納入通知書や口座振替により納入される保険料収入であります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 295 万 2 千円は、後期高齢者医療システムの保守管理等経費及び保険料徴収にかかる事務費に対する一般会計からの繰入金であります。2 目保険基盤安定繰入金 3,812 万 9 千円は、保険料の軽減措置分、9 割、7 割、5 割、2 割軽減ですが、そこにかかる繰入金であります。3 目健康診査事業繰入金 21 万円は、健康診査にかかるクレアチニン検査にかかる委託料の繰入金であります。なお、クレアチニン検査以外の健康診査分は一般会計から直接広域連合に支払うこととしました。

194 ページをご覧ください。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 547 万 3 千円は、健康診査を広域連合から委託を受け町が実施するための受託事業収入であります。4 項 1 目雑入 20 万円は、広域連合からの保険料過年度返納金であります。

次に、195 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 265 万 7 千円は、後期高齢者医療システム保守管理委託料などの事務費であります。2 項 1 目徴収費 53 万 2 千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 545 万円は、被保険者の健康診査にかかる委託料であります。広域連合からの委託分と町単独のクレアチニン検査の分であります。

196 ページをご覧ください。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,318 万 4 千円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合に支払うものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 20 万円は、過年度分にかかる還付金であります。

以上で議案第 28 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 29 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本方針を申し上げます。

最近の医療保険を取り巻く全国的な情勢は、少子・高齢化の急速な進行、医療費の増高等によりその運営は依然として厳しい状況にあります。とりわけ国民健康保険は国民皆保険を支える制度として、他の制度に加入しない低所得者等を多く抱えるという構造的な問題がもとよりあることに加え、就業構造の変化、保険税の収納率の低迷等から国保事業の運営は全国的に極めて厳しい状況となっています。

このような中で、国では国保の財政基盤を踏まえた支援、事業運営の広域化等、地域の実情に応じた制度改革が検討されており、将来に亘る安定した制度の再構築のため、平成 29 年度を目標に財政運営の主体を都道府県とする方向で具体的な議論が始まりました。

本町における医療費の動向であります、平成 24 年度までは被保険者数の減少傾向にもかかわらず保険給付費は横ばい、あるいは若干上昇傾向でありましたが、平成 25 年度においては高額医療負担や入院患者数などの減少により、一人当たりの医療費が減少しております。

脳血管疾患や悪性新生物による入院や高額医療費が減少していることが原因であります、長期にわたるものか一時的なものなのか、今後の推移を見守って行く必要があると考えております。

また、平成 26 年度は、昨年度策定しました第 5 期国保財政 3 カ年計画に沿って国保給付費支払準備基金から 2 千万円を取り崩し、被保険者の財政負担の軽減を図っていきます。

次に、診療所におきましては、診療所は本町唯一の医療機関でありますので、町民の受診機関の確保と、予防医療や疾病の早期発見など地域医療を支えるため、医師 4 名で医療体制の充実強化に努めます。

また、訪問看護事業所を西会津診療所内に設置することで、今まで以上に在宅医療の充

実を図ってまいります。

このようなことを踏まえ、平成 26 年度の予算編成を行ったところであります。

予算の概要であります。事業勘定につきましては、医療給付費につきましては、平成 24 年 11 月診療分から平成 25 年 10 月診療分までの動向を勘案し積算いたしました。

医療給付費等をもとに、歳入では、国・県・支払基金交付金をそれぞれの負担割合に応じて計上したほか、平成 25 年度を初年度とした第 5 期国保財政 3 カ年計画に基づき、保険給付費支払準備基金から 2 千万円を繰り入れて調整したところであります。

次に、診療施設勘定についてであります。歳入では、平成 25 年中の実績をもとに計上したところであります。

歳出につきましても、実績をもとに施設運営経費や医薬品購入費など医業に係る経費を計上したほか、医師・看護師・技師・事務の人件費所要額を計上しております。

また、4 月から開始します訪問看護事業にかかる収入見込み並びに人件費等を計上しているほか、26 年度は、X 線 C T 装置の管球の交換経費を計上したところであります。

それでは、予算書の 32 ページをご覧ください。

平成 26 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 5,211 万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 7,190 万 8 千円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書 199 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 億 9,266 万 2 千円は、医療給付費から国・県からの支出金などの歳入を差し引き算出したところであります。

なお、平成 26 年度の国保税額につきましては、平成 25 年度の決算状況や医療費の動向を見ながら平成 26 年度の本算定により決定することになります。2 目退職被保険者等国民健康保険税 1,552 万 3 千円であります。

200 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 1 億 4,255 万 1 千円は、療養給付費等に係る国の定率負担金であります。2 目高額医療費共同事業負担金 716 万 3 千円は、1 件 80 万円以上のレセプトに係る国の負担分であります。3 目特定健康診査等負担金 189 万 1 千

円ではありますが、特定健康診査等にかかる国の負担分であります。

2 項 1 目、財政調整交付金 6,284 万 2 千円は、医療費にかかる普通調整交付金と奥川・新郷出張診療や保健事業等に対する特別調整交付金であります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 6,974 万 7 千円は、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 1 億 9,145 万 7 千円は、各医療保険者の前期高齢者の加入割合に応じて交付されるものであります。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 716 万 3 千円。2 目特定健診等負担金 189 万 1 千円は、国庫負担金と同様に県の負担金であります。

202 ページをご覧ください。

2 項 1 目県財政調整交付金 4,892 万 8 千円は、医療費や各種事業の県負担分であります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 2,283 万 8 千円は、80 万円以上の医療費に対するもの。2 目保険財政安定化事業交付金 1 億 406 万 7 千円は、30 万円から 80 万円までの医療費に対する県国保連合会からの交付金であります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6,323 万 1 千円は、人件費等のほか、特定健診等に係る費用のうち、被保険者の自己負担分や子育て医療費サポート事業の医療費及び国保税軽減分の保険基盤安定繰入金などであります。2 項 1 目、国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 2 千万円は、被保険者の負担軽減の財源として充当するために、支払準備基金より繰り入れるものであります。

次に、205 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,925 万 6 千円は、職員の人件費及び事務費等であります。

206 ページをご覧ください。

2 項 1 目賦課徴収費 406 万円は、国保税の徴収に係る経費であります。

208 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 4 億 5,600 万円は、平成 25 年の医療費を勘案し、月額 3,800 万円と見込み所要額を計上いたしました。2 目退職被保険者等療養給付費 6 千万円は平成 25 年の医療費を勘案し、月額 500 万円と見込み、所要額を計上いたしました。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 6,240 万円、2 目退職被保険者等高額療養費 840 万円につきましても、平成 25 年度の医療費動向を勘案してそれぞれ計上したところであります。

210 ページをご覧ください。

4 項 1 目出産育児一時金 336 万 2 千円は、8 件分を計上しております。5 項 1 目葬祭費 100 万円は、20 件分であります。

3 款後期高齢者支援金、1 項 1 目後期高齢者支援金 1 億 1,543 万 1 千円は、後期高齢者医療に対する支援金であります。

211 ページをご覧ください。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 5,900 万 8 千円は、国保に加入する介護保険第 2 号被保険者である 40 歳から 64 歳の方々の介護保険への負担分であります。

212 ページをご覧ください。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 2,865 万 5 千円は、80 万円以上の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。2 目保険財政共同安定事業拠出金 1 億 37 万 2 千円は、30 万円から 80 万円未満の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。いずれも県国保連合会への拠出金であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 915 万 7 千円は、町国保が行なうべき特定健康診査等にかかる経費であります。2 項 1 目保健衛生普及費 334 万 8 千円は、検診の受診率向上や要精検の方の受診勧奨、多受診や頻回受診への指導のための事業費であります。2 目疾病予防費 256 万 8 千円は、医療費抑制のための事業費であります。

214 ページをご覧ください。

10 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 100 万 2 千円は、過年度移動による還付金であります。

215 ページをご覧ください。

2 項 1 目診療施設勘定繰入金 250 万円は、奥川・新郷診療所に係る運営費に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰出すものであります。

以上が、事業勘定であります。

次に、224 ページをご覧ください。

診療施設勘定の歳入であります。1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 2,808 万 9 千円。2 目社会保険診療報酬収入 1,709 万 9 千円。4 目後期高齢者医療診療収入 9,694 万 7 千円。5 目一部負担金収入 2,425 万 5 千円。6 目その他の診療報酬収入 400 万 5 千円は、それぞれ平成 25 年度の収入見込額から積算した診療にかかる収入であります。2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入 2,761 万 7 千円は、各種検査等の収入であります。

225 ページをご覧ください。

2 款介護保険収入、1 項 1 目介護保険事業収入 937 万 4 千円。2 目医療保険事業収入 163 万 8 千円。3 目一部負担金収入 119 万 8 千円は、4 月から始まる訪問看護事業所による収入を見込んだものであります。

3 款使用料及び手数料、1 項 1 目文書料 185 万円は、診断書等の収入であります。2 項 1 目診療施設手数料 125 万 5 千円は、旧医師住宅の使用料収入であります。

226 ページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 2,001 万 5 千円は、過疎対策事業債元利償還金等に係る一般会計からの繰入金であります。2 項 1 目事業勘定繰入金 250 万円は、新郷及び奥川診療所の運営費補助金であります。

227 ページをご覧ください。

8 款諸収入、1 項 1 目 367 万 1 千円は、特別養護老人ホーム診療業務受託収入であります。2 目グループホーム医療連携業務受託収入 126 万円は、グループホームのぞみにかかる受託収入で、訪問看護事業にかかるものであります。2 項雑入、1 目雑入 113 万円は、医師住宅の電気料や電話料、調剤薬局施設利用負担金などであります。

228 ページをご覧ください。

9 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 3 千万円ではありますが、医師確保対策事業として過疎債のソフト事業分を充当するものであります。

次に、229 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2 億 351 万 3 千円ではありますが、職員の人件費や看護師等の委託料のほか診療所施設に係る光熱水費などであります。訪問看護事業にかかる分も含まれております。

次に、232 ページをご覧ください。

2 項 1 目研究研修費 101 万 1 千円は、医師等の研修に係る旅費や各医師会への負担金などであります。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 2,106 万 7 千円は、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、在宅酸素等の使用料、備品購入費などであります。X 線 C T 装置の管球の交換修繕費 1,080 万円もここに計上しております。

233 ページをご覧ください。

2 目医療用消耗機材費 1,593 万 8 千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や各種検査等の委託料であります。3 目医薬品衛生材料費 1,040 万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

234 ページをご覧ください。

4 款公債費、1 項 1 目元金 1,755 万 2 千円、2 目利子 223 万 3 千円は、地方債償還金であります。

次に、予算書に戻っていただき 40 ページをご覧ください。

第 2 表地方債。

地域医療運営に係る地方債であります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額 3 千万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第 29 号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 21 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいたところであります。

次に、議案第 30 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。

平成 26 年度は、第 5 期介護保険事業計画の最終年度となります。

65 歳以上の第 1 号被保険者数は、2,991 人となり、平成 25 年度と比較し、14 人の増、また、要介護認定者数の増加や、介護度の重度化が進む傾向が見られ、介護保険給付費は、これまでの動向を勘案し、2025 年度の実績見込みや事業計画に沿って積算した結果、増加するものと見込みました。

また、本年 3 月から介護付き有料老人ホームしなのき西会津がオープンし、9 月からは、グループホーム西会津しょうぶ苑と小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑がサービスを開始する予定であることから、それらにかかる給付費の増額も見込みました。

この保険給付費等をもとに、歳入では、国・県・町の負担金、支払基金交付金等をそれぞれの負担割合に応じて計上したほか、第 5 期介護保険事業計画で第 1 号被保険者の保険

料軽減を図るために予定していた繰入金と、介護給付費の大きな伸びにかかる保険料不足分を加えた 2,250 万円を介護給付費準備基金から繰入れ、平成 24 年度に造成された財政安定化特例基金から 200 万円を繰り入れて調整したところであります。

次に、地域支援事業についてであります。要支援 1・2 の対象者への予防給付サービスと二次予防対象者への介護予防事業を総合的かつ一体的に行なうことができる、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むこととしたことから、昨年まで一般会計で行なっていたミニデイサービス事業、高齢者日常生活用具給付事業等を介護保険特別会計で実施するとともに、新たに認知症対応型共同生活介護事業所利用者家賃助成事業を実施することといたしました。

それでは予算書の 41 ページをご覧ください。

平成 26 年度西会津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 432 万 8 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の 244 ページをご覧くださいと思います。まずはじめに歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 4,008 万 4 千円は、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料であり、第 5 期介護保険事業計画で定めた保険料率で算定しています。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目民生手数料 73 万 8 千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業を一般会計から介護保険特会に移動させたことにより計上したものであります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 7,788 万 4 千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2 項 1 目調整交付金 1 億 984 万 7 千円は、介護給付費財政調整交付金であります。2 目地域支援事業交付金 470 万 2 千円は、介護予防事業に係る国庫補助金であります。

245 ページをご覧ください。

3 目地域支援事業交付金 745 万 5 千円は、包括的支援事業・任意事業に係る国庫補助金であります。

4 目介護保険事業費補助金 239 万 3 千円は法改正に伴うシステム改修費にかかる国庫補助金であります。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 2 億 9,682 万円は、介護給付費に対し

て40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。2目地域支援事業支援交付金545万5千円は、介護予防事業に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金1億5,475万9千円は、介護給付費にかかる県の負担分であります。

246ページをご覧ください。

2項1目地域支援事業交付金235万1千円は、介護予防に係るもの。2目地域支援事業交付金372万8千円は、包括的支援事業・任意事業に係る県補助金であります。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金1億2,794万円は、介護給付費に係る町負担分であります、

247ページをご覧ください。

2目地域支援事業繰入金235万1千円は、介護予防事業に係るもの。3目地域支援事業繰入金372万8千円は、包括的支援事業・任意事業に係る町の負担分であります。4目その他一般会計繰入金3,890万6千円は、職員の給与及び事務費等にかかる一般会計からの繰入金であります。2項1目介護給付費準備基金繰入金2,250万円は、第5期介護保険事業計画で第1号被保険者の保険料軽減を図るために予定していた繰入金と、介護給付費の大きな伸びにかかる保険料不足分を加えたものを繰り入れるものであります。2目財政安定化特例基金繰入金200万円は、平成24年度に、第5期の介護保険料率の抑制を図るため交付された福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を原資とした基金からの繰入れであります。

次に、249ページの歳出をご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費2,565万円は、職員の人件費と事務費等であります。

250ページをご覧ください。

3項1目介護認定調査会費411万6千円は、介護認定調査会に係る広域負担金であります。

251ページをご覧ください。

2目認定調査費604万7千円は、介護度認定のための、認定調査等にかかる経費であります。4項1目計画策定委員会費108万9千円は、第6期介護保険事業計画策定にかかる経費であります。

252ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費3億7,044万5千円、2目地域密着型介護サービス給付費7,594万2千円、3目施設介護サービス給付費4億3,232万5千円、4目居宅介護福祉用具購入費107万円、5目居宅介護住宅改修費83万7千円、6目居宅介護サービス計画給付費4,371万1千円がありますが、これらは、要介護1から5までの介護認定者等にかかる介護サービス給付費であります。介護認定者が増えていることからデイサービスやホームヘルプなどの居宅介護サービス給付費と、グループホーム等の地域密着型介護サービス給付費を増額で計上しております。2項1目介護予防サービス給付費2,748万円、253ページの2目地域密着型介護予防サービス給付費177万3千円、3目介護予防福祉用具購入費18万5千円、4目介護予防住宅改修費96万9千円、5目介護予防サ

ービス計画給付費 296 万 7 千円は、要支援 1・2 の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。要支援 1・2 の認定者数が減っていることから予防サービス給付費については減額となっております。3 項 1 目調査支払手数料 112 万 2 千円は、介護給付等請求の審査手数料であります。

254 ページをご覧ください。

4 項 1 目高額介護サービス費 2,154 万 4 千円は、1 割の自己負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 145 万円は、自己負担額が医療と合算して著しく高額となる場合に、所得等に応じて軽減するものであります。6 項 1 目特定入所者介護サービス費 4,150 万円は、低所得利用者の食事・居住費等に対する軽減分であります。

255 ページをご覧ください。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目要支援者向け予防・生活支援サービス、ケアマネジメント事業費 382 万 2 千円は、要支援 1・2 の方へのミニデイサービス等業務の委託料等であります。

256 ページをご覧ください。

2 目二次予防対象者向け予防・生活支援サービス、ケアマネジメント事業費 960 万 4 千円は、介護保険を利用する可能性の高い高齢者に対する、介護予防事業に係る委託料等であります。

3 目一次予防事業費 612 万 1 千円は、元気な一般高齢者に対する介護予防の普及啓発などに係る経費であります。

258 ページをご覧ください。

2 項 1 目 総合相談事業費 558 万 4 千円、2 目権利擁護事業費 335 万円、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 223 万 4 千円は、地域包括支援センターへの委託業務等であります。4 目任意事業費 837 万 9 千円は、一般会計から移動した配食サービスや在宅介護者リフレッシュサービス事業などの他グループホーム入所者で低所得者に対する家賃助成事業などを計上しております。

259 ページであります。5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費 413 万 1 千円は、地域包括支援センター業務委託料等であります。

6 款諸支出金、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円は、被保険者の死亡・精算による過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第 30 号、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、介護保険特別会計にかかる重要施策の説明を申し上げます。

認知症対応型共同生活介護事業所利用者家賃助成事業についてであります。

本日配布の資料をご覧ください。

はじめに、事業の概要であります。

目的は、グループホームを利用される方の居住費のうち、家賃の一部を助成することで経済的負担を軽減し、入所しやすい環境をつくるものであります。

対象者であります。西会津町の介護保険の被保険者で、グループホームを利用されている方のうち、町民税非課税世帯で、①としましては高齢福祉年金をもらっている方、②

は合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方、③は、合計所得金額と課税年金収入が 80 万円を超える方であります。

助成金額ですが、①と②に該当される方は、家賃 1 日当たり 1,200 円、③に該当される方は 600 円を限度に助成することといたします。

次に本事業の背景と経緯であります。まずはじめに、4 ページをご覧ください。一番最後のページであります。介護保険料の所得段階であります。

1 段階から 3 段階までが町民税が非課税の段階でありまして、右端の数字はその段階にいる西会津町の人数の割合であります。

第 1 段階から第 3 段階までの方が全体の 42 パーセントとなっております。

次に、3 ページをご覧くださいと思います。

西会津町にある施設の入所者負担の基本料金及び予定料金であります。

黄色のマーカーが一般の方の負担金額であります。さゆりの園が、5 万 2,500 円、憩の森は 5 万 5,500 円、グループホームのぞみは 4 万 7,400 円、今年 9 月にオープン予定のグループホームしょうぶ園は 8 万 1 千円の予定であります。

しかし、さゆりの園と憩の森につきましては、介護保険料の中の特定入所者介護サービス費という制度により第 3 段階までの、低所得者の方につきましては、オレンジ色のマーカーの金額を負担することで入所することができます。軽減になっております。

しかし、グループホームは制度上、入所施設ではなく、共同生活をする住宅という位置づけであるため、その入所者の制度が該当しないことから、3 段階までの低所得者の方であっても一般の方と同じように、黄色のマーカーの料金負担となってしまいます。

そのため、本事業を実施することにより、青色のラインマーカーで利用することが出来るようにするものであります。

それらを踏まえまして、また 1 ページのほうにお戻り願いたいと思います。事業の背景及び経緯であります。

本町では、高齢化率が 40 パーセントを超えました。65 歳以上の 12.8 パーセントが認知症を有しているといわれていることから、施設入所の待機者が大勢いることを考えると、地域での見守りや在宅介護の充実を進めても、在宅での介護が困難な認知症の方が増えることが予想されます。

また、先ほど説明しましたように、介護保険料の所得段階の割合を見ますと、町民税非課税世帯である第 3 段階までの方が全体の 42 パーセントとなっており、低所得世帯が多い状況となっております。

これらの低所得の方が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入所する場合は、先ほど申しましたように、特定入所者介護サービス費という制度に該当し、居住費や食費に対して負担限度額があり低料金で入所することができます。

しかし、グループホームは制度上、入所施設ではなく、共同生活をする住宅という位置づけであるため、その制度が該当しないことから低所得の方であっても一般の方と同じ負担となることから、利用しにくくなっている状況にあります。

そのため、町としましては、低所得者の方の利用料を軽減することで利用しやすい体制とするために本事業を実施するものです。

なお、平成 24 年度の介護保険法の改正の際に、地域支援事業の中にグループホームに入所する低所得者の利用負担軽減を図ることの出来る家賃等助成事業がメニューとして加えられております。

3 の他町村の実施状況ですが、只見町が昨年、猪苗代町が本町と同じく平成 26 年度から実施する予定であります。

次に 2 ページでございますが、総合計画における位置づけであります、人と自然にやさしい町づくりの、福祉の充実、高齢者福祉の推進の中の、介護予防・生活支援事業の充実に位置づけられます。

関係法令としては、介護保険関係のそれぞれの法律等にのっとり、詳しくは地域支援事業実施要綱に規定されております。

6 の財源措置ですが、地域支援事業の任意事業に位置づけられるということで、国が 39.5 パーセント、県が 19.75 パーセント、町が 19.75 パーセント、1 号被保険者が 21 パーセントの割合で負担することになります。

事業費の見込みですが、平成 26 年度は 189 万 6 千円を、平成 27 年度以降は、450 万円程度を見込んでいます。

なお最後に、参考としまして地域支援事業の内容を載せてあります。これは要支援、要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する取り組みをする事業でありまして、介護給付費総額の 3 パーセントの事業費で実施することができます。平成 25 年度まではこの 3 パーセントの事業費で実施できました。

ただ、介護予防を要支援者を含め、総合的に取り組むことによりその 3 パーセントの枠を 4 パーセントまで拡大できるということがありますので、先ほど特別会計の説明の中で総合事業に取り組むということになりましたので、26 年度からは 4 パーセント枠で実施できるということでございます。

主な事業内容であります、一次、二次予防事業としてミニデイサービス、機能訓練事業、高齢者水泳教室などを実施します。そのほかに地域包括支援センターの運営費、それから任意事業としましてリフレッシュサービス事業、配食サービス、それからこの今回提案しております家賃助成等の事業を実施することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長 議案第 31 号及び議案第 32 号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 31 号、平成 26 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、本事業の概要を説明させていただきます。本特別会計では、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、計 10 施設の管理運営を行っております。25 年 12 月の給水件数は 724 件でありまして、1,401 人の町民の 18.82 パーセントの方に飲料水の供給を行っております。

この簡易水道会計にあつては、給水件数・給水人口とも過疎化等の影響から年々減少していることから、施設管理運営のための自主財源が年々減少しております。一方施設の老

朽化は年々進んでおり、一般会計に依存する率が高くなってきております。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。46 ページをご覧ください。

平成 26 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,304 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 269 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 2,740 万円の計上です。前年度比 60 万円の増額です。

2 項 1 目手数料 8 千円の計上です。これは、消火演習立会手数料・給水工事設計審査手数料です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5,323 万 5 千円の計上です。歳入歳出を調整いたしまして不足する財源を一般会計から繰入れしていただいております。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

270 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上です。2 項 1 目給水装置受託工事収入 60 万円の計上です。これは、給水工事の受託工事が生じた場合に対処するための計上です。

3 項 1 目弁償金ですが、1 千円の計上です。3 項 2 目雑入 130 万円の計上です。町道漆窪線改良工事等に伴う水道管移設補償費であります。

271 ページをご覧ください。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 3,965 万 8 千円の計上です。これは、給水施設の管理運営にかかる経費であります。職員 1 名分の人件費計上のほか、11 節の光熱水費 308 万 6 千円、修繕料 667 万 5 千円、12 節の水質検査手数料 852 万 1 千円、272 ページ 13 節の漏水調査委託料 129 万 9 千円、15 節工事請負費の漆窪線の配水施設整備工事費 270 万円、高陽根簡易施設水源改修工事 400 万円が大きな金額の計上となっております。

273 ページをご覧ください。

2 款公債費、1 項 1 目元金 3,309 万 9 千円、これは過年度事業の地方債償還にかかる元金であります。1 項 2 目利子 1,018 万 8 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる利子であります。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

以上で簡易水道等事業特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第 32 号、平成 26 年度西会津町水道会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の説明に先立ち、水道事業の概要説明をさせていただきます。

本事業では、安座・塩喰地区を除く野沢地区全域、尾野本地区の全域、尾登を除く登世

島地区全域、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原地区、上野尻・下野尻・端村地区の36自治区に飲料水の供給を行っております。現在の給水件数は1,680件でありまして、人口にしますと約4,089人、町民の約55.39パーセントの方の飲料水をまかなっていることとなります。給水の動向ですが、下水道の普及に合わせ、新たに給水を申し込む方もありますが、一方人口減少が進んでいることから給水人口や給水量等については横ばいといった状況にあります。

一方、大久保浄水場や、配水管の老朽化が進行していることに加えて、小島浄水場が設置から18年が経過し、維持管理費用は年々増加しております。公債費償還額が大きく膨れ上がりており、その事から、元金と利息を含めた企業債償還金の80パーセントに相当する額を、一般会計から繰り入れていただき財源の健全化に向けた取り組みをしているところであります。本年度繰入金は、収益的収支予算で4,875万1千円、資本的収支予算で4,464万9千円合計9,340万円となります。

また本年度より老朽化が進む配水管の更新事業に取り組み、安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。予算書49ページをご覧ください。

総則。

第1条、平成26年度西会津町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数は1,670件です。(2) 年間総給水量は47万立方メートルです。(3) 一日平均給水量は1,288立方メートルとなります。(4) 主要な建設改良事業としては、施設改良事業費448万4千円、配水管布設事業費1,300万円を予定しました。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入です。

第1款水道事業収益1億5,997万1千円の計上です。

その内訳ですが、第1項営業収益1億386万9千円、第2項営業外収益5,610万2千円の計上です。

次に支出です。

第1款水道事業費1億5,997万1千円の計上です。

その内訳ですが、第1項営業費用1億1,987万9千円、第2項営業外費用3,911万2千円、第3項特別損失48万円、第4項予備費50万円の計上です。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,401万3千円は、当年度分損益勘定留保資金5,269万1千円、及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額132万2千円で補てんするものとする。

50ページをご覧ください。

まず、収入です。

第1款資本的収入4,564万9千円の計上です。その内訳ですが、第1項補助金4,564万

9千円の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出9,966万2千円の計上です。その内訳ですが、第1項建設改良費1,785万2千円、第2項企業債償還金8,181万円の計上です。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費1,171万9千円であります。

他会計からの補助金。

第6条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,340万円とする。

たな卸資産の購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は20万円と定める。

詳細につきましては、平成26年度西会津町水道事業会計予算実施計画にて説明させていただきます。事項別明細書の281ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の中の収入です。

1款水道事業収益、1項1目給水収益1億280万円の計上です。消費税の増等により昨年度比283万4千円の増で計上いたしました。2目受託工事費100万円の計上です。これは給水装置工事受託金の見込み額です。3目その他の営業収益6万9千円の計上です。給水工事設計審査手数料が主なものです。

2項1目受取利息及び配当金3万5千円の計上です。2目他会計補助金4,875万1千円の計上です。これは、一般会計からの補助金です。3目消費税及び地方消費税1千円の計上です。26年度事業を実施する事により、消費税及び地方消費税が還付になる事による計上であります。4目雑収入3万円の計上です。水道施設破損にかかる弁償金の計上です。5目長期前受け金戻入728万5千円の計上です。平成26年度より公営企業法改正によりまして、補助事業の補助金分について原価償却をしなければならなくなった事などから、補助金の原価償却費見合い分として728万5千円の計上となりました。

282ページをご覧ください。次は支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費、これは浄水場にて飲料水を作るために要する経費でありまして3,523万2千円の計上です。前年度比53万3千円増となりました。委託職員及び臨時職員の作業賃金516万2千円、浄水施設修繕費625万2千円、電力料金1,359万3千円、薬品費320万円、施設材料費158万7千円が大きな金額を占めております。2目配水及び給水費、これは浄水場で作った水の送水に要する経費で817万5千円の計上です。前年度比25万9千円の増額となりました。水質検査手数料159万1千円、配水施設修繕費、504万6千円等が大きな金額を占めております。3目受託工事費100万円、これは給水装置受託工事に対処するための計上です。4目総係費。これは水道事業の事務処理に要する費用でありまして1,156万3千円の計上です。職員1名分の人件費を計上したほか、メーター検針委託料95万3千円が大きな金額を占めています。

284ページをご覧ください。

5目減価償却費。これは水道事業施設の有形固定資産の減価償却費で6,385万9千円の計上です。6目その他の営業費用につきましては、5万円の計上です。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費ですが、企業債償還利子でありまして、3,506万2千円の計上です。2目消費税及び地方消費税ですが、試算により400万円を計上しました。

285ページをご覧ください。

3目雑支出ですが、5万円の計上です。特定収入仮払消費税及び地方消費税に要する費用です。

3項1目未収金不納欠損ですが、1千円の計上です。2目その他特別損失47万9千円の計上です。26年度から職員の賞与についての12月から3月の4カ月分についての引当金に相当する額であります。

4項1目予備費、不測の事態に備え50万円を計上しました。

286ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。まず収入です。

1款資本的収入、1項1目他会計負担金4,564万9千円の計上です。一般会計からの繰入金4,464万9千円と芝草地内の下水道工事実施に伴う水道支障管移設にかかる、負担金100万円の計上です。

次に支出です。

1款資本的支出、1項1目固定資産購入費36万8千円の計上です。量水器更新のための量水器購入費用です。2目施設改良費448万4千円の計上です。小島浄水場の取水ポンプ更新費用であります。3目配水管布設費1,300万円の計上です。老朽管の更新のための基本計画を作成するための委託料1千万円と芝草地内の下水道工事実施により支障となる配水管の移設工事費300万円であります。

2項1目企業債償還金8,181万円の計上です。これは企業債元金の償還額です。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第33号の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第33号、平成26年度西会津町本町財産区特別会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町財産区が平成22年度より、議会制から管理会制に移行したことにより、平成23年度から町議会にご提案しているものであります。

平成26年度予算の主な内容であります。同財産区にかかる管理会経費と除間伐等の財産管理費などであります。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の本町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34万8千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算案の主な内容であります、事項別明細書でご説明を申し上げます。

5 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります、1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 8 万 9 千円であります。これは、本町財産区民に対する土地貸付収入であります。2 項 1 目不動産売払収入 2 千円ありますが、土地及び立木にかかる売払収入について、それぞれ存目を計上するものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目貸地調査手数料 2 千円であります。これは、財産区の土地について貸付を希望する場合の調査手数料で、1 件分であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 25 万 3 千円ありますが、前年度からの繰越金であります。

4 款諸収入、1 項 1 目区預金利子 1 千円及び 2 項 1 目雑入 1 千円ありますが、それぞれ存目であります。

次に、7 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款委員会費、1 項 1 目委員会費 8 万 7 千円ありますが、本町財産区管理会にかかる委員報酬と消耗品費・通信運搬費・非常勤職員公務災害の負担金であります。

次に、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 4 千円ありますが、交際費と公金事務取扱手数料であります。2 目財産管理費 6 万 8 千円ありますが、除間伐等にかかる作業賃金と消耗品費・通信運搬費・町森林組合への賦課金であります。

次に、3 款予備費、1 項 1 目は予備費 18 万 9 千円あります。

これで、本町財産区特別会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、議案第 21 号の平成 26 年度西会津町一般会計予算から、議案第 33 号の平成 26 年度西会津町本町財産区特別会計予算までの全予算について、説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 本日の日程はただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

この後、各常任委員会を開催し、平成 26 年度予算の審査等を行ってください。

委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室、第一会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

また、17 日月曜日は休会となっておりますが、各常任委員会を開催し、平成 26 年度予算の審査等を行うことになっておりますので時間までにご参集ください。

なお、当日午後 3 時より自由討議を予定しておりますので、各委員長はそれまでに審査等を終えるようにしてください。

本日はこれで延会します。(14 時 53 分)

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月18日（火）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 課 長	成 田 信 幸
町民税務課長	新 田 新 也	代表監査委員	新井田 大
健康福祉課長	渡 部 英 樹	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第12号）

平成26年3月18日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第21号 | 平成26年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第22号 | 平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第23号 | 平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第24号 | 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第25号 | 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第26号 | 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第27号 | 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |

延 会

（議会運営委員会）

第1回議会定例会議事日程（第12号の追加1）

平成26年3月18日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第45号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

○議長 おはようございます。平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第 21 号から議案第 33 号までの説明は既に終わっておりますので直ちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後款ごとに質疑を行います。

特別会計については 1 議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものでありますのであらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 総括で 1 点お伺いをいたします。町税が 1,300 万円ですか、減額となっておりますが、この要因としては 4 月からの消費税増税ですか、それによるものなのか、また、ほかの要因があるのか。

それと地方交付税、県支出金も減額となっておりますがその要因もお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 荒海議員のご質問のうち町税の関係についてお答えをいたします。まず全体で 1,300 万ほど減額になっていると。その要因につきましては 4 月からの消費税税率アップ、そういった要因はございません。主な要因を申し上げます。

まず個人町民税についてであります。個人町民税につきましては、平成 26 年度から東日本大震災復興に係る個人町民税の特例措置が適用されることとなります。26 年度から 10 年間適用ということでありまして、個人住民税の均等割が 3 千円から 3,500 円、500 円アップということになります。そういったことから個人町民税の均等割につきましては、全体で 162 万ほどの増で見込んでございます。ただし、個人町民税の所得割につきましては 25 年産米の価格が 1 俵当たり 1 万 2,900 円と、前年よりも 2,100 円ほど 1 俵当たり落ち込んでございます。そういったことから所得割につきましては前年よりも約 1 千万の減額で見込んでございます。

それから法人町民税であります。法人町民税につきましてはなかなかその見通しというか、難しいところでございまして、21 年度、22 年度、23 年度、4 年度、5 年度と年度によりましてかなり税額が変わってございます。ただ、23 年度にかなり 3,800 万と、通常 2,500 万前後のものが異常に伸びまして、その年度の分だけを除いて過去 3 カ年の平均で積算をしたところであります。その結果、約 200 万円の増ということになります。その額につきましては、ほぼ 25 年度の決算額と同じ額で積算をしております。

次、固定資産税でございますが、26 年度は評価換えの年に当たってございません。27 年度に評価換えということですが、ただ、土地につきましては毎年価格の調査をしております。26 年度につきましては宅地につきまして住宅地で約 3 パーセント、商業地で約 6 パーセントの減という結果が出まして、固定資産税の土地につきましては前年度

より約 250 万の減で積算してございます。

次、固定資産税の家屋についてであります、家屋につきましては 25 年度の住宅の新築件数が 8 件ありました。前年度は 2 件ですので、新築住宅は 6 戸増えてございます。そういった増の要因はございますけども、逆に取り壊しの家屋が増えてございまして、家屋についてはほぼ前年並みの税額で積算してございます。

それから償却資産につきましては、一般分の償却資産はほぼ前年並みでございますが、東北電力とか J R の総務大臣配分の償却資産、これにつきまして新設、増設があまりなかったということで、減価償却によりまして前年度よりも 420 万ほどの減額となっております。

次、軽自動車税であります、軽自動車税につきましては、4 輪の乗用車が最近台数が増えてございまして前年度より約 120 台ほど増えてございます。そういった要因がありまして約 120 万ほどの前年度よりの増額で見込んでございます。

それからあともう一つ、たばこ税でございますが、たばこ税につきましては 25 年 4 月に税率改正、14 パーセントアップの税率改正があったわけでございますけども、ただ、25 年度の傾向を見ますと前年度よりもやっぱり健康指向の高まりから本数が減ってございます。26 年度につきましても減少傾向ということで見込みまして、約 150 万ほどの減額で見込んでございます。

今申し上げた要因を総合しますと、前年度よりも町税につきましては 1,300 万ほどの減額になったということでございます。以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私からは地方交付税と県支出金の減額の要因についてご説明を申し上げます。まず 1 点目の地方交付税でございますけれども、これは前に説明申し上げましたように、地方財政計画で全体で 1.0 パーセントの減ということでございます。本町に置き換えまして個別算定、それから包括算定、これらにつきまして単位費用を精査した結果 1.3 パーセントのマイナスで今回計上をさせていただいたということで、全体では約 3,500 万弱の減額ということでございます。

それから 2 点目の県支出金の減額の要因でございますけれども、昨年度に比較しまして 1 億 3,700 万ほど減額ということでございます。これにつきましては、平成 25 年度限りの補助金といたしまして、民間事業所によります小規模介護施設の整備、施設整備と開設準備経費に 1 億 500 万ほど補助金を計上してございましたので、それが 25 年度限りということで、これが大きな減額の要因ということでございます。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 役場庁舎のことで質問します。これは説明された数字が示されておりますが、テーマが大きいことでありましたので、ここで質問したいと思います。

まず実施計画の中では最終的には 3 億 8 千万の計画の内容であります、その 3 億 8 千万円で果たして庁舎として今の小学校の改修、また、利用することが可能なのか。それをちょっと伺います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 役場の、新庁舎の関係につきましてお答えをいたします。これにつきまして

は、先の一般質問の中で8番の多賀剛議員のほうにお答えしたとおりでございますけれども、現在実施計画の中では3億5千万に設計が3千万ということで議員おただしのように3億8千万の実施計画上の金額が載っております。

一般質問でもお答え申し上げましたように、この金額の中ですべてできるかということになりますと、今の概算の考え方からいたしますと少し足りないのかなというふうに考えております。いずれにいたしましても平成26年度、新年度に3千万の中で実施設計組んでまいりますので、その中で実際の必要な経費が算出されるというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今後についてはまた費用の改正があるようではありますが、やっぱり町民に利用していただけるような、使いやすいような庁舎にするためには、当然そうだと思います。われわれはそういう説明を聞いたりしますが、やっぱり設計、青図面がないもんですから、じゃ、今の小学校のどんな形で、どういうところに、どういう便利さがこれからなされるのかということが分からないもんですから、その後についての改修というのがやっぱり心配されるわけであります。

その点について1点、コンピュータ関係であります、やはり役場庁舎の頭脳であるということでその辺も現在の3億8千万の中に入っておられるのかどうか、その点お伺いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この経費の中にはすべての移転の経費を含んで現在考えてございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 総括ですが、まず、総務のほうでなんですけども、土地借り上げるって結構の項目があるんです。それで、全体を見ますと一般会計だけでも364万6千円くらい、約365万、1日あたり1万円という土地借上料、一般のたぶん土地代だと思んですけども、その背景はどうなんでしょうかと、今後の見通し。それは今同僚議員がいうように将来的にはこの庁舎の解体もあるし、その近くにある土地も有効利用もあると思います。

それとあわせて新規予算の中で委託料についてなんですけど、いろんな事業が今年は目白押しで委託料が結構でてます。確かに専門業務の委託料は専門の方がやると思いますが、その中で私が際立って思ったのが、たぶん商工観光課になるんですかな。空き家物件調査委託料ってありますけども、たぶん委託というと、たぶん外部に委託すると思うんです。

確かに立派な資料つくるのも大事でしょうが、必ず委託しなければならないのか、あまりにも委託が多いように私は見受けられますけど、その説明をお願いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは土地の借上料の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。土地の借り上げ、町のほうで借りておりますのは、例えばこの役場庁舎の一部の敷地でありますとか、そういったところで町の施設を建てる、あるいはいろんな公共施設を設置する際にどうしても町が取得できればそれは一番いいと思いますけれども、やむを得ずその土地の所有者の方からお借りするということも、これは当然あることかなというふうに考えております。町といたしましては必要最小限の中でその必要な土地をお

借りしているということでございます。

また、状況に応じましては取得できる場合については所有者の方からお譲りいただくということも行っておりますけれども、今ほど申し上げましたようにやむを得ず土地をお借りしてこの公共施設を設置するということがありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 空き家物件調査委託料ということでご質問いただいたわけですが、この事業につきましては昨年から空き家バンク事業ということで、今町内に 200 軒以上の空き家があるわけですが、その空き家で使える、有効活用を図ろうというそういった空き家につきまして、町のほうではその所有者の方々の申出によりそれを登録して、そして町外の方々に移住、定住などを推進しようというようなそういった事業を立ち上げたわけですが、実際にそういった町内の空き家を所有者の方から申し出た際に、その空き家自体が本当にこれが住めるのかとか、こういうのを物件として登録ができるのかというそういった判断をしていただくのに、宅建協会の喜多方支部と締結結びましていろいろと指導していただいているわけです。

今、喜多方支部の方が実際に西会津にきてそういった物件を見ていただきまして、これはそういった登録したほうがいいんじゃないかとか、ああ、これはちょっと登録には向かないんじゃないかとか、そういった指導をしていただくのに調査していただいているわけです。

その際の調査費用というようなことで今回 1 件あたり、旅費とかそういうのも含めまして 1 万円程度をあげさせていただいたということでございます。以上が委託料の中身でございます。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 総務課長に先ほど説明を受けましたけど、そのほかにも土地借上料ってあるんでしょうか。一般会計に載っているだけなんですか。全体像を知りたいんです。

結局財政の健全化をするためにも、町民の理解を得るためにも少しでも出費を抑えてやっていくのが筋だと思うんです。それで全体はいくらくらい土地借上料を払っていますかというのをお聞きしたいんです。

あともう 1 点は、企画課長にお聞きしたいんですけれども、いろんな委託業務、それは専門的なところは分かります。確かに資料とかパンフレットとか成果品が上がってくると思います。例えば一つは企画課の課長にお聞きしますが、できるまでの全体のおおよそですけど何割くらいが各課の課長が関わって委託するんでしょうか。例えば全体を 100 として 10% くらいはやって頼むとか、まったくお願いするんですかということをお聞きしたい。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 土地の借上料の集計につきましては、大変申し訳ございませんけれども、今そういった集計は特にしておりませんでしたので、今集計いたしますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、財政健全化の視点というなお話でございましたけれども、これは町の施設等を設置する、あるいは公共施設を設置するということでどうしても必要な場合につい

てはそういった土地をお借りして設置するということは当然あり得ることでございますので、先ほど申し上げましたようにそれは必要最小限の中で対応させていただきますので、財政健全化ということでお話いただきましたけれども、そういった視点で対応してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 委託料に関するご質問でございます。予算書の中で委託料というのはさまざま、シルバー人材センターにスクールバスを動かしていただくのも委託料でありますし、さまざまな項目あります。したがって、そこに町がどれだけかわるのかというようなことはちょっとその委託項目によってずいぶん変わってくるのかなというふうに考えております。

議員がおただしの委託というのは何らかの調査といいますか、そういったものを委託する場合のお話かなと思うんです。ものをつくるための設計委託だとか、そういった話のかなというふうには思うわけですが、そういった部分につきましては当然町のほうでどういった業務を委託するのかという仕様書をつくって業者に発注するわけであります。

それに基づいてやっていただくわけですが、当然できあがるまでの間には事前打ち合わせをやったり、中間打ち合わせをやったりというような形で何度も打ち合わせをしながら町の方針と設計内容といいますか、委託内容が相違ないのかというような形でチェックをしながら進んでいくというようなことになります。

それをちょっと率として表すということはちょっとできないものですからご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに数字で示せというのは無理があるかもしれませんが、資料をまとめて委託する場合にしてももうちょっと町民のほうにアンケートなり説明会なりもうちょっとこまめにしたらいいのかなと、今後はそれを希望しているわけです。以上です。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 総括で1点ほどお聞きします。まず国民健康保険特別会計の中で事業勘定と診療施設勘定ありますけども、これいずれも減額になってますけど、その要因とその患者数減っているのか。

○議長 今一般会計の総括やってますから、特別会計は特別会計のときお願いします。
8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点ほど、消費税関連でお尋ねしたいんですが、まず歳入の面で町税に関しては消費税はあまり考慮してないと。前年の実績、あるいは直近の3年間の数値を考慮して歳入なりは算出したということでありますが、まず、私の一般質問のご答弁で総務課長は使用料手数料、これに関しては消費税10パーセントに上がるタイミングで見直しを考えているということでありましたが、4月からの消費税3パーセントになるに当たって、いわゆる使用料手数料のどのぐらいの金額になるか、それは試算していただければお示しをいただきたい。

それと逆に歳出の面で今ほどお話あった委託料、あるいは補助金等があるわけですが、それ消費税はどのように対応してるのか。それぞれ円単位で乗せる場合もあるのかな。あ

るいは現状のまま四捨五入して乗せると。切り捨てでやるというようなこともあると思いますけども、支払の分の、歳出の分の消費税の対応はどうかお尋ねをしたい。

あともう一つ、町長の重点施策の中で、Iターン、Uターン、定住人口、交流人口の拡大というようなことがありますけども、今回、今ほどのご答弁でありましたけども、空き家バンク等の事業をやっておりますけども、今回の予算にはあまり私の目からあまり見えない。これはどのような対応をなさるのかな。

一つは町営住宅等の入居率が結構入っているような状況で、よそから来たくてもなかなか入れない状況があるなどという話も私伺っておりますので、いわゆる定住対策について本予算はどのような形で反映されたかをまずお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 消費税の関係についてお答えをさせていただきます。まず使用料手数料へのいわゆる転嫁ということでございますけれども、これも一般質問の中でちょっとお答えさせていただきましたけれども、今回の4月1日からの3パーセントの引き上げに対しては基本的に使用料手数料に対しましては見直しはしない考えでございます。

使用料手数料の全体の見直し、現在作業進めておりますので、その作業を進めまして、27年10月の10パーセントに引き上げされるかされないか、その段階でまた判断されるかと思っておりますけれども、それに合わせながら見直し作業を進めまして、現在の使用料手数料が妥当な金額かどうか、そこを判断させていただきながら新しい使用料手数料の見直しをしていきたいというふうに考えてございます。

それから支払の関係でございますけれども、当然新年度から8パーセントになれば、われわれがお支払いする金額に対しましてはすべて消費税がかかってまいります。その3パーセントの影響額、試算いたしますと、一般会計ベースでございますけれども、約8,300万ほどの影響が出てくるということで試算をしているところでございます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 定住促進、交流人口の拡大といった、そういったご質問でございますけれども、町としましては今の人口減少、過疎化、こういったことに対して定住促進を図り、また、交流人口の増加を図ろうというようなことで鶴見区などとの友好都市との交流を深めたり、首都圏にイベント等にでかけ町のPRをしたりとか、そういったこともしたりとか、そういったことで対外的にも町を情報発信するなど、そういった活動しているわけですが、今年度の事業費的に申し上げますと、例えばそういう移住者とか定住者向けの住宅補助というようなことで、定住住宅整備費補助金ということで1,050万を上げてございます。

また、グリーンツーリズムの推進というようなことで、今回新たな観光協会を立ち上げようというようなことで、そういった中でグリーンツーリズムを推進していこうというようなことで観光協会へ補助金というようなことで650万を計上させていただいているというようなこと、それから例えば住宅団地につきましても団地を購入された方への補助として100万の計上というようなこと、それから先ほど言いました友好都市との交流を深めようというようなことで、田舎体験暮らしツアーなどということで120万ほど予算を計上さ

せていただいているというようなことで、そういった定住、移住、交流に向けての予算を計上しながら I ターン、U ターン、さらには定住者の促進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長　　8 番、多賀剛君。

○多賀剛　　一つ町税の見通しの中で、私聞くの忘れましたが、新年度はいわゆる個人所得は、今回の春闘ではベアが実現したり、一時金満額回答あるというような情報の中で、町内の個人所得は来年度は上向きになるのか、そういう予想をしてるのかどうかそれをまず一つお尋ねしたいのと、今の定住人口の拡大の中で一番手っとり早いのはやっぱり町営住宅、公営住宅等の入居というのが一番今の若い方、都会から来て本町に住みたいという中でそういう声あったんですが、その公営住宅等の整備計画等は今回補修等の事業は載っていたようですが、なかった。公営住宅の整備計画等も必要なのかなという考えがあったもんですからお尋ねしたいんですが、その辺も建設水道課長、ご答弁できればお願いしたいと思います。

○議長　　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　　個人所得の見通しというご質問でございますが、今年の申告が 2 月の 12 日から昨日、3 月 17 日で終了いたしました。受け付けをやっている中で、先ほどご答弁申し上げました農業所得については米の値段が下がったということで間違いなく農業所得は減少傾向ということであります。そのほか給与所得、サラリーマン等の給与所得につきましては、さほど大きな増減はなかったというふうに感じてございます。

あと、例えば個人事業主、営業ですか、そういった方については町の申告はほとんどなくて、青色申告等の税務署なりの申告者が多いわけでございまして、そこらの動向はちょっとつかみかねるということでございます。

そういった 25 年中の収入についてはそんな状況でございますが、26 年中に収入についてはこれからどうなるのかなということで、給与所得は伸びていただければというふうに考えてございます。以上です。

○議長　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　町営住宅のご質問にお答えいたします。今 3 月 1 日現在の町営住宅の利用状況でございますが、町営住宅では 3 戸空きがございました。あと定住促進住宅で 6 戸空きがございました。25 年度に教員宿舎について第 2 定住促進ということで戸数を増やしました。それでまだ満床になっていない状況でございますので、今のところ住宅団地の建設は考えてないというようなことでございます。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　何点かお尋ねをいたします。損害賠償の関係なんですけれども、原発事故でかなり本町におきまして相当損害賠償の要因というものはあるとは思いますが。損害賠償についての一つのいろんな手続をどのような形で求めておられるのか、そういったところをちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから国庫支出金と県の支出金の関係なんですけれども、たぶん国庫支出金については西会津小学校の建設にかかわる金額が多いのかなとは、こんなふうにはうかがってはおりますが、その要因など。それから県の支出関係につきましても相当事業の中身が網羅さ

れている中で結構 1 億 3 千万というのが減少になっているということでありますので、そういう兼ね合いなども含めた見解をお聞きしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 東京電力に対する損害賠償についてのご質問にお答えいたします。まず、町として東京電力に損害賠償してございますのが、まず一つ目として学校給食の検査用食材等で 2 万 8 千円ほど。それから下水道事業特別会計でございますけども、そちらのほうで放射能のモニタリング費用、それから汚泥処分に係る費用等で 101 万 7 千円ほど請求してございます。

それから水道事業でありますけども、同じくモニタリング費用等で 44 万 2 千円を請求してございます。

2 月末現在の数字でございますけども、それらを合せますと東電に対して 148 万 8 千円ほど町として賠償請求をしてございます。そのうち実際に賠償金として町に入ったお金が 112 万 7 千円ほど賠償金として町に入っております。

あとちなみに町以外、本町における法人ですとか、個人事業主ですとか、そういった方が東電に対して請求した額が本年 1 月末で、件数で 122 件、それから請求額で 3 億 7,500 万を請求してございます。そのうち支払われた額が 2 億 1,600 万が東電から本町の法人なり個人事業主に賠償金が支払われているといった状況であります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは国庫支出金と県支出金の大きな増減要因をお答えさせていただきたいと思います。まず国庫支出金でございますけれども、昨年度に比較いたしまして約 3 億円ほど増えてございます。これは議員も先ほどお話ありましたように、本年度西会津小学校の新築工事が本格的に実施してまいりますけれども、その事業費といたしまして 4 億 1,500 万ほど補助金をいただくことになってございます。

昨年度に比較いたしますと、ここで約 2 億 5 千万ほど増額となっております。それからもう一つ大きな要因といたしましては消費税の引き上げに伴いまして、いわゆる低所得者層への支援策、子育て世帯も含んででございますけれども、そのための臨時福祉給付金といたしまして合せまして 4,300 万ほどございます。これらを合せますと約 3 億円の増ということになります。

それから県支出金でございますけれども、これは 1 億 3 千万ほど減額になってございますが、これにつきましては先ほど 10 番の荒海議員にお答えしましたとおり、平成 25 年度に民間事業所によります小規模介護施設、その整備のための補助金として 1 億 500 万ほど、25 年度限りの予算ということで計上されてございますので、それが大きな減額要因ということでございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 農林振興課のほうでは賠償関係は生ずるものはありませんか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 3 月 3 日現在の原発によります損害賠償請求額及び振込額につきましては累計ではありますが、1 億 871 万 9 千円の請求に対して、振込が 1 億 802 万 6 千円振り込まれている状況であります。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 これ軽減税率と申しますか、町独自としてこの部分は抑えるんだとか。例えば保育料料金は公共料金は軒並み上がると思うんですけど、町としてこの部分は町民の皆さんに負担はかけないんだと、この分は町として何とかするんだというようなことがありますか。

それからもう一つ、軽自動車税の話なんですけど、これもし分かりましたらでいいですから、いつごろからいくらぐらい上がるか分かりますか。分かったら結構ですから教えていただきたい。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 質問の趣旨でございますけれども、いわゆる使用料手数料の中で政策的に軽減といいますか、町民の皆さんのために政策的にその使用料手数料を下けているというものがあるかということかと思しますのでそれについてお答えさせていただきたいと思えますけれども、例えば保育所の使用料でありますと、厚生労働省が示す基準からいたしますと野沢保育所は7割の負担で入所していただいていると。へき地保育所についてはさらにそれよりも軽減されているというような、いわゆる政策としてそこは保護者の皆さんの負担軽減に努めているということでございます。

あるいは生活バスにつきましてもご承知のように100円、あるいは200円ということでお乗りいただいておりますけれども、この料金だけでは到底その運行費は賄えないということでございますので、これらも町民の皆さんが利用しやすい、そういった料金体系とさせていただいているということで、できるだけ町民の皆さんには、適正な負担もしていただかなくてはけませんけれども、その一方でまた町民の皆さんの福祉の向上というところがございまして、そういったところにも意を配して料金の設定はさせていただいているというふうに考えております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 軽自動車税の税率の見直しについてのご質問にお答えをいたします。まず軽自動車税の税率の見直しにつきましては、平成27年、来年の4月以降新規取得した軽自動車について対象になります。主なものを申し上げますと、現行の軽の4輪自動車、乗用であります、現行年額7,200円の税金であります。それが1.5倍の1万800円に引き上げになります。

あと乗用ではなくて貨物、軽トラックもそうありますが、それが現行4千円ですが、改正後に5千円というふうに税率改正になります。以上です。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 この度いろいろと町の施策で重要なお金の使われ方があると思いますが、例えば保育所施設等の基本設計、あとは西会津小学校の進捗状況、民間介護施設の完成予定時期とかその他ありますけれども、お金の使われ方ではなくてその進捗状況等、どのような形で町民に分かりやすくこの先説明していかれるかお聞きしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町の重要施策であります保育所、それから西会津小学校、それから今民間事業者が進める事業所の進捗状況、そういったものをどういうふうに町民に知らせてい

くのかというようなご質問でございますが、小学校につきましては議会なども通じまして27年の4月には開校しますよと、新しい校舎で授業開始しますよというようなことを常々言っているところでございますし、民間事業所なんかにつきましても議会の場などを通じながら9月の末には完成していくんですよとか、そういうような形で周知はしているといえますか、そういった議論の中でお話はさせていただいているわけでありましたが、その途中経過をなかなか町民の皆さんに周知するという機会はないわけでありましたが、でき得る限りいろんな場面で進捗状況というのはお伝えしていきたい、そういう機会を何らかの形でつくっていききたいと思います。

その辺は広報であったり、ケーブルテレビであったり、そういったものを通じながら、当然小学校の推進委員会であったり、保育所なんかも子ども子育て会議などということで実施をしながら進めておりますので、そういった場面を町民の皆さんにお伝えできるような機会をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 私からは、この度の予算編成に当たっての確認をさせていただきたいと思います。今回、当初予算で63億5,500万円ということで前年度比で5.5パーセント、3億3,200万円の増ということであります。これについては西会津小学校の建設の費用が前年から比べますと4億8,900万増だというようなことでそれらが顕著に反映されているのかなというふうに思います。

それでこれだけの予算を組むのにそれぞれの担当の方々、熟慮に熟慮重ねられての編成だと思います。そこで一つ例をあげて確認をさせていただきたいと思いますが、方針としては総務課長が概要の説明の中で、町民の目線に立ってやるんだというようなことのお話がありました。

例をあげますと、例えば飯豊山周辺環境整備事業というのがあります。これは今年度ではありませんが、実施計画としては来年、再来年と、27年度、28年度ということになっています。これなんかも私は個人的に思うに、飯豊山の登山口、今山都からの登山口がなかなか利用される方に本当にいい環境じゃないというか、使用できないような状況にあるというようなことも聞いておりますので、これらの環境整備を26年度はないわけです。それらを早めに本当はやったほうが、先ほど商工観光課長が言われていた交流人口の増を図るというようなことであれば、やはり一日も早く条件整備というか、そういうのもあってもいいのかなというふうなことは感じたんです。

それは結論ここに至るまではいろいろあったと思いますが、私なりの意見と、また、その予算に当たっての考え方に、その意見といたしますか、それを伺いたいと思います。

あともう一つは緊急情報等のL G放送の設備ですか、これも28年度に実施されるということですが、これも災害時、テレビL画面でそういう緊急の情報が流れるというようなことについても、今までも防災無線、あるいは緊急情報の告知システムうんぬんというようなことも話が出てるわけございまして、これらもやはり早めに対応ができたかなというようなことを個人的に考えましたが、ただ、それらについての編成に当たっての考え方をお伺いをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　まず、飯豊山の周辺環境整備というようなことで、今年度に予算には載ってないということで来年度の実施設計にのせませて、来年度以降整備しようということでも来年度 250 万ほど実施設計にあげさせてもらったわけですが、議員おただしのよう飯豊山につきましては昨年の夏に集中豪雨がありましてそれぞれの登山口がかなり被害を受けたということで、特に山都の川入口はなかなか道路関係が被害を受けて 25 年度は川入口からの登山はできなかったと。その復旧もまだ 27 年度くらいまでかかるのかななどという情報でございます。

そういった中で本町におきましては、そういった集中豪雨で被害を受けて、その後すぐに復旧作業を行ったというようなことで全国から飯豊山への登山の方が弥平四郎のほうに集中して結構多くの方が登られたというようなことで、弥平四郎登山道の重要性が上がったのかなというふうに考えております。

そういったことで、あの登山道につきまして、実施設計にあげさせてもらっているのは登山道の舗装関係をあげさせてもらっているんですけども、何度もあそこの登山道が集中豪雨によって被害を受けて、土砂崩れとか道路肩が崩れたりとか、そういったことで被害を受けているものですので、実施設計の中で半永久的にそういった被害を受けないような舗装しようということでも来年度以降そういった実施設計に予算を計上させていただいたわけです。

実施計画の中で 27 年度ということでもあげさせて、今飯豊山の登山道を整備しようというようなことでございます。

議員おただしのは、そういった緊急性があるから新年度から、26 年度からということでもお話だと思うんですけども、今、観光施設としましては銚子の口、そちらも水害で被害を受けてまして、そこも 3 カ年計画で今復旧作業をやっております。26 年度が最終年度ということでそこが一旦終了するものですので、27 年度からまたそういった観光施設のそういった整備ということで引き続いて飯豊山をそういった登山道整備に年次計画でやっていこうかなというようなことで、今商工観光課としてはそういった観光施設をそれぞれ年次計画をもって進めていこうかなと、そういった意図のもとに 27 年度から弥平四郎登山口の整備を実施したいと、そういうことで実施計画にあげさせていただいたところでございます。以上であります。

○議長　　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　　ただいまの商工観光課長の答弁も含めまして、実施計画の調整の関係でございましたので私のほうからちょっとお答えさせていただきます。実施計画、当初予算の編成前に実施計画を調整しまして、それで当初予算の編成作業を各課が行うということになっておりまして、編成作業の前には実施計画の調整作業は企画情報課のほうで行っております。

各課から来年度、それから 3 年間にわたってこういった事業に取り組むというようなことで上げていただきまして、ヒアリングをして、町の財政計画もあるわけでありましたが、その中で緊急性の高い事業から事業計画を立てて 3 年間の計画にしていくというようなことでございます。

実施計画の全体説明の中でも申し上げましたように、今西会津小学校の整備事業という

ことで大変大きな事業に取り組んでおります。来年度につきましても、27年度にしても商業団地の施設整備であったり、それから保育所整備だというようなことで大きな事業を年次計画に当てはめまして、そういったあといろんな事業当然各課から上がってくるわけがありますが、その中で緊急性などを考慮しながら事業計画を当てはめてつくっていくということでありますのでご理解をいただきたいと思います。

それで先ほどL G放送の話がございました。これにつきましては防災行政無線と連動して、防災行政無線で緊急に流すような災害情報だとか、そういったものが出た場合には職員がケーブルテレビに行かなくてもケーブルテレビにL G放送を流せるというようなことでありまして、実施計画の中では28年度というようなことで上げさせていただいたということであります。

この辺につきましても町全体の事業の中で勘案して28年というようなことで計画していることですのでご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 私の質問した中身というのは、そういう実施計画、できているやつを変えてくれとかうんぬんじゃなくて、内容的に私なりに優先的に取り組んだらいいんじゃないかという思いがありましたので、その計画を27年度、28年度とかやった編成した中身ですね、その考え方を今伺ったところですから分かりました。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは私も質疑をさせていただきますが、その前に申し上げたいわけですが、福島民友の3月16日、第一面に西会津健康ミネラル野菜普及会が豊かな村づくりの顕彰を受けました。県を代表して全国表彰に推薦されたということであります。

ここまでくるのには平坦な道のりではなくて、いろんな努力の結果こういうふうに県内、あるいは全国にこのミネラル野菜の評価を得るということは大変喜ばしいことだなと。さらなるご努力をご期待を申し上げて質疑に入ります。

最初に町長に2点ほどお尋ねしたいわけですが、1点は町長報酬であります。選挙中もその後も町長報酬に関しては何ら発言をなされてこなかった。したのは9月の議会で適宜判断をするということであります。適宜判断をしたから今までどおりの報酬ということであります。

私は、有識者が決めた額はやはり一番適切な報酬だと思っておりますから、今の報酬でやっていくべきだと思っています。ですから、半額でやっているときは大変、大変であったと。やはりいい仕事をしていくためには皆さんが決めた報酬が最適だと、そういうことを一言町民の皆様には言っていただきたいのであります。いかがでしょうか。

もう1点は、これも9月の議会でありましたが、提案理由の説明の中で地域経済の活性化に関して三つを生かす。町の風土を生かす、町の資源を生かす、町の能力を生かすとおっしゃいました。私はこのとき経済だけでなく町政全般にこれを生かしていったらいいなということをお願いしました。今次の予算にこの三つを生かすということでどう生かされたか、端的に結構ですから、一つだけ、代表してこれがこの三つを生かす政策だということでお話をしていただければと思います。

消費税8パーセントについても今も総括でありました。歳入では地方消費税交付金の増、

あるいは今の説明で国庫支出金の低所得者対策の4,300万ですか、そのほかに消費税がらみで歳入でどういう影響を受けているか。歳出ではどのような影響を受けて、持ち出しでこれも8,300万ですか、そういう説明がありましたが、具体的には26年度でするいわゆるいろんな工事、これが消費税どう影響しているのか。

それと今議会で繰越明許しました。介護施設の関係ではこれ補助金だから3パーセントは、値上がり分は影響しないということでありましたが、そのほかの繰越明許で、25年度でやるべき仕事は26年度でやると。その場合の3パーセントの分はどうなっておるのか。それと今次の予算でこの工事関係で言いますれば労務単価と資材が結構な値上がりだと聞いておりますが、そこら辺は予算にどのように現れておるかということをお聞かせいただきたいと思います。

次、健康がいちばんでお尋ねをいたします。食と運動と検診を相互に連携をしまして健康寿命の延伸をしていきたいとおっしゃっておられますが、実際はどうだろうか。実際はどうだろうか。私は二つの問題、課題があるなと思っております。

一つはいわゆる介護保険の認定者数であります。平成24年度は高齢者に占める割合が14.6パーセントでありました。これが年々1ポイントくらいずつ上昇しておりまして、25年度の当初では19.6パーセント、20パーセントに認定されておる。やはりこれは町の健康がいちばんという施策が効果を現しているならば認定者数はこのように増えないのではないかなと。この増えないために健康がいちばんの狙いといいますのは、やはり健康寿命の延伸、健康寿命となるならば介護認定者がこのような増え方しないような政策をとっていくべきだと思いますが、その点でいかがかということのもう一つは、痴呆の方々が非常に多い。

介護保険認定者の中で認知症状を有する高齢者数が522人、88.6パーセント、これは認知症で生活そのものが差し支えあるとか、症状ですから、家族のそうお世話にならなくても暮らしていける人がおりましょうが、やはり認知症はかかったならば軽症のままずっと長くいってもら。中程度、大にしない。そういう施策が私は肝要であろうと。これは国保審議会で長野県に行ってきましたが、小布施町では認知症は仕方がないといいますが、軽いまま、なるべく進行しないようにということで、これらを私は推し進めていくのには職員だけでは限度があるなと思っているんですよ。

やはり大学とか研究機関とか、そこと連携をして取り組んでいくことによって成果が上がると私は思っていますが、この健康寿命の延伸をどう図っていくか、この件についてお答えをいただきたいと思います。

次、集落支援員と地域おこし協力隊についてお尋ねをいたします。今年も支援員2名、協力隊は3名ということで大いに期待をしているわけでありまして。集落支援員の関係であります。仕事の内容は多岐多様、すべての課に影響を及ぼしている、関係していると思っております。窓口は企画調整課ということでありまして、この多種多様な集落の抱えている問題を集落員を通して町との関係といいますか、いった場合には関係する課で連絡会議とか調整会議とか、そういう集落員から申し入れがあったことを検討して対応していく、こういうことが必要だと思っておりますが、そのお考えがあるかないか。集落支援員から出された案件をどう今まで処理をしてきたか、今言ったようなことがなされていなければ

今年度はそうするお考えはありませんか。

地域協力隊には分かります。三つ、3人でそれぞれ三つのテーマで頑張ってくださいということでありますから、大いに期待します。私はそのほかにその協力隊員の最もやりたいこと、西会津やりたいこともテーマとしてやっていただくことが町のテーマと隊員の持っているテーマをやっていくことによって期待に応えていくのではないかなという気がしますので、そこら辺のお考えをお聞かせいただきたいということと、やはり支援員と協力隊が互いに情報を交換しながら連携を取り合ってやっていくことによって相乗効果が現れて、より住民の期待に応えられるのではないかなと思っていますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 長谷沼議員からの質問でありますので私のほうから質問に対してお答えを申し上げます。まず一つの、町長報酬10パーセントのカットが適宜判断した結果現在どういう考えでいるのかということですが、率直に言ってこの4年間の50パーセントのカットというのは個人的な交際費も含めながら活動する中においては非常に厳しい内容であったと率直に認めざるを得ませんでした。したがって、適宜に判断した結果、本来のあるべき報酬の内容というものはそれを継続していくことが正しい判断だというふうに改めて感じているところであります。

二つ目は地域経済の活性化の中で、町長のいわゆるこれからのまちづくりの中に生かす風土、資源、能力、これを端的に言えば何だといいますと、私は地域の中でそれぞれ現在取り組んでおりますけれども、交流人口の拡大ということで多くの方々がこの風土と資源と能力を生かしながら西会津にきていただけるような、そんなそれぞれの活動にぜひとも町と一緒に生かしていただきたいというふうに思っているところであります。

そのほかの質問の中で健康がいちばん、健康寿命延伸事業について若干私のほうから申し上げますと思うんですが、確かに健康がいちばんという効果は私は現れているのかなというふうに思います。これはただ4年かあるいは5年の中でこの効果というものではなくて、これまでの西会津町のトータルケアが継続しているということも当然これは生かされているわけでありますので、その継続事業の中で新たな健康がいちばんというその食・運動・検診、これらが少しずついい方向にきているのではないのかなというふうに思っております。これは国保の中においても端的に最近では現れている傾向であろうというふうに思います。

したがって、今非常に問題になっているのは介護認定者が年々増加の傾向にあるということは非常にこれに対して町としても憂慮すべき内容なのかなというふうに思いますし、特に一般的な傾向として今現在そういう状況にございますから、こうした動きに対して町としても重要な課題としてこれから取り組んでいかなければなりませんし、これからの特に西会津町の高齢者が非常に多くなっているということに対する取り組みもしていくことが必要だというふうに思います。

百歳になられた方が最近ですけれども、男性ではじめて百歳になりました。これ、上野尻の安部さんでありますけれども、この方、本当に足は少し弱っていますけれども、もう心も身体もしっかりとされておりまして、これで百歳の方が15人となってございます。

今年中に、26 年度中に 8 人が百歳になるという計画といたしますか、今そういう状況でありますから、そうした方々をモデルとしながらこの延伸寿命ということについてしっかり対応していかなければなど、こんなふうに思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは消費税の関係の全体的な視点のご質問についてお答えをさせていただきますと思います。今回消費税につきましてはいわゆる 5 パーセントから 8 パーセントに引き上がるということでございますけれども、このうち地方消費税にかかる部分については 1 パーセントから 1.7 パーセントへの引き上げという形になります。

歳入につきましては地方消費税交付金で、前年度から比較いたしますと 1,200 万ほど増で見てございます。ただ、これが昨年度からして 1.7 倍に単純に増えるかということになりますと、この地方消費税の算入期間が本年の 2 月から来年の、27 年の 1 月までがいわゆる平成 26 年度の対象期間ということになりますので、26 年度に限って言えば単純に 1.7 倍にはならないということになります。そういうことで新年度につきましては地方消費税交付金については 1,200 万円の増で見込んでございます。

それから先ほど申し上げましたように、歳入の中でいわゆる低所得者層、あるいは子育て世帯、そういったところへの支援策として 4,300 万ほど、いわゆる臨時福祉給付金として支給されるということで、歳入面では約 5,500 万ほどの増という形になります。

一方歳出でございますけれども、この 3 パーセントの引き上げになりますと、町の予算の中では需用費、それから委託料、工事請負費、あるいは備品購入費といったところでこの影響が出てまいります。その金額が先ほど申し上げましたけれども、約 8,300 万ほどというふうに見込んでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 消費税の関係のご質問のうちで繰越明許になった分についての消費税の取り扱いということでございますが、これにつきましては、工事請負等に関する消費税の経過措置ということがございまして、10 月 1 日以降に請負契約を結んだものについては 4 月 1 日以降に工事を完成して町が受け取る場合については、これはすべて 8 パーセントで消費税を計上するというようになっております。

それとあと単価アップのことでございますが、工事につきましてはほとんどが補助事業でございまして、その補助事業の中の、補助事業で補助金の割り当てがきますので、その中の補助事業の事業費の中で単価アップを含めたものを単価の見積りを変えまして、その中で設計をもう一度組み直して事業を進めていきたいと、そのように考えております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援にかかるご質問にお答えします。集落支援につきましては 26 年度も 2 人体制というようなことで支援活動を行っていくというようなことで予算化させていただいたところでございます。集落支援員を支援する体制でございますが、町では政策調整会議集落支援部会というようなことで、各課の職員が参加しまして部会をつくっておりまして、集落支援員と年度の末には今年のいろいろ報告をうけて総括をして、年度初めには今年はどうな形で集落支援にさまざまな町の施策にかかわっていただくのかというような打ち合わせなども行いながら支援業務を行っているということでございます。そう

いった組織は持っているということでもあります。

それから集落支援員の皆さんにつきましては毎日日誌をつけておりまして、その日誌が1週間に2回ぐらい町のほうに届くようになっていきます。そこでいろんな活動の内容、あと集落活動の中で生じている問題、そういったものは企画情報課のほうで上がってくる度に把握できるという状況になっています。

それからあと、各集落でどうしても集落支援員が手におえない、こういった支援をしてほしいという事項につきましては、連絡票という形で上げてまいります。それらも建設課のほうにお願いするような事項があったり、健康福祉課のほうにお願いするような事項があります。そういったものにつきましては企画情報課のほうで担当課のほうにつないで、それらの対策を講じていただくというようなことで進めているということでもあります。

集落支援員の活動、単に集落支援をする活動のほかに今の奥川元気クラブであったり、サロン、それから地域づくり、さまざまな活動に参加をしていただいて、地域全体の支援をするというようなことで活動しております。先ほどありましたように地域おこし協力隊員への協力というような部分も今年から何回か一緒に活動するなりして進めているということでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊員についてのご質問にお答えしたいと思います。隊員につきましては平成25年度に1名採用しまして、平成26年度は3名体制というようなことで今予定しているところでございます。25年度に採用しました隊員につきましては、地域づくりや地域おこし団体への支援、またグリーンツーリズム活動、そういった活動に従事していただいたわけですが、その中でも特に今年の隊員につきましては、美術分野とか芸術性、そういった能力、資質が豊かでありまして、本人もそういった能力、資質を生かすような活動にやりがいをもって従事してきたところであります。

議員おただしのように、そういった隊員の能力、適性を生かしつつ町内で活躍していただいて地域おこしに支援していただければと思っております。また来年、26年度の採用予定の方についてもそういった能力、適性などを見極めながら地域の活性化に努めていただければというふうに思っているところでございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ちょっと訂正をさせていただきたいと思うんですが、延伸寿命の中での答弁で、健康が一番の中で、百歳以上、私ちょっと勘違いしておりました。2月に百歳の方が1名亡くなっておりましたので、現在14名に、久々の男性で1名ということで現在15名でございます。1名ちょっと多く数えておりました。訂正させていただきます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の訂正の件ですが、初めて男性百歳といいなさったと思うんですが、その前にお一人いたんではないかなという、私の記憶間違いであれば私訂正しなくなってしまうがそこら辺を確認をしてもう一回答弁をしていただきたいと思います。

報酬に関してはそのとおりであります。いい仕事をしていただくためにはそれなりの報酬を差し上げなくちゃならないわけですから、それを最大限に使って、使いこなして町の発展のために尽力をする。そのためにはおっしゃったように目に見えないところでお金が

かかるんですよ。目に見えないところにどれだけお金が使われるかということでまた町の発展にもつながるわけでありますから、そこら辺はこれからの活動にご期待を申し上げます。

消費税であります。これ、例えば繰越明許した請負契約に関しては、予算の補正等が必要になるのかならないのか。それと単価のアップだとか資材の高騰というのは分かりますが、それは工事費の全体にどの程度影響して何パーセントくらい影響をするのか。この高騰が予測として、まだ右肩上がりです上がっていくのか、まあまあこの程度で落ち着くのか、そこら辺もつかんでおられるならばお答えをいただきたいと思います。

健康がいちばん、町長から答弁いただきましたが、私は見方が違いますね。これは百歳になれる方も、平均寿命も伸びておりますが、今起こっている現象が二つ課題がある。一つは認知症の方が、その問題。もう一つは介護認定率が年々上昇してきている。それは町のトータルケア、健康がいちばんの施策が効果を上げておるならば、私はこの認知症も減っているだろうし、介護の認定率も下がっていいはずだと思っているんですよ。下がってないからやはりここで反省をして取り組んでいくべきだろうと。そのためには研究所だとか大学、そういう力を活用していくのが私は最適だと思っておりますが、いかがですかということなんです。

医療費も、見ますと県平均より下がっていたのが、県平均より高くなっていると私指摘したこともあります。これも県全体のデータを見ますと、そんなにさほどじゃなくて、県平均のほぼ、特に高い自治体、低い自治体がなくてほぼ県の平均くらいに抑えられていますから、それはそうかなと私理解しました。ただ、昨日も説明あったんですが、25年度医療費減ってきてますよ。ただ心配なのはといいますか、65歳から69歳までの医療費が上がっているのが気になります。やっぱりここら辺も健康がいちばんの問題があるのではないかなと、私はこういう事実を重く受け止めて、大変失礼ですが、職員だけでは乗り越えられない面があるんじゃないのかな。ここら辺はやはり先進的に取り組んでいる大学とか研究所等のアドバイスを受けながら押し進めていくところにきていると、いかがですかというわけであります。

集落支援員ですが、私とすれば月いっぺんくらい集落支援員と担当課、その中に課の担当している職員いるといいますから、そこら辺をやっていくことにきめ細かになっていく仕事ができるのではないのかなと、集落支援員のもってきた案件を速やかに処理して、集落の期待に応えていくためにはもっとそういう点での連絡が私は大切であろうと思っています。

それともう一つこれはお願いといいますか、事実といいますかな、でお話しますが、老人クラブ、なかなかお年寄りの方々が事務処理に悩んでおられるというのが実態であります。

また、中山間地の取り組みも第3期になりましたから、役員が高齢になってきたために継続して中山間地ができなくなってしまった。なぜかというとな務的な処理がなかなか年取ってできなくなってしまったということが原因なんです。そういうところも集落支援員の方に支援してもらえような体制をぜひつくっていただきたいなと。そういう老人クラブ、中山間地の集落から申し入れがあった場合には集落支援員の方が対応していくような

ふうに充実していったらいいと思いますが、この点について伺いをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 百歳の方については、私も最初、これは少し間違っただかなと思って、その前に久々という直したわけですが、これまで3人ございまして今回で4名の男性が百歳を迎えたということでございました。

なお、健康がいちばんの中での認知症とか介護の関係、あるいはこれまでの検診率の中での分析の内容等について、認識が違うんじゃないかということでもあります。決してこういった問題についてそれぞれ議員やあるいは町民の皆さんと町長の認識が違うなんていうことはあってはならないわけでもあります。

したがって、説明足らずの部分であればそれは担当課より再度ご答弁を申し上げたいというふうに思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 私のほうから介護認定者及び認知症が増えている要因等についてのご質問にお答えを申し上げます。まず介護認定者につきましては、昨年の3月末と現在を比較しますと介護認定者数で要介護の方で20名ほど増えております。それから認知症の方につきましても65歳以上の方の13.7パーセントを占めているというようなことで大変増えていることは間違いございません。

その大きな要因でございますが、平均寿命が当然伸びておりまして、特に西会津の場合は後期高齢者の率が大変高くなっております。75歳以上の後期高齢者の率が26.8パーセントということで4分の1以上が75歳以上の方ということでもあります。75歳以上を超えますと介護認定率も認知症の発症率も大変高くなってまいります。その関係で介護認定の数も増えております、認知症の数も増えているということでもあります。

特に介護認定につきましては、やはり皆さん家庭で家族がいて、家庭内で何とか自立している部分については我慢をして介護認定をしない状態でございます。その認知症等が発生してどうしても介護が難しくなってきた段階で申請をするというケースが最近大変多ございまして、結局認知症が若干あるような状況ですと介護認定につきましても要介護1以上になるというような傾向がございます。その認知症が軽度のうち、要支援1、2の程度ですと皆さん介護申請をしないというような状況がございますので、反対にその介護1、2の方に対するなかなか支援ができないという町、現在の状況でございますので、その軽度なうちから介護申請をしてもらうような取り組みもこれからは必要なのかなというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変失礼しました。健康がいちばんで、今後大学、研究所等の指導も必要ではないのかというようなご質問でございますが、現在、町でここ10年前から、5年に1回、食生活と健康に関する調査というような調査を実施しておりまして、10年前、5年前につきましてはその結果に基づいて東北大学の先生の指導を受けてまいりました。

今回、5年前に行った結果に基づいて今、健康づくりをやってきたわけでございますが、主に脳卒中对策、それから糖尿病対策、肺ガン対策、それから高齢者対策という四つの課題をもって取り組んでまいりました。今回、26年度予算でまた生活習慣と健康に関する調

査を実施する予定でございます。その状況に応じまして、健康寿命延伸のための計画案をつくるわけですが、その中で大学の先生なり、研究所の先生とかとの指導も必要になってくると考えられますので、その辺につきましては対応していきたいというふうに考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 消費税のご質問にお答えいたします。今回の単価アップによりまして繰越明許につきましても補正につきましては予算内で収まるということで補正の必要は今のところないということでございます。

あと単価アップにつきましてどのくらいの影響があるのかということ、単価アップの分だけですと2パーセントから4パーセント、5パーセントぐらいで単価が上がる、工事費が上がるということでございます。

今後の状況でございますが、県から正式な通達がきてないものではっきりしたことは言えませんが、新聞報道によりますと今後も単価が上がるというような傾向であるということでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援員のご質問にお答えします。集落支援員の部会をもう少し回数増やしてやるべきじゃないかというようなことでございました。立ち上げ当初、町としてもそのように考えていたわけでありましたが、なかなか実施できないというのが現状でございますが、できるだけ回数を増やして綿密な連携のもとに進めていきたいというふうに考えております。

それから老人クラブの事務処理であったり中山間の事務の応援なんかも考えてみたらどうだというようなご質問でございます。そういったことに関しましても、集落の困りごとについてはなんでもお寄せくださいというようなスタンスで集落支援員につきましては取り組んでいただいているところでございます。相談の中で支援のできるような、かかわれることについてはできるだけ各集落の応援をしているというようなことで考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 健康関係であります、第5期介護計画も24、5、6ですか、で、25年度でも計画の認定者数がかなり実際は多くなって、だからりゅうごしてる。こういう実態があるわけです。これは皆さんがこういうことをしてこういうことやるからこれだけで認定者数、利用者数もといいながらもそれが多いというのはやはり今取り組んでおられることに私は問題があるのではないのかなと、そういう意識でやっていただかないと、もっとこの介護保険、国保、そういうところに影響及ぼしてくるのではないかなと。そのためにはやはり、何回も言いますが、大学とか研究所とか、そういうところと連携を図って私はやっていくべきだと。

そうすることによってそれなりの自治体と取り組んでいる人が成果が上がっているわけですから、やはり1年にいっぺんの健康がいちばんのまつりも大事でしょうが、ここら辺もきちっと取り組んでいかないと私は問題が起きてくるような気がしてならないんです。それが60歳から69歳まで医療費が、全体では下がってきてるけれども、高齢者の予備軍

の人たちの医療費が高くなってるということは高齢者になった場合にはその恐れがあるわけですから。

それと確におっしゃられたように、これは西会津だけじゃなくて喜多方広域調べてみましたならば、介護認定の申請者数と認定者数が前は 70 パーセントくらいだったかな、今は 90 パーセント近くなって、それだけ認定を受けなくちゃならない人が申請してんのかなと思いました。

私はいろいろ介護の認定がなれてきて、こういう人はもう最初から認定しても該当しないということで申請件数との差があるのかと思ったら、そこら辺もそうすると課題ですね。早めにそういう認定を受けて介護を受けることによって介護度が進まなくなるわけですから。そこら辺も取り組んでいってほしいなということでお答えをいただければありがたいです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康がいちばん、介護認定等のおただしにお答えを申し上げます。介護認定者数につきましては、議員おただしのように第 5 期事業計画の中で計画した人数を既にオーバーをしているという状況でございます。第 5 期介護事業計画が若干甘かったというかこれだけの認知症の増加の部分が予測できなかったというようなことなのかなというふうに考えております。

これにつきましては、この反省をもとに今年つくります、平成 26 年度につくります第 6 期の介護保険事業計画の中ではしっかりと検証をしてまいりたいというふうに考えております。

それから介護認定についても早期のうちに、病気もそうではありますが、早期発見、早期治療がやはり一番大切なのかなと、予防の部分が一番大切だというふうに考えておりますので介護認定なんかにつきましても早めの認定を受けていただいて、早めの対応するようなことで進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 先ほど 3 番に対する答弁がありませんでしたので答弁を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほど、3 番、長谷川義雄議員のご質問の中で、土地借上料につきましてお答えできませんでしたので答弁させていただきたいと思います。町の全体の土地の借上料の額につきましては 384 万 7 千円となっております。その主な内容でございますが、役場の駐車場の敷地、あるいは保育所の敷地、さらには町営駐車場の敷地、こういったところが大きなところでございます。

○議長 以上で総括質疑を終わります。

それでは 7 番、鈴木議員の発言を許します。

7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 ちょっと私がかかわっていることなんですので、この辺をきちっとしてほしいなと思って総括質問に入ります。NPO、あるいは各種団体、委託料、補助金を使っていろいろ活動するわけですね。最近、大雪りばあねっとという NPO が不正受給をして社長が逮捕されたという事件があります。

そんなような中で委託業者に所期の事業目的に合致してるのか。事業目的に合致してる

のかということと、目的外の事業をしていないか、申請どおりの雇用をしているのか、この3点について調査する必要があると思います。どんなに少ない補助金でもきちんとそれを使って活動をするということが基本ですので、こういうように申請どおりの雇用などが出ていないかどうか。

そういうことでとにかく調査する必要があると、こう思いますのでいかがなものでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは補助団体に対する町の考え方ということでお答えをさせていただきたいと思います。各種補助事業、さまざまございますけれども、その事業の目的に対しまして補助申請が団体から町に提出されます。その内容について各課の担当の中でそれを十分に審査をいたしまして、それが適切であるということで補助の決定を町のほうでいたします。

それに基づいて各種団体については補助事業を実施しまして、その実施した内容を終了した段階で完了届を提出をいたします。そこには町が補助を決定した当初の目的にしっかりと合致してやっているかどうか、あるいは支出もきちんとされているか、そういったところを審査をいたしまして、それが間違いないということであれば町のほうで補助金を最終的にはお支払いするというところで行っております。

それからこのいわゆる財政援助団体ということで申し上げますけれども、これは町の監査、年1回決算の時期に財政援助団体に対する監査というものもございます。そういったところですべてを監査するわけにはいきませんが、その中で抽出をいたしまして監査委員の手元でしっかりと監査をしていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 補助金なんかの使い方については多少問題がありますよ。補助をやったきれいにやったところが使用目的に合わないからそれやらないというそういうような現象も起きてます。したがって、その辺をきちんと見てもらって、正しい補助の使い方、こういうようなことを考えてほしいということを要望して私の意見は終わります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今ほどのようなご要望といたしますか、お話でございますけれども、例えばこういったところがそういった適切でないような使い方がされているかというところがわれわれとしては理解できないところでございますけれども、われわれとしてはきちんと内容を審査しまして、しっかりやっているものに対して補助金、あるいは委託事業であれば委託料を支払うということでやっておりますので、そういった事例があればご指摘いただきたいというふうに思います。

あと、審査をした中で、不適切な使用が認められて補助金の返還といったところは私の記憶の中ではこれまでございません。

○議長 以上で総括質疑を終わります。

暫時休議します。(11時50分)

○議長 再開します。(13時00分)

続いて、款ごとの質疑を行います。まず歳入であります。

- 1 款、町税ありませんか。
- 2 款、地方譲与税。
- 3 款、利子割交付金
- 4 款、配当割交付金。
- 5 款、株式等譲渡所得割交付金。
- 6 款、地方消費税交付金。
- 7 款、自動車取得税交付金。
- 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 この自動車取得税交付金、500 万円の減額になっておりますが、これは国のエコカー減税等の施策の中で減額になっているものと思います。この 500 万円の減額分はいわゆる特例交付金等で補てんされていたと思うんですが、この補てんの分は予算措置の中では出てこないんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 自動車取得税交付金につきましては、このエコカー減税の影響ということでありませんで、売上の全体の伸びが少ないということで減少しているということでございます。

なお、地方特例交付金の中にはそのエコカー減税分、かつてはそういうものも入ってございましたけれども、今は入ってございません。

○議長 8 款、地方特例交付金。

- 9 款、地方交付税。
- 10 款、交通安全対策特別交付金。
- 11 款、分担金及び負担金。
- 12 款、使用料及び手数料。
- 13 款、国庫支出金。
- 14 款、県支出金。
- 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点だけお尋ねしておきます。事項別明細書だと 13 ページになりますか、自殺対策緊急強化基金事業補助金 13 万 5 千円とありますが、これいつからいつまでこの基金の補助金がかかるのか。これを受けてどのような事業を、どういうふうな形で展開をしていくのか、歳出で見たらちょっと私見つけることができませんでしたので、どのように使われるのかと、そこも併せてお答えをいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 自殺対策緊急強化基金事業補助金に関するご質問にお答えをいたします。これは県のほうで基金を設けまして、全国的に自殺者が 3 万人を超える状況であるということでありまして福島県でもワーストテンに入るとようなことがございまして、県としても自殺対策に力を入れるということで県のほうで基金をつくりまして町村が行う事業に対して助成を行うというようなことでございまして、平成 22 年から行われております。事業の内容でございますが、普及啓発事業ということで心の健康づくり講演会というよ

うなことで講演会を実施しております。また、ゲートキーパーといいまして、その地域でそういう自殺、心の病気を持っているような人たちを見守るという方に対しての講習会ですとか、そういったものに対しての事務費的なものを予算としては計上しております。

○議長 15 款、財産収入。

16 款、寄附金。

17 款、繰入金。

18 款、繰越金。

19 款、諸収入。

12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 諸収入でトータルケア就学資金貸付金でありますけども、これは 55 万 5 千円の計上ですけども、この内訳はだいたい人数として何人くらいの予算計上ですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 トータルケア就学資金の元金収入についてのご質問にお答えします。これは高校卒業して福祉関係の専門学校に行っておられる方に対して奨学金ということでお貸ししておりますが、その専門学校卒業しまして就職した人が返還されている金額でございますが、現在 3 名の方が返還をしております。今年も来年につきましても 3 名ということでございます。

○議長 20 款、町債。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点だけ臨時財政対策債がかなり起債を起こすわけではありますが、4,290 万も増えている。ここら辺の事情といいますか、背景、なぜ臨時財政対策債かということの説明してください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この臨時財政対策債につきましては、いわゆる普通地方交付税が、国の交付税特別会計の中で、各市町村に対しまして十分な交付するだけの予算が確保できないという場合につきまして、その不足分をいわゆる国と地方が半分ずつ負担しましょうということで起こす起債でございます。

今回、国のほうで示した地方財政対策の中で、25 年度の実績から 9.9 パーセントの減で見込むということでございました。そういったところで計算した中で前年度より見込額が伸びているということでございます。

なお、この臨時財政対策債でございますけれども、借入した全額につきまして後年度普通交付税の中で全額交付されるということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ただ、いわゆる起債は起債だから、公債費の比率にどのような影響をするのか。全額後年度負担なしだから起債の比率が上がるのか上がらないのか、そこら辺財政の係数との関係でお答えください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 いわゆる実質公債費比率を対象にして考えた場合につきまして、この臨時財政対策債の元利償還金につきましてはこの計算式からすべて控除されます。したがいまし

て実質公債費比率関係、こういった財政指数にはまったく影響ないということでございます。

○議長　　続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

2 款、総務費。

5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　それでは1 項 5 目の財産管理費の中の老朽施設解体撤去工事、これ 800 万円が予算計上されていますが、工事の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　財産管理費の中で老朽施設の解体ということでございますけれども、これはいわゆる廃校となった学校施設の中で老朽化が進んでいる部分につきまして年次的にその解体をしていきたいということで考えてございます。25 年度につきましては旧奥川小学校のプールを解体をさせていただきました。26 年度につきましても旧群岡中学校のプールの解体ということで予算をお願いしているところでございます。

○議長　　3 款、民生費。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　　これは一般質問で出ておりましたが、いわゆるタッチスーパーであります、実態はどうなっているのか。予算的にはここに現れているのかどうなのか、タッチスーパー、ケーブルテレビの回線を使ってその事業を展開するという説明を受けておりますので、そこら辺は今どうなっているのか、予算上には現れてはきてないか、第 1 点。

第 2 点は町民バスであります。これは議会が議会報告会を開催しましたときには町民バス、デマンドバスの改善の要望がありまして、いわゆる定時バス化、定期路線バス化が図られないかというご意見をいただいたので、議会としてもこの前経済常任委員会で担当の総務課長にきていただいて、この実態等の話をしたわけです。

そこで十二分に今次の改定には検討しますということでありましたが、内容を見ますと今回の 3 点の改善はすべて循環バス、循環路線といいますか、であります。このデマンドバスの定期路線化、定時バス路線化についてはどのような検討をしたのか、検討の実施する場合の課題として解決しなくちゃならない問題はどの辺にあるのか、それをお答えしていただきたいと思います。

○議長　　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　　タッチスーパーにかかるご質問にお答えします。このタッチスーパーにかかる事業は、民間株式会社の事業でございまして、町としては直接関わっていないということであります。町の回線を活用して 300 台を動かすというようなことで一時 1 台月額 100 円というような形で回線使用料いただいていたわけですが、事業を撤退するというようなことで申し入れいただいております、歳入についても計上しておりません。

○議長　　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　　町民バスについてのご質問にお答えをいたします。定時、定路線バスの検討というご質問でございますけれども、まずこの前議会の活性化特別委員会でもお話したとおり、まずデマンドバス運行を開始してまだ約 2 年しか経過してございません。新し

い運行システムに皆さんだいぶなれてきて、利用者もこの前ご説明したとおり、全体で20パーセント近い利用増となっているところでございます。

当然町といたしましても定時、定路線バスの検討については現在作業を進めているところでございますけども、今後の利用者の動向等よく判断しながら今後進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 タッチスーパーは回線を使用していないということで分かりました。これは事業撤退だと。分かりました。

デマンドバスですが、こういう素朴なことを言われるわけですよ。朝、高校生、それから森野の施設、授産場へ行っている人たちはいつも乗るんだよと。帰りも同じ時間だよ。なぜそれに手を上げた場合乗せてもらえないんだと。そういうふうに言われるわけですよ。そこら辺を新しくバスを増やせ、路線を増やせじゃなくて、いつも同じ時間で同じ路線を走る、それはやはり実施するようなことで検討していただくべきだと思っておりますが、そういう観点で検討するお考えあるかないかをお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。今のデマンドバス方式につきましてはあくまでも事前予約が基本でございます。今長谷沼議員さんがおっしゃいましたいつも利用している高校生と必ず乗るんだということであれば、予約なしでも乗せてもというお話ですけども、予約なしで乗せると、すべてそうした場合に運行経路が変わってしまうケースもあるわけでございます。そうした場合に、遠回りをしたり、場合によっては時間に遅れたりというようなケースもございますので、高校生でしたら、高校生ですとか、いつも決まって乗る方ですとまとめて予約もできる場所がありますので、そこら辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そこら辺のとらえ方なんですけど、路線変更までして私も乗せるということとはなかなか問題があるろうと。それはあくまでも高校生、授産場に行っている人ということを考えるならばそういう路線ですよと、路線の性格を、位置づけをきちっとするならばそれ以外の人が乗せてくれと言わないはずですから、そこら辺、柔軟にもって検討していただくことを要望だけしておきます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。一つは、まず地域おこし協力隊配置事業、来年度3名体制で臨みたいということでもありますけれども、1名は継続で採用なさる。あと2名の募集状況、新年度になってから、これ通ってから新たに募集をしようとしているのか、今現在の状況はどうなっているのかその点お尋ねします。

あとイメージキャラクターPR事業に関しまして、これはこゆりちゃんのイベント等の、参加が年々増えてきて大変いいことだなということで思っております。予算見ますと昨年度よりこれ減額になっております。来年度は委託するんだという話もありましたけども、この減額になる要因を教えてください。

あともう一つは、パソコン関係のシステムなんですけど、XPのサポート終了に伴って、

いろんなところで新しいOSを入れているわけなんですけど、お尋ねしたところにはインターネットにつながる環境のパソコンはすべてXPは使っていないということではありますが、庁舎内のLAN、ノートパソコン等を使って、皆さんお使いになっていると思いますが、そういうところではXPは使わないようになっているのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊についてお答えしたいと思います。募集についてということでございますけども、先ほどもお話してますように、26年度については3名体制ということで、そのうち1名については今年度から継続というようなことでありますので新規に2名を募集するというようなことで、募集につきましては2月半ばから3月上旬まで募集しました。その結果1名の応募がありまして、その方についても面接を行いまして採用するというようなことで、採用候補者というようなことで現在は本人のほうには通知したところでございます。

まだ1名の方が未定でございますので、応募がないもんですので、今後も延長して募集したいというふうに考えております。なお、この15、16と全国地域おこし協力隊のサミットとありましたものですから、そちらに現在の隊員もそこに出席しながら町をPRして、そういった地域おこし協力隊の募集もかけてきたところでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。まず1点目、イメージキャラクターの減額の要因ということでございます。昨年イメージキャラクターこゆりちゃん、1体着ぐるみをつくったということでございまして、そういった意味で大幅な減額になっているということであります。

それから、総合行政システムにつきましてはすべてウィンドウズ7が導入されているということで、XPにつきましては基本的に使っていないということであります。一部事務処理の中で、総合行政システムにはつながっていないパソコンの中で一部あるのかもしれませんが、それはインターネットと接続しないという形で利用する考えでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まず地域おこし協力隊、この年度替わりというのが一番募集するには、学校もそうですけども、一番いい時期でありますから、このタイミングを逃さず、本来であれば4月からもう1名の方採用できればいいのかなという思いでございました。以前、この間青木議員が募集の仕方が総務省から回ってきた文書をそのまま掲示してるようなことでは集まらないよと、しっかりとした、何をやるのか、何をやっていただきたいのか、そういう目的をはっきりして募集すべきだというような話をなさっていました。私もそういう形で今後のもう1名に対してはなるべく早く募集していただきたいなという考えであります。あとそのことはわかりました。以上です。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 募集内容についてのご質問でございますけども、今回の募集に当たりまして具体的に業務についてもこういった業務をやっていただきたいというようなことで、前も一般質問の中でもお答えしましたように、農林業務につきまして具体的に加工部門とか販売関係とか、そういったことをやっていただきたいとか。グリーンツーリズムですと

都市との交流事業に当たっていただくとか、そういった形で具体的に募集要項には記載させていただいております。

また、先ほど言いましたように地域おこしサミットの中におきましても、そういった興味のある方に対しまして西会津町としてこういう方々を募集してますよというようなことでそういった会場にきた方にいろいろとアピールしてきたところでございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 2款、1項、8目の19、コミュニティー育成事業128万円が上がっているようですが、この中身について実施計画のほうを見ますとLEDに関するうんぬんということで、町でも自治区の役員の方々がいろいろ声をかけられてどういう内容だということで盛んに私も聞かれておりました。説明の中では基本100万のうち70万が街路灯で防犯灯が30万というような中身であったかと思うんですが、その助成の仕方についてもう一度確認の意味も含めて説明をいただきたいというのと、あと実施計画のほうで116万円が3カ年で348万ということで、平成26年度、本年度の予算が128万ということでちょっと多少差異があるようなんですが、その部分についての説明も含めてお願いいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 コミュニティーの育成事業の中での街路灯、防犯灯のLEDに関する補助金の質問にお答えしたいと思います。街路灯、防犯灯のLED化を図ろうということで各地域からいろいろ要望が上がっているというようなことでございまして、本年度から補助の制度を設けさせていただきました。その中でLED化の費用としまして100万円を予算化しました。この100万円であります、事業費の3分の2を補助金として交付するというような考えであります。おおよそ目安としまして、街路灯につきまして70万円、それから防犯灯につきましては30万円というような形で予算計上させていただいたところであります。

それから実施計画に6万円がプラスになっています。これにつきましては、街路灯の町内の維持費といいますか、球が切れた場合の改修費、そういった経費がものすごく高額になっているというような話を伺っております。そういったことでその6万円につきましては球の取り替え、16万円、16万円です。16万円につきましては、球の改修という場合に補助金を交付できるような形で予算化したということでございます。

あとそのほかの部分につきましては集会所の改修補助が一部含まれているということでございます。

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(13時27分)

○議長 再開します。(13時27分)

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 防犯灯、街路灯のLED化の説明の中でちょっと説明不足がございました。街路灯につきましては70万円予算化したわけですが、それらに関する何基できるかということになるわけですが、1灯あたり約9万円という金額でございまして、だいたい7灯程度改修できるのかということでもあります。

防犯灯につきましては30万円で14灯程度の改修事業に取り組めるかというふうに考えております。

それから 16 万円、電球の交換でございますが、20 灯の電球交換ができるというふうに考えているところでございます。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは 1 点ほどお伺いします。本町は今年で 60 周年事業の記念行事で 70 万 3 千円を計上しておりますが、その内容についてお伺いしたいんですけども。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 町制施行 60 周年の記念事業につきましては、これまでも 5 年ごとの節目の、いわゆる 50 周年、あるいは 55 周年、こういった記念事業につきましては自治功労者表彰の時期に合わせて実施してきたという経過がございます。現時点ではその時期が今のところ 11 月、例年 11 月に開催しておりますけれども、そのころに開催していきたいなというふうに考えております。

○議長 3 款、民生費。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 54 ページになるわけですが、企画運営委託料 140 万ですか、企画の委託料、運営の委託料、企画と運営は別のような感じもしますが、これの何を企画運営する委託料か。

それとその次のページになるわけですが、生活援助貸付基金に関してであります。これは西会津独自、県内でも西会津だけの貸付制度だということですが、これは役割を終わったということで前々から言って、整理すべきだと、貸付者も借りた人も保証人ともにお亡くなりになってしまっ、そういう人には実際問題として請求をしてもお返しはいただけないわけですから、そこら辺で整理する必要があると思って何回か尋ねてきています。一向に進展していないなと思っていますが、そこら辺、どう今年この基金に関して検討なり何なりをしていくお考えか。この 5 千円というお金はいかがですかと。それと新たに利用する人などいるのかいないのか。それも併せてお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企画運営料についての 140 万の企画運営料についてのおたかしでありますけども、これにつきましては、後継者対策事業の、いわゆる婚活パーティーなど実施してるわけですが、それらにかかる企画運営ということで、25 年度ですと若松の民間コンサル会社に委託しまして、年 2 回のパーティーを実施しまして、その企画運営、それからそのパーティーの前の事前指導とか、そういった準備関係の指導関係ですね、それと会場関係の借り上げとかそういったものを含めて企画運営料ということで計上させていただいているところであります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 生活援助貸付金の質問にお答えを申し上げます。議員おたかしのように生活援助貸付金につきましては西会津町だけの独自のものということでありまして、現在貸付金残高としては 103 万 5 千円ほど残っております。今年、25 年度で 1 万 5 千円ほどの償還ありましたので 103 万 5 千円の残でございますが、25 年度中にいろいろ弁護士さんと相談したりとか他町村の状況等を確認したりとかというようなことではいろいろ調査をしたところでありますが、他町村のやり方もいろいろであったり、弁護士さんの回答につ

いてもちょっといろいろこういうやり方何点かあるよというようなことがございまして、それらに基づいて今年度については再度どうしていったらいいかというようなことで今年度もう一度検討していきたいというふうに考えております。新年度については検討していきたいということです。

新たな貸付につきましてはここ数年ない状態でありますし、5千円につきましては利息分の繰り出しということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変申し訳ありません。他の町村にないと言いながら他の町村のことを研究したというようなことを言いましたが、他の町村で類似的なもので債権放棄ですとか、そういったものをしたケースですとか、そういったものをちょっと調査させていただいたということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 婚活が民生費とははじめて知りました。バラエティーに富んでいい予算だなと思いました。

それで、貸付金であります。これは1課だけの問題ではないと思います。これはやっぱり町全体で町長トップにした課長会議等あたりでやはりきちんと方針を出していかないと、課だけの対応ですと、ずるずるべったりという言葉、失礼に当たるかもしれませんが、何ら改善されてこなかったというのは課だけの対応だからではないのかなという気がしますので、これはやはり全庁あげて結論を出すべきときは結論を出すということで、今年検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。生活援助資金の処理につきましては全庁あげて検討させていただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点お尋ねします。児童福祉費の中で保育所業務の委託料、これが648万9千円ほど減額になっております。今回芝草保育所が野沢保育所の分所として新年度から運営するということでありますから、いわゆる経費は逆に余計にかかるのかなという思いでございましたけども、この減額になった要因をお示しいただきたいと思います。

あともう一つ、乳幼児家庭子育て応援金、720万、昨年より20万ほど減額しておりますが、だいたい80人程度見込んでいるということでありますけども、昨日も私言いましたけども待機児童は本町にはいないということでありますけども、この中に潜在的な待機児童というか、潜在的に本当は保育所に入れたいんだというような需要があるような気がしますので、そういうところの調査はなさるつもりはないのか、その2点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 児童福祉についてのおただしにお答えをいたします。まず、保育所業務委託料の減額でございますが、これにつきましては委託はにしあいづ福祉会のほうにしているわけですが、福祉会の保育士さんの中で今年度2名退職する予定でございます。

入所児童の数とか、保育所全体の調整をした結果、新たに職員として保育士を採用せず、今いる現状で対応し、若干不足する分はパートですとか臨時ですとかで対応するという

ような形で、人件費のほうで減額になったところでございます。

それから子育て応援金の関係で本来保育所に入れたいけども、家庭で見るといような人はいないのかということでございますが、家庭子育て応援金につきましては家庭で当然見れるということが前提で見ておいでになるという考えでございまして、潜在的な待機というものについてはないというふうに考えております。

○議長　　8番、多賀剛君。

○多賀剛　　まず、保育士の方が2名退職されて、児童数を鑑みた場合に対応できるということであればいいわけですが、今の流れとすれば幼保一体改革の中の話もありますけども、保育士は児童数の同じであればだんだん増やしていかなければならない。パート等で対応できるということでもありますけども、本来の正式な資格を持った人にやっていただくのが当然なのかなという思いをしております。

あと、子育て応援金に関しましては、私は全部そんなことではないと思いますが、やっぱりある程度状況を調べるというか、調査することも必要なのかなという思いで提案しました。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　まず保育士の関係でございしますが、臨時、パートでありましても保育士の資格を持った方をきちっと対応するというところで考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

潜在的な待機の部分については内容等ちょっと調査はさせていただきたいと思います。

○議長　　4款、衛生費。

9番、青木照夫君。

○青木照夫　　衛生費の中で簡易水道施設整備事業補助金として1,963万1千円、これは安座と屋敷に補助ということになっておりますが、今年度屋敷集落に対して25年度残り、1,600万計上されています。それは水に不純物が含まれているので、それを除去するための浄水器が必要になったと聞きますが、浄水器の設備費はいくらになるのか。

それと、それによって自治区の受益者の負担額はいくらになるのか。それと水道水が飲めるようになるまでにかかる総工事費、最終的な受益者負担額はいくらになるのか、負担の方法。最後の完成後の維持管理費はどのくらいになるのかお尋ねします。

○議長　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　簡易水道の整備事業の補助金のご質問にお答えします。まず、濾過器でございしますが、まだ濾過器の選定が完全に決まったわけではないんですが、だいたい濾過器については200万円相当を考えております。

続きまして、屋敷につきましては200万円でだいたい濾過器と合せまして1,483万1千円程度、今回この予算に計上させていただいております。

1戸当たりの負担であります。だいたい33万円程度を考えております。今後完成した後の濾過器の維持費ということでございしますが、まだ正式に濾過器がどういうのかというのが決まっておりませんので、その濾過器が決まらないうちの今後の維持管理費というのは算定できないということでございしますのでご理解願いたいと思います。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫　　1戸当たり33万受益者負担がかかるとお聞きしましたが、集落の内容見ると高齢者、一人暮らしという方がいらっしゃいます。果たしてそれだけで受益者負担で賄われるのか、本人が支払われるのかという心配もありますが、昨年600万円で確か工事をやりますということであったと思います。今聞くと、その倍の工事費が加算されたようであります。ということは、今後本当に工事の内容によっては受益者負担する金額が比例して多くなっていくのか、それとも集落の実情を考えてどんな方法を考えておられるのかその点ちょっと伺います。

○議長　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えいたします。この事業につきましては事業費の8割を町で負担させていただいております。それでございます、水道組合というものを屋敷集落でつくっていただきまして、その中で説明会等を行っておりまして、今回計上させていただきまして予算についてもご説明申し上げ、2割の各水道組合のご負担があるということで納得していただいていると、そのような状況でありますのでご理解願いたいと思います。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫　　8割が負担というのは工事費に対する補助だと思います。それでその中で集落の集会所があります。たぶん集会所も水道が引かれると思いますが、集会所に対しての決めというか補助制度が40パーセントになるようではありますが、集会所に対しても同じ40パーセント補助制度ということで理解してよろしいですか。

○議長　　集会所というのは今この水道と別な話では。

○青木照夫　　同じ水道をそこに引くと。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　給水設備に対する集会所の改修の補助でございますが、事業費の4割を補助として交付をしております。

○議長　　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　　今の青木議員とのやりとりで私も疑問に思ったからお尋ねをします。青木議員で言わせれば、昨年概算は600万であったが今の1,284万1千円というふうになったと。こちら辺、なぜこれだけ増えたかというあたり一つと、それから濾過器がなぜ必要になったのか。濾過器というのはこの前聞いたのは青坂の供給施設ですか、簡易設備ですか、あれが地震のためになかなか濾すことできないわけ、実際家庭の、じゃ、今のこの屋敷の水源はそういう濾過器を使わなくちゃならない、その前の家庭に給水する前の段階できれいな水が生産できないのか。そこら辺お尋ねします。

○議長　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えします。25年度工事につきましては、ボーリングによります井戸を掘ったということでございます。屋敷地内につきましてはいろいろ探してはみたんですが、湧水等の水源が見つからないということでボーリングの井戸ということで井戸を掘らせていただきました。そこで水が出たわけなんです、それにつきましては鉄とかマンガンがちょっと標準値より高いということでその鉄、マンガンを取る濾過器を26年度に計上させていただいたということでございます。濾過器のほかに今度配水管ということで本管の布設と、その分がありまして本1,483万1千円という予算計上になったところであり

ます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私勘違いしていたかもしれません。もう一回。25 年度で 600 万、26 年度で 1,483 万というのは計画どおりかということと、じゃ濾過器というのは各家庭に濾過器をつけるのではなくて、全体の水を給水するための濾過装置だというふうに理解しなくちゃならないのか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えします。濾過器につきましては、水源に取り付けまして濾過器を通した水を本管で各家庭に配水するというところでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 25 年度につきましては井戸で 300 万でございます。全体で 1,850 万ということで計画どおりということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 計画どおりの工事費で上がるのか上がらないのかということをお尋ねしたいということと、これ、屋敷は飲料水供給施設で整備だっけ、それとも簡水、それとも村の施設ということか。そうならばこれから維持管理は村なら村が主体ね。供給施設、簡易水道なら町の施設だから町が責任もってやっていくわけですが、そこら辺もお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えします。水質検査をして水がだいたい分かったわけなんです、今その濾過器について選定を進めておりまして、今の水がその濾過器でうまくとれればだいたい計画どおり進むということでございます。

あとこの施設につきましては、集落の管理となりまして集落管理の水道でございまして、飲料水供給施設や簡易水道とは別個のものでありまして、集落管理の水道となります。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 2 点ほどお伺いいたします。保健指導員報酬ありますが、町では現在保健指導員は何名くらいいらっしゃるのか。それとにこにこ相談事業とありますが、この事業の内容等お伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えします。まず、保健指導員の人数でございますが、西会津全集落で 116 名の保健指導員さんのおいでになります。

それからにこにこ相談所ですが、これにつきましては、現在旧群岡中学校を活用して相談所として開設しまして 3 年目になりますが、精神疾患を持つ方とその家族を支援するためということで、精神疾患を持つ方が毎日通所されてきて、そこで 1 日運動をしたり、イベントに参加をしたりとかいろいろ人の交流を通じて安定した生活が保てるようなことを支援していくというようなことで相談所として開設しているものであります。

○議長 5 款、労働費。

10 番、青木照夫君。

○青木照夫 緊急雇用創出基金事業、これが 4,378 万 5 千円計上されておりますが、昨年度より 1,500 万以上減額されております。内容としては件数、また人数、また企業先とい

うか、どのようになっておられますか。その耐震対応事業となっておりますが、その金額そのものが減っておられるのかその点ちょっとお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 緊急雇用創出事業についてのご質問ですけれども、昨年より1,500万ほど減額ということですが、平成25年度は14事業実施しております。来年度、平成26年度については11事業ということで3事業ほど減少したということでございます。この大きな要因ですけれども、今回、26年度、事業につきまして県からの割り当てが決められておりまして、その上限に基づいて町としても優先度の高い事業を選択しまして今回11事業を計上させていただいたというようなことでございます。

事業的には役場の直営事業、それから委託事業というようなことで町内の商工会とか振興公社への委託事業、そういった事業になっております。

主に役場内ですと放置されたごみの回収とか、不法投棄関係の回収事業関係、それからケーブルテレビ関係のデジタルアーカイブスの今までのビデオをデジタル化する事業関係、それから健康が一番、こういった食、運動関係、検診推進事業の事務補助関係、それから地域福祉サービス関係の事務補助関係、それから町道等の美化関係、草刈り等ですね、そういった関係が町の直営事業となっております。

それから委託関係にありますと、今回観光協会新たにつくるわけですが、その事務補助ということでこの緊急事業を該当させているところでございます。

それからあと商工会関係ですと自慢館、それから青年部で沓神デナーとやっておりますけれどもそういった事業への事務補助的なことで計新規で19人ほど雇用するというような内容でございます。

○議長 6款、農林水産業費。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 私も何点か質問させていただきます。事項別明細書の79ページです。中ほどよりちょっと下ですが、産米改善対策事業補助金、これが前年より半額くらい減額されているわけですが、これで今までやってきた改善対策というか、この金額で間に合うのかどうか。

それからその下の、一つおいて下ですが、農業経営者海外派遣研修事業補助金、12万ですが、これについて今までも県からの推薦といいますか、そういう形で海外派遣というのがあったわけですが、今回はそういう見込みといいますか、多少の推薦しようかというようなこともあつての予算計上なのか、その辺をお伺いします。

それから82ページの、これは林業費の下の方の委託料ですが、森林病虫害等防除事業委託料ですが、ここ最近山を見ても当時のようなカシノナガキクイムシの被害というか、あまり目につかないような感じはするわけですが、病虫害の防除は何を中心というか、マツクイムシとかもあんでしょうけど何が中心となっているのかなということでございます。

それからあと83の会津桐振興連絡協議会負担金、これは4万ではございますが、こういう桐の振興連絡協議会というのがあって、本町においても町の木というのは桐の木になっていきます。それら会津全体の桐の木の今後もそれを盛り立てていくことの気運が高まってそういう協議会の中で話し合いが行われているのかどうか、また、町の現状といいますか、

そういうのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それではご質問にお答えいたします。はじめに産米改善対策の減額であります。これにつきましては、昨年度従来から行っていました産米改善と併せて放射性物質吸収抑制対策の塩化カリの部分はこの事業と併せて行っていたわけですが、今年度、26年度につきましては新たな営農再開支援事業ということで位置づけが変りまして、同額が別事業で予算化をしておりますので、事業内容については変更はございません。

それから、農業経営者海外派遣研修事業補助金であります。これは国際農友会のほうが主催で年間12名の農業青年を海外に派遣して10日程度研修をしていただく内容でありまして、25年度についてはアメリカ合衆国のほうに研修に行ってきたということでありまして、今回町内の若手農業者が26年度のこの事業に参加したいという意向がありまして予算化をしております。1人当たりの経費がおおむね48万でして、2分の1がその国際農友会のほうから支給されますので、残りの自己負担分の2分の1を町で支援したいということで補助金を計上しております。

それから森林病虫害防除の事業であります。これにつきましては、議員のご質問にもありますようにカシノナガキクイムシについてはほぼ収束した状況でありますので、マツクイムシの防除事業を予定しております。その内容につきましては、燻蒸処理が100立方、それから樹幹注入で65本ということで今年度330万程度の事業計上をしております。

最後の会津桐振興連絡協議会の負担金4万であります。これは会津で桐振興に取り組んでいる市町村、特に三島町が桐の里ということで、三島町を事務局にして関係の市町村とそれから林業製材業者さんとかが一緒になって協議会を立ち上げまして桐の振興に取り組んでおります。

具体的には事業内容としては桐の植栽の状況を調べたり、あとは子どもたちにそういう桐の植栽を体験させたりということで年間事業計画を立てて実施しておりまして、ここ2、3年ちょっと事業が停滞してたんですけれども、26年度からまた新たに負担金を設けてきちんとやっていこうということで町も参加しておりますし、26年度も一体となって事業推進を図っていききたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点お尋ねします。健康な土づくり普及促進事業、これはミネラルの販売力強化というようなことでやるそうでありますけども、ミネラル栽培振興農業用機械等購入補助金250万計上されておりますけども、具体的にはどのような機械を補助しようとなさっているのかおたじいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 農業用機械補助のご質問にお答えします。26年度ミネラル農産物の生産拡大に向けた取り組みを計画している中で、生産拡大をお願いするのに、農家さんが何が一番問題かという労働力不足が一番問題だということでありまして、人を雇ったりする部分は個人個人の農業形態によって違いますので、農家さんが自助努力でその不足分を補うことは農家さん自身の対策でやっていただく。

あとは労働力を軽減する部分で、例えば2人でやっていた作業が1人でできれば労働力

の軽減にもなりますし、経費の節減にもなるということで、その部分で町が支援できるような体制ができないかということで検討した結果、一定の主要三品目を作って、一定の面積に取り組んでいる方に対してそういう機械の補助を実施したいということで、2分の1補助で上限50万ということで、26年度につきましては5件分を予算計上しております。

具体的には例えば消毒の自走用の消毒ということで二人でやらなければならないものをその機械を入れることによって一人で作業ができ、作業時間も短縮できるというような機械の補助を支援していきたいと考えています。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 農業問題では町長の提案理由等でもありまして、国が米の政策、四つ変えたということであります。1万5千円から7,500円というのは全国の農家、これみな均一にといいますか、影響受けるわけですが、そのほかの例えば資料米だとか何とかというのはまず今の国の改革というのは西会津の農政というか、決してプラスにはならないな。そういう中で町の農業をどう振興していくかとなればやはり今までやっていたことを継続しながら国の動向をつかんでやっていくことが肝要かなと。

その中でやはり担い手たる認定農業者数がどれほどいて、今後それが増える見込みといえますか、認定していくような方々がどの程度潜在的におられるのか。そういう中で、次に大事なのは人・農地プランの中で農家を位置づけてその集落の農業を維持していくための人をピックアップしていくといえますかな、そういう人・農地プラン、これから大事ではないのかな。そういう点で人・農地プランの取り組みがそう進んでないなと思っていますが、人・農地プランをどう推し進めていくかということをお尋ねしたいわけであります。

あと具体的になるわけですが、78ページに農産物商標登録委託料、農産物の商標登録するのは町でやるのか。町でやるから町の仕事委託するのか。民間でやるならばその登録にかかる費用等は補助とか、交付とかという形になんじゃないのかなという気がしましたので、これはどういうことか、39万8千円、この委託料についてご説明していただきたいと思っています。

それから、85ページに大山美坂高原負担金2万円と出てます。これも役割を終えたと思っておりますが、今、この大山美坂高原の期成同盟会ですか、どのような事業をして、いつころこれが解散できるのかということと、前アクセス道路が悪いということでこれも町としてアクセス道路も検討しなくちゃならないというような考えがあると聞いたことありますが、そこら辺はどうなっていますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。はじめ、認定農業者の育成についてであります。現在、町内に44経営体の認定農家があります。今後の国の政策が対象が集落営農、もしくは認定農業者ということが27年度からについては具体的に示されている部分もありますので、それに向けて現在町内で中核農家と言われる方で認定農業者になっていろんな国の制度を利用したほうが良いということで候補者として考えている方がいらっしゃいますので、今年26年度についてはその方々に認定農業者への誘導を図っていきたいということで考えてます。

それから、人・農地プランにつきましては、24年度4集落、それから25年度3月末で取り組んでいる中で最終的には2つのプランを認定で、それ以外の4つは4月にずれ込む予定でいます。なかなか現在取り組んでいるところもありますが、進めていく中でやっぱり担い手がない集落があったりして、1つの集落ではなかなか計画をつくるのが大変な状況でありますので、今後は地域といいますか、もっと広い範囲での計画づくりに方向性を変えていかなきゃならないのかなということで考えてます。26年度は現在継続中のものと合せてそういう形での推進を図っていきたいと思います。

それから、農産物の商標登録の委託料であります、これにつきましては、町が取り組んできましたミネラル栽培の野菜、ミネラルっ娘という商標登録をしております、それを袋に印字をして消費者の皆さんに、付加価値、それから差別化ということで、これはそういう野菜ですよというのを裏に表示しながらミネラルっ娘の登録商標を活用してきました。

商標登録の期間10年が経過しまして、本年度更新時期を迎えていますので、これにつきましても町のミネラル栽培推進の事業の中の販売戦略の1つとして町が取り組んでいきたいということで考えてます。

その内容につきましては、登録を取る出願手数料が15万ほどかかりまして、出願のための業務を専門家に委託する分が24万ほどかかりまして、合せた金額を26年度の予算に計上しております。以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 大山美坂高原線のご質問にお答えいたします。大山美坂高原線につきましては、開設工事は完了しておりますが、その後豪雨災によりまして災害がおきまして、今災害復旧工事をやっている状況でございます。

あと期成同盟会といたしましては、今後この同盟会をどうするのかというようなことで26年の雪解けを待ちまして柳津と三島と西会津町3町で現地を調査し、アクセス道路を含めて検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 美坂高原線ですが、災害復旧をするというわけですが、これは町の負担はないわけですか。あれば予算どの程度あるわけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 西会津分につきましては、県営の災害復旧ということで県で行いますので町負担はございません。

○議長 7款、商工費。

12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは2点ほどお伺いいたします。まず、工事請負費の中で、これ銚子ノ口の整備事業でありますけども、まず今年度が最終年度になってますので、今年度は公衆トイレの設置の予定と聞いておりますが、その中で今後の計画についてと、あと、いつころから工事始める予定なのか。

あともう1点でございますが、これ実施計画に載ってますけども、観光案内板の修繕についてでありますけども、これは26年度から28年度の実施計画に載っておりますが、そ

れでこれは全部で何カ所くらいあるのか。また、これどのくらいの修繕必要なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それではまず銚子ノ口の工事請負費の関係ですけども、議員おただしの様に、銚子ノ口につきましては、23 年度の被害によりましてかなりいろいろ東屋とかそういうのが流されたというようなことで、3 年計画で今復旧しているというようなことでありまして、26 年度が最終年度というようなことになっております。

工事内容としましては、お話にありましたようにトイレ、それから木道、それから周辺的环境整備ということで若干やぶになっているようなところを刈り払いしまして、草花とかそういったものを植えるというようなそういった作業内容になっております。

工事の開始ですけども、この事業につきましては県の補助事業を導入したいと考えておりますので4 月早々に県のほうに申請しまして、それが決定された後というようなことで工事に入りたいということで6 月以降になるのかなというふうに考えております。

それから看板の修繕箇所ですけども、これについては今概算を上げさせていただきまして、その都度に、その年ごとにそういった修繕が必要な看板等については修復していきたいというふうに考えておりまして、今概算的に上げさせていただいているというような状況でございます。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 これは県に申請しないといつころ工事始まるか分からないですけども、なるべく早く申請をして、なるべく早く工事を進めてもらいたいと思います。

なお、看板ですけども、全部で何カ所か、把握してなければいいですけども。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 看板についてのおただしでけども、現在何カ所あるかちょっと数字把握しておりませんので、後ほど把握しましてご報告させていただきたいと思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 私のほうから 86 ページの商工振興費の委託料、企業誘致計画策定委託料ですが、まさに本町においては若者定住促進、あるいはまた過疎化、少子高齢化というようなことで若者の定住して活気力あるまちづくりを目指していかなければならないというふうに思います。

そういう中でこの企業誘致、やはりなによりも喫緊の課題かなということでもあります。これらが早く実現することを願うわけですが、これらの計画において本町の労働人口との関係もあろうかと思えます。また、それによった誘致する規模というのもあるかと思いますが、その辺のところを、労働人口にしたいどのくらいの規模で誘致をしたいとか、それなりの考えがあればお伺いをしたいと思えます。

それから 89 ページ、消費者モニター調査委託料でございますが、これは現在行っているモニターの、これは来年度分ですけど、モニターの人数、あるいはこれを行っての目指す効果といいますか、そういうものについてお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まず第 1 点目の企業誘致計画策定委託料についてですけども、議員おた

だしのように、企業誘致によりまして若者の定住、雇用の創出というようなことで町内の所得向上や経済対策ということで、そういったことで企業誘致については本町においても大きな政策課題であるというようなことで、これまでも県などと連携しながらいろいろと誘致活動というようなことを進めてきたわけですが、なかなか具体的には至らなかったというような状況でございます。

そうした中で現在今県でも震災復興の中で県外から誘致する企業に対する補助金や税の優遇制度、そういった制度も取り入れているというような状況でありますので、町としてもそういった状況の中で新たに誘致計画を立てて、どのようにして企業誘致をしたらいいとか、そういった手法とかノウハウをその計画の中に取り込んでいきたいというふうに考えてます。

具体的な企業の、どういう規模がいいのかというようなそういったこと自体もその計画の中でいろいろとコンサルの指導を得ながら、西会津の現況に合ったような企業、こういった企業を誘致したらいいんじゃないとか、こういった企業に交渉したらいいんじゃないとか、そういった具体的なものが出てくるのかなというふうに考えておるところでありますので、現在のところこういったものというのはちょっと未定でありますのでご理解いただきたいなと思います。

それから二つ目の消費者モニター調査料についてですけども、これは今現在鶴見区のアンテナショップを運営してるわけですが、今現在そのアンテナショップを委託している会社、横浜市のまちづくり関係などやってる民間会社ですけども、そこに委託する委託料でございます。

現在そのアンテナショップで、例えば西会津の特産品、農産物などを、加工品、そういったものをそのアンテナショップで販売していただいておりますけども、そういった販売品を鶴見区の方々にモニターになっていただいて、例えばパッケージはどうだとか、味はどうだとか、そういうのをモニターしていただいて、それを実際の生産者、西会津側にお伝えいただくようなそういった仕組みのモニター制度でございます。

実際人数的には向こうのほうでいろいろと市民の方を任意に選びながらそういったモニター調査をしていただいているというような状況でございますのではっきりとした人数は今のところ分からないというような状況でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町観光協会補助金 650 万計上されていますが、前年度までは確か 120 万です。それで約 5 倍の金額になっているんですけど、具体的にどのように変わるのでしょうか。説明してもらえればありがたい。

○議長 商工観光課長、大竹享君

○商工観光課長 観光協会についてのおただしであります。議員おただしのように 25 年度につきましては観光協会の補助金は 110 万、来年度については 650 万というようなことでございますけども、観光協会につきましては、今現在の観光協会と、それから大山まつり実行委員会とは、グリーンツーリズム協議会、この三つの団体が統合しまして新たな観光協会をつくるというようなことでございます。事業内容につきましても、今までですと観光協会の中では実際には広告とかイベントに行ったりとかそういったものに対する、やっ

ていたわけですが、今度はグリーンツーリズムの事業も入ってくる、それから大山まつり実行委員会の、大山まつりの支援なんかも入ってくるというような、かなり事業的にも規模が拡大されるというようなことで、そういった面で事業費が膨らんでというようなことで、それからあと金額的に膨らんでいるのは、今度は専属の職員を置くということで、そういった専属の職員の人件費ここに含まれているというようなことで、そういった面で金額的に補助金の額が増えてるというような、そういった状況でございます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　2点ほど確認をお聞きいたしたいと思います。87ページの中小企業の振興資金融資制度の貸付金2,500万、88ページの工事請負関係のところに老朽施設解体撤去工事810万というふうに書かれておりますが、この貸付金の2,500万というのはこれで足りるのかどうかお尋ねしておきたいと思います。

それから工事請負の老朽施設というところを指しているものなのかお尋ねします。

○議長　　商工観光課長、大竹享君

○商工観光課長　　まず、中小企業振興資金融資制度貸付金についてでありますけども、これはいわゆる経済対策でありまして、金融機関に町から預託しまして、金融機関が町内の企業の借入に対して低利で融資するというような、その原資にしていだくということでございます。町がそういった預託することによって町内企業が借入する場合利息を安くしていただくと、そういったことに使っていただくというような、そういった貸付金でございます。

それから老朽施設の解体工事ですけども、これは鳥追観音内にあるトイレを解体することによって、今回新たに公衆トイレをつくったものですから、古いトイレを解体することによって計上させていただいたところです。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　2,500万の件でお尋ねしたのは、非常に商工関係の事業、大切なものだと私は理解してるものですから、実際どのくらいのお金が借りてる実績もあるのかどうか、そしてまた経済効果を波及させるにはこの2,500万で足りるのかどうかお尋ねしたわけでありまして、実際3千万くらい必要であるんだとすればそこら辺のところも考えてあげなければいけないのではないかとこのようにお尋ねしたわけでありまして、実績等をちょっとお尋ね申し上げます。

○議長　　商工観光課長、大竹享君

○商工観光課長　　中小企業振興資金の実績についてのおたかしですけども、25年度現在において1,787万2千円ほど町内の金融機関さんでは借入があるというような報告をいただいております。2,500万のその内訳になっておりますので、まだ現在十分間に合っているのかなと思います。

○議長　　8款、土木費。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　　私25年度の補正予算でもお尋ねしましたがけれども、まずこの除雪関連経費についてお尋ねします。25年の補正予算の中で建設水道課長は1,500万補正したわけなんですけど、今年は雪少なかったけれども、まとまった積雪があった。それが一つの要因だと。そ

れよりもいわゆる燃料代、オペレータの単価が上がってきたということで補正が必要なんだということで説明あったわけなんです、そんならば、いわゆるオペレータの単価あるいは燃料代というのは経常経費でありますから、今年度はどれほど増額されているのかなという思いでありましたらば、町道の除雪賃金は140万円、除雪委託料は80万円の増額。実際、今年みたいに本当にまれに見るような雪の少ないときでさえ1,500万も補正しなきゃいけなかったり、来年本当にこれで足りるのかなと。経常経費上がった分くらいは乗せなきゃいけないんじゃないかなという思いでありましたが、どうしてこのような予算になったのかお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。除雪につきましては、本年度雪が少ないということではございますが、過去3年間で非常に雪が多かったというようなことで19年、20年、21年に見ますとだいたいこのくらいがだいたい降雪量で今年と同じなのかなというようにあります。除雪費につきましては補正予算のときも申しましたように、どのくらい降るか分からないというような状況の中で予算を立てるということでございますので、ある一定程度のものを予算として確保させていただきまして、その雪の状況によりまして補正をお願いするというようなことでお願いしたいと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 おっしゃっていることは当然私も理解しております。ただ、先ほど言ったように19、20、21年はこの程度の予算で間に合ったと。それはそれでいいんですが、その当時と比べれば経常経費が上がっているというのが事実でありますから、その分ぐらいいは増額しておくべきでないのかなということを申し上げているわけです。確かにお天道さまによって変わってくるのは当然ですけども、端から補正ありきのこの予算という立て方はどうなのかなという意味でお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 その降雪量によっても、申しましたように非常に違ってくるし、また雪の降り方によっても違ってくると思いますので、ある一定程度の予算確保させていただくというようなことでご理解願いたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 町道下条線道路整備事業1千万計上されてます。通称おろくや団地というところで昨年は素晴らしい道路できました。緊急車両が往来に可能になったということで地元の人々は安心・安全ということで利便性を感じているところであります。

ところで、この1千万のこれからのやられる工事内容については、どこからどこまで、またその沿線沿いというか、道路沿いの方は何人くらいの方が潤いというか、利便性を感じられるのか、長さとそのところを教えてください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。下条線につきましては、延長が75メートルでございます。本年度の事業内容といたしましては測量設計が75メートル、用地補償費が75メートル、あと改良舗装ということでございます。25年度に整備いたしました下条線から伊藤

肉屋さんの裏のほうに通るあそこまで 75 メートルの間を工事をしたいということでございまして、沿線には3軒か4軒のお家があるということでございます。

○議長 9 款、消防費。

10 款、教育費。

5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは2点ほど質問いたします。一つ目は3項、1目の学校管理費の中の中学校施設空調設備設置事業、これ1,801万1千円を予算が計上されていまして、生徒にとっては確かにいいことだと思いますし、そこで設備の設置に至ったその経緯についてまずお尋ねをしたいと思います。

それから2点目は、4項の文化財保護費の中で43万5千円の予算が計上されておりますが、その事業内容についてお尋ねをいたします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それではお答えいたします。まず中学校の施設空調設備設置事業ということでございまして、議員お話されたように、中学校にいわゆるエアコンを設置をするという事業でございます。西会津中学校につきましては、鉄筋コンクリートの3階建てということで、あそこにつきましては風通しがいまひとつよろしくないということで、どうしても夏の間、特に2階、3階につきましては30度以上を超えるという日が長く続いたというのがこの数年でございました。

暑さの関係で水筒を持たせたり、また水道の水をしょっちゅう飲ませるということやっておったんですが、やはり基本的にかなり体力を消耗するというような状況があったことから、何とか教室のほうにエアコンを設置できないかということできずずっと検討してまいりました。

そういった中で国の、また県の補助事業が東日本大震災の関係で大変率のいい補助事業が導入できたということから、今回平成26年度におきましてエアコンを設置をさせていただくというふうにしたところでございます。

で、エアコンにつきましては基本的には各教室、全教室に設置をいたします。ただし廊下とかそれ以外の場所については設置をいたしませんので、そのときの室内の気温の状況を見ながら、ずっとエアコンかけるのではなく、その温度が高いときに合せて稼働するようなことでやっていきたいというように考えております。

二つ目の文化財保護費、43万5千円でございますが、文化財保護費につきましては昨年、一昨年までは橋屋遺跡の発掘、また、そのの整理ということでかなりの費用を持っておりましたが、来年度につきましては経常分ということで文化財の調査にかかる委員さんの謝礼、また整理の謝礼、そういったものを中心とした形で今回予算しております。

○議長 7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 西会津高校の件について質問いたします。105 ページにそれぞれ補助金が上がっておりますが、具体的に昨年はそういうものが具体的に使われたかどうか、そのことを一つお聞きいたします。

それから二つ目は、募集にどれだけ役立ったのか。

それから三つ目は、今年の募集状況はどうであるのか、この3点お願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それでは西会津高校関係についてお答えを申し上げたいと思います。まず一つ目が西会津高校活性化対策の各種の補助金でございます。これにつきまして平成 25 年度、本年度からの新たな補助金、あとはこれまでも西高さんに出しておりました補助金というのが 2 種類ございます。ページでまいりますと 105 ページですが、まず西会津高校活性化対策通学費補助金、これが本年度からやった補助金でございます、いわゆる町内で通学する生徒には全額、町外からの生徒には半額を補助金を支出するというものでございます。250 万ということで本年度も同じ額を計上しておりましたが、支出についてはその年の通ってくる生徒の場所によって、当然定期ですから上がったり下がったりするわけですが、だいたい限度としては 250 万、この程度見込みたい。本年の実績は 210 万から 220 万くらいの予定でございます。

その次の西会津高校活性化対策進路支援補助金、これ 100 万円でございますが、これは進路対策にかかる補助金ということで出しております。具体的には講師を呼んだときの謝礼、また、学校の案内のチラシ、またそういう冊子等に使うものでございまして、本年度 100 万円使っております。

その下は西会津高校生徒活動後援会補助金、いわゆる部活動等への補助金ということで 100 万円をやっております。本年度も 100 万同額でございまして、100 万丸々使っております。補助金については以上でございます。

これに対する募集に関する効果といいますか、評判といいますか、それについては前にも一般質問の中でも申し上げましたが、西高の募集をする中で管内の各中学校、地元の西会津中学校をはじめ会津管内の中学校を訪問しているわけですが、その際にも今年からつくりました新しい補助金、こういったかなり好評でございまして、特に通学に関する補助金、J R とかバスを使った場合、町外からでも半額補助するというのがございますのでそれについてはかなり好評であったということでございます。

今年の募集の状況ですが、西会津高校につきましてはⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期と 3 回選抜方法があるわけでございますが、Ⅰ期の選抜で 8 人、Ⅱ期の選抜で 26 人ということで、現在Ⅲ期の募集をしておりまして、それが今日までですか、一応募集をし、あす出願の変更があるということで明日中には確定することでございますが、今の状況ははっきりつかめておりませんが、かなり今の段階でも 34 人ということですので、あと 7 人を入れないと過半数を超えないというかなり厳しい状況であるというふうなことだけご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今お話聞いたところでは進み具合についてはもうちょいというところなんです、私、これ去年から思ったんですが、その場限りの 1 年、1 年の募集みたいな感覚が私受け止めたんですがね、これはやっぱり学校の内容が変わってないということです。これほど地域、役場が学校に出してるなんていうことはありません。この辺がやはりちゃんと受け止めてもらわなければならないと思います。

学校から何のいいことが聞いてこないんですよ。これでは人が集まらないのが当たり前と私は思いますね。

ところでこのことについてはやはり西会津高校、高校が中身が変えないとうまくないわけです。その辺をよくお話してきていただきたいなと思います。以上です。

○議長 11 款、災害復旧費。

12 款、公債費。

13 款、予備費。

これで質疑を終わります。

先ほど答弁ができない部分ありましたので答弁を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 先ほど 12 番、五十嵐忠比古議員のご質問の中で、町内観光看板の数というようなご質問あったわけですが、町内にある観光看板ですが、39 カ所現在ございます。以上でございます。

○議長 これから議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(14 時 46 分)

○議長 再開します。(15 時 00 分)

日程第 2、議案第 22 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原

案のとおり可決されました。

日程第3、議案第23号、平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第23号、平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　田舎暮らし体験ツアーをやっておられますが、それでおいでになった人たちに住宅団地等のご案内をしているかしてないか。そのことと、おいでになる人たちはこういう団地ではなくて民間住宅に移り住みたいのか、どういう意向であられるかというのをつかんでおるならばお答えをいただきたいと思います。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　ふるさと体験ツアーでおいでになった方々の意向ということですが、25年度2回ほど実施させていただいたわけですが、これは東京のふるさと暮らし情報センターというところがありまして、そこを仲介しまして町でこういう取り組みをしているということを募集しましたらそこに応募されたということで、その方々の意向としては、やはり田舎暮らしをしたいというような意向でありまして、建物的には空き家とかそういった古民家ふうとか、そちらがどちらかというメインなのかなという状況なんですけども、町としてはせっかく住宅団地がございますので、そちらも回っていただきまして、こういった団地もありますというようなことで紹介はさせていただいているところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第24号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 26 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 25 号、平成 26 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この会計を見ていきました。汚泥処理手数料が 342 万 7 千円ということがあります。その次提案されております集落排水では汚泥の手数料が 499 万円、個別では 666 万円。私の見方ですが、下水道加入数といいますか、世帯数というのは下水道が一番多くてその次集落排水で、その次個別だと。ところが汚泥の手数料は逆に下水道が一番低く見積もっておられるわけですが、ここら辺一つ一つお尋ねをしないでいっぺんにこの汚泥の処理手数料についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 汚泥手数料のご質問にお答えいたします。下水道につきましては汚泥を集めましてそれを脱水してある程度固いもの、ケーキ状にいたしまして会津ダストセンターのほうに処理をしています。あと、農集排と合併浄化槽につきましては抜き取った水溶性のまま運ぶと。それを塩川の浄化センターに運んでおります。その差でこれだけの金額の差が出るということでございます。

量につきましては、脱水状にしますので、土みたいな感じになったのを処理するのが下水道でございまして、農集排や合併浄化槽につきましては水のまま抜き取りますので、量につきましてはずっと下水道のほう小さくなって処理されるということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ここで質疑をしたからここでまた質問させていただきますが、私は集落排水よりも個別排水の加入者数が少ないのではないかなというふうに思っているんです。同じ水加えてやるというならば集落排水のほうが個別よりも手数料が高いのではないのかという、こういうふうな考えをしていますので、そこをお尋ねしているわけです。

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(15時08分)

○議長 再開します。(15時10分)

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 汚泥処理のご質問にお答えいたします。農集排につきましては処理場から直接処理水を塩川のほうに運ぶということで、個別につきましては各々個人の方の浄化槽から抜き取って運ぶというようなことで、非常に個別のほう手間がかかるということで単価が農集排の処理手数料より単価がだいたい倍近くかかるということで、そういうふうな金額の差になったということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第25号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第26号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第26号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第27号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第27号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

追加議事日程配付のため暫時休議します。(15時14分)

○議長 再開します。(15時18分)

追加議案として町長から議案第45号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第1次)が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第45号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第45号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま追加をいたしました議案についてご説明を申し上げますが、それに先立ちまして3月16日の新聞で報道がなされました西会津健康ミネラル野菜普及会の豊かな村づくり顕彰受賞について申し上げます。

この度、西会津健康ミネラル野菜普及会が、福島県主催の平成25年度豊かな村づくり顕彰事業において、地域の活性化に寄与している団体におくられる村づくり部門を受賞することとなりました。この受賞は町とともにミネラル普及会の皆さんが健康な土づくりによるミネラル栽培の普及拡大に取り組まれ、町農産物のブランド化に貢献された実績が認められたものであります。

また、生産されたミネラル野菜は6次化商品の開発や交流事業、児童生徒に対する食育活動などさまざまな事業に拡大し、町内外に波及効果をもたらし、地域活性化に大きく寄与されていることについても高く評価されたところであります。

なお、今回村づくり部門を受賞された団体の中でもミネラル普及会の活動内容が特に優秀と認められ、農林水産省等の主催による平成26年度豊かな村づくり全国表彰に福島県代表として推薦されることも併せて決定されたところであります。

皆さんのこれまでの活躍に敬意を表するとともに、町といたしましてもこれまで取り組んできた農業施策がミネラル普及会の活動を通して評価を得たことを誇り、関係者の皆さんとともに今後もミネラル栽培の振興を図ってまいります。

続きまして追加いたしました議案についてご説明を申し上げます。

議案第45号、平成26年度一般会計補正予算(第1次)についてであります。今次の補正は、西会津小学校の新校舎新築にかかる建築主体工事及び電気設備工事並びに機械設備工事について物価水準の変動により事業費を増額するものであります。

補正額であります。3,417万6千円を増額し、予算の総額を63億8,917万6千円とするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議案の詳細につきましては担

当課長より説明いたしますので、十分なるご審議をいただき、原案のとおりご議決いただきますようお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長 追加日程第2、議案第45号、平成26年度西会津町一般会計補正予算（第1次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第45号、平成26年度西会津町一般会計補正予算（第1次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、西会津小学校新築整備工事の建築主体・電気設備・機械設備の3件の工事請負費につきまして、作業賃金や資材等の物価水準が、契約当初と比較して大幅に上昇していることから、西会津町工事請負契約約款第25条第6項に基づく、インフラ物価スライドの規定を適用するため、増額補正をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,417万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,917万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金7万6千円は、今次補正に係る不足財源を繰入れするものであります。

次に20款町債、1項2目過疎対策事業債3,410万円は、小学校新築事業に充当するものであります。

次に、歳出であります。

10款教育費、2項3目学校建設費3,417万6千円の追加は、工事請負費の追加であります。

次に、3ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表地方債補正、変更であります。

過疎対策事業費につきまして、小学校新築事業に充当するため、限度額を3,410万円増額いたしまして、6億730万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　説明聞いてそれはすべて理解はしております。ただ、私もずっと議員をや
ってきておりまして、当初予算を議決したその日に補正予算というのはまずなかったの
ではないかなという気がしてますので、なぜ、こういう当初予算議決した日に一般会計補正
予算出さなくちゃならなかったかというそこら辺を少し皆さんに理解をしてもらうため
にも説明しておいたほうがいいと思いますので説明していただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議員おただしのように、当初予算のご議決をいただいた日に補正予算がすぐ
出るということは極めてまれなケースであるというふうに考えております。こういった状
況になりましたのは、今ほど説明申し上げましたように急激な物価水準の上昇によりまし
て工事請負費に不足を生じたということでございます。

なぜ、こういった形で補正に至ったかと申し上げますと、この事業につきましては 25
年と 26 年の 2 カ年の債務負担の行為の事業でございまして、全体の債務負担の限度額の範
囲内ではあるわけではありますが、工事請負費、予算に計上された額につきましては今回
契約変更後の契約をするためには予算額が不足が生じるということがございまして、25 年
度の予算はもう既に確定しておりますので、26 年でその不足分を計上せざるを得ないとい
うことがございます。

このご議決をいただくことによりまして、直ちに変更契約をいたしまして、明日追加で
3 件の請負工事の変更契約をお願い申し上げたいということでございます。

冒頭申し上げましたように、極めて異例なケースでございますので、よろしくお願いを
申し上げたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 45 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）は、原案
のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

このあと議会運営委員会を開催してください。

これで延会いたします。（15時31分）

平成26年第1回西会津町議会定例会会議録

平成26年3月19日（水）

開 議 10時00分

出席議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 課 長	成 田 信 幸
町民税務課長	新 田 新 也	代表監査委員	新井田 大
健康福祉課長	渡 部 英 樹	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第13号）

平成26年3月19日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第28号 | 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第29号 | 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第30号 | 平成26年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第31号 | 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第32号 | 平成26年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第6 | 議案第33号 | 平成26年度西会津町本町財産区特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第34号 | 社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の変更契約について |
| 日程第8 | 議案第35号 | 社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立3号橋）橋梁下部工工事請負契約の変更契約について |
| 日程第9 | 議案第36号 | 町道の廃止について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 町道の認定について |
| 日程第11 | 議案第38号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第12 | 議案第39号 | 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第13 | 議案第40号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第41号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第42号 | 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて |

- 日程第16 議案第43号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第44号 本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議会案第1号 保育施設運営に係る調査特別委員会の設置について
- 日程第19 保育施設運営に係る調査特別委員会委員の選任
- 日程第20 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第21 意見書案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

第1回議会定例会議事日程（第13号の追加1）

平成26年3月19日

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 追加日程第1 | 提案理由の説明 |
| 追加日程第2 | 議案第46号 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第7次） |
| 追加日程第3 | 議案第47号 西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約について |
| 追加日程第4 | 議案第48号 西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約について |
| 追加日程第5 | 議案第49号 西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約について |
| 追加日程第6 | 議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

第1回議会定例会議事日程（第13号の追加2）

平成26年3月19日

追加日程第1 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について

○議長 おはようございます。平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 28 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 点お尋ねをいたします。健康診査委託料の中で、昨年からクレアチニン検査というものをやるようになった。腎機能の検査だということでもありますけども、実際これ、クレアチニン検査、あまり聞き慣れないというか、耳慣れない検査、これ後期高齢でやるようになった背景というのはどういうことなのか。

あとこの検査をすることによって早期発見、早期治療につながるような成果はあったのか、その点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康診査のクレアチニン検査についてのご質問にお答えいたします。クレアチニン検査につきましては、高齢化に伴い低下する腎機能の異常を発見する検査ということで行っております。腎機能が低下しますと、人工透析とかそういったものになってしまう恐れがあるということでございますので、人工透析になりますと週 3 回も通院しなければいけないとか、医療費等にも大変影響してまいりますので、その部分を早期に発見して早期治療していただくというようなことで行っております。

昨年の検査率は 65 パーセント程度の方がやっておられますが、要精検の方も数名おられました。その後検査をして皆さん異常なしというような部分であります。何人かはその後治療につながっているという状況でございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 2、3 点お伺いをいたします。保険料の減額がなっておりますが、これは高齢者が減少していると捉えていいのかということと、後期高齢者の被保険者ですか、と前期高齢者の被保険者数、それぞれの保険料はいくらかをお伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 後期高齢者の保険料の関係についてご質問にお答えをいたします。まず、減少している原因でございますが、議員おただしのよう、昨日の当初予算の審議の中でも説明しましたが、後期高齢者の数につきましては 24 名ほど減っておりまして、その関係で減った部分と、あと県の所得の予想という部分で西会津の所得減少するというような予測がありまして、その関係で所得割等が減っておりますので、今回 290 万 3 千円の減になったということでございます。

それから人数でございますが、後期高齢者につきましては今ほど言いましたように 24 名減で 1,990 人ということになります。

それから前期高齢者の保険料につきましては、国民健康保険の中で一緒に計算されて納めていただくこととなりますので、それについてはちょっと前期高齢者の数につきましては後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第28号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第29号、平成26年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

5番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは歳出のほうで8款の保険事業費、2項の1目保健衛生普及費ですが、これ前年度27万なんです、本年度は334万8千円というようなことでかなり増えてるんですが、これについての説明をお願いしたいと思います。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　保健衛生普及費の質問にお答えを申し上げます。これにつきましては、現在町は健康がいちばんということで、食と運動と検診ということで総合的に検診して、健康寿命を延ばすというようなことで今進めておるわけですが、その中で検診の部分でございまして、検診につきましては検診率65パーセント前後で推移をしておりますが、県内的にも高い状況ではありますが、より高く検診をしていただくというのはとても大切です、町が進めていくという部分でございまして、その検診受診率向上のために今回臨時職員を1名雇用しまして受診率の向上ですとか、なぜ検診の受診をしないのかとか、その理由をただしたりとか、あとは二次検診につきましても、二次検診の受診率も大変低くなっておりますのでその部分の勧奨とかというような形で進めたいという部分と、あとは多受診ですとか頻回受診なんかについても原因を調べましてそういった部分でも医療費の抑制をしていくというようなことで臨時職員の賃金と、あと電話かけなり、あとやらない人については夜間の指導なども出てくると思いますので、時間外勤務というようなことで今回計上させていただいたということでございます。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　医療費の動向についてなんですが、25年度は一人当たりの医療費が減少しているということであります。これは大変いいことでありますが、これは一時的なものなのか今後の推移を見守りたいというご説明でありましたけども、この医療費が安くなっているというのは周辺市町村はどうなのか、本町独特の、特異の状況なのか、その点を分かれば教えていただきたいということであります。

あと、施設勘定の中で来年度から訪問看護事業所を始めるということであります。これによっていわゆる施設介護の待機者が在宅で看護を受けられるようなことになれば何名か

は解消できるのかなというようなことを考えておりますけれども、実際施設介護の待機者にどのぐらい影響が、減るのか、そういうことを想定しているのか、その点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず、医療費の動向についてのご質問にお答えをいたします。医療費の動向につきましては提案説明の中でも申し上げましたが、25年度については大変一人当たりの医療費も減少しているということでございます。これにつきましては脳血管疾患ですとか、悪性新生物による入院ですとか、高額医療が減っているというような状況でございました。

他町村の動向ということですが、ちょっと調べたことはないんですが、坂下の課長とお話した経緯がありまして、坂下は25年度についても伸びていて、来年の国保の予算立てるの大変だというような話は聞いておりましたので、他町村、坂下しか、大変申し訳ないんですけれども、そういうことで町内的なことだけなのかなというふうな部分はちょっと考えられます。

それから訪問看護事業所の設置によって施設介護の待機者が減少するかという部分であります。これにつきましては、在宅で過ごしやすくなるという部分であります。待機者が待機しやすい状況になるというようなことでございまして、在宅でも過ごしやすくなるということでございますので、待機者の動向については検討した経緯はございませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 この医療費が少なくなっているということは大変いいことであります。これは周辺が動向わからずということでありましたが、坂下は高くなっているということでありますから、普通私の考えでは、時代背景なんかを見ますと高くなっていくのかなという思いがありますので、なんで低くなったかというのはやっぱり早急に調査しながら、西会津町独自の何かを功を奏してこうなったということがあれば積極的にそれは推進すべきだと思いますし、今後その推移を見守るだけじゃなくて、この医療費削減のためにはその辺を調査すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。当然そのように考えております。先ほども申し上げましたように、今回の減少の原因としては脳血管疾患が下がっている。それからがんの入院患者が減っているというのは数字として現れておりますのでそういったものが継続的にこのままの状況でいくのか、あと今後どういった推移をしていくのかというのはちゃんと調査をしながら今後の健康づくりには役立てていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号、平成26年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 30 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。
5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは歳出の部でお聞きしたいと思います。4 款の 1 項 2 目なんですが、これ昨年度より比較しますと 428 万 6 千円と増えているんですが、これは奥川地区のミニデイサービスの委託料ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 地域支援事業の関係についてのご質問にお答えをいたします。4 款の地域支援事業につきまして、昨年度とちょっとづくりが全般的に変わっております。昨年度は一次予防事業と二次予防事業という二つの分類であったわけなんです、今回は要支援者向け予防生活支援と二次予防対象者向けの部分と、それから一次予防事業と三つの区分に分かれるような形になります。

それから全体的に昨年一般会計で持っておりました、今ほど質問ありましたように一般会計で持っておりましたミニデイサービス、それから奥川元気クラブの事業費、それから高齢者日常生活用具の給付の事業、それから配食サービスと四つの事業を一般会計からこの介護保険事業会計のほうに移動した関係で全体的に上がっているというような状況でございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 介護保険については一般会計でもお尋ねしましたが、やはり当初の見込みよりもかなり認定者数が増えている。利用している人が増えている。これはどう担当としては受け止めておられるか。見通してなかなか困難でしょうが、これほど伸びるというのはなかなか理解しにくいわけでありますが、何か特異なことが西会津であったのかなと。

喜多方広域で見ますと、これは審査実績と認定者数であります、平成 22 年度喜多方 71.7 パーセント、北塩原村 70.3 パーセント、西会津が 72.8 パーセント、ほぼ同じであります、これがどこの自治体も右肩上がりパーセントが高くなっています。喜多方ですと 25 年度 83.1 パーセント、北塩原 85.7 パーセント、西会津 89.5 パーセント、90 パーセントとなれば昨日おっしゃった間近になって申請してるから実績増えてるという理由には、この数字を見る限りは、本当にそれだけが原因かなという気がします。

ここら辺の実績が 90 パーセントもなってるわけです。ここら辺もどう捉えていなさるかということと、今、答弁ありましたが、一般会計から介護保険特別会計に組み替えといいますか、移動したということですが、これによって町にどういう利点というか、あるのか、あるいはわれわれ介護保険納める人にとっての負担はどうか。この一般会計から特別会計へ入れたというの、私は一般会計のほうがかえってやりやすいような気もしてるんですが、そこら辺を、なぜ今この時点でやったのか。

やるならば第 6 期の当初のほうがいいような気がします、そこら辺も説明していただ

きたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それではまず、介護認定者の増の計画との差異というか、なぜ計画よりも大きく伸びたのかというようなことでございますが、第5期介護事業計画策定の際は、その人口の推移、あるいは介護認定者、それから介護利用者については国がワークシートというような形である程度この人数の場合は高齢化率これだというような場合についてはワークシートというのが提示されまして、そこに人口ですとか現在の状況を入れて、過去の推移から入れてやると今後の予測をするというような事業シートがございまして、それに基づいて計算したというのが基本でございます。

ただ、国のワークシートにつきましてはたぶん高齢化率ですとか、後期高齢化の率とか、そういったものの勘案がされていなかったのかな。後期高齢になりますと当然介護を利用される率が増えてまいります。75歳以上の方は4分の1程度の方が利用するというようなことも言われておりますので、そういった国のワークシートだけでは見えない部分があって、計画はそのワークシートでしかやってませんでしたので、町の後期高齢化の率とかそういったものを勘案して計画を立てなかったという部分があって計画との差異はあるのかなというふうに考えております。

ですので、その利用者の増加については後期高齢の方が多くなっているというのはやっぱり一番大きな要因じゃないのかなというふうに考えております。

それから先ほど申しました四つの事業を一般会計から介護特会のほうに組み替えたという理由でございますが、まず今年度から今ほど言われましたように介護予防に力を入れていきたいということがまず第一でございます。

今までですと地域支援事業という形で取り組んでおりましたが、今回介護予防日常生活支援総合事業ということで新たにに取り組むことによりまして、今までですと二次予防高齢者、あるいは一次予防高齢者と、介護認定を受けない方だけを介護予防に地域支援事業で見てたわけなんです、総合事業に取り組むことによりまして要支援1、2の方についてもこの地域支援事業の中で取り組めるようになる。

そうすることによって切れ目のなく元気な人、少し弱っている方、要介護1、2の方、そういった方も含めて総合的な介護予防ができるというようなことでありまして、国では基本的には24年の制度改正上あったんですが、町としては今まで取り組んでこなかったという部分があります。

ただ、今回認知症が増えているとか、介護申請をすると要支援を飛び越して要介護になるというような介護度が重い人が認定してくるようなことがありましたので、その前段の人をやはり予防していかなければいけないということがありまして総合事業に取り組むという形を取らせていただきました。

これによりまして、地域支援事業で取り組みますと介護保険の中になりますので、国県の助成、交付金がございます。国が39.5パーセント、県が19.75パーセントという負担を持っていただけますので、今までは100パーセント町の一般財源でやっておりましたが、国県の交付金があるということで財政的にも町のほうとしては有利になるのかなということで取り組んだことでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保険者の部分でございますが、保険料への反映という部分ではその事業費の 21 パーセントについては保険料に反映することになります。ただ、全体の給付費の 21 パーセントということでございますので、保険料的には若干上がってしまうということにはなります。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国のワークシートに基づいてということではありますが、それが基準でしょう。やっぱり指針といいますか、基準がなければならぬから。じゃ、ワークシートを重んじてやったならばこの自治体も認定者数が増えてんのか、後期高齢者の関係で自治体の実態に合わないようなワークシートだったからこういう結果になったというふうに捉えたわけですが、そうなれば他の自治体もかと言いたくなるわけでありましたが、そこら辺つかんでいなければ仕方がありませんが、分かっているれば。

そうすればワークシートを尊重しながらやはり町の実態というものをどう反映させていくかということがやっぱりこういう計画を立てる段階では大切かなという気がしましたので、第 6 期、今年度立てるわけでありまして、そこはやはり正確、正確といえればおかしいが、見込みが違わないように、誤差がなるべく少ないような計画を立てるべきだと思いますが、そこら辺をお答えいただきたいということと、やはり高齢者の人数に占める認定者数が年々増えてきていると。おそらく 20 パーセント、今度は超えるのではないかなと。

やはりここがどう低下させるのか。後期高齢者、年々少なくなっていると言いつつも 20 パーセントということでありまして、やはりこの介護保険でやっていく場合にはここら辺も一つのポイントですが、一般会計でお尋ねしましたが、もう一回この 20 パーセントということに対しての見解といいますか、お考えを聞かせていただきたいということと、もう一つ基金の状態がどうなっているかということも説明していただきたいと思っております。

○議長 答弁調査のため暫時休議します。(10 時 27 分)

○議長 再開します。(10 時 29 分)

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えをいたします。まず、第 6 期介護保険事業計画でございますが、今ほど議員おっしゃいましたように、国のワークシートは基本としつつも、現在、ニーズ調査等をやっておりますので、その住民のニーズ等も勘案しながら適切な数値になるように、今年度、26 年度で計画をきっちり立てていきたいというふうに考えております。

それから認定率が 20 パーセントを超える状況になるのではないかなという部分でございますが、これにつきましても 65 歳から 74 歳の方の認定率、全国的な平均ですが、10 パーセント前後でございます。それからやはり 75 歳を超えますと 25 パーセントを超えていくという状況でございます。そのために全国平均でも 25 パーセントを超えているというようなことございまして、高齢化率、75 歳以上の後期高齢化の率の高い本町にとっては、やはり認定率はどうしても高くなっていくというのかなという部分は考えられますが、その前段で介護予防という部分に力を入れてこの部分を抑えていくということは当然必要だと思いますので、今年度、先ほども申しましたように、生活総合支援事業などに取り組み

ながら介護予防にも力を入れていきたいということでございます。新年度はそういう形で取り組んでいきたいということでございます。

それから基金でございますが、第5期介護保険事業計画の中では3年間で基金3千万取り崩すという計画でございましたが、実際26年度までを入れますと4,500万ほどの取り崩しになってしまいまして、計画よりは1千万ちょっとほど余計に取り崩す結果になってしまいました。最終的には26年度末で500万ちょっとの残高になるということでございまして、計画よりはどうしても余計に基金取り崩しをしてしまったという状況でございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点お伺いをいたします。地域支援事業費の中には要支援者向けサービスと、それから二次予防者向け生活支援サービスがあることが分かりましたが、その中で委託料として要支援者向けにはミニデイサービス業務委託料272万2千円、それから二次予防のほうではミニデイサービス運営委託料400万となっておりますが、この業務委託料と運営委託料という文言の違いなんです、どのように捉えたらいいんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ミニデイサービス事業でございますが、要支援者向けと二次予防に二つに分かれておりますが、これは対象者が違うということでございまして、要支援者向けにつきましては要介護認定を受けて要支援1、2と判定された方に対する支援でございます。

二次予防につきましてはまだ要介護認定を受けないで虚弱というか、少し弱った方に対して介護認定を受けないように支援していくというような事業でございまして、基本的には同じ事業ではありますが対象者が違うということでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 対象者が違うということは分かりますが、この業務委託、ミニデイサービス業務委託ということと運営委託ということとはどのように違うんでしょうか。

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(10時35分)

○議長 再開します。(10時38分)

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ミニデイサービス事業の名称についてのおただしにお答えをいたします。対象者が違うだけでございまして、業務内容は同じでありますので、ミニデイサービス運営委託料に統一させていただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 いつも私思っていることあるんですが、この行政用語というのはなかなか難解だというようなことで、私の頭もちょっと悪いからかもしれませんが、もっと分かりやすい表記の仕方ということもあるかと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、平成26年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 31 号、平成 26 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 31 号、平成 26 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、平成 26 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 32 号、平成 26 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 32 号、平成 26 年度西会津町水道事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、平成 26 年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 33 号、平成 26 年度西会津町本町財産区特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 33 号、平成 26 年度西会津町本町財産区特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、平成 26 年度西会津町本町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 34 号、社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長

議案第 34 号、社会資本整備交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成 25 年の 8 月議会臨時会において請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましてはの変更事項についてご説明させていただきます。

当初橋梁の上部工におきまして、鉄骨の接合鈎であるリベットの腐食に伴う交換を予定しておりましたが、現地再精査を高所作業車により、近接目視とハンマー叩き点検により実施いたしましたところ、すべてのリベットでの健全性を確認することができましたので、リベットの交換を削除する変更及び、被災 3 県における賃金等の急激な変動に伴う西会津町工事請負契約第 25 条第 6 項の規定により、労務単価及び資材単価の増額によるインフレスライドを実施したことによる変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る 2 月 24 日付、矢田工業株式会社代表取締役成田正樹氏と 312 万 9 千円の減額による、請負金額 1 億 7,400 万 6 千円とする変更請負仮契約書を締結いたしました。なお、平成 27 年 3 月 25 日と定められております竣工期限には変更はありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 95 条第 5 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 総額で 312 万 9 千円の減額になったというのは分かりました。その中でいわゆるリベット交換の削減による減額額がいかほどになったのか、あと今ほど説明あったインフレスライドによる労務単価等の増額分はどれほどになったのか、それぞれ分かれば教えていただきたい。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。減額分につきましては598万5千円でございます。
インフレスライドで増額分が285万6千円となっております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点伺いをいたします。この次の議案第35号の契約の変更理由の中で、諸経費率の改定による変更及び物価水準の変動による増額とあります。34号では諸経費率改定というあれがなかったんですが、最近経費が削減されて建設業者はなかなか大変だというような話を聞いておりますが、この34号の件については諸経費の改定はなかったんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 諸経費のご質問にお答えいたします。今次の単価改正につきましての変更だけでございまして、諸経費の変更はなかったわけなんです。2月3日以降に契約したのについては諸経費について新たな諸経費で積算し直しなさいという通達がうちのほうにまいっておりますので、このあとご説明申し上げます橋立3号線につきましては2月3日以降に契約を結んでおりますので、これが適用になって諸経費も変更になるということでございます。今回の明神橋線につきましては2月3日以前に契約を結んでおりますので、諸経費の変更の対象にならないということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 精査をしたらリベットという工事しなくてもいいということですが、そうならば1工程しなくてもいいわけですから工事期間を短くできないのか。一般質問でもありましたが、やはり仕事の性質上、交通止めしなくちゃだめだと。これ、私も分かりますが、ただ、あそこを利用する人にとっては一日も早く工事の完成を望んでいるわけですから、一つの工程しなくてもいいわけですから、やはりこれは期間は満杯ということでやってんでしょうが、やはり一日でも早いその工事を竣工するように業者と話し合いをすべきだと思います。その気があるかどうかということと、お昼休み1時間あるわけですからその間くらいはあそこを通行止めを解除できないか。そういう方法も検討して、一日も早い工事の完成とその不便さを解消するためにはそういう1時間の間で通行止めが解除できるかできないか、そこら辺もこの際検討するお考えがあるかないか、それをお尋ねしておきます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。まず工期の問題でございますが、これにつきましては、町民の皆様にご迷惑をかけるということで、請負業者と工程についてはこれから検討してできるだけ早い時期に交通を開放したいと、そのように考えております。

あと、お昼休みの交通開放でございますが、今までは橋脚をやる分にどうしても止めなくちゃならないということで、橋脚の補強をするのに止めなくちゃならないということでございましたが、橋脚の補強についてはほぼ完成になってきましたので、お昼休みの時間の開放を今後検討してまいりたいと考えております。

それであるわけなんです。今後、工事におきましてまず上部のアーチの部分につきまして塗装するというので、足場を組んでしまうのでそうするとどうしても車が通れない

ということはあるということと、あと橋をジャッキアップといいまして上にあげまして、橋の橋台に受ける台を取り替えるという工事がありますので、これにつきましては、橋台を上げてしまうので、完全に通行止めになるというようなことになります。

それでありますが、できるだけご迷惑のかけないように短期間でもできることはやりたいというようなことで昼休みの交通開放とか工期の短縮について今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 34 号、社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 35 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁下部工工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第 35 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁下部工工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、先の 12 月議会定例会で債務負担行為のご議決をいただき、本年の 2 月 4 日に 4,806 万円を契約金として、株式会社飯豊建設代表取締役齋藤等氏と請負契約を締結いたしました。

本工事の概要であります。橋立 2 号橋から野沢側へ 300 メートル程、進んだ箇所に建設する橋立 3 号橋の橋梁下部工 2 基であります。橋立 3 号橋は、橋長 52 メートルで下部工は、直接基礎の逆 T 型橋台であります。

本工事につきましての変更事項であります。東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行に伴う特例措置により、共通仮設費と現場管理費に補正する改正及び、労務・資材単価の改正による変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る 2 月 28 日付け、株式会社飯豊建設代表取締役齋藤等氏と 960 万 6,600 円の増額による、請負金額 5,766 万 6,600 円とする変更請負仮契約を締結いたしました。なお、平成 26 年 10 月 31 日と定められております竣工期限には変更はありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 95 条第 5 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条の規定により、議会の議

決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 35 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁下部工工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁下部工工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 36 号、町道の廃止についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第 36 号、町道の廃止についてご説明申し上げます。併せて議案第 36 号、参考資料の町道廃止路線図をご覧ください。

本議案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、路線の変更を行うため、一旦全線を廃止するものであります。町道下條線につきましては、本年度路線の一部を整備いたしまして、町道商業団地 1 号線の終点に接続いたしました。道路の適正管理の観点から、町道商業団地 1 号線の終点を下條線の終点まで延長して認定し、下條線の終点を変更するために、町道下條線と町道商業団地 1 号線の全線を、一旦廃止するものであります。

これで説明を終わりますが、道路法第 10 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 36 号、町道の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、町道の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 37 号、町道の認定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 37 号、町道の認定についてご説明申し上げます。

本議案で町道認定を提案した路線は 3 路線であります。町長の提案理由にも説明がありましたが、順次その認定理由についてご説明させていただきます。合わせて説明資料をご覧ください。

まずはじめに下條線についてご説明申し上げます。議案第 37 号、参考資料 1 の町道認定路線図下條線をご覧ください。

本路線は下條線の道路整備が完了し、町道商業団地 1 号線まで延長になったことから、終点につきまして、新たに認定しようとしています、町道商業団地 1 号線に接する箇所とした次第であります。

本路線の起点は変わらず野沢字原町乙 2170、新たな終点は野沢字下條乙 1996-2 であります。延長が 181.05 メートル、幅員は 1.5 メートルから 4.1 メートルであります。

次に、商業団地 1 号線であります。議案第 37 号参考資料の町道認定路線図をご覧ください。

本路線は先ほど町道の廃止についてのご議決いただきました路線について、下條線の道路整備が完了し、町道商業団地 1 号線まで延長になったことから、町道商業団地 1 号線の終点を廃止しました町道下條線の終点まで延長するものであります。認定する区間は、起点が県道大久保野沢停車場線に接する野沢字下條乙 1969-12、終点が廃止しました町道下條線の終点であります野沢字原町乙 2190-1 であります。延長が 346.1 メートル、幅員は 4 メートルから 9.2 メートルであります。

次に町道端村南線ではありますが、議案第 37 号参考資料 2 の町道認定路線図端村南線をご覧ください。

本路線はこれまで町道下野尻端村線として管理してきたところでありますが、度々の豪雨災害で道路が冠水し、通行止めとなり集落が孤立することからバイパスによる整備を進めておりましたが、バイパス工事が完成したことにより、本区間につきましては新たな町道として認定することとした次第です。

なお、本路線の起点は、群岡字北田 296-1 地内となり、終点は群岡字檀前甲 2625-1 であります。起終点とも町道下野尻端村線と接続いたします。なお、本路線につきましては、延長 641.08 メートルであり、幅員が 3 から 5.3 メートルとなっています。

これで説明を終わりますが、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　町道商業団地 1 号と入ってますから、これ 2 号、3 号と商業団地にかかわる町道整備計画等があるのかないのか。1 号と言えは 2 号、3 号くらいという感じもしますので、商業団地に関わる町道整備計画このほかにあるのかないのかお尋ねします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　商業団地の道路整備のご質問でございますが、商業団地 1 号線につきましてはよりっせの裏の道路が 1 号線となっております、今後 2 号線につきましてはこの裏の道路でございますので、それについての道路改良の整備計画については今のところないということでございます。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　そうすると町道としては商業団地の 2 号線もあるというふうに理解を正しいわけですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　商業団地線につきましては 2 号、3 号とありますが、何号線までであるかというのは今手元に資料がございませんので、あとでご答弁申し上げたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なし認めます。

これから議案第 37 号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 38 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　議案第 38 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、辺地地区での生活・文化水準等の格差是正を図ることを目的に実施する事業を盛り込み、計画書を策定しております。本町には野沢、尾野本、群岡、新郷、新郷三河、奥川の六つの指定地区がありまして、地区ごとに六つの計画書を策定し管理しているところでございます。

本計画書を策定すること、本計画書に事業を盛り込むことのメリットにつきましては、ご承知のとおり、辺地対策事業債、辺地債を活用し事業実施が可能なことにあります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。また説明資料としまして変更計画書を配布しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

今次の変更であります、奥川辺地に係る計画の変更でございます。その内容であります、変更計画書の4ページをご覧いただきたいと思います。

施設名、町道真ヶ沢3号線、事業内容、改良舗装Lイコール133.0メートル、Wイコール4.0(5.0)メートル、事業費については3千万円、うち辺地債充当額につきまして1,050万円を新たに追加するものでございます。

なお、Lというのは道路の延長でございまして、Wというのは道路幅員でございまして、括弧書きにつきましては全幅を表しているということでございます。

この変更の理由でございますが、奥川、真ヶ沢自治区の集落内道路であります町道真ヶ沢3号線の改良・舗装工事につきましては、本年度、平成26年度に改良、舗装工事を予定しております。本工事は奥川辺地地区内の事業であり、辺地対策事業債の活用が可能な事業でありますことから、本事業を新たに追加した計画変更を行なうものでございます。

なお、本変更案につきましては、去る2月20日開催の西会津町総合政策審議会に諮問し、原案を適当と認めるとの答申をいただいているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　これ、議案の39号とも関連しますが、いわゆる奥川は辺地でもあるし過疎でもある。こういう事業をする場合に辺地の計画に載せるやり方と過疎の計画に載せるやり方とあると思っているんですが、この振り分けといいますか、これはどうすれば有利かということで計画を立ててると思っていますが、そこら辺、辺地でやる場合と過疎でやる場合の差といいますか、どちらが有利でどうだというあたりを説明していただければと思います。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えします。辺地対策事業債、それから過疎対策事業債、その二つの計画の中でどういう振り分けをしているかというようなことでございます。ご承知のとおり過疎対策事業債の場合は後年度、利子、元金を含めまして借入額の70パーセントが交付税措置されるということでございます。この辺地対策事業債につきましては80パーセントということで過疎債以上に町にとっては財政上有利だということであります。どちらにも該当する事業につきましては、できるだけ辺地対策事業債を盛り込んで事業実施するという方針で計画をつくっているということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なし認めます。

これから議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決しま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 39 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 39 号、過疎地域自立促進計画の変更について、説明をさせていただきます。

はじめに過疎自立促進計画につきまして若干説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、過疎地域での都市部との格差是正や、自立促進に向けて実施する振興策等を盛り込み、各市町村ごとに策定しているところであります。本計画策定のメリットはご承知のとおり、過疎対策事業債を活用し、各種事業が実施できることにあります。この過疎債であります。国の定めた一定要件にあてはまる事業であれば、事業における町負担額の全額の借入れが可能であり、借入金償還の際には、元金・利子を含めた 70 パーセントの額が、地方交付税で措置されるという大変に財政的に有利な起債でございます。

また、地域内で公立学校や消防施設を整備する際には国の補助金が通常より嵩上げされるといったメリットもございます。

次に過疎の区域でございますが、本町の場合は町内全域が過疎地域として指定されておりまして、現行計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間となっております。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。また、説明資料として計画書変更案を配布しておりますので併せてご覧いただきたいと思います。

それでは変更内容の説明をさせていただきます。

変更計画書の 1 ページご覧いただきたいと思います。

変更の 1 点目は、区分 2 の産業の振興でありまして、(4) 地場産業の振興、流通販売施設としまして地域連携販売力強化施設を追加するものでございます。本施設は、町内産農林産物や加工品などの地場産品の販売と情報発信を目的としまして道の駅 A 区画に整備するものでございます。

変更の 2 点目は、同じく区分 2 の (7) 商業の振興、共同利用施設の中に原町ポケットパーク整備事業を追加するものでございます。本施設は、原町地内の中心部に整備するので、商店街の魅力を高め商店街への集客力向上などを目的に整備するものでございます。

変更の 3 点目は、同じく区分 2 の (7) 商業の振興、共同利用施設の中に、野沢駅通り公園整備事業を追加するものです。本施設は、上原旧野沢幼稚園跡地に整備し、原町ポケ

ットパーク同様に商店街の魅力を高め集客力を向上させること等を目的に整備するものでございます。

変更の4点目は、同じく区分2の（8）観光またはレクリエーションの中にふるさと自慢館整備事業を追加するものでございます。本施設は、現在のふるさと自慢館をより充実した施設、まちなか活性化の拠点施設として商工会が事業主体となり整備する計画でございますが、事業実施にあたっての町補助金に過疎債を充当できるよう変更するものでございます。

変更の5点目は、区分3交通通信体系の整備、情報化及び地域交流の促進（1）市町村道・道路に小学校線、改良舗装を追加いたします。本路線は役場庁舎移転後には町役場へのアクセス道路となることから改良計画を立てたところであります。整備にあたっては国庫補助事業と併せ過疎債を充当できるよう変更するものでございます。なお、これら工事の事業予定年度は、2ページに記載しているとおりでございます。

なお、本計画書につきましては、去る2月20日開催の西会津町総合政策審議会にしまして、原案を適当と認める答申をいただいているところであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により事業する同条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　変更の理由の説明で、関係機関と協力して進めていくという文言がありますが、説明では商工会、ふるさと自慢館で出てきましたが、それ以外に協力していく関係機関というのがあるのかないのか。どういう機関をこれは指しているのか、それを説明していただきたいと思います。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　関係機関に関するご質問にお答えします。まず、地域連携販売力強化施設につきましては、関係機関というのはいろいろミネラルの野菜の普及会であったり、商工会であったり、それから加工を行っているグループであったり、そういった皆さんと連携をしながら事業を進めてまいりますということでございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　そうすれば当然流通販売施設に関しては、今協力機関といった人たちとも話し合いをしながら計画を立てていくと。計画の段階からそういう人たちと意見の交換をするのかしないのか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　今地域連携販売力強化施設の関係機関と協議しながら今計画を立てているのかというようなお話ですけども、現在、25年度に入りまして施設の整備に向けて商業活性化施設整備検討委員会というのを立ち上げて、いわゆる補助事業の導入に向けてとか、あと先進地研修とかして、どんな施設につくっていったらいいのかとか、そういった協議を進めてきたところでございます。

その中には、商業団体の方とか農林業団体の方というようなことで、先ほど言いました

ミネラル野菜普及会の方とか、加工ネットワークの方々とか、またあと商工会関係、またあと商店街の方々というようなそういった関係する方々に入っていただきまして、今いろいろと協議しながら施設整備に向けて検討しているところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この産業の振興共同利用施設というところがございますけれども、これ、一般質問近くなるかもしれませんが、そのときは答えなくても結構ですから、その産業の振興利用施設ということで野沢古町、本町のほうは一切考えてないということでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。あくまでも今回事業計画が上がって過疎対策事業債を使って事業を取り組むという事業につきまして今回の計画に盛り込んでいただいたところでございまして、本町がまったくその計画ないとかいうふうなことではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なし認めます。

これから議案第39号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議します。(11時30分)

○議長 再開します。(11時34分)

日程第13、議案第40号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議案第40号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年3月31日で任期満了となります、本町財産区管理委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります橋谷田政雄さんを引き続き、本町財産区管理委員として任命したいので、何卒、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 40 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 14、議案第 41 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 41 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

3 月 31 日で任期満了となります、本町財産区管理委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります石川寅雄さんを引き続き、本町財産区管理委員として任命したいので、何卒、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 41 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 15、議案第 42 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 42 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 3 月 31 日で任期満了となります、本町財産区管理委員につきまして、その職務の重

要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります大沼幸雄さんを引き続き、本町財産区管理委員として任命したいので、何卒、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 42 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 16、議案第 43 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 43 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 3 月 31 日で任期満了となります、本町財産区管理委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります若林陽三さんを引き続き、本町財産区管理委員として任命したいので、何卒、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 43 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 17、議案第 44 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 44 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 3 月 31 日で任期満了となります、本町財産区管理委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢本町在住の渡部信一さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

渡部さんについて、ご紹介を申し上げますと、昭和 25 年 9 月、西会津町野沢の生まれで、県立西会津高等学校を卒業後、昭和 44 年 3 月から藤倉電線株式会社に勤務された後、昭和 49 年 8 月からは東北発電工業株式会社に勤務され、平成 23 年 9 月に退職されました。

温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、渡部信一さんを本町財産区管理委員に任命したいので、何卒、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 44 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、本町財産区管理委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(11 時 45 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

午前中の議案質疑の中で答弁したい旨の申出がありましたので、発言を許します。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10 番、荒海議員の後期高齢者医療特別会計の質問の中で、前期高齢者の数と保険料はとのご質問がございましたのでそのご質問にお答えをいたします。

町の国民健康保険に加入しております 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の人数は 802 人です。保険料につきましては、前期高齢者の方だけが負担するものではありませんが、後期高齢者の支援分としまして、1 人平均 2 万 893 円が国保税の中に含まれております。以上でございます。

○議長 追加議案として町長から議案第 46 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）及び議案第 47 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約について、議案第 48 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約について、議案第 49 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約について、議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 46 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を追加日程第 2、議案第 47 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約についてを追加日程第 3、議案第 48 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約についてを追加日程第 4、議案第 49 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約についてを追加日程第 5、議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 46 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）、議案第 47 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約について、議案第 48 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約について、議案第 49 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約について、議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3、第 4、第 5、第 6 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま追加をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

はじめに議案第 46 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）についてであります。今回の補正は地方消費税交付金及び特別地方交付税の額の確定に伴うものであります。補正額であります。2 億 3,343 万 6 千円を増額し、予算の総額を 66 億 5,275 万 7 千円とするものであり、剰余金につきましては、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第 47 号から第 49 号、工事請負契約の変更契約について申し上げます。

本案は、現在工事を進めております西会津小学校の新校舎建築に係る建築主体工事及び電気設備工事並びに機械設備工事におきまして、物価水準の変動により変更が生じたことから、それぞれ工事請負額を増額するため、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。本案は現職委員の辞職により欠員となっております教育委員会委員 1 名の任命について議会の同意をお願いするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議案の詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので十分なるご審議をいただき、原案のとおりご議決いた

きまようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 追加日程第2、議案第46号、平成25年度西会津町一般会計補正予算（第7次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第46号、平成25年度西会津町一般会計補正予算（第7次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、地方消費税交付金及び特別地方交付税の額の確定に伴い調整するもので、剰余金につきましては、全額財政調整基金に積立するものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成25年度西会津町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,343万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,275万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります、事項別明細書でご説明を申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります、6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金580万1千円の減であります。これは、国全体の消費税の減収に伴うものであります。

次に、9款地方交付税、1項1目地方交付税2億3,923万7千円の増は、特別地方交付税の確定による増であります。これによりまして、本年度の最終交付決定額は4億2,923万7千円となり、昨年度と比較いたしまして、645万円、率にして1.5パーセントの増となったところであります。

次に、歳出であります、2款総務費、1項5目財産管理費2億3,343万6千円の追加は、歳入を調整した結果、剰余分を全額財政調整基金に積立するものであります。この結果、平成25年度末の財政調整基金残高見込額であります、13億7,846万9千円となる見込みであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第46号、平成25年度西会津町一般会計補正予算（第7次）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 47 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 47 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成 25 年 9 月議会定例会において、請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましての変更事項について、ご説明させていただきます。東日本大震災の被災 3 県における賃金等の急激な変動に伴い、西会津町工事請負約款第 25 条第 6 項の規定により労務単価及び資材単価の増額による、インフレスライドを実施したことによる変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る 3 月 18 日付け、会津土建・武田土建特定建設工事共同企業体代表者、会津土建株式会社取締役社長菅家洋一氏と 3,242 万 1,600 円の増額による、請負金額 10 億 4,546 万 1,600 円とする変更請負仮契約を締結いたしました。なお、平成 27 年 1 月 30 日と定められております竣工期限には変更はありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 95 条第 5 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議案第48号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第48号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましても、平成25年9月議会定例会において、請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましてもの変更事項についても、東日本大震災の被災3県における賃金等の急激な変動に伴い、西会津町工事請負契約約款第25条第6項の規定により労務単価及び資材単価の増額による、インフレスライドを実施したことによる変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る3月18日付け、会津・築田特定建設工事共同企業体代表者、株式会社会津電気工事代表取締役佐藤脩一氏と19万4,400円の増額による、請負金額1億246万4,400円とする変更請負仮契約を締結いたしました。なお、平成27年1月30日と定められております竣功期限には変更はありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第95条第5項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 前の議案で聞けばよかったんですが、ちょっと聞き漏らしてしまったのでここで聞きます。約款第25条の第6項ですか、それどんな条文なのか、めったに約款なんというの出てきませんでしたので説明をしていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 25条につきましては、賃金又は物価の変動に基づく請負元金の変更ということでございます。6項の中に、予期することのできない事情ということで、インフレーション、デフレーション等によりまして請負代金が著しく不相当となったときは請負代金の変更を請求することができると、そういう内容でございまして、これにつきましては、約款の29条におきまして、その著しいというのは定めておりまして、請負代金の100分の1ということで1パーセントを超えるものにつきましては著しい変更ということで29条の4項に定めておりまして、それによります今回の変更でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 こういう物価の関係で、インフレ、デフレ等で今まで契約の変更等、私はなかったような気がしますが、過去にこういうことがあったのかどうかお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 みらい交流館の建築工事でこれが1件ございました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 48 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

追加日程第 5、議案第 49 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 49 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成 25 年 9 月議会定例会において、請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましてはの変更事項についても、東日本大震災の被災 3 県における賃金等の急激な変動に伴い、西会津町工事請負契約約款第 29 条第 6 項の規定により労務単価及び資材単価の増額による、インフレスライドを実施したことによる変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る 3 月 18 日付け、会津ガス・野口燃料特定建設工事共同企業体代表者、会津ガス株式会社代表取締役社長相馬祥平氏と 155 万 9,520 円の増額による、請負金額 1 億 6,535 万 9,520 円とする変更請負仮契約を締結いたしました。なお、平成 27 年 1 月 30 日と定められております竣功期限には変更がありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 95 条第 5 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 49 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議しますが、地方自治法第 117 条の規定によって、新井田大君の退場を求めます。

暫時休議します。(13時26分)

○議長 再開します。(13時28分)

追加日程第 6、議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現職委員の辞職により、現在 1 名の欠員となっております、教育委員会委員についてありますが、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、下谷、小杉山在住の新井田大さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

新井田さんについて、ご紹介申し上げますと、昭和 24 年 5 月、下谷、小杉山の生まれで、青山学院大学理工学部を卒業後、昭和 49 年 4 月に福島県教職員として採用され、県立只見高等学校を振り出しに、県立耶麻農業高等学校教頭、県立若松女子高等学校教頭、県教育センター科学技術教育部長、県教育センター次長を経て、平成 15 年 4 月には県立川口高等学校校長に就任し、その後、県教育センター所長を経て、平成 22 年 3 月、県立福島高等学校校長を最後に県教職員を退職されました。

なお、平成 22 年 12 月からは、町監査委員を務められておりますが、昨日 3 月 31 日をもって退職する旨の届出が提出され、受理したところでございます。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、新井田大さんを教育委員会委員として任命したいので、何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 18、議会案第 1 号、保育施設運営に係る調査特別委員会の設置についてを議題とします。

長谷沼清吉君ほか 5 人から議会案第 1 号、保育施設運営に係る調査特別委員会の設置についてが提出されました。

本案についての説明を求めます。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それではご説明を申し上げますが、この件につきましては過日開かれまして全員協議会で全員のご了解、理解を得て提出ということになっております。なお、提出者は私以下議会運営委員会の皆さんであります。

保育施設運営に係る調査特別委員会の設置について。

上記の議案を下記のとおり、西会津町議会委員会条例第 3 条の規定により提出します。

記。特別委員会の名称、保育施設運営に係る調査特別委員会。

特別委員会の定数は 13 名であります。議長を除く 13 名、議長はオブザーバーということになります。

提出の理由であります。少子高齢化が急速に進む本町において、少子化対策は喫緊の課題です。町の将来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくり、子育て支援施策を協働によるまちづくりを基本に、町民、議会、行政が一体となって町民が望むまちづくりに取り組まなければならない。

近年、多様化するニーズに対応した保育サービスの拡充や、保育施設の充実が求められている中、本町では少子化に伴う保育児童の減少や乳幼児保育の増加、保育施設の老朽化、さらには子ども・子育て制度の改正など、さまざまな状況が変化する中であって、本町に最適な保育施設の運営と子育て支援施策を協働により調査研究し、安心して子を産み育てられる子育て支援環境を調査検討するものであります。以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第 1 号、保育施設運営に係る調査特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第 1 号、保育施設運営に係る調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました

日程第 19、保育施設運営に係る調査特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

保育施設運営に係る調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 2 項の規定によって、長谷沼清吉君、五十嵐忠比古君、清野佐一君、荒海清隆君、青木照夫君、多賀剛君、鈴木満子君、猪俣常三君、伊藤一男君、渡部憲君、長谷川義雄君、三留正義君、小柴敬君、以上の諸君を保育施設運営に係る調査特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を保育施設運営に係る調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後、直ちに保育施設運営に係る調査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を選任してください。

暫時休議します。(13時39分)

○議長 再開いたします。(14時30分)

先ほど設置された保育施設運営に係る調査特別委員会の委員長に鈴木満子君、副委員長に青木照夫君を選任した旨の報告がありました。

日程第 20、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、請願審査報告書、朗読をもって報告します。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果。

請願第 1 号、平成 26 年 3 月 7 日、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、採択すべきものと決定しました。以上です。

○議長 これから、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第 1 号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました

日程第 21、意見書案第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは報告をいたします。意見書案第 1 号、朗読をもって報告をいたします。提出者は記載のとおりでございます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三様、厚生労働大臣、田村憲久様、厚生労働省福島労働局長、河合智則様、以上であります。

それでは、案を朗読いたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであります。毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013 年政府が決定した経済財政運営と改革の基本方針ならびに日本再興戦略において、引き上げの意向が示されているとともに、2010 年には、政労使の代表からなる雇用戦略対話において、2020 年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低 800 円(時間額)を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1 千円を目指すことで合意されている。

最低賃金の引き上げは、全労働者の 4 割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を確固たるものにするためには大幅な引き上げが必要不可欠である。また、本年 4 月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためには最低賃金額の引き上げが必要となる。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要なことである。

現在の福島県最低賃金は、時間額で 675 円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は 2007 年からの 6 年間全国水準で 31 位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な問題となっている。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島

県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金について、日本再興戦略ならびに経済財政運営と改革の基本方針 2010 年に行われた雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図る。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが 4 月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上で朗読を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、原案のとおり可決されました

日程第 22、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加議事日程配付のため暫時休議します。(14時33分)

○議長 再開します。(14時45分)

ただいま、保育施設運営に係る調査特別委員会から、継続審査申出が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

保育施設運営に係る調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

保育施設運営に係る調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、保育施設運営に係る調査特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本年度予算及び補正予算、請負契約の変更、人事案件等大変重要な案件について熱心にご審議を賜り、全議案とも原案どおりご議決をいただきましたこと誠にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

ご審議の中で賜りましたご意見、ご要望等につきましては、今後の町政運営におきまして十分配慮してまいりたいと思います。今後とも協働のまちづくりのため、一層のご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

本年度は東日本大震災、原発事故から3年がたちました。いまだ約14万人の方が避難生活を余儀なくされております。被災された皆さんには改めてお見舞いを申し上げますとともに、放射能除染対策やふるさと再生が一日も早く実現できますよう、国・県・東電の迅速果敢な取り組みを機会あるごとに要望してまいりたいと思います。

本町におきましても風評被害払拭に向けて農林産物の安全・安心の施策を強力に進めてまいります。議員各位並びに町民の皆さんのご支援とご協力をお願いいたします。

今冬は例年になく降雪の少ない年でありました。今ようやく春の陽気も感じられるようになりまして、躍動の季節を迎えます。

議会においては議会基本条例に基づき、活発な活動を行っておりまして、町勢伸展に大きく寄与しているものと感じているところであります。

結びになりますが、春とはいえ、まだまだ寒さ厳しい折、議員各位におかれましては健康に十分留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして閉会に当たってのあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

○議長 会議を閉じるに当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る3月7日以来本日まで13日間にわたり、平成26年度予算をはじめ、条例制定、補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始きわめて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案原案どおり議決成立を見ました。

議員各位には年度末を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会と町は信頼と協働を基本として、相互の信頼の上での議論が重要と考えます。議会は議会基本条例による議会報告会を5月に開催する予定であります。議会といたしましては、町民の皆様と議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら、町勢伸展のため取り組む所存でありますのでご理解いただきたいと思います。

去る3月7日をもって辞職されました佐藤晃前教育長、また、3月31日をもって退職されます藤城良教副町長、新井田大監査委員におかれましては、町勢伸展のため、教育行政並びに行政全般にわたりご尽力され、多くのご功績を残されました。

長きにわたるご労苦に対し深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。春3月、三寒四温の春めいた温かさを感じるこのごろですが、議員の皆様方、執行部の皆

様方におかれましては一層ご自愛の上ご精励賜りますようお願い申し上げ、あいさついたします。

これをもって平成 26 年第 1 回西会津町議会定例会を閉会します。(1 4 時 5 2 分)